

平成23年 9 月30日

平成23年
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 5 号）

平成23年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 5 号）

平成 23 年 9 月 30 日（金曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 5 号

平成23年 9月30日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 17 号議案まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 17 号議案まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 工事請負契約について

乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 7 号議案 財産の取得について

乙第 8 号議案 財産の取得について

乙第 9 号議案 訴えの提起について

乙第 10 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 11 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 12 号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第 13 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第 14 号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

乙第 15 号議案 中部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について

乙第 16 号議案 中城湾流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について

乙第 17 号議案 中城湾南部流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について

認定第 1 号 平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成22年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成22年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成22年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

- 認定第9号 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第10号 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成22年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成22年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成22年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成22年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成22年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成22年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成22年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成22年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
 諮問第1号 軌道敷設の特許申請に伴う意見について

出席議員（47名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	42番	新垣哲司君
17番	玉城満君	43番	具志孝助君
18番	仲宗根悟君	44番	當間盛夫君
19番	崎山嗣幸君	46番	新里米吉君
20番	西銘純恵さん	47番	嘉陽宗儀君
21番	新垣清涼君	48番	大城一馬君
23番	新垣安弘君		

欠席議員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん
副 知 事	上 原 良 幸 君	知 事 公 室	饒平名 知 成 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	秘書広報統括監	
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	総 務 部	新 垣 郁 男 君
総 務 部 長	兼 島 規 君	財 政 統 括 監	
企 画 部 長	川 上 好 久 君	教 育 委 員 会 長	中 野 吉三郎 君
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君	教 育 長	大 城 浩 君
福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君	公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君	警 察 本 部 長	村 田 隆 君
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君	労 働 委 員 会 長	平 良 宗 秀 君
文 化 観 光	平 田 大 一 君	事 務 局 長	
ス ポー ツ 部 長		人 事 委 員 会 長	岩 井 健 一 君
土 木 建 築 部 長	当 間 清 勝 君	事 務 局 長	
企 業 局 長	仲 田 文 昭 君	代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 査	佐久田 隆 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、知事から、乙第15号議案から乙第17号議案までを撤回したい旨の申し出がありました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第17号議案まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 おはようございます。

それでは一般質問2日目、最初に質問をさせていただきますが、質問に入る前に、知事、訪米大変お疲れさまでございました。

今回の訪米の成果を高く評価をいたします。日米合意に固執する日米両政府や米国民に対し、メディアや米国の有力議員を通して県民の民意を明確に主張した

点にてあります。今後、その成果をどう生かしていくか、どう二の矢を放っていくかであろうかと思えます。

知事の主張に対し、米国から結果を求められた政府の圧力は、内外から相当なものになるだろうということは想像にかたくありません。来年度予算編成を間近に控え、普天間問題と一括交付金のリンクや、「普天間基地の固定化か辺野古移設か」と選択を強要するだろう政府の攻勢に対して、踏まれてもけられても県民の民意の実現に向けて、県外移設を頑固に主張していただきたいと知事にエールを送り、通告に従って質問を行います。

知事の政治姿勢について伺います。

自衛隊の南西諸島地域への展開と下地島空港の災害拠点について伺います。

防衛省の防衛力強化と拠点づくりは、新たな軍事摩擦を起こし、緊張と争いの海へとなりかねません。県民生活や漁業への悪影響が予想されます。現に、枝野前官房長官は尖閣諸島について、他国が侵略してきたらあらゆる犠牲を払ってでも自衛権を行使し排除するというとんでもない発言をしております。自衛隊の南西諸島への軍事増強は決して認められるものではありません。

ません。知事の見解を伺います。

また、知事は8月3日の衆議院沖縄北方特別委員会で災害拠点化による下地島空港の活用に関し、赤嶺政賢衆議院議員の「軍事によらない災害拠点の活用を提案していると理解してよいか」との質問に対し、「そのとおりだ」と答弁をされましたと報道されているが、知事の見解を伺います。

8月26日、「再生エネルギー買い取り法」が成立をしました。この制度は、電力を一定の価格での買い取りを義務づけるもので、国内における自然エネルギーを飛躍的に普及させる大きなかぎとなります。県内における自然エネルギーの自給率は全国最下位、供給量も同様であります。今こそ、再生可能エネルギー等の積極的導入でエネルギービジョンを大きく見直すべきではないのか、知事の見解を伺います。

(3)、県立病院の独立行政法人化への課題は何なのか。また、離島にある宮古・八重山病院の独法化への方策について知事の見解を伺います。

大きい2番目、県立病院の課題について伺います。

(1)、急激な改革によって、病院現場では人員不足による「病休や年休」がとれない状態が起きているとの報告があるが、実態を伺います。

(2)、中部地区の救急病院で救急搬送による入院患者が増加をし、慢性的な満床状態が続き、県立中部病院では入院待機や早期退院、救急患者受け入れに支障が出ているといいます。県立中部病院の休床している52床の解消や、中部圏域の病床数について見直しをするべきではないのか、当局の見解を伺います。

(3)、医師の安定確保に向けて研修医の本務採用を行うべきではないのか伺います。

(4)、人件費抑制計画、すなわち給与費の見直しについて説明と見解を伺います。

(5)、県立八重山病院の新築について伺います。

県立八重山病院の平成30年までの収支見通しの中で、新八重山病院建設が示されておりません。無理な質問であることは重々承知をしておりますが、平成30年までの収支を推計しているわけでありますから、八重山病院建設を入力した推計だってできると言うわけであります。築35年を経過し、かなり体力的にも厳しい中、巨大地震や巨大暴風も想定されるわけでありますから、八重山病院の建設時期の目標はしっかりと明示しておくべきだと思いますがいかがでしょうか。

(6)番目、県立宮古病院について伺います。

ア、移転・新築に向けた病院側からの要望について伺います。

イ、医師、看護師、コメディカル等のスタッフの不

足の現状と解決に向けた取り組みについて示してください。

大きい3番目、離島・僻地医療振興について伺います。

(1)、離島・僻地の医療・保健計画について、第10次計画の評価と課題について伺います。

(2)、ドクターヘリ事業について。

ドクターヘリ2機目の導入について見解を伺う。

「県ヘリ添乗医師等確保事業」の実績と課題について伺います。

(3)、宮古・八重山病院の特地、準特地手当はこの5年間で幾らになるのか。それらは病院経営にとって大きな負担ではないのか伺います。

(4)、検討中の沖縄がん対策基本条例において、離島におけるがん患者の経済的支援及び負担軽減の文言挿入について見解を伺います。

大きい4番目、教育行政について伺います。

(1)、県内における校内暴力、いじめ、不登校、そして教師への暴力行為などの実態について伺います。

(2)、文科省が35人学級を小学2年までの枠を広げる方針を決定いたしました。教育効果と職員定数についての教育長の見解を伺います。

次に、通告書には記載されておりませんが、通告後に報道がなされ看過できない問題でありますので、議事課や教育委員会の了解を得て質問させていただきます。

(3)、「県内でも原子力教育」、24日の県紙の見出しには大変驚きました。原子力発電所のない沖縄で、原子力教育や原子力研修会に多くの教職員が参加していたことがわかりました。参加した教員は「まるで洗脳のような」と言います。「日本の原子力発電所は放射能漏れを防ぐ五重の壁で覆われている」という安全神話をかざして教職員たちに強調します。文科省作成の原子力に関する副読本も県内全小中学校と教育委員会に配布されるなど原発の有無にかかわらず沖縄でも浸透していたことがわかりました。

そこで、学校現場でどのようなことが行われてきたのか、今後どうしようとしているのか、教育長の見解をお聞かせください。

大きい5番目、ハンセン病問題について伺います。

(1)、愛楽園・南静園両園の将来構想の実現に向けた検討委員会がようやく設置をされました。なぜこの時期か、その背景と県の見解をお伺いします。また、構成メンバー、これからの具体的作業、日程などについても伺います。

(2)、県は入所者の生活環境が地域社会から孤立する

ことがないようにするなど、入所者の良好な生活環境の確保を図るためどのような見解を持っているのか伺います。

(3)、両園の医療及び介護体制整備の充実についても伺います。

(4)、退所者問題連絡会が設置をされたものの十分でないとの報告があります。退所者相談体制を充実させるべきだと思が見解を伺います。

6番目、原子力エネルギー及び政策について伺います。

3・11、原発の安全神話が崩れました。今なお放射線は拡散をし続けています。人体、農産物、食料、水等々、国民生活を脅かしております。今でも放射能によって避難しさまよっている国民は7万人を超えと言われています。放射線は県境を越えて日本列島の大地を汚染し、放射能汚染水が海域へと流出をしている。国民の多くが脱原発、再生可能エネルギーへの政策転換を望んでいる。

そこで伺います。

福島原発事故による国民生活や県民生活への影響について知事の見解を伺います。

(2)番目、沖縄電力の「小型原発研究」について、知事は6月定例会で「研究は重要」と発言をされました。なぜ重要なのかをお聞かせください。

(3)、福島原発事故調査・検証委員の吉岡斉氏の「核廃棄物の処分場で沖縄にもその整備の話がくる可能性もある」との警告について知事の見解を伺います。

7番目、産業廃棄物行政について伺います。

(1)、宮古島市大浦地区で、2001年11月に発生した大火災事故で閉鎖をされた処分場の不法投棄の撤去についての見解を伺います。

(2)、その事故現場の隣地でまた新たな産廃処分場建設に着手しております。地元住民の意向はどうか。また、県の見解を伺います。

答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

奥平一夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、離島・僻地医療振興に係る御質問の中で、第10次僻地保健医療計画の評価と課題についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成19年3月に策定いたしました「第10次へき地保健医療計画」に基づき、離島の医師確保等を中心に26項目の方策について取り組んでまいりました。これらの方策につきましては、医師

修学資金等貸与事業を初め全体の85%を実施しております。おおむね推進できたものと考えております。

今後の課題といたしましては、離島・僻地に派遣する医師のキャリアアップシステムの構築等支援体制のさらなる充実が必要と考えております。沖縄県では、平成23年3月に策定いたしました「第11次へき地保健医療計画」に基づき、琉球大学等と連携をして医師のキャリアアップシステムの構築、そして専門医による巡回診療及び遠隔医療支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ハンセン病問題についての御質問の中で、入所者の良好な生活環境の確保についての御質問にお答えいたします。

療養所の将来構想は、入所者の意向を最大限に尊重をし、地域住民等との交流を進め、入所者の良好な生活環境の維持向上を図ることなどを基本目標としているものと認識をいたしております。

沖縄県におきましては、関係機関が意見交換を行う検討会議を設置し、将来構想の実現に向け、課題等を共有するなどの取り組みを進めているところでございます。

次に、原子力エネルギーに係る御質問の中で、沖縄電力の小型原発研究の重要性についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、県民に対し電力の安定供給の責務を負う電気事業者が電力の安定的かつ効率的な供給や低炭素化等の観点から、さまざまな発電方式について常に情報を収集しておくことは重要なことであるとの趣旨で発言をしたものでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、自衛隊の南西地域への展開と下地島空港の災害拠点についてお答えいたします。

防衛省は、今年度から先島諸島への沿岸監視部隊の配備等について調査を進めております。

自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、その配備に当たっては、地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。また、下地島空港の災害拠点については、去る5月に開催された米軍基地負担軽減部会で当時の北澤防衛大臣から、災害拠点として下地島空港の使用に

ついて発言がありましたが、沖縄防衛局に確認したところ、具体的な内容等については現在決まっていないとのことであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、エネルギービジョンの見直しについてお答えいたします。

平成22年度に策定した「沖縄県エネルギービジョン」の目標達成に向けた具体的な取り組みは、今年度着手したばかりでございますが、同ビジョンの見直しについては、議員御指摘の今般成立しました再生エネルギー買い取り制度、あるいは今回の原発事故を受けた国の新たなエネルギー政策等を踏まえて検討していきたいとこのように考えております。

続きまして、原子力エネルギーと政策についての御質問の中で、沖縄県での核廃棄物処分場整備計画の可能性があると警告についてお答えいたします。

放射性廃棄物処理施設については、現在、原子力発電環境整備機構が全国の市町村を対象に建設候補地の公募を行っておりますが、県内で応募している市町村があるという情報はございません。

今回の福島第一原子力発電所における事故の影響や県内に原子力発電所がないことを踏まえ、同施設の県内整備については、県民の理解は得られないものと考えており、県としてもすぐに同意できるとは考えておりません。

なお、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項には、最終処分計画に係る調査地区の所在地を定めようとするときは、当該都道府県知事あるいは市町村長の意見を聞き、これを十分尊重しなければならないと記載されております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 知事の政治姿勢についての中、県立病院の地方独立行政法人化についてお答えいたします。

県立病院の独法化に向けた課題の一つに、独法化すると救急医療や離島医療等のいわゆる政策医療の提供が後退するのではないかと県民の懸念があるものと考えております。また、宮古・八重山病院においては、医師や看護師等医療従事者の安定的な確保が経営形態にかかわらず重要な課題であると認識しております。このため、県立病院を独法化する場合には、政策

医療の実施を法人に指示し、その提供に要する経費を負担するとともに、離島医療のための人材確保を引き続き支援していきたいと考えております。

県としては、経営形態にかかわらず、県立病院の果たすべき役割である離島医療等、地域において必要とされる医療提供体制は堅持してまいります。なお、病院事業の経営形態につきましては、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にして最終的に判断することとしております。

続きまして、離島・僻地医療振興についてのドクターヘリ事業についてお答えします。

沖縄県ドクターヘリは、平成20年12月から浦添総合病院が行うドクターヘリ事業に補助し実施しております。平成22年度には295件の急患を搬送しており、沖縄本島全域、本島周辺離島及び徳之島以南の離島から入院を必要とする患者を迅速に搬送するなど大きな成果を上げております。

県では、ドクターヘリの複数配置を含め、急患空輸搬送体制のさらなる充実を図るため、「沖縄県救急医療協議会」において検討を進めているところであります。

続きまして、離島・僻地医療振興についての中、がん条例に関する離島患者支援についてお答えします。

がん対策に係る条例の策定については、患者等関係者、医療関係者、市町村、経済労働及び教育関係者等で構成する連絡会を開催し、意見交換を行っているところであります。これまで6回開催した連絡会及び作業部会では、本県のがんの現状や課題を踏まえ、条例の骨子について検討しているところであります。

離島患者への支援策については、同連絡会においても多くの意見がありますが、具体的な文言については今後、関係法令等を踏まえ検討してまいります。

続きまして、ハンセン病問題についての、検討会議の今後の作業等についてお答えいたします。

療養所においては、入所者の高齢化が進み、入所者数が減少する中で、将来的な入所者に対する医療・介護等のサービス水準の低下等が懸念されており、入所者からは、将来に不安を感じているとの意見があります。

入所者が安心して暮らせるためには、療養所の機能維持向上が喫緊の課題であり、これらの課題を共有し、その解決策を協議することを目的に、関係機関が意見交換を行う検討会議を設置したところであります。同検討会議は、療養所園長、自治会長、地元自治

体及び市民団体から構成され、今後は、定期的に開催し、課題解決に向け、関係機関と協力して取り組んでいくこととしております。

ハンセン病問題についての、医療及び介護の体制整備の充実についてお答えします。

入所者の減少や高齢化が進む中、入所者の良好な生活環境を確保していくことは将来構想の基本目標であり、その実現に向け医療及び介護の体制を整備し、充実を図っていくことは重要な課題であると考えております。療養所の機能維持向上の観点から、地域住民への医療機能の開放は必要であり、愛楽園においては、ことし4月より保険適用の外来入院制度を導入し活用されております。また、南静園においても、同制度の導入に向け、厚生労働省と調整を進めていると伺っております。

沖縄県としましては、両園や地元自治体等関係機関と連携し、将来構想の実現に向けて協力していきたいと考えております。

ハンセン病問題についての、退所者への相談体制の充実についてお答えします。

退所者の相談窓口については、平成14年9月から各福祉保健所に相談窓口を設置し、相談体制を整えております。同相談窓口の活用が図られるよう周知を図っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院の課題についての御質問の中で、県立病院における病休、年休の取得状況についてお答えいたします。

病院事業局における1人当たりの年休取得実績は、平成20年8.1日、21年9.3日、22年9.4日となっております。また、1人当たりの病休取得実績は、平成20年2.2日、21年2.9日、22年2.9日となっております。

病院事業局におきましては、今後とも職員のワークライフバランスの実現のため、年次有給休暇等の計画的取得が可能な勤務環境の整備に努めていきたいと考えております。

次に、休床解消に向けての取り組みについてお答えいたします。

看護師不足による休床は、中部病院で平成21年2月より52床、南部医療センター・こども医療センターは平成19年11月から14床となっております。休床している病床の再開については、看護師確保の見通し、経営への影響、地域の医療環境等を踏まえて検討していききたいと考えております。

次に、研修医の本務採用についてお答えいたします。

研修医については、現在、嘱託職員及び臨任職員として採用しております。病院事業局においては、医師の養成・確保の観点から、研修医の採用形態について、今年度、人員体制検討チームを設置し、検討を進めているところであります。

次に、人件費の抑制についてお答えいたします。

病院事業局としましては、県立病院が今後とも公的医療機関としての役割を果たしていくためには、経営の安定化を図る必要があると考えております。そのためには、診療報酬上の施設基準の取得などにより医業収益の拡大に努めるとともに、材料費や人件費などの費用についても適正化を図る必要があると考えております。また、県立病院の経営再建検証委員会において、持続的な経営の健全化を達成するためには、他の都道府県立病院より高い給与費比率の低減に向けた取り組みを実施する必要があると指摘されている状況にあります。これらを踏まえ、病院事業局としては、職務の級の格付を国に準じた制度となるよう見直しを行うとともに、新たに認定看護師手当を新設し、職員の士気の向上につながる給与体系の見直しを実施したいと考えております。

次に、長期収支見通しにおける新八重山病院建設についてお答えいたします。

病院事業局がことし8月に作成した収支見通しでは、収益と経費をおおむね平成22年度決算ベースで推移すると見込みつつ、平成25年5月に開院予定の新宮古病院建設に係る経費など、計算可能な事項を反映させております。八重山病院については、平成22年度に耐震化等改修工事を実施し、地震に対する安全性の確保や施設の修繕を行ったところであります。

病院事業局としましては、今後とも計画的な点検・修繕の実施により八重山病院の医療機能の維持に努めてまいります。八重山病院の建てかえに向けては、病院の経営改善に努めつつ、将来の病院のあり方や救急医療における地元市町村との連携、役割分担等について検討していく必要があると考えております。

次に、移転・新築に向けた病院側からの要望についてお答えいたします。

新宮古病院は、宮古病院整備基本構想等において、宮古医療圏の急性期医療、2次救急医療、精神科医療、災害医療等の医療機能を担う中核的な医療機関として整備することとされております。これを踏まえ、病院事業局では、新宮古病院の基本設計や実施設計の作成過程において、各診療部門等との調整を密に行う

など、可能な限り現場の意見、要望を反映させ、ことし5月に着工したところであります。現在は、平成25年5月の開院に向けて、医療機器や電子カルテ等、新病院の運営に必要なハード・ソフトのインフラ整備について現場ときめ細かい調整を行っているところであります。

次に、県立宮古病院のスタッフの不足の現状と解決に向けた取り組みについてお答えいたします。

県立宮古病院の医師、看護師及びコメディカル等の職員数については、業務量等を考慮して平成23年度の配置定数を270名としております。平成23年8月1日現在の配置状況は、医師で精神科及び眼科で1名の欠員となっており、病院事業局においては、大学や民間病院との協力・連携による医師派遣、地域・離島医療確保モデル事業等により医師確保に取り組んでおります。また、看護師やコメディカル等については、常勤職員等を配置しており、欠員は生じておりません。

宮古病院の今後の人員体制については、医療提供体制の充実と経営への影響等を考慮する必要があることから、現在、局内に設置した人員体制検討チームで検討を進めているところであります。

次に、離島・僻地医療振興についての御質問の中で、過去5カ年間の特地、準特地手当の実績と病院経営に与える影響についてお答えいたします。

平成18年度から平成22年度までの宮古・八重山病院における特地、準特地勤務手当の額は、総額で約16億3400万円となっており、単年度平均では約3億2700万円となっております。当該手当は、経営に一定の影響を与えている状況にありますが、地方公営企業法の趣旨に基づき、経営の収入をもって充てるとともに、今後、関係部局と財政負担のあり方について議論を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、校内暴力等の実態についてお答えいたします。

平成22年度調査によりますと、校内暴力は、小学校38件、中学校306件、高等学校56件、合計400件であり、対前年度比で16件の減となっております。そのうちで教師に対する暴力は、小学校3件、中学校39件、高等学校11件、合計53件であり、対前年度比で中学校16件、高等学校6件の増となっております。いじめは、小学校90件、中学校157件、高等学校48件、特別支援学校2件、合計で297件であり、対前年度比で66件の減となっております。不登校は、小学校370人、

中学校1318人、高等学校で1375人、合計3063人であり、対前年度比で7人の増となっております。

次に、少人数学級の教育効果と職員定数についてお答えいたします。

文部科学省においては、学級編制の標準を改定し、小学校2年生以降につきましても35人学級の制度化を検討していると聞いております。

少人数学級の教育効果につきましては、きめ細かな指導により、一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎・基本の学力の定着が図られる等が挙げられます。小学校2年生まで35人学級が拡大された場合の教職員定数につきましても、平成23年5月1日現在の児童数で算定いたしますと現在より54名の増となります。

次に、9月24日の新聞報道に係る緊急質問の御質問で、「原子力教育」の現状と今後の対応についてお答えいたします。

中学校学習指導要領の社会科、理科において、エネルギーの学習が位置づけられ、さまざまなエネルギーの一つとして原子力について学習することとなっております。その内容ですけれども、「原子力は、安定的にエネルギーを供給でき、わずかな燃料で多くのエネルギーが取り出せること。」、「燃料を繰り返し利用でき、発電時に二酸化炭素を排出しないこと。」、「放射性物質を扱うため、事故が起きたときの被害は大きく、厳しい安全対策が求められていること。」、「放射性廃棄物の最終処分場をどこにするかという課題があること。」などとなっております、各学校で指導を行っております。

文部科学省においては、震災の後、原子力発電の安全性について大きくその考え方が変化しているととらえており、県教育委員会としましては、文部科学省の改善を踏まえて、より一層、安全に配慮した「エネルギー」に関する学習が行われる必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 産廃処分場行政についての御質問の中で、火災事故を起こした処分場の廃棄物撤去についてお答えいたします。

当該産業廃棄物処分場は、昭和59年3月に届け出を受けた安定型最終処分場ですが、平成13年11月に火災事故を発生させ、平成16年5月に終了届け出が提出された施設であります。県としましては、火災発生の翌日から、大気、地下水を含む環境調査を行うと

ともに、平成15年度からは処分場内のたまり水や周辺海域等の環境モニタリング調査を行っており、調査結果については「最終処分場に係る水質基準値」や、「土壌のダイオキシン類の環境基準値」を下回っていることから、周辺環境への影響はないものと考えております。また、処分場内に埋められている廃棄物については、環境調査や地質調査などを「宮古産廃処分場調査の検討評価等に関する専門委員会」で検討した結果、埋立廃棄物や火災残渣によるダイオキシン類等が環境汚染の原因になり、健康被害を起こす濃度ではないと評価されており、県としましては、埋立物の撤去は必要ないものと考えております。

次に、建設が行われている処分場について住民意向と県の見解についてお答えいたします。

宮古島市西原で建設中の処分場は、平成13年3月に施設設置の許可申請が出されたことから、告示・縦覧による住民意見の聴取と平良市長及び生活環境影響評価専門委員からの意見を踏まえ、許可基準に適合していることから、平成14年1月に設置を許可したものであります。事業者においては、許可取得後、関係法令などについての手続を経て、平成23年8月に工事に着手したところであります。当該処分場近隣の大浦自治会からは、工事の着手に対し、平成23年9月12日付で処分場の建設に係る県の説明と工事の中断・中止について要請がありました。

県としましては、現在、設置者に対し、地域住民の理解を得るための説明を十分果たすよう指導を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 先ほどの答弁で、答弁漏れが1つございました。おわびして答弁させていただきます。

原子力エネルギー関連の御質問の中で、福島原発事故による国民生活及び県民生活への影響についてお答えいたします。

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、国民生活においては、放射線に関する健康被害の懸念や土壌汚染など、特に放射線量の高い地域住民の生活に大きな影響を与えております。また、放射性物質による汚染の懸念から農業、畜産、漁業、食品加工業、観光業などの産業にもさまざまな影響を与えております。県民生活においては、高濃度の放射線セシウムを含んだ腐葉土と汚染された稲わらを給与された疑いのある牛肉の県内流通が一部確認されるなど、県民

に大きな心配をかけたところでございます。また、産業面におきましては、EU諸国や韓国などへの食品の輸出に際して、県などの産地証明書の発行が必要となるケースが出てきており、特に、中国につきましては、県産品の海外販路拡大の重点地域に位置づけておりますが、現状においては、実質的に輸出できないなどいまだ大きな影響を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 福祉保健部長にお伺いをしたいと思うんですが、がん基本条例において離島に関する意見も出たということでありますけれども、具体的にどういいう意見が出たのかちょっとお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） お答えします。

今、がんに関するすべての治療が完結できるわけじゃないものですから、本島に出るときの渡航費などがあるいはがん患者の情報、例えばセカンドオピニオンとかそういうのがありますが、そういうところの機会が少ないんじゃないかとか等々、離島による情報あるいは移動の負担、そういうのが主だと理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もう一つは、ハンセン病に関することで、退所者の問題について周知を図っていくというふうに御答弁されていますけれども、具体的にどういいうふうに周知を図ろうというふうにお考えですか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前10時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） どなたが退所者かという具体的な名簿とかそういうのを我々は把握していませんので、具体的にその人をターゲットにしてとかそういうのはなかなか難しいところもあるんですけども、いろんな機会を通じ相談に乗れますよという、そういう対応になります。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 退所者がどういう方であるかというのは把握されていると思います。ただ問題は、保健所のほうで、担当の職員がいないということがあってなかなかその相談体制ができていない。そういう意味では、ケースワーカーを配置をしてきちんと細かい対応をするというふうなことはできないのかどうかちょっ

とお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉保健所においては、そういう相談は総括的に完結的にやる体制はとっていると理解しています。それでその中で専門性に属することがあったりする場合は本島のゆうな協会ですが、そういうところにある相談窓口と連絡し合って相談するということになります。それに特化してこの事業だけやりなさいというのはなかなか厳しいかと思いますが、そういう相談体制に乗れるように努めていこうと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、そういうことがなかなか退所者の声が伝わっていかないというふうなことがあって、退所者の皆さんからそういう声が上がっているわけです。ですから、そういうケースワーカーを、これは臨任でも構わないと思うんですが、配置をしていただいて、本当にきめ細やかな相談体制ができないのかどうか。もう一度御答弁お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の提案を受けまして、宮古福祉保健所あるいは北部福祉保健所と実情をちょっと調査してみたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それから下地部長、廃棄物行政についてお伺いいたしますけれども、もう何年も廃棄物がそのまま野ざらしになって、県道を歩いていてもはっきり言ってみともないですよ。皆さんは産業廃棄物については迅速に対応して、その所有者を、あるいは廃棄したそういう業者を見つけてそれに対応させる。それができなければ行政のほうで対応していくということを今までやっているはずですが、実際今やっているはずなんですけれども、なぜこの廃棄物が撤去できないのか、これは廃棄物と認定されていないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） その施設自体は現在もあるわけで、とりあえず処分業的に終了届けが出されております。その後、その施設自体が安定するまで例えば地下水とかいろんなそういう周辺環境に与える影響がゼロになると、安定するまでまずそのままにしておかないといけなと。その後に廃止届けを出すというような手続がありますので、そういったものを踏まえないとそういった議員がおっしゃるような廃棄物の撤去というのはできないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 部長、明確にこれは観光行政を推進するためにも非常に目ざわりなもので、そういうものをそのまま放置しておくというのはこれは行政の瑕疵じゃないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） その処分場自体は、設置者と現在ではさまざまなトラブルがあって、地権者が違うということもあります。現在その地権者ともう少し覆土ができないかどうかとか、要するにそういう景観上の面も含めて調整をしていますので、何らかの形でおっしゃるようにその観光という視点も含めて対応できないか、今後検討していきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ぜひ、対応していただきたいと思っております。

休憩お願いできますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 エネルギービジョンについてお伺いしたいと思うんですが、エネルギービジョン、今やっぱり3・11の問題と原発の爆発事故等々さまざまな国民生活に大きな影響を与えている。それで、そのビジョンについても昨年できて検討していきたいというお話ですが、これは部内でそういう話というのは出ているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 我々商工労働部の中では、やはり特に今般成立しました再生エネルギーの買い取り制度、これによってかなり大きく変化していく可能性もあります。もう一つは、やはり今回の原発事故を受けた国の新たなエネルギー政策があと1年ぐらしかけて原子力発電については、原子力委員会のほうで結論を出していくという今週月曜日が火曜日に開催された委員会の中でもそういうことを決定されておりますので、そういうものも踏まえて可能な限り再生可能エネルギーの比率を上げるべく取り組みを目指して、そういう見直しについても検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 皆さんのそのエネルギービジョンの中にも書いてあるんですけども、このエネルギーの需給構造をシフトするために制度の整備や設備導入、誘致などの推進システムを必要としているが、再生エネ法の成立で僕は大きな展開ができるというふうに思いますが、部長の見解をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 御指摘のとおりだと思います。

それに加えて、次の新たな制度においては新エネルギー関係の例えばそのグリーン投資、例えば企業がそういう再生可能エネルギー関連の施設を整備した場合に、税額控除の対象とするとかそういう制度も今国に要望しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そういう意味では本当に島嶼県である沖縄にとってまさしく今時宜を得たそういう法律ができたというふうに思っておりますので、ぜひともそれに加速をしていただきたいというふうに思っています。

そこで、この沖縄県でエネルギーとなる有望なエネルギー、必ずしも再生エネルギーじゃなくて例えば天然ガスを含めたそういう有望なエネルギーは一体どういうエネルギーなのか、県としてどういうふうにその優先順位を考えているのだろうか。特にCO₂削減、これは沖縄はともCO₂削減がなかなかできていないというふうなところから、CO₂削減のために有効なそういうエネルギー、もちろん経済にそれほど影響を与えない、市民生活に影響を与えないという意味でどういうエネルギーを優先して考えていらっしゃるのか、考えていないのか。いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 現在が一番普及しやすい太陽光と、もう一つは風力発電に積極的に取り組んでいるわけですが、このエネルギーの問題点は太陽が出たり曇ったり、あるいは風が出たり、吹かなかったり、これによってその周波数の変動が大きいと。それで電力の形態にも大きな影響を及ぼすと。この辺の課題をかなり沖縄電力さんと連携して解決していかないとなかなか難しいところがあります。ただ、そうは申しまして各家庭にできるだけその太陽光パネルをやりながら、今の現行の風力、今後は、研究課題としては太陽熱、沖縄県においては太陽熱の可能性があるのではないかと。もう一つは、周辺に多くある海洋エネルギーをどう活用するか。これについてはできるだけ来年度——これは可能かどうか今正確に申し上げられ

ませんが——久米島あたりで実証実験できないかなと思って、今その調整を進めております。これはそういうようなところが大きいのかなと。もう一つは水溶性天然ガス、これは燃やせばかなりCO₂削減にはつながりますので、こういうものも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 今出ました天然ガスなんですけれども、その有効性というのはどれぐらい考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 今年度の事業で、沖縄本島の中部から南部にかけて、それから宮古島を地震探査方式という方式で探査しております、その結果を受けてどの地域が一番可能性が高いのか。それを踏まえて次年度は試掘までもっていくということで、水溶性天然ガスは水と一緒にガスが含まれていますので、これは分離して使わぬといかんということで、もう一つ新たな話としては、さらに地下には構造的ガスいわゆるガス、これの可能性があるという中間報告もちょっと聞いておりますので、この辺を含めて対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そういう多様なエネルギーでこの島嶼県沖縄は対応していったほうがいいのかと思いますし、この再エネ法ができたことによってやっぱりインセンティブをどんどんつけて、これは国の事業だけでなく県も積極的にやっていただきたいと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 再生可能エネルギーの積極的取り組みというのはどうしても時代の要請でもあるし、また新たな産業として私どもはITとバイオ、そして環境という部分も含めて今いろんな研究活動等に支援したりしております。そういうことで、自然エネルギーの再生については、積極的に対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 どうもありがとうございます。

それでは次に、病院事業局長並びに福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

県立病院の独法化、そして離島における独法化の方策については、救急離島医療に影響があるのではないかと、独法化をしてしっかりその政策医療に努めたいというんですけれども、実際今の現状でも医師の確保もほとんどままならない状態がありますよね。これはど

ういうふうにお考えですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） まだどういう経営形態になるかということは、決まったわけではありません。来年度決まるわけですが、先ほどお話ししたように、いずれにしる民営化するわけではなくて、将来的にもずっと県が政策医療の責任は堅持し続けますので、一体となって離島の中核病院の機能の向上維持、向上発展するような仕組みをとっていくということには変わりはないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次、県立病院の課題について伺いたいですけれども、年休、病休が取れない状態が起きているという質問に対して、いろいろ年休の比率、取得率を答弁されているんですけれども、私が聞いた中では7対1看護の診療報酬を維持するために10対1の病棟や診療部門からの応援をさせる。そのため大変大きなしわ寄せが起こっていると聞いているんですが、この現状はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

7対1看護の基準を取得することによって看護師をふやしたわけです。結果的には、看護師をふやしたということでその前の年に比べると年休の取得状況というのはむしろふえているというふうな調査が出ております。

○奥平 一夫君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時3分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） その件については、今私は報告を受けておりませんので、調査してまた後ほどお答えします。

○奥平 一夫君 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時4分休憩

午前11時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平 一夫君 給与費の抑制について、この給与費の比率を下げるためにどういうことをするのかというと、皆さん給与を下げることをなさっているんですけれども、僕は収益をふやせばいいと思うんですよ。収益をふやすためにはどうすればいいかというと、ス

タッフをふやせばいいんですよ。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） おっしゃるとおりそういう効果はあると思います。しかしながら、やっぱりスタッフをふやすということはそれなりにまた費用もふえてくるわけですから、その辺をしっかりとバランスをとりながら県もしっかり検討していきたいというふうに思っています。

○議長（高嶺善伸君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もう時間がありますので、残念ながら、皆さんの県立病院の経営再建検証委員会の報告にもありますように、医業収益を増加させるためには結局のところ、人員をふやすといった人への投資を行わなければなりませんという報告がされているんです。だからそういう意味では、きちんと人員をふやし、スタッフをふやして収益を上げていく、何も給与まで下げる必要はないということまでしっかり収益をふやしていく必要はないですか。そういうことでぜひ必要だと思うんですね。ですから、そういう病院経営にとって人件費を下げるということはこの職員のモチベーションも下がりますし、今、実は……。まだ59秒残っているでしょう。（「答弁できないよ」と呼ぶ者あり） いや、答弁しないでいいですよ、しゃべるんだから。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

当銘勝雄君。

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 おはようございます。

護憲会派の当銘勝雄でございます。

一般質問を行います。せんだって6月に、次の県議会議員選挙には立候補しない、こういうことが新聞に出たものですから、最近、知人、友人、あるいは旧知の人に会いますと、今何をしているのと言うんです。県議会議員をやっているんですよと言うと、やめたんじゃないのかと、こういうことで非常に戸惑っておりますが、いずれにしても来年の6月まで私はちゃんと任期があるわけでありますから、頑張りますのでそういう方向でよろしくをお願いします。

知事の政治姿勢についてであります。

一括交付金について伺います。

県計画としての21世紀ビジョンは、一括交付金の多寡によって成否が決まると言っても過言ではないというふうに思います。やっとな制度化への一定の方向性は

見えたものの、県民の要求が満たされるか、これからの大きな政治課題だというふうに思います。

そこで質問します。

ア、3000億円はこれまでの10年間の平均を根拠にしているが、元沖縄総合事務局調査官の資料では、国の歳出予算に対し米軍基地関係費を除けば0.4%にすぎず、復帰後の予算ベースで8兆円も足りないとする試算が出されております。一方、3000億円は厳しいとの見方もあるが、知事の所見を問います。

イについては取り下げます。

ウ、前枝野沖縄担当大臣は、一括交付金化の段階的導入を示唆しているが、沖縄総合事務局の県への業務移管は一気呵成でなければならないと思うがどうですか。

次に、訪米の成果について聞きます。

県民の多くが反対する普天間飛行場の辺野古移設について、知事が県外移設を明確にしたことは大きなインパクトを与えたものと思います。米軍基地問題は、理不尽な日米政府のあり方に県民が一丸となって取り組んでいくことが大きな力になり解決ができるものと思います。

そこで質問します。

アとイは既にいろいろと出ておりますので取り下げます。

ウ、クエスチオンの状況をじかに政府に訴える考えはないか問います。

大きな2、観光対策について。

本県の観光産業は、亜熱帯の有する自然的条件や独特の食文化などが相まって年々伸びてきたが、ここに至って外的要因なども加わり伸び悩んでいる。観光は総合産業であり、多くの産業との連携と相乗効果を発揮するリーディング産業であり、その停滞は多くの産業保護対策にも影響します。そこで対策が必要であると考えます。

そこで質問しますが、数次ビザ導入についてのアは、既に出ておりますので取り下げます。

イ、1日沖縄滞在で、素通りして本土に行くとの観測もあるがどうか、その対策をどうとるか伺います。

ウ、数次ビザは中国だけか、今後、他の国へ拡大していく考えもあるのか問います。

(2)、2010年度の観光入域者及び観光消費額について問います。

ア、前年度に比べ入域観光客も1人当たり観光消費額も復調し、収入は6.7%も増加したと発表したが、復調の要因は何か問います。

イ、2005年以来、観光入域客は低迷しているが、今

後も続くのか問います。

ウ、東日本震災による影響が懸念されているが、どう対策をとるか伺います。

(3)、観光統計についてであります。

ア、入域観光客の推計には、県民や本土出張員、ビジネスマンなどの見分けが混在率に大きく影響します。算定方法はいかにしているか問います。

イ、混在率の近年の推移はどうなっているか問います。

ウ、1人当たり観光消費額で大きなものは宿泊費、土産品、飲食費、交通費であるが、近年大きな変化があるのか問います。

エ、家族観光や学校等低年齢の方向にあるが、1人当たり消費額は同じ係数を用いているのか問います。

大きな3、農業問題について。

施設農業の推進についてであります。

2011年8月、経済労働委員会による東京の大田市場や築地市場の視察を行った。その中で、台風2号による影響で東京中央卸売市場の本県のゴーヤーの取り扱いが激減し、主産地としての責任が問われるとの指摘を受けております。真剣に考える必要があります。

そこで質問します。

ア、台風2号は例年より早い5月に襲来した。大きな被害をもたらしたが、市場出荷が激減し厳しい指摘を受けた。今後想定外で済ませるものではないと思います。どう対策をとり、主産地としての責任を果たすか問います。

イ、ゴーヤーはカリウムなど有用な成分が多く、健康野菜として全国で食されるようになった。ゴーヤーは台風にも弱く塩害にも弱い。今後、主産地としての責任と農家経営の安定を図るには施設化を進める必要があるが、これまでの実績と今後の施策を問います。

(2)、有機農業推進についてであります。

有機農業の成功事例を探してキューバを視察しました。ミミズ農法は大変参考になるものがありました。また、有機農業研究会の一員として、県内の有機栽培農場視察をいたしました。経営的に成功した農家もあるが、緒についたという感じの農家が多々あります。自家消費や趣味を生かした農家に取り組もうとしているのも多いが、行政の後押しが必要であるというふうに感じました。

そこで質問します。

ア、本県農業は小規模農家が多く大量生産に向かず、また近年の安心・安全を求める消費者のニーズにこたえるには有機農業を展開する必要があると考えます。どう認識するか。

イ、有機農業を推進するにはその基盤となる堆肥の生産体制が重要であります。現在、余剰バガスを利用しているが、積極的な増産体制が必要と考える。どう進めるか。

けさの新聞で環境生活部長も堆肥について書いてありましたが、まさしくそのとおりだというふうに思います。

ウ、有機栽培は、堆肥の施用や減農薬栽培などで収量は必ずしも上らず、商品の見ばえがよくないことから、商品の価値の割に高く売れない側面があります。消費者へのPRなど、行政の展開が必要と考えるが、どう進めるか。

次に大きな4番、不発弾処理問題であります。

(1)、不発弾処理における国の責任体制についてであります。

ア、南風原町における不発弾処理の問題で、国の責任体制が問題である。なぜ県は国の責任において処理すべきと明確にできなかったのか問います。

イ、今回の処理費用はどのようになされたか。

ウ、さきの糸満市で起きた不発弾爆発による人身被害に対し、基金を設置して見舞金の形で処理した。国の責任を明確にできなかったことが問題であるというふうに考えます。補償制度の確立を図る必要はないか問います。

(2)、新たな沖縄振興計画記述の問題について。

ア、不発弾処理について、県は戦後処理の一環として国が取り組むべきものとしながら新たな沖縄振興計画に記述するのはなぜか。計画は国の計画ではない。

イ、新たな振興計画は10年のスパンである。不発弾処理は70年もかかると言われるもので10年計画になじまないというふうに指摘をします。

大きな5番、土木、建築行政について。

住宅政策についてであります。

ア、本県の持ち家率はなぜ低いか、要因は何か問います。

イ、持ち家率を改善する手だてはあるか問います。

ウ、本県の農村地域においては、建築時の予算の都合や子供が大きくなってから増築する計画で平家にとどめているケースが見受けられます。これらの2階住宅に補助をして持ち家率を高めるとともに、二世帯、三世帯同居の住宅政策を図る考えはないか問います。

(2)、土木、建築行政の基準の見直しについてであります。

ア、土地の拡大を図るため、安価で埋め立てができる浅海域の埋め立てが広がっております。東日本大震災を教訓として、危険回避と豊かな海をつくる浅海域

を残す観点から、埋立基準の見直しを図る考えはないか問います。

イ、台風12号による和歌山県の水害は、降水量の多さもさることながら、山ろくや急傾斜地への住宅建設も被害を大きくしております。本県においても地すべり等危険地域が多く、住宅建築許可基準を見直す考えはないか問います。

ウ、東日本大震災避難体制調査で、最も不安を感じているのが老人ホーム等の施設であり、高齢者や病弱者が多く移動が困難である。このような施設に対し高台への設置や避難場所の確保等一定の規制基準を設ける考えはないか問います。

大きな6、沖縄電力の原子力発電研究についてであります。

去る6月議会の質問に対して、電力の安定供給の立場からエネルギーの安定確保や低炭素化の観点からさまざまな発電技術について常に研究あるいは情報収集することは極めて重要であり、原子力発電に関する情報収集もその一環であると答弁している。一方においては、原子力発電を導入する計画はないとも答弁している。そうであるならば、導入の予定のない原子力の情報収集はやめたほうがよいのではないか。

イ、情報収集の陣容、情報収集の範囲、予算は幾らか問います。

7、人材育成と雇用対策についてであります。

雇用誘発対策について。

ア、高い失業率改善にはリーディング産業の観光と農水産業、製造加工業との連携が必要であります。これまでどう進めてきたか問います。

イ、中国では電気自動車化が進展しております。本県は観光客のレンタカー需要も相まって自動車の普及の伸びが著しい状況にあります。増加する自動車を電気自動車に転換し新たな起業誘発とCO₂削減効果もあると思慮する。どう進めるか問います。

8番、我が会派代表質問関連で、崎山議員関連の質問であります。

(1)、辺野古の環境アセスについて、知事の公有水面埋立許可権限を政府に移してでも辺野古移設をするとの報道があるが、知事は県民の怒りを買うことからできないと答弁している。政府から見れば、米政府との約束を果たさねばならない、国民との約束もある。県民の怒りぐらい小さいと考えているのではないかというふうに私は思いますが、どう認識するか問います。

(2)、那覇空港の滑走路拡張整備についてであります。

せんだって、社民・護憲会派でこの那覇空港の拡張

先を船で見てまいりました。そしてさらに、私たち沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で羽田空港の視察も行いました。そういうことで質問しますが、漁場の環境悪化を少なくするため、羽田空港のくい打ち方式を取り入れることができないか問います。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 当銘勝雄議員の御質問にお答えいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、沖縄総合事務局の県への事務・権限移譲に係る御質問にお答えいたします。

沖縄総合事務局を含む国の出先機関改革につきましては、昨年末にアクションプランが閣議決定されております。このアクションプランにおいて出先機関単位ですべての事務・権限を移譲することを基本として、平成26年度中の実施を目指すこととされております。

沖縄県といたしましても、このプランに基づき沖縄総合事務局の事務・権限につきまして、平成26年度における移譲が行われるものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、「沖縄クエスチョン」の状況を政府に訴えることについての御質問にお答えいたします。

この「沖縄クエスチョン」のスピーチの中で私が説明をした内容につきましては、もうある意味で何度も日本政府、そしてアメリカ政府が主として東京の大使館などを通じ再三申し入れ要請をしている中身であります。また改めて機会を見てこの件は強く要請してまいりたいと考えております。

次に、我が会派代表との関連質問についての中で、これは辺野古の公有水面埋め立てに係る御質問の中で、国が埋立手続を強行した場合の知事対応についてという御質問ですが、これは仮定の部分がありますからお答えしにくい部分がありますけれども、現時点で政府から埋立承認願書が提出される時期について明確な方針は示されておられません。そういう状況であります。そして仮に、提出などの動きが出てきた場合には、無論これは関係法令にのっとり検討することになります。県といたしましては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはなく、これを踏まえつつ適切に対処してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、新たな沖縄振興予算3000億円の確保についてお答えいたします。

沖縄県は、新たな沖縄振興において4次40年の沖縄振興を経て、今なお残る4つの特殊事情に起因する課題の解決を図るため、沖縄の実情に合った独自の施策を展開することとしております。また、地方分権の進展や経済的に伸長する東アジアに隣接する沖縄の地理的特性を生かし、我が国と東アジアに貢献する地域として新たな施策の展開に取り組むこととしております。このような施策の主体的かつ効果的な展開を図るためには、使途の自由度の高い3000億円規模の沖縄振興一括交付金の創設が必要であると考えております。

去る9月20日に閣議決定された来年度予算の概算要求組替え基準において、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。今後の予算編成過程で沖縄の要望が反映された沖縄振興一括交付金が創設されるよう、引き続き国へ要望していくこととしております。

次に、我が会派代表質問関連の中で、増設滑走路整備の工法変更についてお答えいたします。

国と県では、那覇空港の整備のあり方について、平成15年度からパブリック・インボルブメント等の手法を取り入れ、環境への影響も検討しながら総合的な調査、構想段階及び施設計画段階の検討を経て埋立工法による整備計画を採用したところであります。

国は、現在、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの手続に着手しており、手続の中で埋立工法による環境への影響に対する保全措置が示され適切な対策がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光対策についての御質問の中の、数次ビザ取得者の沖縄滞在対策についての問いにお答えいたします。

県としましては、数次ビザの効果を高めるためには、中国における沖縄観光の認知度向上を図る必要があるとともに、沖縄観光の魅力の向上等により来訪者の満足度を高めることが重要であると考えております。その対策としましては、これまで中国主要都市においてトップセールスを実施したほか、有力メディアや旅行会社の招聘、チャーター便の誘致活動などを実

施してきており、今後も継続をしていきたいと考えております。また、外国人観光客向けの観光メニューや観光情報の充実を図ることにより、魅力の創出とその発信に努めております。さらには、外国人観光客対応力の強化や銀聯カードの導入促進など、受け入れ体制の強化にも努めているところであります。

同じく観光対策についての御質問の中の、数次ビザのほかの国への拡大についてとの御質問にお答えいたします。

現在、日本へ入国するに当たりビザが必要な主な国としましては、中国、タイ、ロシア、マレーシアなどがあります。数次ビザは中国のみに認められております。

県としましては、世界各地から観光客が訪れる国際的な観光・リゾート地を形成するためにはなお一層のビザの緩和が必要と考えております。そのため、新たな沖縄振興に関する制度要望において、ビザの発給要件や手続の一層の緩和を求めているところであり、県としましては、引き続き政府に対しその実現を求めていると考えております。

次に、入域観光客数及び観光消費額、観光収入の増加要因についてとの質問にお答えいたします。

平成22年度の入域観光客数は、高校総体の開催や官民一体となった誘客活動などにより572万人となり、対前年度比でプラス3万人、0.5%の増加となりました。また、平成22年度に県が実施した「観光統計実態調査」において、観光客1人当たりの消費額はダイビングやスパ・エステを目的とする観光客の割合が増加したことや、県内離島への観光客が増加したことなどから7万536円となり、対前年度比6.2%の増加となっております。観光客数及び観光消費額が増加したことに伴い観光収入は4033億円となり、対前年度比6.7%の増加となっております。

入域観光客数の見通しについてとの質問にお答えいたします。

沖縄県への入域観光客数は、593万人と過去最高を記録した2008年度以降、570万人前後で推移しております。今年度は、東日本大震災の影響により8月までの累計で対前年同期比マイナス11.1%となっておりますが、減少幅は縮小傾向にあります。

今後は、国内客につきましては個人客を中心に緩やかな回復傾向で推移するものと見込んでおります。また、外国人観光客につきましては、中国人観光客に対する数次ビザの発給効果や新たな定期航空路線の増加、世界のウチナーンチュ大会の開催などにより、今後は増加に転ずるものと考えております。

今後とも、外国人観光客の誘致強化や文化・歴史、スポーツなどを活用した新たな観光メニューの開発により沖縄観光の魅力を増大し観光客数の増加に努めてまいりたいと考えております。

今後の対策についてとの問いにお答えいたします。

東日本大震災直後の入域観光客数は、増減率で見ますと対前年同月比4月はマイナス21.3%と大変大きな影響がありました。このため、観光需要の拡大に向けてもう1泊滞在キャンペーンや国内外のチャーター便に対する支援、中国を初めとした外国人観光客の誘致強化を図ってまいりました。そのため、8月の増減率はマイナス5.5%と回復傾向にあります。

今後とも、沖縄観光の魅力を向上させるため、「エンターテインメントの創出と拡充」、「若年層市場の開拓」などをテーマに、民間事業者のノウハウや活力などを活用したプロジェクトを促進し、文化と歴史、スポーツ、新たな観光メニューの創出や育成を支援をしてまいりたいと考えております。

観光対策についての御質問の中の、混在率の算出方法及び混在率の近年の推移について、2の(3)のAと2の(3)のイは関連いたしますので一括してお答えします。

混在率につきましては、国内線で県外へ出域する航空機の乗客を対象としたアンケート調査の結果に基づき、乗客に占める県外在住者の割合を算出しており、県民利用を除いたものとなっております。現在、入域観光客数推計時に使用している混在率は、平成18年度に実施した調査をもとに推計したものであり、おおむね91%前後となっており、直近10年間における混在率につきましてもほぼ90%から91%前後で推移しております。

続きまして、1人当たり観光消費額の状況についてお答えいたします。

県が実施している観光統計実態調査によると、1人当たり観光消費額の項目につきまして、平成18年度と22年度の5年間を比較した場合、交通費が6.7%、土産・買物費1.5%、飲食費0.9%、娯楽・入場費29.3%とそれぞれ増加しております。特に娯楽・入場費につきましては、平成22年度において海水浴、マリンスライダー、ダイビング、スパ・エステを目的とする観光客の割合がふえたことから大きく増加しております。

一方、宿泊費につきましては、県が実施した「宿泊施設実態調査」によると、過去5年間に宿泊施設数が約27%増加していることなども影響し、12.7%の減少となっております。

続きまして、観光客1人当たり消費額の係数についてとの質問にお答えいたします。

県が実施する観光統計実態調査では、国内線で県外へ出域するおおむね10代後半から高齢層までの航空乗客を対象に消費額等についてアンケート調査を実施しております。調査は年8回実施し、約4000票の回答結果から平均値を算出し、観光客1人当たりの消費額としております。

議員御質問のとおり、算出した消費額は年齢にかかわらず観光収入の推計等に使用しておりますが、ハワイや北海道におきましても同様な手法で推計されているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農業問題の中で、台風対策と主産地としての責任についてお答えいたします。

沖縄県産野菜は、12月から6月までの冬春期を中心に県外市場への出荷が行われております。去る5月に襲来した台風2号の影響により、6月の東京都中央卸売市場へのゴーヤーの出荷量は対前年比約14%、オクラの出荷量は対前年比約15%と大幅な減少となっております。そのため、県外市場等から安定出荷について強く要望されているところであります。

県としましては、野菜の責任産地として安定的な出荷ができるよう、台風等の自然災害に耐えられるような対策を強化していく考えであります。具体的には、防風・防潮林の整備、台風等に強い耐候性ハウス等の整備、パイプハウスの補強、台風対策マニュアル等を活用した事前・事後対策の徹底などの対策を関係機関・団体等と連携して推進してまいります。

次に、ゴーヤーの施設整備の実績と今後の施策についてお答えいたします。

県では、ゴーヤーの生産振興を図るため、台風等に強い農作物被害防止施設等の施設を平成14年度から平成22年度までに約40ヘクタールを整備しております。ゴーヤーにつきましては、県外出荷野菜の主力品目であることから、台風等の気象条件に左右されない施設等を整備し、安定的な出荷を図ることが責任産地として重要であると考えております。このため、県としましては、農作物被害防止施設等の整備やパイプハウスの補強、ゴーヤーの品種開発等を計画的に推進し、市町村等関係機関と連携し、ゴーヤーの生産振興を図ってまいります。

次に、有機農業の推進と支援体制についてお答えし

ます。(2)のアと(2)のウは関連しますので一括してお答えします。

安全・安心な農産物を提供するためには、化学農薬や化学肥料に依存しない有機農業など環境保全型農業の推進が重要であると考えております。県は、これまでエコファーマーの育成や特別栽培農産物の認証を行うとともに、農薬適正使用の指導、出荷前の農産物の残留農薬検査などに取り組んでいるところであります。また、有機農業推進法に基づく有機農業を推進するため、有機農業支援事業において平成20年度から平成23年度までに支援体制を整備することとしております。

これまでの取り組みといたしましては、沖縄県有機農業推進協議会の設置、有機農業の実態調査、有機農業の栽培技術の開発や研修会等の開催などを行っているところであります。平成23年度は、有機農産物流通調査、県の農産物に関するイベント等を活用した消費者等の理解増進、有機農業技術の普及啓発などに取り組むこととしております。

次に、余剰バガスの堆肥化の体制についてお答えします。

平成22年産におけるバガス等の副産物の産出量は約26万2000トンとなっており、そのうち堆肥に利用されたものが23%に当たる約6万トンとなっております。

県といたしましては、ボイラー等の設備改善による余剰バガスの産出を促進するとともに、関係機関と連携しながら、さとうきび副産物の堆肥化に取り組んでいるところであります。また、多良間村をモデルとして島全体をエコファーマー認定を目指した環境保全型農業の推進を図るため、生産者を初め村、JA、製糖工場、県等で構成する「多良間村黒糖エコ生産推進協議会」が平成23年7月21日に設置され、さらなるバガス等を活用した堆肥化に取り組んでいるところであります。

今後、この成果等も踏まえ、各地域へ有機農業など環境保全型農業の普及啓発を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 不発弾処理問題に関する御質問の中で、南風原町の不発弾処理における国の責任の明確化についてお答えいたします。

不発弾処理につきましては、県におきましてこれまで一貫して戦後処理問題として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。今回の南風原町サマ

リヤ人病院における不発弾処理については、内閣府沖縄総合事務局を中心とする沖縄不発弾等対策協議会において、重病患者など避難困難者の院内待避の方針、処理方法、費用負担等につき協議されてきたところがあります。

次に、南風原町の不発弾処理に要した費用についてお答えいたします。

不発弾処理につきましては、原則、国の負担により実施され、地方自治体の負担分については特別交付税により措置されることとなっております。

今回の不発弾処理費用については、土のうやライナープレート等の防護壁の設置及び撤去に要する費用に加え、病院のガラス窓の防護対策として実施した畳やパネル設置等に要した費用についても、新たに国の交付金の対象と認められたところであります。

一方、不発弾処理に係る避難に要する費用については、現在のところ国の補助対象となっていないため、県としましては、今回の事例を踏まえ市町村と連携し、補償費用のさらなる拡充について引き続き国に要望してまいります。

次に、不発弾処理に係る補償制度の確立についてお答えいたします。

県としましては、平成21年の糸満市の不発弾爆発事故における国の速やかな対応により、新たに不発弾爆発事故に関する被害救済の仕組みが創設され、被害者への見舞金や施設等への支援金の制度が整備されたものと考えております。

次に、新たな振興計画において不発弾処理を位置づけることについてお答えいたします。4の(2)のアと4の(2)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。

県においては、不発弾処理の一層の加速化を図る制度の確立のため、新たな沖縄振興計画においても、国の責任を明確にしつつ位置づけが必要であると考えております。このため、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望するとともに、引き続き国や市町村等、関係機関と連携し不発弾処理の迅速化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木、建築行政の御

質問で、持ち家率が低い要因及び改善策について、5の(1)のアイは関連しますので一括してお答えします。

沖縄県の持ち家率は、「平成20年住宅・土地統計調査報告」によると50.2%となっており、全国平均の61.1%と比べ低い数値となっております。持ち家率が低い要因としては、家計収入が低いこと、市街地の地価水準が高いことに加え、資金融資が十分でないこと等が考えられます。県は、持ち家取得対策として、「沖縄県住生活基本計画」において、土地取得費低減のため定期借地制度の普及等を掲げており、今後とも関係機関と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、2階住宅の補助や多世代同居策についてお答えいたします。

2階住宅の補助や多世代同居策等の地域事情に応じた住宅施策については、地域住民と密着した市町村が主体的に行うことが望ましく、県は広域行政の見地から、市町村と連携して地域支援のあり方を検討していきたいと考えております。

次に、埋立基準の見直しについてお答えいたします。

公有水面埋立法による埋立免許の基準は、国土利用上適正かつ合理的なこと、環境保全及び災害防止につき十分配慮していること、埋立地の用途に照らし公共施設の配置及び規模が適正なこと等6つの項目があります。免許に当たっては、これらの基準すべてに適合しているか否かについて審査するものであります。

なお、公有水面埋立法は国が定めた法律であり、今後、国の基準改正の動向を注視したいと考えております。

次に、地すべり等危険地域における住宅建築許可基準の見直しについてお答えいたします。

沖縄県でも地すべり等危険地域が多いことから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」及び「地すべり防止法」に基づき危険区域等を指定して建築行為等の規制を行っているところであります。特に、急傾斜地崩壊危険区域については、建築基準法施行条例により住宅の建築制限を行っておりますが、災害の未然防止の観点から、これらの法令の趣旨を踏まえて、今後、建築許可基準の見直しを検討したいと考えております。

次に、老人ホーム等の施設に対する一定の規制基準についてお答えいたします。

建築物の安全性を確保するため必要最低限の技術基準を建築基準法で定めておりますが、老人ホームなど

災害時要援護者等の施設について、高台設置や避難場所の確保などの規制基準は設けておりません。

なお、「沖縄県地域防災計画」において、施設の管理者は災害発生時に安全で円滑に避難できる施設整備に努めるものとしており、今後とも東日本大震災を踏まえて災害時要援護者等施設整備の対策について、関係機関と連携して検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 6の沖縄電力の原子力発電研究についての御質問の中の、沖縄電力の原子力情報収集についての御質問にお答えいたします。

沖縄県としましては、県民に対し電力の安定供給の責務を負う電気事業者が電力の安定的かつ効率的な供給や低炭素化等の観点から、さまざまな発電方式について常に情報収集しておくことは必要なことであると理解しております。

続きまして、沖縄電力の原子力情報収集の体制等についてお答えいたします。

沖縄電力に確認したところ、現在、同社より日本原子力発電株式会社へ社員を1人派遣しており、原子力発電に関する一般的な知識について情報収集をしていると聞いており、また、原子力発電の研究に係る組織や予算は措置していないとのことでございます。

次に、人材育成と雇用対策の中の、失業率改善のための観光、農水産業、製造加工業の連携についての御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、失業率を改善していくためには観光、農林水産業及び商工業の連携強化が不可欠と認識しております。このため、県におきましては、例えば地場の農水産物等を活用して、食物アレルギーに苦しんでいる子供たち、あるいはその親、家族などを対象とした新旅行商品の造成、あるいは観光を含む重点産業に関する新商品開発等を支援しております。また、さまざまな地域資源——これは一次産品等を含めて——を活用してお菓子、塩、そば、工芸品などの土産品の開発も支援しております。

あわせて、農商工連携による商品開発をさらに促進していくためにコーディネーター人材の育成も図っているところでございます。

県といたしましては、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を展開しながら、観光農商工連携をさらに強化するなど、産業と雇用の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 人材育成と雇用対策の御質問の中で、電気自動車への転換による企業誘発とCO₂削減効果についてお答えいたします。

県内の電気自動車につきましては、レンタカー業界を中心に220台が導入されるなど普及が進んでおります。

県としましては、県内において利用されている中古の路線バスを電気自動車に改造する「EVバス開発・実証運用事業」を今年度から実施しております。本事業を通じて技術の集積を図るとともに、当該技術を利用した事業の新たな展開を進め、公共交通機関の低炭素化に取り組んでいく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、当銘勝雄君の再質問は午後1時に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時23分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

当銘勝雄君の再質問を行います。

当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 それでは再質問を行います。

文化観光スポーツ部長、先ほどの観光統計の質問の中で、混在率というのは非常に大切なものなんですよね。ですからこれをしっかりとやるということ。もう一つ観光消費額ですね、これは小さい子供も大人も、要するに10代から年寄りまで含めて調査をして、同じ係数を用いていると、こういうことなんです。私は、少なくとも大人と子供では消費額は全然違うと、もちろん持っている財布も違うわけですから、そういうことでやはりきちっとした正確なものを今後求めていくように、これは回答はいいですからお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから、建築基準の見直しの一環で、急傾斜地域とか、これについては基準見直しも今後検討していくと土木建築部長は言っておりますが、肝心なものは老人ホーム、あるいはまたそういった弱者がいる施設、あるいは学校とかこういったものに対する基準がないと。あるいは高台への移動とかこういうものの建設とかの基準が今ないと言っているわけですが、やはりこれこそこの人たちは車で逃げるわけでもない、足もある意味ではない、こういうことで厳しいわけですから、そういった施設をつくる際の基準はきちっと

やっておくべきだと、こういうふうに思うんですが、もう一度答弁してください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに建築基準法では災害危険区域の指定とその区域に係る建築制限及びその他の制限等について条例で定めることができるんですけども、高台への建築誘導や避難場所の確保については、建築基準法で定める建築物の安全、防火または衛生上の規定に含まれてはおりません。

しかしながら、議員おっしゃるように今後、施設の設置基準や避難計画を定める個別の法令等、何らかの対応が必要かということは認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 特に最近、海浜の埋め立て、浅海域の埋め立て、これが広がりまして、私が住んでいる豊見城でも豊崎とか、あるいはまた近くの糸満市西崎、あれは広大な面積ですよ。そこにいろんな施設をつくって僕は非常に危険だと。逃げようがないということではいかぬですから、ぜひそこら辺はきちっとした対応をしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、那覇空港の滑走路拡張整備についてですが、企画部長、PIを実施していることはわかりますよ、これは私なども回答しましたけれども。しかし羽田空港の第3空港滑走路というんですか、それを見ましても、きちっとくい打ち、水の流れを変えないように工夫しているんですよ。ぜひそこら辺はアセス調査をやっているわけですが、これを含めてやってもらいたいということを、これも要望にしておきます。

それから一括交付金の問題ですが、きょうの新聞にも出ておりますけれども、一括交付金、沖縄の関連のものが2437億円というふうに出ているんですが、これはよく意味がわからないんですよ。それと、これまで政府あるいは関係者は、ことしの地域自主戦略交付金5000億円をやったわけですよ。来年度は1兆円に持っていくと言いながら、実際これも5000何百億円しかないんですよ。こういうふうにかなり違ってきているんですが、これに対する答弁をしてください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） まず、内閣府がきょうこれから公表するというふうなことになるわけですが、これも、新聞報道等ではその沖縄振興の関連経費2437億円を要求することになっています。この概算要求枠は、去る9月20日閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替え基準、これを踏まえて内閣府の判断において従来と同様に継続事業を中心にして

その積み上げがなされたものというふうに考えております。

県が求めていくその3000億の一括交付金の関係でございますけれども、この概算要求組替え基準、それからまた今月26日に政策協議会が開かれましたけれども、その中で基本方向の中では沖縄振興一括交付金の予算規模とする設計については、沖縄県の「要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」というふうなことにされておりまして、これから年末にかけて一括交付金の制度設計とともに沖縄振興予算について再度検討がされていくものというふうに考えております。

それから自主戦略交付金、たしか去年の12月に、まず県分について約5000億、次の年度に市町村分を5000億というふうなことで合計1兆円というふうな大きな流れはあったわけでございますけれども、今般約5000億相当分だけは要求されている。市町村分についての考え方が示されてないというふうな状況にあるかと思えます。これにつきましてはそういうふうなことからというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 当銘勝雄君。

○当銘 勝雄君 時間もないので次に移りますが、原発研究の問題ですね。商工労働部長、これまで同じ答弁を繰り返しております。要するに企業としてはどうしてもそういった研究をする必要があるというようなことを言っているんですが、私はこれまでの震災で得た教訓、これを見てもう明確なんですよ。原発を入れちゃいけないというのが明確に出ていて、しかも今、福島除染の問題、あれだけでももう何十年もかかる。それだけではない。これが全国的に広がっていく。さらにさっきの中国あたりからは農産物は買わないというような、こういうことも言っている。ある学者によると、今のセシウムは30年後にはアメリカの西海岸まで届くと言っているんですよ、ここまで言っている。ですから世界的な汚染につながるということまで懸念されるようなものを、今、何だかんだ言って原発はいろいろ研究は続けるというのは、私は絶対にいけないことだと。これはもう早くやめるんだということを宣言すべきだというふうに思います。もう一度これについて答弁してください。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 議員の御指摘もよく理解しております。ただ、先ほど御答弁申し上げたとおり、県民に対して電力の安定供給、産業基盤、さまざまな視点から沖縄電力がそういういろんな発電方式の一つだと今理解しておりまして、決してそれをやる

という前提で必ずしもやっているわけではなくて、さまざまな発電方式の中の一つとして知識の習得、そういうものに努めているということでぜひ御理解いただきたいと思います。

○当銘 勝雄君 以上です。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん こんにちは。

社大・結の比嘉京子です。

一般質問を行います。

1、普天間飛行場の辺野古移設にかかわる環境影響評価について。

(1)、国は、辺野古の環境アセス評価書を12月までに提出すると伝えておりますが、見解を伺いたい。

(2)番目に、オスプレイ配備が明確になったことでアセスはやり直すべきと考えるが、どうでしょうか。

2、教育・福祉行政について。

(1)、国は、「幼保一元化」を前提とした「子ども・子育て新システム」を検討しているが、本県は歴史的背景が異なることから、独自の保育園、幼稚園、小学校の連携が望ましいと考えるが、どのような議論がされているか。

(2)、幼稚園教育について。

ア、幼稚園教諭の臨時職員から正規職員への任用が遅々として進んでいないが、有効な対策を問う。

イ、幼稚園児の午後の保育が進んでいるが、給食が完備していない。子供たちの発育、発達や保護者の負担軽減の面から学校給食の実施が望まれている。認識と対策について伺います。

ウ、小学校では30人以下学級の実現がされておりますが、幼稚園は依然として35人学級であります。認識と施策について伺います。

(3)、教科用図書八重山採択地区における中学校公民教科書について。

ア、教科書を選ぶ際の重視すべき事項について伺います。

イ、今回の八重山地区採択の問題点についての認識を伺います。

ウ、文科省に対する県の見解や要望について伺います。

エ、教育の中立性を担保するには今後どのような仕組みづくりが必要と考えられるのか伺います。

3、病院行政について伺います。

(1)、病院経営について。

ア、今後の収支見込みの中で収益増をどのように図る予定なのか、施策を伺います。

イ、平成22年度決算による黒字要因として、その一つに給与費等の伸びを抑制したことによる利益の拡大が挙げられておりますが、今後さらに人件費を抑制する考えがあるのか伺います。

ウ、次年度から一般会計からの繰入金はいくらにするのか伺います。

(2)、定数の見直しについて。

ア、民間病院は、看護師7対1体制の迅速な対応——県は5年おくとされていると言われておりますが、理学療法士、作業療法士、言語療法士など県立病院の5ないし6倍も正規採用をし、患者の早期回復と収益増を図っている。なぜ県立病院はそうしないのか伺います。

イ、看護師の7対1体制に向けて、今後の計画と今実施されている2つの病院の実態について把握しているのか伺います。

4番目、環境・エネルギー政策について。

(1)、地球温暖化対策実行計画の進捗状況について伺います。

(2)、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」について伺います。

(3)、本県のエネルギービジョンについて伺います。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、教育・福祉行政に係る御質問の中で、国の保育動向に対する県の対応についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国が、本年7月末に決定しました「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」におきましては、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「仮称・総合施設」の創設等が示されております。しかしながら費用負担のあり方などの課題があり、引き続き検討を進め地方公共団体等とも協議を行い理解を得るとしております。

沖縄県としましては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に当たっては、子供の視点から議論を進めるとともに、保育の質や財源が確保されることが重要であると考えております。沖縄県における就学前児童の保育・教育のあり方につきましては、関係団体などと意見交換を行っており、引き続き連携し、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、環境・エネルギー政策に係る御質問の中で、地球温暖化対策実行計画の進捗状況に係る御質問にお

答えいたします。

地球温暖化は、異常気象や海面上昇、そして生態系への影響など世界的な問題となっております。地域においても取り組みを拡充強化することが求められています。そのため、県といたしましては、県内における温室効果ガスの排出抑制を総合的かつ計画的に推進するため、新たに「沖縄県地球温暖化対策実行計画」を去る3月に策定したところでございます。この計画では、2020年を目標年度としており、温室効果ガスの排出量を2007年度比で10%削減することを目指し、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、そして公共交通機関の利用促進等、重点的な施策を推進することといたしております。目標を達成するためには、県民、そして事業者、行政など各主体の協働のもと進めていくことが大変重要であることから、「地球温暖化対策実行計画地域協議会」を設置し、県民一体となって取り組んでいくことといたしております。

同じく環境・エネルギー政策に係る御質問の中で、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」についての御質問にお答えいたします。

今年度から実施しております「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」は、4メガワットの風力発電や1メガワットの太陽光発電を整備し、電力システムに対する安定化対策の検証に取り組んでおります。さらに、電力の供給側と需要側が連携をしたエネルギー需給管理技術の実証、そして亜熱帯型省エネルギー住宅の普及、EVバス等の導入に向けまして実証事業に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場の辺野古移設にかかわる環境影響評価についての御質問の中で、環境影響評価書提出に対する知事の見解についてお答えいたします。

環境影響評価書の提出される時期等について、政府から明確な方針は示されておりません。県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 普天間飛行場の辺野古移設にかかわる環境影響評価についての御質問の中

で、オスプレイ配備による環境影響評価手続のやり直しについてお答えいたします。

普天間飛行場代替施設に係る飛行場事業につきましては、沖縄県環境影響評価条例に基づいて手続が行われておりますが、方法書及び準備書においては使用を予定する機種として、オスプレイは記載されておられません。同条例におきましては、オスプレイの配備は、「使用を予定する機種」の変更に当たりますが、機種の変更は、手続の再実施の要件には該当しません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育・福祉行政についての御質問で、臨時職員から正規職員への任用についてお答えいたします。

公立幼稚園における教員の採用については、設置者である市町村が行っております。県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を通して、市町村に対し、職員配置の改善と職員構成の見直しを促しているところでございます。また、国に対しては、地方交付税措置の充実にについて要望しているところであります。

次に、幼稚園の給食についてお答えいたします。

幼稚園における給食の実施については、実施主体である市町村がその実情やニーズに応じて判断するものと考えております。県教育委員会としましては、引き続き市町村教育委員会と意見交換等を行ってまいります。

次に、学級定数の認識と施策についてお答えいたします。

国の幼稚園設置基準によりますと、1学級当たりの幼児35人以下を原則としており、各市町村は実情に応じて学級定数を定めております。県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を通して、市町村に対し、新規採用の拡大と職員配置の改善を促しているところであります。また、国に対しては、地方交付税措置の充実にについて要望しているところでございます。

次に、教科書採択の留意点についてお答えいたします。

教科書の記述は、公正かつ適切で正確性が求められるとともに、それを使用する児童生徒の発達段階に配慮がなされる必要があります。県教育委員会としましては、「沖縄県教科用図書選定審議会」の答申を踏まえ、教科書採択の基準、調査の観点等を示し、各市町村教育委員会において、適正かつ公正な採択が

行われるよう、指導助言、または援助をしていくことが教科書採択における公正さを保つことと考えております。

次に、八重山地区採択の問題点等についてお答えいたします。

八重山地区教科書採択につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について、地域住民等から疑義が生じたことが要因の一つであると考えております。県教育委員会としましては、引き続き、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただきたいと考えております。

次に、文部科学省の見解等についてお答えいたします。

これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会等に対しまして、一本化を図るよう助言を行ってきたところでございます。県教育委員会としましては、引き続き、八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただきたいと考えております。

次に、教育の中立性を担保するための仕組みづくりについてお答えいたします。

採択地区協議会の委員には、学校関係者や専門的知識を有する人、保護者、教育に関する学識経験を有する者で構成することが望まれるとともに、当該採択地区協議会により委嘱・任命された調査員による調査研究の報告を踏まえ、選定・答申することが望まれます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 病院行政についての御質問の中で、収支見込みにおける収益増についてお答えいたします。

病院事業局では、ことし8月に開催された「県立病院の経営再建検証委員会」に、平成23年度から平成32年度までの県立病院事業の収支推計を提出しております。当該推計では、収益についておおむね平成22年度決算並みで推移するものとしたほか、北部病院、宮古病院、八重山病院を含め、一般5病院に7対1看護体制を導入した場合の収益増を見込んでおります。

次に、人件費の抑制についてお答えいたします。

病院事業局としては、県立病院が今後も公的医療機関としての役割を果たしていくためには、経営の安定化を図る必要があると考えております。そのためには、診療報酬上の施設基準の取得などにより医業収益

の拡大に努めるとともに、材料費や人件費などの費用についても適正化を図る必要があると考えております。また、県立病院の経営再建検証委員会において、持続的な経営の健全化を達成するためには、他の都道府県立病院より高い給与費比率の低減に向けた取り組みを実施する必要があると指摘されている状況にあります。これらを踏まえ、病院事業局としては、職務の級の格付を国に準じた制度となるよう見直しを行うとともに、新たに認定看護師手当を新設し、職員の士気の向上につながる給与体系の見直しを実施したいと考えております。

次に、次年度以降の一般会計繰入金についてお答えいたします。

平成24年度以降の繰入金については、政策医療の内容、範囲及び一般会計との経費負担区分のあり方など財政負担の基本方針を検討することにより、額を設定していくものと考えており、現在関係部局と調整しているところであります。

次に、県立病院における人員体制の拡充等についてお答えいたします。

病院事業局においては、地域の医療ニーズにこたえる観点から医療提供体制を整備してきたところであり、看護師・コメディカル等の職員については、病院現場の業務量等を考慮して定数配置を行ってきたところであります。

病院事業局としましては、人員体制について、医療環境の変化に応じつつ県立病院の医療機能や経営への影響等を考慮した上で、適宜見直すこととしており、現在、局内に人員体制検討チームを設置し、検討を行っているところであります。

次に、7対1体制の今後の計画と実施している2病院の実態についてお答えいたします。

7対1看護体制の今後の県立北部病院等への導入については、南部医療センター・こども医療センター及び中部病院での実施状況や経営への影響等を考慮する必要があることから、病院事業局内に人員体制検討チームを設置し、検討しているところであります。実施されている2病院では、ゆとりを持って患者のケアができるようになったこと、夜勤体制が厚くなり、より安全に看護ができるようになったこと、夜勤回数が減少したこと、新人の指導等に当たる時間がふえたこと、臨任・嘱託看護師の応募者がふえたことなど評価する声が上がっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 環境エネルギー政策についての御質問の中で、「沖縄県エネルギービジョン」についてお答えいたします。

沖縄県は、次世代型エネルギー技術を積極的に導入し、石油依存度低減、エネルギー供給源の多様化、エネルギー利用効率の向上を図るほか、温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的に、昨年7月に「沖縄県エネルギービジョン」を策定したところでございます。本ビジョンでは、新エネルギーの導入割合について、2030年までに2007年基準の0.2%をそれぞれ50倍の10%に、それからエネルギー自給率について同じく4%まで引き上げるなどの目標を掲げてございます。

県としては、この目標を達成するために、新エネルギー導入について強力に推進していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 大変申しわけないんですが、御答弁はぜひ簡潔にお願いしたいと思います。

最初に、病院行政のほうからお聞きしたいと思います。

収益増をどのようにして図るのかと、たくさん今手段は残されていると私は考えています。その中で収益増がなかなか進まない、何か手足を縛られているような環境、そういうようなイメージを持っています。

まず病院事業局長にお聞きしたいんですけれども、今回の県立病院の先ほどの8月の経営検討委員会ときに皆さんが出された各病院、特に北部、中部、南部医療センターの目標値と、その評価の部分について特徴的なところだけをどういう状況に今あるのかということをお伝え願えませんか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

南部医療センターの評価についてということでございますよね。目標値に比べて南部医療センターの評価というのは、それを上回る結果であったというふうに認識しております。

○比嘉 京子さん 済みません、休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後1時59分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

中部と北部についても、中部は収益増が大幅にありましたし、その費用もふえましたけれども、収支としては予想以上の改善でございました。北部に関しては、収益は減でございましたけれども、その費用がそれ以上に上回る減で、収支は一応昨年と同様であったというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 南部医療センターでは、7対1看護体制にしてどれくらい収益がアップしたんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

南部医療センターに関しては、7対1による収益の増は2億9400万円ということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん いわゆる看護師をふやして7対1にして3億近い収益がアップしたと。そして北部は医師が減少して特に内科の外来が減少してそして18床の休床が生じ、これは黒字を計上したとはいえ、人材確保しないと望めないと。中部は中部で52床を休床にしたままに、それでいて看護師不足が要因であると。ふやされる人がいないために収益がアップできた、一つの7対1でできた。しかも、今上げられていない。

このことを踏まえて、ここで問題なのは、むやみに人間をふやせということを言っているわけではなく、一定の人数をふやさないと収益が上がらないということとは、明らかではないですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

議員の御指摘のとおり、やはり病院事業というのは人的な確保なしには収益は望めないということは言うまでもないというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん それでどうして定数を改正して人をふやそうとしないんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

定数を変えるということは、それによって収益と費用のバランスをどうとるかということもあわせて考えていかなきゃいけないということがございまして、それをしっかり検討した上で定数増を図るというふうに考えておりますので、その辺のところをしっかりと今後とも検討して、どうあるべきかということをやりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今、一つの例ですけども、民間は人をふやして収益を上げているわけです。ここは人を減らして収益を減にしているわけです。この違いは明らかですよ。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

人を減らして収益をふやしているというふうなことは考えておりません。なるべくその定数に見合うだけの数はしっかり確保していっていると思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 毎度聞いていることで、今、66床で7億7000万も収益が見込まれるはずなのに上げてないわけなんですよ。そのことは何を原因としているかという、看護師がいらないからなわけですね。

福祉保健部長にお聞きしたいんですけども、どうして看護師の需給がこんなふうにはバランスが悪いんですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 県立病院の看護師は、一応応募者はいることはいると理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では、これは何年間も看護師不足を生じさせている、それはどうしてでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

看護師の定数における人数は確保しているというふうに私は認識しております。その運用によって、その配置状況によって病床にそういった看護師の不足が生じて一部休床に至ったというふうには考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん こういう答弁を局長から聞こうとは思わないんですけども、何しろ5床、10床の世界ではなく66床も何年間も休床しているということは、看護師は足りているんだという発想にはならないはずなんですよ、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

看護師の定数配置は先ほども申しましたけれども、確保してやっております。その中で、一部の看護の現場において診療報酬とかいわゆる収益の増を図るために配置がえして一部の病棟において休床せざるを得なかったということはあると思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 定数には足りているんだけど、この定数の枠が小さい。だから病床があけられない、これが事実ですよ。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 定数配置は一応したと申しましたけれども、その中でも例えば育休とか、病休とかという形で看護師が休んでいく。そういうふうなところをどう補うかということでございますが、定数の枠内でしたら臨任とかそういう形で補っているという状況でございますが、なかなかそういうふうなところでも募集で十分に集まらないという状況があると思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事、お聞きになってわかると思うんですけども、今度定数改正をして中部医療センターの7対1をやったわけなんですよ、あれではぎりぎりだと。毎年のように一定枠の産休、育休が出るんだと、その枠も広げてとるべきではないかとさんざん2月議会で議論したわけなんです。それが今の結果ですけども、知事どう思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

先ほど臨任とか、いわゆる嘱託といった看護師の確保が厳しいというふうにお話しましたけれども、現在のところはそれが一応満たされているというふうな状況になっているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 余り堂々めぐりをやることは無いと思うんですが、どうしてそれが解消につながらないんですかという話なんですよ。収益が上がることが目の前にあるのにどうしてできないんですかという話でしょう。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 66床という中に52床の中部病院の病床の休床があると思いますけれども、この点に関しては現在のところ、ほかの用途に運用されているということもございまして、そのためのスペースをほかに確保した上で今後検討していくというふうなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では次に行きます。

まず黒字の要因の一つに、給与を削減したのも影響

があるんだと。この３年間で人件費というのは、医師と看護師、特に低いほうから高いほうに、最低幾ら、最大幾ら削減されたんですか、年間。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時１１分休憩

午後２時１３分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

21年度、22年度で約３億ということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん できたら等級といいますか、役職等のこともあるんですが、看護師で最低年間幾らから幾らの範囲で削減されたか、医師でどれだけかというのを教えていただきたい、１人で。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

そのデータは今のところ持ち合わせておりませんので、今後調べてお答えしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 年々１億5000万を減らしてきた。それで次年度からどれぐらいまた減らす提案をされているのか、できたら今言った看護師、医師の１人当たりの年間の減額、その費用について教えていただきたいんですが、出ていないでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後２時１４分休憩

午後２時１４分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 現在のところ、全体としては3.6億円という形で出しておりますけれども、一人一人のものはまだ出しておりませんので、今持ち合わせておりません。また後ほどそれもお答えしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 今の3.6億円というのは１年間でですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

１年間で3.6億円ということですよ。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これまで３年間は、年間１億5000万ずつ落としてきたのに、来年は１年間で３億6000万。これはアバウトな試算ですけども、少ない人で25万円ぐらいから多い人で160万円ぐらい、看護職で

減ることになるんですね。医師もそれにある意味で準じている。そういうことを考えると、今後この減額をすることでどういう事態が起こると予想されているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

それだけ削減するということは、やはり職員それぞれに厳しい痛みを与えるということにはなるといえますけれども、病院事業としましてはやはり今後の経営の状況を考えるとそういった格付等の見直しをぜひ図っていかなくちゃいけないというふうに考えておりまして、職員の皆さんにはぜひ御理解を願いたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 7対1看護体制ができるかもといったときにやめる人が少なくなりました。今、この話が出ることによってどれだけ人材の流出が起こるかということは予測できるわけなんですよ。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

一定の影響があると考えておりますけれども、できるだけ極力その影響を少なくするようにいろんな対応はしていきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん きょう退職金のトリックについてちょっとお話できないんですけれども、これまで皆さんが提示してきた退職金は、今いる人が定年まで勤めるという退職金を算定しているわけなんですよ。看護職で言うならば、定年まで勤めている人は10名前後なんですよ。そのことを踏まえながら、全員が定年まで行くんだという退職金の換算をして経営が将来的に心配になるからと、そういうことで給与の抑制をどんどん進めていくというのはいかかですか、知事。私は崩壊の道をたどるのではないかと危惧をしているんですが、知事いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

看護師の退職金については、修正しまして、全員が定年までいくというふうな形ではやっております。普通退職も含めた退職金の額として一応出しております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では申し上げますけれども、１回目これは修正がかかっていますね。私、１回目資料をもらったときにこの資料の計算の仕方を出してくださ

いと申し上げてもう一回もらいました。そうすると、3億近い減額になっているんですよ、年間。こういうような計算のトリックを我々はこれからもっともっとチェックしていかないといけない。そしてその数字そのものをまことに信じて、そして評価をかけていく。こういうことになるんだったら大変なことだというふうに思います。この議論は今回やりませんけれども、ではこれまでに国の交付税の言ってみれば繰り入れの算定基準、それは年間幾らですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

病院事業局は財政当局と交渉していわゆる繰入金を決めている状況でございますので、その交付税の算定額については私どもは把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これは絶対おかしいです。局長、ぜひ答えてください。算定基準があるはずですよ。どうして隠されるんですか。おおよその額なら我々だって知っているんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

交付税の算定基準はあると思いますけれども、私たちはそれをもとに交付税を幾ら受けたということは把握しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 総務部長にお聞きします。

算定基準は幾らですか。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

○総務部長（兼島 規君） 手元に資料がないんですよ、四十六、七億だと記憶しています。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ということは、国からそれだけ入ってきている。でも今84億余り繰り入れして、再建をしました。次年度からこれにどれだけ一般財源から乗せるかということを我々は注視していきたいと思っております。

では次に進みます。

教育のほうに質問をしたいと思います。

まず今回の問題ですけれども、教育長、本当に御苦労さまだと申し上げたいと思います。

まずこの公民という教科ですけれども、主な内容と学年、八重山地区の対象人数等基本的なことを教えていただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず基本的には、中学校社会科の授業は1学年では地理的分野、2学年で歴史的分野、3学年で公民的分野を教えます。

今の3学年の公民的分野の目標ですけれども、5点ばかりあります。申し上げますか。まず1点目は、国民権を担う公民としての必要な基礎的教養を培うと。2点目は、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うと。3点目が、世界平和の実現と人類の福祉の増大でございます。4点目に、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることの大切さを自覚させると。最後の5点目です。現代の社会的事象を多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断し、適切に表現する能力と態度を育てるとそういった5点の主な内容でございます。

あと対象学年ですけれども、中学校3年生が対象となります。

八重山地区の対象生徒数、実は来年度中学校3年生になる現在の中学校2年生から、4年後に中学校3年生となる現在の小学校5年生までが対象でございます。したがって、中学校2年生は現在581名、中学校1年が606名、小学校6年生が627名、小学校5年生が609名で、合計2423名が対象でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ありがとうございます。

きのうまでのこの八重山地区の採択問題で、ということが問題なのかという質疑の中で、拙速な改正だと。規約改正という表現でしたか、拙速な規約改正があると。それは具体的に言うとうどういうことになりますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、拙速過ぎる規約改正と申し上げましたのは、まず具体的に関係者のコンセンサスを得ない大幅な規約の改正にもかかわらず、事前協議が不十分であったと、これがまず1点目でございます。

2点目は、学校関係者が省かれた協議会委員の変更でございます。これが拙速過ぎる規約の改正でござい

ます。

あとは協議会の運営につきましても、例えば調査員の調査報告書の経緯だとか、あるいは無記名投票による選定とか、そういったこともございました。と同時に、役員会に諮らない調査員の任命があったり、あるいは役員会に諮らない重要事項の指摘後の追認が余りにも多過ぎましたということもございます。あとは多数決を多用したということもございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 県は、八重山の協議会に対して学校関係者を加えるようにと入り口の段階で指導しましたよね。それはどういう理由からですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり基本的には、教科書を採択する際には教育のプロであります学校関係者が入ったほうが選定する際に、多面的な視点からのいろんな御意見が出てくるでしょうから、そういった意味での学校関係者を入れたらどうかということでした。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん その中で、調査員というのは時間をかけてどのようなことをするのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） これまでの答弁でも申し上げましたけれども、調査員は基本的には採択の対象となる教科書については、十分に調査研究を行う必要があるわけですね。したがって、こういった方々は専門的かつ膨大な調査研究を行うわけですから、そういった方々が選定のための必要な調査報告書を作成をいたしまして、それを採択協議会に報告していくとそういったことが役割でございます。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 別のところですが、調査をした資料をいただきましたら、大体3名で1教科、今回の場合は7社あるわけですね。7社のものを3名で1教科についておおそ仕事の合間に夕方から集まったりして大体40時間ぐらい、一緒にやっているんですね。そのコピーももらったんですけども、この内容がすごく細かいんですよ。こういうことに調査員を軽く扱ったり、いわゆるたたき台というものをまた現場の先生方で教えている方々の目線というのは、大変なものだなと。私はこれをちょっと読み上げたかったんですが、時間がないので読みませんけれども、その中で今見ましたら、やっぱり両者の教科書で一番違うものは内容と形式の「その他」というところがありまし

て、その「その他」というところがいわゆる地元の問題、例えば沖縄の問題、沖縄戦の問題とか、八重山でしたら八重山の問題をどう扱っているのかというようなことまで、それから表記の仕方、それから勉強のしやすさとか本当に多岐にわたってやられているんですよ。そういうことを軽視をするような発言が9月28日の八重山毎日新聞に、とても残念なんです。玉津教育長の発言で、「調査員という名前の者どもが」という発言があって非常に議場が騒然となって一時議会が騒然となって最終的には陳謝をした。「者どもが」とは何かというようなことがあったりして、私も大変残念に思っているところなんですけれども、そういうようなことでもございました。

もう一点は、次に文科省とのかかわりを聞かせていただきたいんですが、文科省とはいつごろからいつごろまでにかけてどれぐらいの回数、問い合わせ等なさったんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は、文科省とは八重山地区の教科書採択問題が報道等で話題になったのがたしか7月の後半ごろだったでしょうか。そのときから状況報告を絶えずしながら指導を仰いできた経緯がございます。特に、今回の同一教科書が採択されなかった場合の対応の方法とか、あるいは法的な根拠等そういったことにつきまして指導助言を受けてまいりました。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん いつごろから。

○教育長（大城 浩君） たしか7月の後半ごろからだと思います。

○比嘉 京子さん 現在に至るまで……。

○教育長（大城 浩君） 現在もそうです。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん そういうことで言ってみれば、文科省とは逐一やりとりをしてきて進めてきたという理解でよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、そういった御理解でよろしいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん そういうことで14日でしょうか、大臣発言、副大臣発言があったときに、はしご外しの感であるとか、本当に戸惑いにも似た感を教育長は持たれたということは、それをうまく連携してきたのにどうも真逆のことが発言の中に出てきたというふうに私は理解しております。これはちょっと答弁難しい

と思いますから、お聞きしないでいきます。

これで文科省の問題として、私は文科省にどういうことを沖縄県が今後提案していくべきかということも含めてですけれども、何かお考えはありますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり我々といたしましては、今回2つの法律にのっとりながら、しかもなおかつ文科省の指導助言を仰ぎながらこれまでまいりました。これからやはり無償措置法、地教行法がありますので、この2つの法律にのっとりながら、なおかつ文科省の指導助言を仰ぎながら対応していこうと思っています。やはり一番大事な視点は、地域住民のコンセンサスを得るとそういった視点かと思いますので、そういった視点から取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん どうも優しいですね。

1カ月以上、7月の下旬から今日まで連携をしてきてこういう発言をもらって、それで言ってみれば2つの法の矛盾であるとか、本当に重たい窮地に沖縄県も追いやられながら、それでいて15日になったら試合終了ですと、あしたで。あしたからロスタイムですよ。そういうようなルールもないのにロスタイムということと言えるのかと、私なんか大変これには憤慨をしているほうなんです。そういうことも含めて私は文科省に採択の透明性を含めて、教科書の検定の透明性を含めて、採択のこの問題というのはぜひ沖縄だからこそ言える、そういうことでもっと強く抜本的な改革要請をすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回のやはり一番の大きな原因は、採択地区内において同一教科書が採択されなかったという場合の法律の法的根拠がないということが混乱の大きな原因でしょうから、このあたりも文科省も十二分に御理解はしていると思います。したがって、そういった法的な整備を含めながら何らかのチャンネルを通しながら、沖縄県から何らかの発信ができれば幸いかと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 最後に、やはり中立性をいかに——完全にはできないと思いますが——それを担保していくかというところに今回いろいろ皆さんも多分に

御議論あったと思うんですけれども、何かありますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） やはり今回の八重山地区の採択につきましては、さまざまなことが報道されたりしてまいりました。したがって、一番大事な視点は、子供たちの目線で公正公平な教科書の採択ができることであろうから、そういったことを含めながら、また今後とも合意形成に向けて県教育委員会としてできることは対応していこうかと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 私は、この八重山毎日の9月27日の新聞の中に、玉津教育長が例の合同会議に出席したときのことをこう答弁しているんですよ。（資料を掲示） 自民党石垣支部や自民党県連から要請があった、出席すると答えた。そういうふうになぜ行ったのかという質疑に対して、これは私は本当にいかななものかなと。

そういう意味からもぜひ皆さんが独立した、しっかりと担保できるような体制をつくっていただければと思います。

最後に、アセスの問題について聞かせていただこうと思います。

アセスのやり直しはないと言いましたけれども、これに対して環境審査会を開く用意は考えられているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほど答弁しましたように、いわゆる条例上の再実施というのは今想定されておりませんので、アセス審査会を開くということにはならないと思います。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 知事は、前のアセスのときに300の要求を出しましたよね。その中に、もしオスプレイが来るのであればしっかりとその中に入れていかないといけないというふうにならば朝日新聞が何かの対談でおっしゃったと思うんですよね。そのことをどう担保するというような考えはあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 少し繰り返しになり

ますけれども、いわゆる法令上の再実施というのはしっかりとした法律の要件がありますので、そういうことはできませんけれども、おっしゃいますように、調査をすると、オスプレイが配備された場合には環境に与える影響というのは違ってきますので、調査をして予測をするということはやらなければいけないというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひその際に、私はやっぱり地元の名護市の意見をぜひ取り入れられるような環境を整えていく必要があるのではないかと思います。それもまた御一考をいただきますようお願いを申し上げて終わります。

ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん こんにちは。

日本共産党の玉城ノブ子です。一般質問を行います。

まず1点目に、T P P（環太平洋経済連携協定）について。

野田総理は、T P Pについては「従来どおりしっかり情報収集して結論を得たい」と推進の立場を表明しています。T P Pへの参加は、日本と沖縄の農水産業に壊滅的な打撃を与え、大震災からの復興に大きな障害をもたらすことになります。沖縄県は、T P Pへの参加でさとうきび、パイナップル、肉用牛、水産業等で約580億円、関連産業で約1420億円、雇用は農林水産業関連で約2万3000人、関連産業も含めると約2万9000人に影響、食料自給率はカロリーベースで約40%から約2.4%まで低下すると試算していますが、知事の認識を伺います。

T P Pへの参加は、農水産業、雇用、地域経済に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、医療、雇用、公共事業の入札、医療介護士などの労働分野と国民生活の多くの分野が自由化、規制緩和の対象となり、雇用破壊を進めるにほかなりません。この分野で、県内ではどれだけの影響が出ると考えられていますか。

日本と沖縄の農業をつぶし、地域経済を破壊し、食料の安定供給を破壊するT P Pに知事は明確に反対を表明すべきではありませんか。

2、放射能汚染について。

県内で販売されている腐葉土から高濃度の放射性セシウムが検出されたことが明らかになっていますが、現況と県の対応はどうなっていますか。全県の放射能セシウムの実態調査を迅速に行うとともに、汚染の除去と徹底した防止策を講ずることについて伺います。

生鮮食品についても県民の間から不安の声が上がっています。専門家の意見を参考にして測定器を購入し、県独自の調査を実施することについて伺います。

被曝不安を抱えている皆さんの検査を無料で行えるよう、専門家の意見を聞いて対応することについて伺います。

3、自然エネルギーの普及促進について。

太陽光発電の住宅への導入状況と支援制度を拡充し普及促進を図ることについて伺います。

県内小中学校への太陽光発電の導入状況、計画的に普及促進を図ることについて伺います。

4、戦後処理問題について。

不発弾対策について。

南風原町のサマリヤ人病院敷地内の工事現場で不発弾が発見されました。不発弾の避難半径は222メートルで、この範囲内には1病院と2つの福祉施設が含まれています。不発弾処理による住民避難は、安全を最優先した万全の体制の確立と補償について国の責任を明確にすることが必要であります。

県民は、埋没している不発弾の恐怖におびえ、精神的・経済的にはかり知れない苦痛を強いられています。沖縄戦は国策によって引き起こされたものであり、不発弾対策はすべて国が責任を持って行うべきであります。

以下、次の点について伺います。

不発弾処理に係る避難などの費用については国の責任で補償を行うこと。

不発弾処理は国の責任を明確にし、自治体と協力して処理、避難計画を策定して実施すること。

沖縄県内に埋没、放置されている不発弾等の磁気探査及び処理については、公共、民間問わず義務化し、その費用はすべて国の負担とすること。

不発弾等を発見するための磁気探査等の加速化を図るシステムを構築すること。

戦争被害者の救済補償について。

「沖縄10・10大空襲・砲弾等被害者の会」は、沖縄戦で亡くなった民間戦没者約9万4000人のうち約4万人近くが無補償になっている。戦争被害に苦しむ人たちへの謝罪と補償のための新法制度をと訴えています。戦後66年間も放置されてきた戦争被害者の救済補償は、戦後処理事業として国に要求すべきです。所見

を伺います。

5、公営住宅の改善・改築計画について。

老朽化した公営住宅の修理改善・改築の必要な箇所について実態調査を行っていますか。実態はどうなっていますか。改善・改築計画について伺います。

6、真壁南、真栄平南地区の冠水被害について。

国と県のずさんな地下ダム事業と土地改良事業で、真壁南地区、真栄平南地区でたび重なる水害が繰り返され、農家は数千万円単位の壊滅的な打撃を受け、これでは農業を続けていくことができないとの悲痛な声を上げています。経済的・精神的に限界にきた農家を救済することは公的な責任です。国と県は、徹底的な原因究明と抜本的な対策としての基幹排水の整備、被害農家への補償と救済措置を講ずることについて伺います。

7、肝炎対策について。

2010年にすべての肝炎患者を救済することを国の責任と定めた「肝炎対策基本法」が施行され、「肝炎対策基本方針」が策定されました。しかし、すべての肝炎患者を救済するための対策が具体化されておりません。一刻も早い肝炎患者救済対策を求めて、次の点について質問いたします。

沖縄県内の肝炎患者の実態調査はなされていますか。現状と対策について伺います。

肝炎対策基本法に基づく県の施策を策定すること、その具体的な対策等を促進することについて伺います。

肝炎対策基本法をもとに、全患者の救済策と特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法の延長と同時に、特定血液製剤使用の可能性があるC型肝炎患者の救済、集団感染が原因とされるすべてのB型肝炎被害者の救済等、肝炎患者救援の抜本的対策を国に求めることについて伺います。

8、妊婦健診について。

特別措置で行われた公費負担の妊婦健診の継続を国に求めるとともに、県も支援すること。

9、男女共同参画について。

男女共同参画条例、参画計画の市町村の策定状況と策定を促進することについて伺います。

県管理職、審議会、委員会への女性の登用率と比率を上げるための対策について伺います。

DV相談支援センターへの相談件数、県警が認知したDV相談件数、裁判所が加害者に命ずる保護命令についての被害者からの申し立て件数と発令件数について、それぞれ3年間の推移について伺います。

DV相談件数が増加している要因と今後の課題と対

策について伺います。

市町村のDV相談支援センターの設置を促進することについて伺います。

加害者更生のプログラムを策定し対策を進めることについて伺います。

県立の一時保護施設、自立支援のための施設の改善・拡充について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、T P Pについての御質問の中で、T P Pに関する現状認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

貿易の自由化については、世界経済のグローバル化が進む中、避けては通れない課題であると認識いたしております。また、資源の乏しい我が国は、通商貿易国家として成り立っている面もあります。一方で、農林水産業は重要な産業という側面だけでなく、文化などの多面的な機能の保持という面でも極めて大切な産業であります。したがって、どちらか一方だけをとるとすることは我が国の持続的発展は困難となり、両立を図る道を探ることが大変重要であると考えております。

このような状況において沖縄県といたしましては、農業分野等の懸念につきまして、今後とも国に対して強く訴えるとともに、国民の合意が得られるまで丁寧に議論を尽くし、的確に判断することを求めてまいりたいと考えております。

次に、放射能汚染に係る御質問の中で、全県の放射性セシウムの実態調査、そして汚染除去、防止策等についての御質問にお答えいたします。

県では、福島原発事故以降、放射性セシウムを含む環境放射能のモニタリングを強化いたしております。このモニタリングで毎日調査を実施している測定項目といたしましては、空気中の放射線の量をあらわす空間放射線量率、そして水道水及び地上に降下した大気中のちりや雨に含まれる放射性物質などであり、その測定結果につきましては、県のホームページを通じて公表いたしております。これまでの放射能調査の結果では、県民の健康や環境に影響を与えるような放射能汚染は確認されておりません。

県といたしましては、今後とも継続して環境中の放射能調査を実施し、その測定結果につきまして公表していくなど適切に対応してまいり所存でございます。

次に、公営住宅の改善に係る御質問の中で、老朽化

した県営住宅の改善、そして改築計画についての御質問にお答えいたします。

県営住宅の建てかえ等につきましては、平成20年度及び21年度に建築躯体の劣化度、そして耐震性等の調査を行い、その結果を反映した「沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画」を策定いたしました。平成23年度から32年度を計画期間とする同計画におきまして、県営7団地を建てかえとして位置づけております。今後、同計画に基づき建てかえ等に取り組んでいきたいと考えております。

また、老朽化した県営住宅の修繕につきましては、指定管理者等からの報告を受け、随時実態調査を行い、緊急性の度合いによりまして順次対応しているところでございます。

その他の御質問については、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） TPP（環太平洋経済連携協定）についての中で、TPP参加に伴う本県農林水産業への影響に対する認識についてお答えします。

本県の農林水産業は、食料の安定供給や国土の保全、観光資源などに加えて、離島及び農漁村の地域経済を支える重要な産業であります。TPPは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となっております。このため、国内や県内の農林水産物に大きな影響が出ることが懸念されるものと認識しております。

放射能汚染についての中で、高濃度放射性セシウムが含まれる腐葉土の対応についてお答えいたします。

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある腐葉土の対応については、平成23年7月25日付の国の通知「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」に基づき、関東・東北17都県で生産された腐葉土の県内取扱業者及び販売数量等の調査を行っております。その結果、9月27日現在、9業者が栃木県や群馬県から該当する腐葉土を移入、販売していることが判明しております。腐葉土の移入状況につきましては、平成23年9月27日現在1万3554袋が移入され、9346袋が販売、そのうち1456袋が回収されております。

県としましては、現在、販売業者に対して、国の通知に基づき腐葉土の販売自粛と回収を指導しているところであります。また、県のホームページで県民へ情報提供するとともに、相談窓口を設置し、腐葉土の放

射線量の測定や回収等の相談に対応しているところであります。

販売業者においては、購入者への腐葉土の使用自粛や商品回収を呼びかける店頭表示等を行っております。

なお、平成23年8月には、運輸・流通業と生産資材取扱業及び県で構成する「沖縄県農畜産業生産資材流通連絡会議」を設置し、放射性セシウムが含まれる可能性のある腐葉土等の生産資材の県内移入を防止するための協力体制を整備しております。

次に、真壁南、真栄平南地区の冠水被害についての中で、真壁南、真栄平南地区における冠水被害の原因や対策、補償、救済措置についてお答えします。

去る8月4日から6日における台風9号による真壁南地区及び真栄平南地区の湛水被害については、日雨量で225ミリメートル、1時間最大雨量が54ミリメートル、連続雨量が447.5ミリメートルと大雨によるものであったことや、排水の処理を行うドリーネ内に土砂の堆積や雑物等の流入があり、排水能力が低下したことによるものだと考えられます。このことから、今回の水害は不可抗力であり、県としての補償は困難であります。

当面の対策としては、排水機能の回復を図るため、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業等により沈砂池等に堆積した土砂や雑物の除去を引き続き進めるとともに、ドリーネ内部に堆積した土砂等の除去やのみ口の改修に努めてまいります。また、排水の処理を行うドリーネに雨水が短時間で集中しないよう、平成21年度から水質保全対策事業により上流域内で浸透池等を整備しているところであります。効果的な排水対策を講じるため、今9月議会でかんがい排水調査計画費900万円を計上し、施設規模、構造、事業費を算定する予定としており、糸満市や地元関係者と調整を進めながら事業化に向けて取り組んでいるところであります。

被災農家への支援としては、湛水後の病害を防ぐため、農業改良普及センターによる巡回指導を強化するなど栽培技術指導を実施しております。また、台風被害農家への融資としては、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の制度資金があり、これらの資金を借り受けた農家に対し利子助成を行うとともに、既に借り受けた資金についての償還猶予に対応することとしております。

県としましては、今後とも被災農家が営農活動を継続できるよう支援していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） T P P（環太平洋経済連携協定）についての御質問の中で、T P P参加による各分野の県内への影響についてお答えいたします。

T P P交渉においては、農業、工業、繊維・衣料品など24の作業部会が立ち上げられ、交渉参加国間で議論が進められているところと聞いております。しかしながら、詳細についてはいまだ明かではなく、御質問のありました各分野における県内への影響については、現時点で把握することは困難であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 放射能汚染についての御質問の中で、生鮮食品の検査体制についてお答えいたします。

国においては、生鮮食品に係る放射能汚染について食品衛生法で暫定規制値を定め、これを上回った食品について出荷制限をする安全対策をとっております。

県におきましては、汚染を疑う情報が提供された場合には、迅速に検査できる体制を整えております。また、食品取扱事業者などから要望があった場合の対応として、県内の民間検査機関で検査が行えるよう機器を整備する手続を行っているところであります。

次に、男女共同参画についての御質問の中で、市町村における条例の制定、参画計画の策定などについてお答えいたします。

市町村の男女共同参画に関する条例は、平成23年4月1日現在、那覇市、浦添市、石垣市、糸満市、宜野座村、南風原町、竹富町の7市町村となっており、制定率は17.1%となっております。また、男女共同参画計画については、15市町村において策定され、策定率は36.6%となっております。

県としましては、市町村男女共同参画主管課長会議、担当者研修会などを通して計画策定について働きかけを行うほか、市町村に直接出向き、計画策定に関する具体的な助言などを行っております。

次に、県管理職、審議会などへの女性の登用率を上げるための対策についてお答えいたします。

県民が心豊かで安心して暮らせる沖縄県を実現するためには、男女共同参画社会の形成が重要であると考えております。

平成23年4月1日現在の調査によりますと、知事部局における管理職に占める女性の割合は7.1%となっております。また、審議会などへの女性委員の割合は

30.7%となっております。

同じく男女共同参画についての御質問の中で、加害者更生のプログラムを策定し、対策を進めることについてお答えいたします。

DV加害者対策の一つとして、加害者に対する取り組みや加害防止のための予防教育が重要であることから、県としましては、平成16年度からDV加害者対策を実施しております。平成17年度には「DV防止のための教育プログラム」を研究し試行しておりますが、被害者の安全確保のための支援体制などの整備、プログラムを実施する人材の確保などの課題があり、実施には至っておりません。国においても、平成16年度に加害者更生プログラムの試行を行っておりますが、同様の課題があることから実施されております。

県におきましては、DV加害者対策として平成18年度から加害者に対する相談事業などを行っており、今年度は相談員を2名に増員し、充実強化を図っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 放射能汚染についての中、被曝不安への対応についてお答えします。

沖縄県では、震災により健康不安を抱えている方に対して、琉球大学等専門機関の助言を受けながら保健所等において健康相談を実施しております。また、一部の保健所では、必要に応じサーベイメーターによる体表面の線量測定を行っております。

県としては、今後とも国や研究機関等からの情報収集に努め広報活動などを行い、県民等に健康不安が生じることのないよう対応してまいりたいと考えております。

続きまして、戦後処理問題についての、戦争被害者の救済補償についてお答えします。

「沖縄10・10大空襲・砲弾等被害者の会」が、国に対し国家賠償を求める動きがあることについては承知しております。戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、その制度のあり方については基本的に国において対応すべき事項であると考えております。

沖縄県としましては、今後の国における対応状況を注視していきたいと考えております。

続きまして、肝炎対策についての、肝炎患者の実態調査についてお答えします。

県として肝炎患者の実態調査は行っておりませんが、国の推計値から人口割で算出すると県内の肝炎患

者数はB型約800人、C型約4000人と推計されます。
また、感染者数につきましては、保健所における肝炎ウイルス検査や健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診のデータ等入手可能なデータについて把握方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、肝炎対策の中の、県の施策及び具体的対策等についてお答えします。

現在、県におきましては、肝炎対策基本指針に基づき肝炎に関する知識の普及啓発、肝炎ウイルス検査の促進、医療体制の整備、肝炎治療費の助成等について取り組んでいるところであります。同指針においては、都道府県単位で地域の実情に応じた肝炎対策を講じることが望まれるとされており、今後、県としましては、関係者の意見を聞きながら肝炎対策に係る必要な対策を講じていきたいと考えております。

続きまして、肝炎患者救済の抜本対策を国に求めることについてお答えします。

C型肝炎感染被害者については、平成20年に施行された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づき、既に国による和解救済が進められております。また、B型肝炎感染被害者については、本年6月に国はB型肝炎原告との間で基本合意書を締結し、給付金の額等について規定しており、今後救済が進むものと考えられます。肝炎患者の救済につきましては、患者と国の和解に基づくものであるため、県としては国の対応状況の推移を見守るとともに、肝炎対策基本法に基づく患者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、妊婦健診についての、公費負担の妊婦健診の継続についてお答えします。

平成21年度より妊婦健康診査は、市町村への交付税措置と国の経済対策により県が設置した妊婦健康診査支援基金を活用し、市町村が公費で14回の妊婦健康診査を実施しています。

県としては、公費で妊婦健康診査の継続実施を知事会や衛生部長会に要望してきたところですが、今後もあらゆる機会を通して要望してまいりたいと考えております。

続きまして、男女共同参画についての中、DV相談件数、保護命令申し立て及び発令件数の3年間の推移についてお答えします。

県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、平成20年度1023件、21年度1320件、22年度1403件と増加傾向にあります。

最高裁判所の資料によると、那覇地方裁判所が発令

している保護命令について被害者からの申し立て件数は、平成20年94件、21年74件、22年65件、保護命令の発令件数は、20年81件、21年63件、22年51件となっております。

続きまして、DV相談件数増加要因、今後の課題と対策及び市町村のDV相談支援センターの設置促進についてお答えします。9の(4)と9の(5)は関連しますので一括しております。

DV相談件数が増加している要因としては、DVについての社会的認知の進展、相談体制の整備や広報啓発による被害の顕在化などが考えられます。

課題としては、相談体制の強化、被害者の自立支援、未然防止対策の強化が必要と考えております。

県においては、配偶者等暴力被害者支援基金を設置し、被害者の自立に向けた支援や広報啓発を実施しております。また、女性相談所を初め県内すべての福祉保健所に配偶者暴力相談支援センターの機能を付与しており、相談体制の強化に取り組んでいるところであります。今後は、婦人相談員を配置する市に対し、配偶者暴力相談支援センターの設置を働きかけてまいりたいと考えております。

続きまして、県立の一時保護施設、自立支援のための施設の改善・拡充についてお答えします。

配偶者等からの暴力などにより緊急に保護が必要な女性については、女性相談所などで一時保護を行っており、長期の支援を要する場合は、婦人保護施設うるま婦人寮で対応しております。現在、老朽化しているうるま婦人寮の母子棟を改築しており、居室空間の改善、保育室の完備等機能の拡充を図ることとしております。改築後は、当該施設の活用により要保護女子の自立支援を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 自然エネルギーの普及促進についての御質問の中の、太陽光発電の住宅への導入状況と普及促進についてお答えいたします。

県内の住宅への太陽光発電導入状況は、平成23年7月時点で8901件となっております。

沖縄県では、太陽光発電の住宅への普及促進を図るため、平成21年度より設置費用への支援を行っておりますが、太陽光を含む自然エネルギーのさらなる普及促進を図るべく、支援制度の拡充を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 自然エネルギーの普及促進についての御質問で、学校への太陽光発電の導入状況についてお答えいたします。

平成23年7月現在、公立小中学校における太陽光発電整備校数は、46校となっております。

県教育委員会としましては、環境への負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備に努めているところであり、今後とも市町村教育委員会と連携し促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 戦後処理問題についての御質問の中で、不発弾処理に係る避難費用の補償及び避難計画についてお答えいたします。4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。

不発弾処理に係る避難に要する費用については、現在のところ国の補助対象となっていないため、県としましては、今回の事例を踏まえ市町村と連携し、補償費用のさらなる拡充について引き続き国に要望してまいります。

不発弾処理における住民の避難計画につきましては、不発弾の発見状況や処理方法がケースによって異なることから、国・県・市町村などの関係機関で構成される不発弾等処理対策協議会において住民の安全確保を第一に考え決定しております。

次に、不発弾磁気探査の全額国庫負担及び磁気探査の加速化等についてお答えいたします。4の(1)のウと4の(1)のエは関連しますので一括してお答えいたします。

公共工事における磁気探査に加え、民間工事の磁気探査につきましては、現在も広域探査発掘加速化事業において実施しているところでありますが、さらなる促進のため、県におきましては、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しているところであります。また、県におきましては、平成22年度に「沖縄不発弾等対策中期プログラム」を策定するとともに、予算面においても本年度の不発弾磁気探査の国庫補助予算額が大幅に増額されたところであります。

県としましては、引き続き国や市町村等関係機関と連携し不発弾処理の迅速化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 男女共同参画についての御質問の中で、県警察が受理したDV相談件数の過去3年間の推移についてお答えいたします。

県警察が受理したDV相談件数は、平成20年は550件、平成21年は497件、平成22年は609件となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 質問の途中でありますが、時間の都合もありますので、玉城ノブ子さんの再質問は休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時20分休憩

午後3時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城ノブ子さんの再質問を行います。

玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん まず最初に、TPPについて再質問いたします。

今回のTPPの最大の特徴は、農産物を含めてすべての物品の関税撤廃を原則にしているということです。もちろん農水産業については、非常に沖縄県内でも大きな影響が出るということが数字でも試算されています。雇用にも大きな打撃が起きるというふうになっています。

それ以外に、この物の貿易以外でも、今回、金融や保険や公共事業への参入、医療の規制緩和、労働者の移動の自由化など多くの分野を対象にしているということが特徴であるわけなんです。これがもし実施をされるということになると、所得水準がはるかに低いこのアジア地域との間での労働力の移動が自由化されたら、それこそ賃金水準は歯どめなく低下するというふうな新たな事態が生まれてくるということになるわけです。

医療の分野でも、これは公的医療保険制度も危うくなるというふうなことで、日本医師会は、昨年12月にTPPへの参加によって日本の医療に市場原理主義が持ち込まれて、最終的には国民皆保険の崩壊につながりかねないということで反対の意を表明をしているんですよ。これだけいろんな分野で影響が出るというTPPについて、こういう問題について皆さん方はどういうふうな認識をなされているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） T P Pにつきましては、先ほど知事と私のほうからも答弁したとおり、農林水産業等については大きな影響があるというふうなことは言われております。また一方で、それ以外の分野にもいろんな影響があるとは言われているわけですが、それがどのような形で影響が出るのか、今のところまだそういうふうな十分な分析はできていないような状況でございます。そういうふうな意味合いにおきましては、今後また出てくる情報等を注視しながら、的確な対応をとっていく必要があろうかというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 菅前首相が、このT P Pへの加入を推進するということを表明してからもう1年近くになるんです。今回の野田総理も、これはもう「環太平洋パートナーシップ協定の交渉参加について、」、今度の所信表明演説の中でも「しっかりと議論し、できるだけ早期に結論を出します。」ということを言っているんですよ。ですから、もう11月中にはこの結論が出る可能性が高くなっているんですよ。

そういう状況の中で、皆さん方、これだけの影響が出るT P Pについて、いまだにその情報がつかめていないとか、それはどういう影響が出るのかわからないとか、そういうことを言っているんでしょうか。沖縄県経済がそれこそ壊滅的な大きな打撃を受けるという事態になっているときに、そういうことではもう皆さん方の姿勢が問われるということになりますよ。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これはまさにまだ十分にわかっていないというふうなものはそのとおりでございます。ただ、これは日本だけでなく、今や世界各国がそれぞれ何らかの形で経済的なつながりがあるというふうな中で、その影響というふうなものがなかなか簡単には分析できないような状況もございます。今、言われている話は、先ほどの農林分野の影響もございましたけれども、例えば、じゃ製造業ではどうなのか、輸出産業それから輸入産業、そしてまた一般消費者等々さまざまなプラス・マイナスの影響があるとも言われているわけですが、これについて、現在T P P交渉において農業・工業などは20余の作業部会が立ち上げられて議論が進められているというふうな状況でございます。ただ、これについて、その詳細についてはまだ明らかにされてないというふうなところで、今後、公表される情報をやっぱり注視をしながら対応していかざるを得ないというふうな状況

にあろうかと思えます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 皆さん方の試算でも、この沖縄の農水産業で58億円の影響が出る、関連産業でも1420億円ですよ。雇用では2万3000人、関連産業で2万9000人ですよ。これでは沖縄県経済成り立たないじゃないですか、こういう影響が出てくるということになると。しかも、沖縄は離島をたくさん抱えている地域ですよ。離島でこの農水産物がこの地域から消えてなくなる、農林水産業がなくなるということになると、これはもう離島の地域経済の崩壊につながるということになるんじゃないですか。そういうことを踏まえた上で、皆さん、環太平洋経済連携協定にどういう対応をするかということ具体的に明らかにしていけないと、私は、この環太平洋経済連携協定が強行されるということになると、この沖縄県経済は本当に地域から崩壊していくというふうなことになるというふうに思っています。

しかも、今回T P Pに日本が参加するということは、事実上、日米で関税なしの自由貿易協定を結ぶということになるんですよ。そうすると、農林水産物の関税がゼロになって、輸出大国であるアメリカやオーストラリアから砂糖や乳製品など大量になだれ込んでくるということになるんですよ。これでは県内生産は致命的な打撃を受けるということになるんじゃないでしょうか。しかも、沖縄の食料自給率は40%から2.4%に低下してしまうという事態になっているんですよ。皆さんの沖縄県の食料自給計画は50%を目指すということになっているんじゃないでしょうか。これを真っ向から否定するということになるんじゃないでしょうか、今のこれを認めるということになると。

これはあらゆる分野で大きな影響を与えることになるというふうに思います。しかも、日本の食料自給率の問題については多くの国民の皆さんが、外国産よりも高くても食料はできるだけ国内でつくると答えた人が内閣府の調査でも90.3%にも達しているんですよ。外国産で安い食料を輸入するほうがよいと答えた人はたったの5.4%なんです。食料自給率を高めるべきだと答えた人はもう90%にも達しているんですよ。多くの国民・県民が食料自給率を高めていく必要があるということを要求しているわけです。

ですから、そういうことでいくと私たちは、この沖縄県の食料自給率を50%に高めていこうというふうな方針を持っているという状況の中で、私は、沖縄の農水産物を初め雇用の分野でも、あらゆる中小商工業の分野でもやっぱり大きな打撃を与えるT P Pへの

参加については明確に反対の立場を表明していくということだというふうに思うんですが、知事、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） おっしゃる意味はよくわかりますし、現に農産物については、我々はむしろほかの県より先頭を切って反対であるというのを申し上げ政府に話をしてきたのは御承知のことだと思いますよ。ですから、おしかりを受ける理由は全くないと私は思っておりますが、ほかの物品について、最悪の状況だけを強調される物の言い方というのはやっぱり疑義があります。かなり大きな影響が出るだろう。そして、政府もなかなか困りながらもいろんな対応を今考えながら、どうも情報が不足しているということになっているんじゃないでしょうか。一方的に、県は何もやっていないというような御趣旨の発言には疑義がありますよ。だけど、農産物についてはちゃんとやっていますよ、むしろ早目早目に。

○玉城 ノブ子さん ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 私が言っているのは、農水産物だけじゃない。今度のTPPはあらゆる分野で関税を撤廃するというふうなものになっているからこそ、TPPの中でこれは賛成です、これは反対ですというふうには言えないわけですよ。ですから、このTPPそのものについて反対の立場を表明すべきじゃないかということを私は言っているわけです。

○知事（仲井眞弘多君） 質問なのか、御意見なのか、一応伺いましょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員が御心配される農業分野については、ことし1月、そういう総決起大会もございまして、知事も参加をして、それに対しての懸念を表明をいたしました。そうでありながらも、このTPP交渉そのものは国のほうで行われている話でございまして、そこで現在どのような影響があるのか、今、作業部会を立ち上げて検討しているというふうな状況でございます。その状況を見ながら、県とし

てはまた適切な対応というふうなものを考えていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 皆さん方の態度があいまいだから、私は何度も聞いているんですよ。TPPというのは農水産物だけではないです。今さっきもほかの分野にも問題が出てくるということを言っているわけです。ですから私は、TPPについては、沖縄県経済に与える影響はもう非常に大きなものがあるから反対を表明すべきであるということで、やっぱりこのTPP全体について反対の態度を表明すべきだということを言っているんです。知事は、そういうふうな対応をぜひやっていただきたいということを申し上げて次に進みます、時間ありませんので。

あと、真栄平南と真壁南の冠水被害について再質問をいたします。

実は、これは台風9号の状況、そのとき写真に写した状況です。（資料を掲示）これが真栄平南です。冠水被害の状況です、台風の時期の。そして、これが真栄平南と真壁南。これは台風が過ぎて2日目の状況になっています。この湛水がそのままの被害の状況になっております。

ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○玉城 ノブ子さん これは、地下ダム事業と土地改良事業が行われてから、その後平成11年度以後、実に8回も湛水被害が繰り返されているというふうな状況があるわけです。ですから、私たち、これは土地改良事業を実施したところでこういう湛水被害が起きることについて、雨量や排水の処理方法について適正か、本当に綿密な積算・設計がなされたかどうかということが問題だというふうに思っているんです。

真栄平南地区については、四方八方から流入する雨水・排水が宇江城のクラガーを受け口とするドリーネに一極集中しているという状況があるわけなんです。これは、現場調査をしたときにも県当局の皆さんも認めたんですけども、新垣の上のほうで行われている国営土地改良事業で西側に流していた水を、この土地改良事業で宇江城のドリーネのところの一極集中させたというふうなことも出ているんです。そういうことについて、私は、しかも今度の台風の時間雨量、これがどうだったかということが問われているんですけども、調べたら時間雨量が、皆さん方が言うのと

ちょっと食い違うんですけれども、33ミリの時間雨量になっているんですよ。集中豪雨があった中でこういう冠水被害はあると思うんですよ。ところが、今回の場合は、時間雨量33ミリ、あるいは4ミリとか2ミリとか、それしか雨は降っていないんですよ。こういう中でこんな状況が起きているということは、日常的にこの冠水被害が起きているということであるわけです。これに対して抜本対策、緊急対策、これをやっぱり私は求めたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほども御説明申し上げたんですけれども、真壁南地区と真栄平南地区の湛水につきましては、日雨量で225ミリ、それから1時間最大雨量が54ミリ、それから連続雨量が447.5という大雨があったということと、排水の処理を行うドリーネ内に土砂の堆積、あるいは雑物等の流入があつて排水が低下したというふうなことで、今回そういう被害が出たものと考えておりますけれども、これまでその地区の対策といたしましては、土砂の堆積の除去、それから雨水が集中しないように段階的に集中してもらおうということで、上流のほうで淡水化を21年度からやっております、これは何地区か予定がありまして、今回21地区だけは完成をしていますけれども、引き続き、やはりまずは上流からの流入をゆっくりさせるということと、それから先ほどの堆積した土砂をしっかりとっていくということをまず当面の対策としていて、抜本的な対策としましてはことし9月の補正で900万円計上していますので、しっかりその中でいろんな形の検討をしていくと。現在、その1案、2案、3案ということで考えられていますけれども、それをクリアして、地元とよく相談しながら対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

〔仲村未央さん登壇〕

○仲村 未央さん それでは一般質問を行います。

1点目、普天間基地の辺野古移設計画に係る環境アセスメントにどのように対応する方針か伺います。

2点目、知事は、ワシントン大学における講演で、嘉手納統合案について「地元の反対が強く、実現するのは非常に時間がかかる」と述べたと報じられています。御自身は反対の立場か伺います。

3点目、米軍歳出外資金諸機関によるベースタクシー入域料の入札についての実態を伺います。2004年、2006年に続く3回目の入札がことし6月に実施されたとの情報があります。落札額はさらにはね上が

り、1台当たり月13万円とも聞こえてきます。

以下、示されたい。

(1)、入札の日時、台数、1台当たりの入域料。

(2)、入域料の年間総額は幾らか。前回、前々回との比較を伺います。

(3)、他業種にもこの機関への営業料等の支払いがあるのか。また、全国の米軍基地において同様の入札があるか伺います。

(4)点目、タクシー運転手の平均年収を伺います。

(5)点目、県民所得への影響、地位協定上の非課税問題など2008年の私の一般質問に対し、知事公室長は「県としても今後どのような対応が可能であるか研究をしてまいりたい」と答弁をされました。その後の調査研究を報告してください。

4点目、運転代行業の認定件数と本県の特徴。また、制度上の課題等について伺います。

5番目、八重山地区の教科書採択問題について。

(1)、文科省の見解、その判断の根拠等について聞きます。

(2)点目、県教育委員会の見解と対応を伺います。

6番目、民間一般の戦争被害者に対する国の補償を求める動きがあります。

(1)、沖縄戦の人的、物的被害の総合的な調査がこれまで国によってなされたことがあるのか。

(2)点目、未補償の沖縄戦民間被害者の数を伺います。未補償のまま放置されていることについて県の考え、対応を伺います。

7番目、沖縄県の生活環境保全条例、県議会の修正案によって提案をされましたが、この第3条「県の責務」、ここに2009年10月1日の施行以来、3条の2に定める「米軍基地環境問題への取り組み」ここへの適用実績があるか伺います。

8番目、沖縄市北部の「ごみ山」問題の現状、解決見通しについて伺います。

9番目、県議会は、去る6月定例会で「子ども・子育て新システム」の安易な導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書、「幼稚園教育等の制度改善を求める意見書」を全会一致で可決をしましたが、これに対する当局の評価と新システムへの認識を伺います。

10番目、沖縄警察署跡地への新しい交番の設置についての方針、スケジュールを伺います。

それから会派代表質問との関連ですが、仲宗根悟議員の質問の中で、嘉手納弾薬庫内における不用弾の処理がされたと、そして周辺住民が非常に驚いたということがありました。この不用弾の処理に当たっては、

通常民間で行われる不発弾の処理と米軍基地内で行われる不用弾の処理、その仕方についての手続、これの内容について伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲村未央議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、普天間基地の辺野古移設計画についてという柱の中の御質問で、環境影響評価手続に対する知事の対応についてという御質問にお答えいたします。

環境影響評価の提出される時期などにつきまして、政府から明確な方針は示されておられません。県といたしましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設・返還を求める考えに変わりはありません。

次に、嘉手納飛行場統合案に係る御質問の中で、嘉手納飛行場統合案への反対についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、さらに負担が増加するような案は、断じて受け入れることはできません。県といたしましては、日米両政府に対し、引き続き、普天間飛行場の県外移設に真摯に取り組むよう強く求めていることといたしております。

次に、6月定例会で可決した意見書についての御質問ですが、「子ども・子育て新システム」の評価等についての御質問にお答えいたします。

国が、本年7月末に決定した「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」においては、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「仮称・総合施設」の創設等が示されております。しかしながら、費用負担のあり方などの課題があり、引き続き検討を進め地方公共団体等とも協議を行い理解を得るといたしております。

新システムにつきましては、現時点では、費用負担のあり方などの課題が解決されておらず、評価することは難しいと考えておりますが、沖縄県といたしましては、新システムの制度設計に当たっては、子供の視点から議論を進めるとともに、保育の質や財源が確保されることが重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） ベースタクシー入域料についての御質問の中で、ベースタクシー入札の実態、入域料の年間総額、他業種の営業料等の状況、全国の状況についてお答えいたします。3の(1)のア、3の(1)のイ、3の(1)のウにつきましては、関連いたしますので一括してお答えいたします。

現在、県は、ベースタクシーの入札の実態、入域料の年間総額、他業種の営業料等の状況、全国の状況等について、米国陸・海軍エクステンジサービス、通称AAFE Sの沖縄本部に照会しておりますが、現時点において回答は得られておりません。県が報道等において把握しているところでは、本年6月に入札が行われ、入域料総額が1ドル約83円換算で、年額約2億4000万円となる見通しであること、県内3法人と個人タクシーの計197台に10月1日から課されるとのことです。また、県外では、青森県の三沢基地、東京都の横田基地でも入域料の徴収を実施しているとのことでもあります。

次に、県の対応の検討状況についてお答えいたします。

政府によりますと、地位協定第15条に基づく歳出外資金諸機関は、米軍関係者の福利厚生を図るため独立採算で運用されることが前提とされており、同機関が契約者等からの料金の徴収等で運営され得ることは、独立採算を前提としている以上当然認められていると解されていることから、日米地位協定上問題ないとのことでもあります。また、政府によりますと、歳出外諸機関がベースタクシーから得る収入には、地位協定第15条に規定されているとおり、我が国において租税は課されないとのことでもあります。

県としましては、引き続きベースタクシー入札に関する実態の把握に努めてまいりますが、施設・区域の管理権が米側にあることや、基地への入域料がAAFE Sとタクシー業者の私契約上の問題であることから、現時点で県として何らかの対応をとることは困難であると考えております。いずれにしましても、県としましては、どのような対応が可能か引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、会派代表質問との関連についての中で、米軍基地での不用弾の取り扱いにおける法的根拠等についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、去る9月19日の嘉手納弾薬庫地区における爆発音につきましては、嘉手納基地所属の爆発物処理班が使用不能になった火薬類の処理を行った際に発生したものであったとのことでもあります。いわゆる5・15メモによりますと、嘉手納弾薬庫

地区の使用条件について1回当たり50ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が共同爆発物処理場として指定された区域において行われるとされております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） ベースタクシー入域料に関する御質問の中で、タクシー運転手の平均年収についてお答えいたします。

厚生労働省の平成22年賃金構造基本統計調査をもとに、沖縄県のタクシー運転手の賞与を含めた平均年収額を計算しますと、176万2700円となります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 運転代行業の認定件数と本県の特徴、また制度上の課題等についての御質問にお答えいたします。

本県における本年8月末現在の自動車運転代行業者数は654業者で、その業務に使用される随伴用自動車は1584台となっております。昨年末の業者数を全国と比較しますと、本県の業者数625業者は全国で最も多く、2番目に多い茨城県の約1.7倍となっております。また、本年8月末現在の自動車運転代行業者654業者のうち、法人により運営されているものは15業者のみで、その他は個人事業者となっているほか、全事業者の半数以上が随伴用自動車1台のみを用いて営業を行っております。

次に、制度上の課題等についてであります。県警察においては、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」に基づき自動車運転代行業の認定及び指導・監督を行っており、制度上の課題としてとらえているものは特にございません。

なお、県警察では自動車運転代行業者を指導・監督するため、随時警察職員による立入検査を実施しており、その実施回数は本年8月末現在で158回となっております。引き続き、県警察では自動車運転代行業の適正化を図るため立入検査を強化するとともに、交通指導、取り締まり時における違反行為の有無の確認を徹底し、法令違反を認めた場合には厳正に対処していく所存であります。

次に、沖縄警察署跡地への新交番の設置方針とスケジュールについての御質問にお答えいたします。

現沖縄警察署の所在地は、周辺地域の治安を確保する上で極めて重要であると認識しております。県警察といたしましては、沖縄警察署移転後も現所在地に何

らかの警察施設を整備し、一定の警察力を存続させる必要があると考えております。

今後のスケジュールにつきましては、平成24年秋に予定している沖縄警察署移転後の早い段階には周辺地域の治安情勢に応じた規模の警察施設を設置できるよう県当局と調整を行っていくこととしております。

なお、沖縄警察署移転後の跡地を警察施設設置のために利用することに関しましては、県当局の同意を得ているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 八重山地区の教科書採択問題についての御質問で、文部科学省と県教育委員会の見解についてお答えいたします。5の(1)と5の(2)は関連しておりますので一括してお答えいたします。

文部科学大臣の発言につきましては、詳細を把握しておりませんが、文部科学省の見解は「9月8日の協議は、石垣市、与那国町の両教育長から協議は無効」と主張していることが主な根拠となっていると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き9月8日の採択決議の協議の有効性も含めて協議してくださるよう、お願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 民間一般の戦争被害者に対する国の補償についての中、沖縄戦の国による総合的な被害調査の実施についてお答えします。

厚生労働省に確認したところ、これまで国により沖縄戦における総合的な被害状況調査は行われたことはないとのことであります。

続きまして、未補償の沖縄戦民間被害者数と県の対応についてお答えします。

戦没者数の正確な数を把握することは困難なことから、昭和32年時の琉球政府において一般県民の戦没者数は9万4000人と推計されております。また、沖縄戦における未補償の民間被害者数については、昭和57年3月末時点で3万8276人と推計されております。戦争被害に対する補償については、対象者の範囲も含め、その制度のあり方については、基本的に国において対応すべき事項であると考えております。

沖縄県としましては、今後の国における対応状況を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 沖縄県生活環境保全条例についての御質問の中で、同条例第3条の2の適用実績についてお答えいたします。

沖縄県生活環境保全条例第3条の2には、米軍基地に起因する航空機騒音等環境問題の軽減や返還される米軍基地に係る土壌汚染状況等の情報の公表を盛り込んだ協定締結を申し入れること、日米合同委員会での合意事項に基づき立入調査を求めることを規定しております。

県において、これまでに同条に基づく航空機騒音等環境問題の軽減や返還土地の履歴情報の公表を盛り込んだ協定締結の申し入れは行っておりません。基地内の立入調査については、嘉手納飛行場内においてジェット燃料漏れなど、事故が発生し調査が必要となった場合に立入許可を求めるなど、環境汚染の実態把握に努めているところであり、条例施行後は、7件の立ち入りを行っております。

なお、県では、涉外知事会を通じて「日本側環境関係法令を遵守すること」や「基地返還にあたっては、日米両国政府が責任をもって、土地の使用履歴や汚染状況等に関する情報の公表、返還前の環境調査」などを盛り込んだ「在日米軍基地に関する環境特別協定」の締結を国に対して求めているところであります。

県としましては、今後の国の動向も踏まえ、関係機関と連携しながら、生活環境保全条例に基づく協定締結の申し入れについて検討していきたいと考えております。

次に、沖縄市北部のごみ山問題についての御質問の中で、ごみ山の現状と解決の見通しについてお答えいたします。

沖縄市北部地域で産業廃棄物が超過して処分されている問題につきましては、沖縄市所有の土地の返還に向けて、平成23年7月末までに安定型最終処分場を改善するよう当該事業者には作業を進めさせていたところでもあります。しかしながら、期限内に改善することができなかったことから、平成23年9月に廃棄物処理法に基づき改善命令を発し、平成24年3月末までに履行するよう指示しているところであります。また、管理型最終処分場については、平成22年10月に超過廃棄物を適正に処理するよう改善命令を発しており、安定型部分の改善が終わり次第本格的に作業を開始する計画となっております。

県としましては、今後とも早期に同市北部地域における産廃に係る問題を解決できるよう、当該事業者を

指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは知事に伺います。

野田総理ですが、所信表明の演説の中で沖縄の普天間基地問題について理解を得たいと。説明し、理解を求めたいということを言っているんですね。そのことに対して、きょう照屋寛徳衆議院議員の質問主意書、この中で「いつまでに沖縄の「理解」を得るつもりか」と。その「「理解」が得られたとは、いかなる状態を指すのか」ということについて答弁が出たんですね。これについては、「沖縄の皆様の理解を得る期限について、これを設定する考えはない。」と。また、「お尋ねの「沖縄の「理解」が得られたとは、いかなる状態を指すのか」とについて、「現時点において、お答えすることは困難である。」というのが公式の答弁です。とはいえ、確認したいのですが、環境アセスの手続についてはこういうことを言いつつも、9月1日に防衛事務次官が知事に接触をされています。こちらにいらっしゃったんですね。その際に環境アセス手続を年内に提出したい、進めますよというようなことがあったんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 9月1日の中江事務次官の来訪の際には、正式に今議員の御質問のような年内にアセス手続を進めたいという意思の表明はございませんでした。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 環境アセスについて、事務次官が触れたということはなかったということですか。もう一度お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この辺野古移設問題のスケジュール等について全般的なお話はありましたが、先ほど申し上げたように、明確に年内にアセス手続を進めるというお話はございませんでした。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうは言ってもこの環境アセスが今のところスケジュールがはっきりしないということを知事は再三答弁されていますが、もしこれが一たん走り出すと、向こうが評価書を出してくれば手続上法令にのっとり従わざるを得ないということになるかと思いますが、その手続についてはいかがですか。受け取り拒否などは当然できないというふうに認識をするんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 仮にそういう事態が生じた場合には、法令にのっとり慎重に対応することになると思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 質問の趣旨はわかりますか。出されたら受け取らないということができますかということです。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 法令の手続上は、出てきた書類を受け取らないということは、もしその書類自体に不備がなければ法令上はそういうことはできないというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そのときに、事業への——ここで言われるのはいわゆる辺野古の埋め立て、基地の建設になるわけですね。これについての今知事の態度は、県外移設つまりここにはつくらせないというような意思表示かと思いますが、これについて事業の賛否というのは手続上その判断、例えば知事意見等で、私は県外移設が方針だからこの環境アセスについてはだめですとか、知事意見の中でそういったことを合理的な理由として判断されるというふうになりますか。それともあくまで環境影響上の問題を意見として出すことによってしか、いわゆる事業の賛否そのものではなくてそういったその環境上の影響、これを評価するということに対する知事意見として、やはりそれは提出を意見として求められるのか。そこら辺はもう一度お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時27分休憩

午後4時30分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の点ですが、現在確かに議員おっしゃるように環境アセスの手続上これが出されて、形が整えば受理せざるを得ない、自動的に流れていくという性格があります。ですから、そういう中で、環境技術の面、環境アセスに必要な技術的な面を議論する部分と、政治的といいますか、私の考えそのものに従ってやっていくという方法と、幾つかの方法が考えられますが、ただアセス的には例えば意見を言わなければ同意とみなされるというようなことなども含めていろんな実は対応がある意味で可能ですし、ある意味で限られてくるという面があります。ですが、現時点では私は県外が早いということによっております。こういうことも踏まえて、今の段階ではどういう

方向をとって対応していくかにつきましては、少しまた時間をかけて対応を決めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 政治姿勢がその環境アセスの知事意見としてどれほど合理的なその意見として向こうが受けとめられるのかということについては、一たんこの手続上乘ってしまえば非常に小さく見られるのではないかということを懸念をするんですね。そういう中で、前回知事は準備書の知事意見の中においては、沖合移動ということも含めて意見として出されましたね。そして今回は、いわゆるその県外を貫くということの決意も覚悟もこの間答弁で述べていらっしゃるので、基本的には反対の立場の知事意見表明が出されるというふうに私は見るわけです。とはいえ、それが出されたら、公告縦覧に行く流れの中で。そしてそれが終われば、当然、埋立免許の承認というような段取りに入るというこの流れはとまらない。そういう中でこの免許の承認ですが、今の知事の現在の態度というのは先ほども申し上げたように、県外移設要求ということと承認をしないということは同じ意味を今持って表明をされているというふうに受け取ってよろしいですか。埋立免許の承認はしないんだということを、既にその県外移設要求を掲げているという以上、その表明はもう既に行っているというようなことで受け取ってよろしいのでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 私のほうから、ちょっとお答えさせていただきます。

今大変難しいというか、デリケートな質問でございまして、県の内部において今後いわゆる想定される事態が出てきたらどのような形で対応しましょうかというのは、まだ実は勉強中なんですよね。ですから、幾つも今言われているような手続の段階で言えば環境アセスをどうしようか、次進展したらどうしようか、裁判も含めてですけれども。さまざまなバリエーションの中で、その時々によどのような手続をとっているのかというものは、実はまだ意思統一が図られていないし、私が基本的には紙をつくって議論しましょうという状況ですので、ちょっとまだ確たるお答え

ができる状況じゃないし、今答えを持っていないと、
こういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 手続上、環境アセスについては恐らくとまらないだろうという、私がそういうふう
に手続の前提を先ほど確認したところなんです
が、そういった中で、結局最終的な意思の表
示というのは、恐らく承認にかかってくる。
そしてそのときに今の知事の態度と、この承認
に対する態度というものの一貫性というのが問
われるわけです。そして知事の今の態度を見
るにつけ、埋立免許はもちろん県外移設と言
っている以上承認しないだろうというふう
に多くの県民は見るわけですね。単純なこと
なんです。手続上もそう来るであろうとい
うことなんです。これについてもう一度知事
いかがですか。この承認について、むしろ不
許可処分にしない、承認するかもしれない
という選択肢はないと思うんですが、いか
がですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 答えとしては、例えば知
事の答弁の中に、埋め立ての工事の場面につ
いて大変な反対運動が起こって日米の体制
も傷つくことになりますよというような発
言もありますように、埋め立ての手続の中
で必ずしも県知事だけのところでとまる問
題ではないと私は思っているんですよね。で
すから、その後の工事の場面も含めて果た
してそれほど強行にとれるのですかという
ような話もしていますので、この辺のところ
の趣旨を御理解いただきたいなと思ってい
ます。

あと今言われているのが埋め立ての許可だ
とかと思っていたとしたら国がやっている手
続ですので、これは承認でございまして、承
認しなかったとしたら国のほうでしかるべ
き手続をとると2週間ぐらいで終わっちゃう
んですね。こういうさまざまな場面、場面
をどのような形で対応しようかということ
を今内部で基本的には検討しようというよ
うな状況ですので、仮定の手続、いつにな
るかわかりませんが、今そういう意味での
理論的な意味での対処の勉強中というこ
とで御理解いただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 進みます。

嘉手納統合案ですが、知事、先ほど断
じて今の負担

が許されるものではないし、それ以上のもの
というの
は認められないんだと。それは恐らくアメ
リカでも3議員に会われて直接おっしゃ
ったことだろうと思いま
す。その一方で知事はこの県内移設見直
しがテーマになっている、柔軟性を持
っていらっしゃるというふう
に印象をお話されていま
したが、3議員について
ですね。その中であわせ
て、権限法の中で言われ
る抱き合わせのごとく、
県内移設、辺野古はだめ
だけれども嘉手納統合案
はその一方で検討の対
象になるというよう
なことをあわせて常に
セットでこの権限法は
今走っているように見
えます。そういう意味
で、知事が何度かその
発言の中で正しい方
向だと、その3議員の
動きを歓迎するコメ
ントが出されている
わけですが、この正
しい方向が辺野古は
もちろん見直しにな
り、そしてこれは現
实的に不可能だとい
うふうに強まってくる
正しい方向ということ
は私も理解できます
が、あわせて嘉手納
統合案の検討も含め
て正しい方向だとい
うふうに相手が認識
していないかどうか
が心配なんですね。
この件については、
知事、具体的に接
触されながら嘉手
納統合案はこれも含
めて非現実的だと、
私が言う県外移設
というのは、当然
辺野古以外のすべ
ての基地を含んだ
県内における基地
の建設はないとい
うことが明確に
伝わっているのか
どうかお尋ねいた
します。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の御質問の最終的な
ポイントが少しわかりにくいところがあった
のですが、そういう中で御報告いたしま
す。私が3議員から受けて正しいとい
うか、下世話な表現では真っ当な反
応をされたなというのは、つまり
辺野古が私は事実上不可能と言
い、非常に3議員は難しいとい
うような非現実的に近いような
表現もあったと思うんですが、
非常に難しいということ
を言っておられて、それで統
合案について私のほうはな
かなかここも今度は非常に
難しいエリアで、もう
基地負担が既に過重にな
っているところで大変
ですよと申し上げたら、
彼らは——彼らはと
言ったら失礼だけれど
も——あの3議員は、
私たちは行き詰ま
っているというま
ず認識と、そして
やっぱり柔軟に物
を考えるべきで、
それで例えばとい
うことで出してい
るんであって、
具体的な案とい
うのはこれは政府
がつくるべきだ
と考えていると
こういうような
趣旨のことを
言っておられ
ました。で
すから、
具体的な何
案がいい、
何案がいい
というよ
うなことを

議論しようとか、嘉手納統合案でなければならないとかいうようなことを主張しようということを出したわけではないと、こういうようなことを言っておられたんで、こういう柔軟な考えというのは非常に立派なものだというふうな私は印象を受けたわけです。そして私が、いずれにしても嘉手納というのも非常に難しい、もう既に過重な基地負担をしているのであるから、やっぱり私どもが言っている県外というのを我々は主張しているんだと、こういうことを申し上げたわけです。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事のおっしゃるニュアンスと新聞報道等で見ると限りにおいては、統合案は早急に県予算で前進することができるとか、空軍を移転しその規模を削減する、嘉手納基地は巨大だとか地元のことをわかった上で、爆音訴訟も起こっていることもわかった上で、それでもそのアメリカの歳出削減の要望も、それから県民の負担軽減も満たす、両方満たせる案だというふうにかなり嘉手納に対する可能性を大きく見ているというふうに見えるわけです。それについて知事が正しい方向とコメントされたことが、嘉手納統合案の検討も含んで、同調ととられてはいないかということが心配なんです、それについていかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 少なくともこのお三方と話をした私の受け取った印象では、そういう受けとめ方はされてないと思います。そもそもかなり謙譲な方々で、我々は例えばということを出したんで、これで進めようとかというようなことは考えていない。そしておっしゃったように、確かに嘉手納であればお金もこういう御時世で日本政府もないでしょうし、アメリカもきつくなってきていると。そういうようなことを言っておられましたから、例を挙げたときの理由の一つだったと思うんですが、ただしはっきり言っておられたのは、案というのは政府がつくるべきだということと、それからもう一つはアメリカも日本政府もそしてこの沖縄も満足のいく案でないとセットしないだろうというようなことも言っておられましたから、私はきちっとした考えの方々ではないかというふうに受けとめました。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 最後に確認しますが、知事の今おっしゃるその県外移設要求というのは、現行案の辺野古以外の案であれ、県内につくられるということに対するすべての拒否であると、そういう立場であるというふうに受けとってよいかどうかお尋ねいたします。

す。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、一日も早い普天間飛行場の移設・返還と跡利用にめどをつけたいというのが私の基本です。ですから、今議員がおっしゃるようなことにすべてだめだというような答弁にするわけにはいかない。ですが、今現実には、県外という選択肢しかなかなか見つからないということも現実だと私は考えています。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 県内においてももし早くできる可能性、普天間の固定化が避けられる可能性の案があれば、それは検討の対象だということですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員の仮定に仮定を次ぐお話に私答弁させられているわけで、私は、普天間は一日も早く移設・返還その実現だと申し上げて、そのためには今の辺野古という案は事実上不可能だと。したがってまず日本国の広いあの中で探すべきだと、もうこれだけに尽きるわけです。それ以上の応用問題については、私、今申し上げる時期にありません。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん であれば、なおさら嘉手納統合案の検討が具体的にこのように権限法に盛り込まれている事態については非常に知事の態度も含めて懸念があるというふうに感じざるを得ません。

進みます。

ベースタクシーです。これについては、先ほど外務省の見解をる説明されましたが、県としてはこの外務省の見解にどういう認識を持っているのか。同じなのか、疑問があるのか、お尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この問題は、地位協定第18条に係る問題でございまして、これは有権解釈という形は外務省にございますので、外務省の見解あるいはこのハイヤー・タクシー協会とAAFE Sの関連というのは私法上の問題であるという観点からしますと、そのような実態であろうかなということは認識しております。

○仲村 未央さん 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後4時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲村未央さん。

○仲村 未央さん 私のところで調べた形では、恐ら

くベースタクシー、キャンプ・ハンセンで最高16万に行っているのではないかと、月額ですね。最低額で恐らく嘉手納の5万5000円。月額が1600万円相当。そして年間2億円を超える、これは先ほど県のお示しもありましたが、こういった中で際限なく入札が繰り返されていくたびに額がはね上がる中、非常に今業界が厳しいという中で悲鳴が伝わってきています。これはもう前回からごくしゃくしているということは県の答弁でもありましたが、今外務省は15条の歳出外資金諸機関を置けるという判断を持ってここが何をやってもいいんだというようなことを拡大解釈していますが、そもそも基地は米軍に対して目的を持って無償提供されている施設ですね。これは日本政府との間では特に賃貸者契約をしているわけではなくて、あくまで目的を持って無償で提供されているわけですから、その立ち入りを利用してただで提供されている施設・区域へのこの出入を利用して収益を得るというのは、やはり不当収益であるというふうに思うんですが、これについていかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今の議員のおっしゃるような最終的に不当収益になるという結論は県としては考えておりませんが、確かに議員の御質問の趣旨というのはこの地位協定、あるいは私法上の契約等にかかわるその前段階として沖縄の基地負担といった観点から、そこで県民なりあるいは県内の企業がそういう苦労をされているのであれば県として何か考えられないかという趣旨で受け取っております。このことにつきましては、確かにこの制度あるいは法制度等考えますと県のやれることというのはなかなか難しいということで、過去に、研究していきたいという御答弁もさせていただいたと思うんですけれども、このタクシー協会から平成18年に要望を受けて協力ワーキングチームの中で、ハイヤー・タクシー協会としてひとつ協議会をおつくりになって、それをAAFE Sにしっかりと交渉するという窓口をつくってはどうかということを申し上げて、AAFE Sもそういう話なら聞きましょうということまで行ったんですが、話がまだその後進んでいないということもございますので、そういう観点で議員のおっしゃった質問の意図も踏まえながらできることを引き続き検討していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん 知事、今公室長がそういうふうに見解を述べているんですが、先ほど運転手の平均年収176万円ということも出ておりました。こういった中

で非常に厳しいそういった業界の足元を見るかのように、その入札を繰り返していく中で、際限なく米軍がその立ち入りについてそのことに対する徴収をするということは、どう考えても法の解釈の乱用というふうに私には見えます。管理上の権限というのはあくまで日米安保の目的に沿った使用についてただで提供を受けている施設ですよ。これをさらにこの出入に当たって県民からお金を徴収する、それを利用するなどということはあってはならないと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時53分休憩

午後4時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員のお話は確かにもっともだなという感じも持ちます。ただこれは何年かのやりとりが既にあったようですが、前にもトライをしてちょっとうまくいかなかったようですが、やはり沖縄のタクシー業界と一緒にこの課題をお互いに競い合ってつり上げて、足元見られていると今おっしゃったものになるかもしれませんが、ちょっとこれはもう一度我々のほうも間に入って、どこまで改善できるかをやってみたいと思いますので、少し時間下さい、もう一度。

○仲村 未央さん お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それでは教科書問題です。

非常に経過がいろいろあり過ぎてあれなんです、確認をさせてください。15日に文科省が指導文書を出しましたね。この中ではその協議会の規約に従ってまとめられた結果に沿って指導しなさいというようなことが出ているんですが、その協議会の規約に従ってまとめられた結果とは何を指すのかというところが一つの混乱に拍車をかけた事態になったわけです。これは結局規約に従った結果というのは、協議会は不一致、まとまらなかった。それこそが結果であるという認識でよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、まさにそのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん そうなると、規約が想定しなかった事態に発展をして、この協議会の規約ではもうこれ以上進まない。だからこそ新たな協議の場が必要となって、その求めに応じて県は指導をし9月8日の3

教育委員会の合同の委員の会議に臨んだわけですね、そこに来た。そしてそれは3教育委員長が招集をしこれが教育委員会であるということを宣言をして始めた。ここまではそのとおりですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、そのとおりでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それで、そのことに対する有効、無効云々ということがずっと論争の中心になりつつあるわけですが、教育長にお尋ねします。無償措置法の13条4項、ここに書いてあるその内容について言ってください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 無償措置法の13条4項にはこういったことを書いております。「採択地区が2以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」とございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん だから教育委員会は協議して採択をしなければならないんですよね。だから、そこで私は協議しないと、全会一致にならないと僕はこの議論には参加しないんだとか、結論が変わるんだったら協議に臨まないんだというようなこんな子供みたいな言いわけは通らないわけです。協議してその採択を一つにしないということが法の趣旨ですからね。そういう意味で、この8日の有効性については再三そこで一致をしたということ、そろったということについて非常に重い有効性の判断になると思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい、まさに我々は8月23日のこの結論はあくまでも答申であるというところをえ方をしておりまして、したがって9月8日の全教育委員による協議は有効であるととらえております。

○議長（高嶺善伸君） 仲村未央さん。

○仲村 未央さん それで、きょう文科大臣がまた新たな発言をしておりまして、この8日のものについて確認がとれない、県教育委員会から正式な報告が上がってこない。そしてこのままだと法に沿って新たな解釈を持ち出して、今2法の争っている優先性について、法制局に協議をして意見を聞いて文科省として判断をするぞというのがきょう新たな中川大臣の発言で出て

います。このような事態になれば今までこの2法の間を丁寧に縫うようにやってきた教育委員会の指導、そして本当に地域の自治とか教育の自由、これを大事にして調整をしてきたその意義こそが問われかねないような判断がばんとされるのではないかという懸念もあります。そういう意味で、まだ上がっていない、報告が出ていないと言われていきますから、ぜひ8日の協議の有効性これについて早急に文科省に上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私ども実は9月8日の協議につきましては、有効との認識を9月12日に文科省に伝えております。また、9月16日にはたしか私が記者会見を行いまして、その中での協議は有効との認識を示しながら、この教育長のメモとそれから記者会見の記録を文科省に報告してございます。さらに協議の有効性は、八重山地区の当事者が決めることであると、そういう県教委の考えも文科省に伝わっているものと理解しております。

○仲村 未央さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

〔上里直司君登壇〕

○上里 直司君 それでは一般質問を行います。

沖縄振興一括交付金（仮称）の創設に向けた共同声明が去る9月7日に行われました。知事、市長会の会長、町村会の会長、この三者が共同で出した声明がでございます。ようやくこの三者がまとまって県内で一致して一括交付金を導入するという点については、少し遅かったのかなと思いつつも、そこまでこぎつけた知事や企画部長、職員の皆さんには心から敬意を表したいと思っています。

そこで、この共同声明は実は余り取り上げられてない部分がありますので、私はその部分について質問をいたします。配分方法について随分市長会会長、町村会会長から申し上げられていたところなんですけれども、これは協議機関を設置する等、県と市町村が双方の事情をしんしゃくし対等の立場に立って配分額を決定できる仕組みを構築するという声明を出しています。

私は、一括交付金を実施するためにはこうした協議機関が必要だということを再三申し上げてきました。ただ、この一括交付金の配分方法だけにとどまらず、県の持っている権限を移譲するなど、あるいは広域連合を進めるなどいろんな意味で県内における地域主権を進める、そういう協議機関にしなければならないという意味で、沖縄型地域主権戦略会議（仮称）として

おりますが、これをぜひ設置すべきだということで質問をさせていただきます。

続いて、再生可能エネルギー政策についてであります。

(1)、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の進捗について。

(2)、ハワイでの実験内容とその進捗について。

(3)、バイオマス発電事業への取り組みについて。

(4)、冷熱供給システムと海洋深層水の活用についてお伺いをいたします。

3番目、木育推進事業についてお伺いをいたします。

(1)、今年度実施事業とその進捗についてお伺いをいたします。

(2)、知事部局内及び教育庁との連携についてもお尋ねをいたします。

(3)、ことは国際森林年ということでもありますけれども、県内で行われる事業についてお伺いをいたします。

4番目、国のモデル事業として実施されてきましたパーソナルサポート事業の今後についてお伺いをいたします。

5つ目、感染症及び微生物研究をさらに加速させるべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

6番目、街路樹整備について。

今議会でも取り上げられていますし、毎議会ごとに街路樹整備の質問が出るほど街路樹整備というのは県民生活に非常に密着している課題であります。しかし、なかなかこの街路樹整備が進まないというのも課題であります。

そこでお伺いをいたしますが、この街路樹整備の根拠となっている計画またはマニュアルというものがあるのかどうか。また、その計画どおり実施されているのかどうかお伺いをいたします。

続いて7、次年度における幼稚園2年・3年保育事業の検討状況についてお伺いをいたします。

8番目、都市公園の管理についてお伺いをいたします。

(1)、首里杜構想と首里城公園の管理の課題についてお尋ねをいたします。

(2)、今回、県営公園を一括して指定管理者の公募をしておりますが、ここに新たに付け加えられた条件があります。この条件によって民間参入の障壁が非常に高くなっているのではないかと思いますがいかがでしょうか。

(3)、国営公園内の美ら海水族館と首里城公園有料施

設の管理及び所有の県への移管の検討状況についてお尋ねをいたします。

9番目、沖縄市の中心市街地で展開されているアート事業の支援についてお伺いをいたします。

10番目、今回の知事の米国訪問における普天間飛行場移設問題に関係する発言において、とりわけ力を入れた点というのは何なのかお尋ねをいたします。

続きまして、被災地支援についてであります。

(1)、8月に被災地の児童を受け入れる事業を展開されました。これは今後も推進していくべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

(2)、観光や交流事業を通じた支援を検討すべきであると思いますがいかがでしょうか。

(3)、可能な限り被災現場を視察して、防災教育と防災意識の醸成に努めるべきではないでしょうか。

続いて、12番目は取り下げをいたしますが、この流域下水道維持管理負担金改定については、流域市町村の意見をもう少し聞いて、それからすり合わせて提案をぜひしていただきたいということをお願いを申し上げます。

最後に、奄美との交流拡大についてであります。これは2年前に鹿児島県との交流拡大事業を進めてきましたが、その後の進捗についてお尋ねをいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 上里議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、国際森林年の取り組みについてという御質問にお答えいたします。

国際森林年は、森林の持続可能な経営、そして保全の重要性に対する認識を高めることを目的に2006年12月の国連総会決議で定められております。日本におきましては、林野庁が「森を歩く」をテーマにシンポジウムやフォーラム等各種イベントや啓発活動等を実施いたしております。

沖縄県では、国際森林年の県民への周知を図るために、県広報誌におきまして「森を歩こう！」と題して、県内の森林公園を紹介いたしますとともに、木のよさや木材の利用の意義を学ぶ木育パンフレットを作成普及啓発に努めているところでございます。さらに、国際森林年の関連といたしまして、去る5月22日に大宜味村で植樹祭を開催いたしますとともに、国頭村におきましても10月2日に国際森林年協賛企画として、全国一斉森林公園ウォーキングデイの実施などが

予定をされているところでございます。

次に、感染症及び微生物研究に係る御質問の中の、微生物研究についてという御質問にお答えいたします。

微生物研究につきましては、泡盛や紅こうじ菌など沖縄県の地域特性を生かしました産業振興に寄与する重要な研究分野でございます。

沖縄県におきましては、平成18年度から平成22年度まで「亜熱帯特性を有する微生物に関する研究開発事業」を実施し、沖縄県の特徴的な微生物の機能性の解析を行うとともに、約1万5000株の情報をデータベース化することで微生物の有効利用に資する基盤を構築いたしました。また、平成22年度よりこの基盤を活用し、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学等の県内外研究機関、そして企業等が連携をし、創薬等に資する共同研究を実施いたしております。

今後とも、沖縄特有の微生物の産業利用に向けた研究を拡大していきたいと考えております。

次に、米国での普天間飛行場移設問題に係る御質問の中で、米国での普天間飛行場移設問題に関する発言についての御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加します「沖縄クエスチョン」におきまして、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆様との質疑応答などを通して意見交換を行ってまいりました。また、レビン、そしてウェッブ、マケイン米上院議員との面談を行い、その中で、各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要であるとの見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げました。

県といたしましては、今回の訪米において普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで有識者等とのネットワークの構築が図られるとともに、アメリカにおけるこの問題の理解が前進したのではないかと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄型地域主権戦略会議（仮称）の設置についての御質問の中で、沖縄型地域主権戦略会議についてお答えいたします。

政府においては、平成21年11月、閣議決定に基づき総理を議長とする地域主権戦略会議を設置し、現在までに計12回の会議が開催されております。同会議において、義務づけ・枠づけの見直し、基礎自治体への権限移譲、地域自主戦略交付金の創設、国の出先機関改革など、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を着実に推進しております。

御提案の沖縄型地域主権戦略会議は、政府の会議を参考に県知事を筆頭に市町村長や有識者等で構成し、県内において地域の自主性・自立性を高めるために取り組む組織であると認識しております。来年度以降の新たな沖縄振興においては、沖縄振興一括交付金の創設や沖縄総合事務局の事務・権限の県への移譲を求めているところであり、貴重な御提言として承りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 再生可能エネルギー政策についての中の、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の進捗についてお答えいたします。

「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」は8月中旬に国の交付決定を受けたところであり、関係機関等と事業実施に向けて調整を進めているところでございます。

続きまして、ハワイでの実験内容と進捗について。

ハワイでのスマートグリッド実証実験事業については、新エネルギー・産業技術総合開発機構が5月に委託先を決定したところです。当該事業においては、既に再生可能エネルギーの導入が進んでいるマウイ島において、再生可能エネルギーの出力変動による周波数への影響及び配電系統の電圧問題などを解決するための技術を取り入れたシステムを構築し実証すると聞いております。

続きまして、バイオマス発電事業についてお答えいたします。

固体バイオマス燃料の生産供給体制については、うるま市の株式会社バイオマス再資源化センターが、建設廃材等を原料とする木質ペレットを年間約2万トン生産できる設備を有しており、現在、沖縄電力に供給しているところでございます。また、液体バイオマスにつきましては、宮古島市における年間約400キロリットル生産されるE3燃料普及のための一貫した製造・流通システムを整備するなど、取り組みが進められております。

次に、冷熱供給システムと海洋深層水についての御

質問にお答えいたします。

海洋深層水は、その富栄養性や低温性を生かしクルマエビや海ブドウ養殖などに活用されております。また、沖縄県海洋深層水研究所においては、この冷熱を利用して所内の冷房にも活用しております。

次年度以降の県の取り組みの考え方としては、その低温性を活用して海洋温度差発電の実証実験事業に向けて県、久米島町、国と現在調整を進めているところでございます。

続きまして、パーソナルサポート事業の今後についてお答えいたします。

国は、パーソナルサポート事業を平成23年度までのモデル事業として実施し、その後は制度化を検討することとしておりましたが、今般の第3次補正予算案によると、平成24年度についてもモデル事業としての継続が検討されております。

沖縄県としては、当該事業の継続が必要と認識しており、関係機関と連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 木育推進事業の中で、今年度の木育の推進状況と関係部局との連携についてお答えいたします。3の(1)と3の(2)は関連しますので一括してお答えします。

木育の推進については、木と触れ合い、身近に木を使うことを通して持続可能な循環型社会の大切さについての理解を深めるとともに、県産材の利用推進につながることが期待されております。平成22年度は、地産地消の推進や伝統工芸産業の振興等を目的に、那覇市城東小学校において教育庁との連携による県産材を使用した学童机の組み立て体験や、琉球漆器及び県産食材を使用した郷土料理等の給食試食を行う「木育・食育学習会」を開催したところであります。平成23年度は、沖縄グッド・トイ委員会及び沖縄大学との共催により、おもちゃの広場やワークショップ等のイベントを行う木育キャラバンを開催したところ、約3700名が来場するなど好評を得たところでございます。さらに、木育の普及啓発を図るための教材用パンフレット等の作成を計画しております。木育の推進につきましては、今後とも関係部局等と連携し取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 感染症及び微生物研究についてお答えします。

県としては、現在、「新たな沖縄振興のための制度提言」として、感染症対策の強化を初めとする健康危機管理体制の確立を国に要望しております。琉球大学、大学院大学等の研究機関や医療機関との連携、情報の共有を図り、感染症に関する研究及び対策を強化していくために、その制度の中心として健康危機管理情報センターの設置を要望しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 街路樹整備について、街路樹整備の基本方針と実施状況についてお答えいたします。

街路樹は、緑陰の形成や道路景観の向上などのほかに、観光立県である本県においては、道路と沿道環境との調和を図る上で重要な役割を持っております。県管理道路の街路樹については、路線ごとに樹種等を定めた「沖縄県道路緑化基本計画」をもとに整備を進めており、特に観光地アクセス道路においては、亜熱帯性気候を生かした道路植栽を行っております。また、「沖縄県道路植栽樹木等維持管理マニュアル」を策定して具体的な維持管理に努めております。

今後とも、道路緑化に当たっては、観光地沖縄のイメージアップを図る観点から、周辺環境や景観に配慮しながら地域との連携を密にし、快適で魅力ある道路環境づくりに努めてまいります。

次に、都市公園の管理についての、首里杜構想と首里城公園の管理の課題についてお答えいたします。

首里杜構想とは、首里城を中核とした首里のまちづくりの方向性を示した全体の構想であり、同構想を踏まえ、国・県・那覇市が公園事業等に取り組んでいるところであります。また、首里城公園は、現在、国・県ともに指定管理者制度を活用し、海洋博覧会記念公園管理財団を管理者として一元的な管理を実施しております。

管理の課題としては、首里杜館の利用率が低いことや資料室や展示物の問題等があります。今後、公園利用者が資料室やレストラン等を利用しやすいように資料室の内装や展示物の更新、動線計画の変更等を検討していきたいと考えております。

次に、今回の公募条件についてお答えいたします。

今回と前回の指定管理者公募条件の違いは、都市公園管理を実施するに当たり重要となる「総括責任者」

に関する項目で、2年以上の都市公園または花や遊具等園地管理の実績を義務づけております。同条件は、公園の良好な管理を図ることや利用促進等で実績のある民間団体に公園の管理を任せることにより、公園利用者の増加や満足度の向上等を図ることを目的として追加したものであります。また、都市公園の指定管理業務は、これまでも花や遊具等園地管理業者やビル管理者等が実施しております。去る9月15日に開催した指定管理者募集説明会においても、7カ所の都市公園に前回並みの15業者が参加しており、実質的な影響はないものと考えております。

次に、国営公園内の有料施設の管理及び所有の県への移管についてお答えいたします。

国営沖縄記念公園には海洋博覧会地区と首里城地区があり、整備及び管理に要する費用は国が全額を負担して実施しております。現在、国営公園で行っている植物や海洋生物、我が国の伝統的造園や文化財に係る施設の管理においては、計画、整備、管理運営まで一貫した総合的で高度かつ特殊な技術力が必要であります。また、国営公園を県に移管した場合、整備については国庫補助率が2分の1で、管理についてはすべて県単独費となっており、大幅な財源の確保と適切な人員の確保など課題が多いと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 幼稚園2年・3年保育事業についての御質問で、2年・3年保育についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育振興アクションプログラム」を通して、幼稚園の2年・3年保育の実施を市町村に対し促しているところであります。

次に、被災地支援についての御質問で、被災児童の受け入れについてお答えいたします。

本県におきましては、平成23年9月1日現在、県内の公立小学校では158名の児童を受け入れております。また、福島県南相馬市の小中学生を対象に、平成23年8月1日から6日までの間、夏休みスタディツアーを実施いたしました。

県教育委員会としましては、今後ともスクールカウンセラーの配置を図るとともに、市町村教育委員会やNPO法人等と連携し、被災地の子供たちの受け入れや心のケアに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 沖縄市の中心市街地で展開されているアート事業支援についての質問にお答えいたします。

県で実施しているアート事業支援としては、空き店舗などを活用したアーティストなどの創作活動拠点形成により、地域経済の活性化を図ることを目的とした「文化産業振興地域形成モデル事業」があります。この事業は、緊急雇用対策事業の一環として実施しているもので、具体的には、沖縄市中心市街地における未活用施設いわゆる空き店舗などの状況調査を行った上で、美術家のアトリエなどとして利用活用するための簡易なりニューアルを行い、アーティストの入居促進を図ることでアーティストが集うまちづくりを進める事業であります。

なお、今年度は10カ所のアーティスト、クリエイターなどの入居を受け付ける方向で取り組みを進めており、現在まだ事業の途中ではございますが、入居済み7件、入居予定3件との中間報告を受けております。

続きまして、被災地支援についての御質問の中の、観光や交流事業を通じた支援の検討についての御質問にお答えいたします。

県は、東日本大震災以後、風評被害を受けている岩手県、宮城県及び福島県の観光地を応援することを目的として、観光コンベンションビューローとの共催で東北3県応援ツアーを実施しました。ツアーの実施に当たっては、6月の第1弾では沖縄県経済団体会議傘下の団体・企業など総勢133名が参加、続く7月の第2弾では県内各旅行社の協定旅館・ホテル連盟加盟団体の総勢91名が参加をいたしました。また、県教育庁におきましては、県内の高校生や県立芸大OBの若手舞踊家を被災地に派遣して伝統芸能等の文化交流を行う「沖縄―東北・文化交流スタディツアー」を実施し、交流事業の支援を行ったところであります。このほか、民間企業やNPO法人において被災地との交流を実施しており、県としましては、関係機関と連携をしてこれらの団体が継続的に実施できるよう協力してまいりたいと思います。

奄美との交流についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、薩摩の琉球への侵攻から400年という節目であった平成21年度に、鹿児島県との「交流拡大宣言」を奄美市において行うとともに、沖縄観光キャンペーンを実施しております。沖縄と奄美の交流につきましては、旅客数は拡大傾向にあるといった

現状ではありませんが、平成22年度には琉球エアークミューターの25周年に合わせた沖縄本島や離島、奄美の島をめぐるツアーが造成され、また同年8月には交流事業の一環として、相互の産業振興の現状や連携を深める講演会を奄美市において開催しており、観光分野も含む活発な意見交換が行われております。さらに、今年度も沖縄と奄美を組み合わせたツアーが計画されるなど、新たな動きも出てきております。

なお、文化観光スポーツ部では現在、奄美市職員を受け入れているところでもあり、人的交流を初め文化面や観光分野での連携を今後一層深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 被災地支援についての御質問の中で、被災現場の視察による防災教育と防災意識の醸成についてお答えいたします。

県では、東日本大震災発生後、知事及び防災対策を所管する知事公室長が5月11日から12日まで、被害が甚大であった福島県、宮城県及び岩手県を訪問し義援金をお渡しするとともに現地視察を行いました。その後、与世田副知事を初め、関係部局長や担当職員が被災地の視察等を行ってまいりました。また、県におきましては、被災地への人的支援として、9月26日現在、これまで合計184人の職員を派遣したところであります。今後も、可能な限り多くの職員を被災地に派遣し、被災地の支援とともに県職員や県民の防災意識の向上や防災教育の充実に反映させてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それでは早速お尋ねいたしますけれども、感染症という問題を取り上げると福祉保健部長に御答弁いただいております。感染症に対応する産業創出観点で県はどのような取り組みをされていますでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 先ほど企画部長からの答弁をいただいて県内にかなり有用な微生物があること、そして近年、沖縄周辺の海域に有望な微生物等も多数出てきている。沖縄県でのそういう有用な微生物、それからバイオベンチャー企業がかなり出てきている。しかも琉球大学においては感染症関係の研究の歴史もある。こういうのを踏まえて、沖縄のバイオ産業の振興と温暖化関連で南から来る感染症について沖

縄でそういう防御拠点はつくれないかということでシンポジウムを開催して、今後、いろんな取り組みをしていこうということで開催したところです。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 シンポジウムを開催されたとおっしゃっていますが、そのシンポジウムで指摘をされた沖縄の地理的優位性、あるいはその関係する団体とのネットワーク、そういうものがどういう形でシンポジウムに参加された方から発言がありましたでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 国立感染症研究所、それから経済産業省の生物化学課——これはバイオ課と通常言っております——それから南のほうでは長崎大学で感染症の研究でかなり権威のある方、それから製薬会社、これとこういうものを含めて私もその中の一人としてパネルディスカッションを行いました。

○上里 直司君 休憩をお願いします

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時39分休憩

午後5時39分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 沖縄県は我が国の南にあつて、特に今後の地球温暖化等で南から来るであろういろんな感染症、こういう防御拠点として、特に今後沖縄県が国際交流ということでいろんな国と交流していく。そういう場所にあつてやはりそういう地の利を活用する必要性、それから琉球大学の感染症を研究してきたと、こういう優位性がある、それからバイオベンチャーも育っているということで有望ではないかという提言をいろいろ受けました。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 当然、現状においてもバイオ、あるいは感染症対策に取り組む企業が集積しつつあるかと聞いていますけれども、そういう企業やそういう動きにどういう形で県がその取り組みを加速させることをしていこうとされるのか、その点についてお答えをいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 商工労働部ではこういうベンチャー企業の研究開発にかなりの研究費の支援、それから有望な研究についてはその販路からの出資、こういうものを行いながら積極的に動きを支援していくと、そういう考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 引き続きその感染症及びバイオベンチャーというのは研究を加速させるような取り組みにしていきたいんですけども、実はこれは大学院大学との関連もあるわけなんです。この学園法がで上がる前の段階では、随分産業クラスターということについて県のほうからも熱く訴えかけられておりましたけれども、その産業クラスターを形成する上で今後どういうところに力を入れていくべきなのか、大学院大学との関係についてもお答えをいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今の知的クラスター形成については、次の計画の一つの柱として入れております。観光をITにする物流、それからまた知的クラスター形成というふうな形で一つの柱として考えているわけでありまして、考え方としては科学技術大学院大学が来年開学いたします。その開学に向けた取り組みに合わせてその知的クラスターの形成を促進をするというふうなことで、具体的に言いますと、この大学院大学を含む沖縄の大学研究機関、それからベンチャー企業、さらにまた県外研究機関とか企業というこの集積を図る。そしてまた、共同研究を促進をするというふうなことを事業として既に仕組み始めております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 次の質問に移ります。

再生可能エネルギーの政策の中で、「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」の進捗についてお尋ねをしましたところ、関係機関と調整を進めているとおっしゃっていましたが、これはどこまで何をするような関係、調整なんでしょうか。もう少しその取り組みについて、これは前議会でも尋ねていますので、どこまで進んでいて、どうしようとしているのか、そこについてお答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 交付決定が8月の中旬とかなり遅くなりまして、その後の取り組み、9月末現在で申し上げますと、まず委託先を公募しなければなりません。これはもう既に公募は始まっていると思います。それから、もう一つは電力との事業の連携があります。例えば大宜味とかそれから名護の太陽光発電、大宜味の風力、そして宮古島市の実験、これは宮古島市との委託業務契約、こういう内容を現在精査して調整しているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 先日、総務企画委員会の視察でデンマークとスウェーデンをお訪ねしました。デンマーク

のほうではエジソン計画ということでボーンホルム島における実証実験の説明を聞いてまいりました。そのほか、全世界的な規模でこのスマートグリッドの基盤構築に向けた実証実験を行っていて、ほとんどが民間が随分主導してやられているんですね。そういう意味ではもう既に委託をされている事業ですから、委託先はこれから決まっていくでしょうけれども、やはり民間の力、あるいは最先端の技術、そういうものをうまくミックスした上で、島嶼性に合った実験・事業をぜひ進めていただきたいというのは要望申し上げたいと思っております。

さらに、3番目のバイオマスの発電事業の取り組みについてでありますけれども、まだまだその取り組みは県内においては加速していないんじゃないかなと思うんですね。県内においてもバイオマス液体燃料、いわゆるBTL製造と発電事業の取り組み、またはバイオマスタウン構想というものがもう既に走っているんですね。そういう意味でももう少し県がこういった事業にかかわって、こうした地域で地産地消できるエネルギーの政策についてもぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

そこで、冷熱供給システムの海洋深層水の活用についてでありますけれども、これも今、国に対して新たな事業を調整しているということでもありますけれども、この事業の内容がどうなっているのかということについて御説明いただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 国と調整しているというのはそのとおりですが、最終的に一括交付金なのかどうなのか、それによって変わってくるわけですが、我々の考えがちゃんと事業として実現できるようにということで国とこの間調整してきたわけですが、基本的には現在の沖縄県海洋深層水研究所が日量1万3000トンぐらい揚水しているわけですが、この余剰水を活用して、表層水とそれから深層水の温度差、これを活用して発電できないかということで、これは県と久米島町、それから佐賀大学の海洋温度差発電を一番我が国で研究している先生、こういうメンバーで話し合いを進めておりまして、今後、予算化できれば具体的な実証プラントをつくって実験は続けていくという考えです。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 これはうちの新垣議員が随分、ぜひこの海洋温度差発電ということに取り組むべきだということで進めていただいた事業だと受けとめておりますけれども、せっかくこの事業を海洋温度差発電とい

うのは本当にまだ実験段階のレベルですから、これがすぐにうまくいくわけではなくて、今後、実験を重ねていかなければ実用化されないものだとは私は受けとめております。ただ、それにしても新たに取水をする事業が始まるわけですから、これを活用する他の分野の実験もあわせてやらなければならないと思うんです。そういう意味では企画部が海洋深層水の研究所を持っていますので、とりわけ農業分野で今事業を進めていますけれども、どうも聞くと2名体制から1名体制に人員が減っているということを聞いております。

そこで、こういう事業を進めるに当たって、関連する事業・実験も加速をさせて手厚くやるべきじゃないかと思うんですけれども、企画部長、この辺はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 海洋深層水、いわゆる冷熱供給というふうなことで、農業とそれから水産関係もいろいろやってございますけれども、今、議員がお尋ねの農業の関係でも低温性を活用して島ラッキョウとかホウレンソウとかいろいろその研究をやっております。現在、農業関係の研究者ですけれども、海洋深層水研究所において1名というふうな形になっております。ただ、これについては農業研究センターのほうからまた海洋深層水研究所に農業分野の技術開発に関して協力を行うというふうな形で対応をしております。そしてまた、今年度からは関係者から成る海洋深層水利用農業技術開発推進会議というふうなものを設置をいたしまして、その農業分野における技術開発、それからその技術の普及の推進を図っていこうというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 続けて再質問をいたします。

ちょっと飛ばして首里杜構想と首里城公園の管理の課題についてお尋ねしますけれども、那覇市の首里支所の跡地に建設が予定されております「（仮称）首里城資料館」、この施設についての概要をお答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 那覇市首里支所跡地に展示室、収蔵庫、研修室、インフォメーションを設置した施設を財団のほうで検討していると。それで、江戸上り行列等もその中の展示の中で検討しているということは聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 首里杜構想という、これは首里城基本計画というんでしょうか。この計画の中では、いわ

ゆるこの首里城公園を基本とする首里杜地区、この地区内の関連計画というのはきめ細やかな調整を行い、地区全体に格調の高い古都首里のたたずまいを形成することを目指すとあるんですね。ちょっと腑に落ちないのは、なぜこの財団がこの資料館を建設しなければならないんですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 財団は、一応計画はしているということなんですけれども、地元的那覇市においては、地元の自治会からは同跡地に公園を整備してほしいという要望もありますので、一応これは那覇市と地元の協議によって今後検討なされていくものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 違うんですよ、なぜそれをつくろうとしたのかということを聞いているんです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時52分休憩

午後5時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 財団所有の美術工芸品は、現在、浦添市美術館、南殿収蔵庫等に保管していますが、どちらも借用依頼という形なので担保性が低いことから、財団は独自の資料館の建設を急いでいるということを聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 それは皆さんの計画と既に合致をしている問題なんですか。この首里城の関連の施設というのは、当然首里城の正殿にも、またその周辺の施設にも展示をしている。首里杜館レストセンターにも展示をしている。それで皆さん、今、中城御殿の跡地にもそういうものを展示しようとしている。それで新たにその建設を進めるという考えなんですか。それは皆さんの首里杜地区の構想からしてその建設というのは容認できるのかどうか、それをお答えください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほども答弁しましたように、首里杜構想は首里城を中心にした首里のまちづくり基本構想でありまして、今回計画された展示室は、首里城や尚家の資料等が主であり、首里の町に寄与するものではあるとは考えられますが、やはり地元那覇市及び地域の住民の方々としっかり協議した上での計画になると思いますので、現時点ではやはり地元的那覇市ともう少し詰めた形での検討が必要かと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 部長、那覇市の問題じゃないんですよ。これは那覇市は保有する財産を売却したい、これは市として当然だと思うんですよ。しかし、地元の方は公園として利用したい。この考え方も当然なんです。それはうまく市の中で話し合ってもらおう。しかし、この事の発端というのは2年前の平成21年に海洋博記念公園管理財団がつくりたいというところから始まったんです。だからそれを皆さん把握しているんですかと。それは皆さんが中城御殿の跡地利用もこれまで進めてきている中で、関連をどうするんですか。さらに申し上げると、首里杜館のレストセンターにある展示室、そこも財団が管理しているんでしょう。あそこの状況を見たら、何でこんなことができるのかと不思議でならないんですよ。先ほど皆さんおっしゃったじゃないですか。その管理の状況というのは、目標としているような状態に至ってないと。そういう状況でありながら、施設もある、スペースもある、にもかかわらずそこにつくるというのは、何でそこにつくるのかと聞いているんですよ。だから、ここは皆さんとあと協議していただきたいんですけれども、私は地元の事情というのは抜きにして、そこに新たに施設をつくる財団の目的がかなうのかということと、もう一つ言うと、財団にそれだけ金があるのかということです。こんなお金がある財団はいろんな意味で、この御時世でこういうぜいたくなくというか、新しい施設をつくるということは許されないと思いますよ。ぜひそこは検討していただきたい。これは要望しておきます。

それで、続けて申し上げますけれども、部長、美ら海水族館と首里城正殿の話というのは、僕は首里城正殿とは言わなくて首里城の有料区域と申し上げました。これは2年前のある議員の質問と全く同じ答弁なんです。それは非常に僕はばかにしているような感じを受けるんですよ。それも僕は国営公園を譲ってくれと言っているわけじゃないんです。そこの保有しているのは「独立行政法人都市再生機構」なんです。その今、国が全部お金を出しているようなお話をしていましたけれども、本当に国が運営費を出しているんですか、独法の施設運営に。それについてお答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時56分休憩

午後5時56分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 美ら海水族館につき

ましては、いわゆる都市再生機構が管理しております、それ以外のものについてはすべて国の負担で管理運営していると聞いています。

○上里 直司君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時57分休憩

午後5時58分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほどの都市公園管理の3番目の答弁で、国が全額負担して実施しておりますという答弁に関しましては訂正させていただきたいと思います。「独立行政法人都市再生機構」の美ら海水族館を除いて国が全額を負担して実施しておりますに訂正させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 知事、なぜこういう話をしているかというと、国のほうで今、独立行政法人の仕分けというものを進めようとしているんですね。当然財団法人の仕分けというものも進めようとしている。それで、ここは「独立行政法人都市再生機構」が持っている保有資産の中でも結構特殊な施設なんですね。普通は住宅だとか団地だとかというのを持っているんですよ。こういうものが全国一律というかそれで仕分けにあってどこかに切り売りされるというのは非常に困ると思うんですよ。そういう可能性があるということをぜひ把握していただきたいですし、それがもしそういうことになった場合でもすぐに県が対応できるように検討すべきじゃないかという趣旨であるんですよ。ですから、これは非常に復帰20周年の事業として首里城正殿が完成した後、国も国営公園を整備したというということから首里城正殿も建設されてきましたので、国がそう簡単に、はいどうぞということにはならないと思うんですけれども、ぜひそういう可能性があるということは認識していただきたい。これは要望しておきます。

最後になりますけれども、本当は上原副知事に質問をしたかったですけれども——やっぱり質問しましょう。21世紀ビジョン基本計画にも載っていますけれども、沖縄における自立ということで、非常に自立の概念ということを副知事も随分おっしゃられていまして、その沖縄県の自立というのは一体どういうイメージなのかということをまずお答えいただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 沖縄の自立というイメージ

をどう描くかという御質問だと思いますけれども、自立というのは、一人で生きていくといえますか、例えば自給自足的なイメージではなくて、あとは経済的な指標であらわせるものでもない、みずから標榜するものでもない私は思っています。

自立とは何かというと、私は沖縄の交流と共生というのが自立につながっていく。これは今から15年前にNIRAの「沖縄振興中長期展望」の検討委員会で委員長をやっておられた香西先生が言っておられますけれども、沖縄の自立は交流と共生の中でしか育たないということを言っています。万国津梁もそうですけれども、とにかく沖縄が他の国と他の国を結ぶ、あるいは地域と地域を結ぶそのネットワークが広がっていつ太くなっていく。その地域あるいは国が沖縄なしではやっていけないと、やっぱり沖縄はすごいと、沖縄と連帯しようかなと、そういうことになった状況が自立じゃないかという、ちょっと定義としてわかりにくいかもしれませんが、そういう過去の我々の沖縄が繁栄してきたのは交流の成果だったと思っています。そういうネットワークを広げていくという、その結果によってハブになっていく、そして各地域が沖縄を頼りにする、連帯を求めるという状態が自立じゃないか。そういうお尋ねだったので、そう思っているということでもあります。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 なぜこの自立の話をしたかといいますと、被災地支援と被災者支援という考え方でこれまで県が行ってきたのは、割かし受け入れていくということだったと思うんですね。しかし、本当に困っている人が沖縄まで来て支援を求めるといふ姿よりも、やはり困っている現場に赴いてそこに行くというのはまさに交流の姿だと思うんです。それを被災地の生きている姿に寄り添って何が必要なのかという点で、もう少し今、やっている事業に重ねて観光での交流だとか支援を進めるべきじゃないかなと思うんですね。6月に支援に行った皆さん方の様子は、岩手県のメディアでも随分取り上げられて被災地でも取り上げられているんです。それぐらい評価されている事業なんで、改めてこの観光地支援というような意味で沖縄のほうから赴いていくというような事業が展開できないのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員のお話のとおり、この被災地の支援というのはさまざまな形であると思いますので、ぜひ観光も含めて考えていきたいと思います。ただ、非常に復興の進捗状況、それ

から被災地の皆さんが求める、あるべき支援の形というのとあわせながら、これから状況を見ながら包括的にしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 上里直司君。

○上里 直司君 最後に要望で終わりますけれども、やっぱり観光地はもう閑古鳥が鳴いていると。特に福島県はもう本当に壊滅的な状況だと聞いているんですね。そういうところに行けるかどうかというのは別としても、そういう交流はやっぱり困っている人に何とかして支援するというこういう事業というのは長く続けることが重要だと思うんですね。ほかの県ではなかなかできない事業だと思うんですよ。ですからそういう事業をぜひ続けていくという努力をしていたきたいということを要望して終わります。

○議長（高嶺善伸君） 20分間休憩いたします。

午後6時5分休憩

午後6時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

山内末子さん。

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん こんにちは。

大変にお疲れのところだと思います。そういう中で、本当は所見を述べる予定ではなかったんですけども、皆さんお疲れのようですので、少し元気のある話題を幾つか述べさせていただきます。

去る27日の東都大学野球リーグ、亜細亜大学の東浜投手、見事16完封を達成いたしました。33年ぶりに同リーグの記録を塗りかえ、まだ3年生、さらなる大記録への挑戦が始まりました。また、ことしプロ野球ロッテ1位で入団いたしましたルーキー伊志嶺選手、今現在打率が2割7分3厘、盗塁27個と新人王へ一番近い選手だと言われています。頑張ってくださいと思います。また、ゴルフでは宮里美香選手、首位発進という朗報が入ってまいりました。あしたからまた山口国体も開催され、県勢の活躍に期待がかかります。

今、紛れもなく日本のスポーツ界を引っ張っているのは本県出身の若者の活躍だと思います。県民に希望を与え、子供たちに夢をもたらせております。少々くたびれております私たち、しっかりとまず負けずに元気をもらいながら頑張っていきたいと思います。

それでは一般質問を始めます。

知事の政治姿勢について伺います。

1点目、6月議会におきまして私は知事に対し、米公聴会また各種委員会等において直接沖縄の意思を表

明してはその重要性を提起いたしました。今回有識者会議という形で実現し、米政府、議会への扉が開いたこと、知事また執行部の皆様の努力に心からエールを送ります。

(1)、知事はその講演で「県外移設」を主張、日米合意の見直しを直接米国へ要求したことは、普天間固定化という恫喝ともとれる強硬路線の日米両政府へ大きな圧力になったと評価をいたします。次なる戦略を急ぎ構築せねばと考えますが、決意を伺います。

(2)点目、日米地位協定改定についてですが、ア、イについては削除をいたします。

ウ、1月に米軍属との事故によって死亡した「與儀功貴君の遺族を支える会」では、地位協定改定を県民的世論へと広げていくために署名活動を展開しています。県下自治体首長の協力も仰ぎながら、着々と多くの署名が今寄せられております。政府交渉の足がかりになればと考えておりますが、知事の見解を伺います。

(3)点目、駐留軍用地跡地利用推進法についてです。

ア、県案に対します政府の反応と県内関係機関の反応を伺います。

イ、さきに返還された恩納通信所跡地のように、返還後、有害物質が発見され事業計画が立てられないまま返還給付金が打ち切れ、それにかわる補償もない。実質的に損害をこうむっている実態がある。それは他地域にもありますが、救済策は盛り込まないのか。その対応策はどうなっているのか伺います。

2、大学院大学周辺整備事業について伺います。

いよいよ11月19日、開学日が近づいてまいりました。世界水準の教育機関を沖縄へと世界にまたがる関係者ともども、心躍る思いです。入学までは残り1年、現実的な周辺整備事業の展開が求められます。

以下、お聞かせください。

(1)、沖縄高速自動車道石川インターチェンジに結節する交通センター整備計画を見直しするという方向がありますが、経緯と今後の方向性を伺います。

(2)点目、恩納村の門前町構想の進捗状況と課題について伺います。

(3)点目、開学に向け中長期的な事業の見直し、検証が今必要になっているのではと考えます。どうでしょうか。

3、伝統文化の保存・継承について伺います。

本県はその地勢上、特異的な歴史・風土にはぐくまれ、磨かれた伝統工芸や工芸品が数多くあり、全国でも群を抜く豊かな地域であります。さらなる宝の発掘、認定が求められております。

そこで伺います。

(1)、沖縄県伝統工芸品として認定されている工芸品の種類、種類ごとの認定工芸士の数。

(2)、認定の定義をお聞かせください。

(3)、三線が伝統工芸品として認定を受けてないということを知り、愕然としております。三線は沖縄文化の柱ではないでしょうか。三線製作者の認定、伝統的な三線製作技法の継承をどう考えているのかお聞かせください。

4、カジノエンターテインメント構想について伺います。

(1)、カジノを含めたリゾート施設建設が計画され、財団法人設立の動きがあります。非公開で開かれた説明会で、県職員が説明員として参加したことの意味は何でしょうか、お聞かせください。

(2)、カジノエンターテインメントとIR・MICE事業の違いをお聞かせください。

(3)、調査検討を踏まえて、次年度以降の展開を伺います。

5、沖縄石油企業の可能性について伺います。

サウジアラビア国営石油会社のうるま市沖縄石油基地施設を使用しての原油備蓄貯蔵事業がことし2月より開始されています。日本とサウジとの関係強化と日本のエネルギー安全保障の向上、東アジア原油市場の緊密化など、期待の高い共同プロジェクトです。

そこで伺います。

(1)、せんだって沖縄石油基地から「貯蔵原油北米へ輸出」という報道がありました。世界的に厳しい石油事情の中、経済効果として注目すべきことですが、経緯と今後の可能性について見解を伺います。

6、アスベスト被害法改正について伺います。

2006年の法律施行後も復帰前、基地労働者のアスベスト健康被害問題は放置されたままでありました。ようやく進展の方向性が示されました。アスベスト石綿被害が原因で死亡した復帰前の基地離職者の遺族を特別遺族給付金の対象とする改正石綿健康被害救済法が定められ、遺族に救済の道が開けました。対象者の発掘等急がれますが、今後の対応と課題を伺います。

7、教育・福祉行政について伺います。

放射能汚染については、さきに新政クラブと「子どもたちを放射能から守る会」の皆さんで県に対応を要請したところです。

以下、経過をお聞きいたします。

(1)、子供たちの内部被曝防止のため、給食食材は県産品を使用することが望ましいが、県内の状況はどうなっているのでしょうか。学校、保育所別にお願いい

たします。

ア、献立表への産地表示で安心・安全の確保が図られるが、取り組み状況を伺います。

イ、検査体制の確立はどうなっているのか伺います。

次に(2)、柔道、空手、剣道の必修について。

ア、専門性のある教員数、選択別数、事故等発生件数、指導上の安全対策は万全か伺います。

イ、課題と今後の取り組みについてお聞かせください。

8、エネルギー政策についてですが、再生可能エネルギーについては削除いたします。

(2)、各自治体の地球温暖化防止実行計画の策定状況はどうなっているのかお聞かせください。

次に9、行財政改革について。

(1)、事業棚卸し実施の成果、課題、今後の計画を伺います。

お願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 山内末子議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場移設問題に関する次なる戦略についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

今回の訪米におきましては、「沖縄クエスチョン」で、有識者の皆さんに対し普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得ましたことや、レビン米上院軍事委員長や他の2上院議員と面談をすることができ意見交換も進めることができましたことで、アメリカにおける沖縄の理解がそれなりに前進したのではないかと考えております。

県といたしましては、アメリカ政府等に対し、沖縄の実情をこれまで以上に強く訴える必要があると考えております。普天間飛行場の県外移設に向けた効果的な施策等につきまして検討を進め、日米両政府に対し強く対応を求めていると考えております。

同じく知事の政治姿勢の中で、駐留軍用地跡地利用推進法の要綱県案に対する政府及び県内関係機関の反応についての御質問にお答えいたします。

県及び跡地関係市町村におきましては、県軍用地等地主会連合会の意見これらも踏まえ、駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案を取りまとめ、去る6月にこの要綱県案を踏まえた新たな法律の制定につきまして、関係大臣等へ要請を行ったところでございます。

跡地利用に関する新たな法律に関しまして、野田総

理は9月16日の参議院本会議におきまして、本年度で期限切れとなる軍転特措法については、来年の通常国会に所要の法案を提出すると答弁をされております。しかしながら、9月26日に開催されました沖縄政策協議会沖縄振興部会におきまして、内閣府からは新たな法律の整備は検討するとされたものの、県が求めています給付金制度の見直し、深掘り等につきましては、既存の枠組みの継続とされており、甚だ遺憾である旨の意見を申し上げました。

その後、きょう9月30日現在で、予算の概算要求とあわせ、税制改正についても要求の内容が発表されたようですが、その中で県選出の民主党の議員お二人の力もあって、特にこの軍用地の跡地利用促進法の税制の部分ですが、所得控除1500万円を5000万円まで上げてくれという所得控除の税制、なかなか取り合ってくれなかったんですが、これも税制改正の中に本日入れていただいたという御報告を受けておりますので、徐々に着実に前に進んでいるものと考えておりますので、県議会の先生方の御支援もよろしくお願いいたします。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、日米地位協定改定に向けた署名活動についてお答えいたします。

日米地位協定につきまして、県は、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであります。本年2月8日には軍転協を通じ、5月7日には防衛大臣、5月28日には外務大臣に対し、7月29日には渉外知事会を通じて防衛大臣及び外務大臣に対して、知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。

日米地位協定の抜本的な見直しは県民の願いであり、県としては、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、米軍基地負担軽減部会等を通じ粘り強く同協定の見直しを求めてまいります。

署名活動につきましては、それぞれの皆様のお考えにより行われているものと認識しており、尊重したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、有害物質が発見され跡地利用がおく

れた返還跡地への対応策についてお答えいたします。

これまでの返還跡地においては、地権者に土地が引き渡された後にも土壌汚染や不発弾が発見され、その原状回復措置のため跡地利用におくれが生じる事例がありました。そのため、県におきましては「駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案」を定め、早期の跡地利用計画策定のための返還前の基地内立入調査の実施、引き渡し前の原状回復の徹底、給付金制度の拡充などを国に求めているところであります。各跡地の状況について、市町村ヒアリングや跡地関係市町村連絡・調整会議等で常に情報収集を行い、円滑な跡地利用ができるよう、国・市町村と連携・協力してまいりたいと考えております。

次に、大学院大学周辺整備事業についての御質問の中で、交通センター地区整備計画見直しの経緯と今後の方向性についてお答えいたします。

交通センター地区については、大学院大学に一番近い石川インターチェンジ近くに、高速バスから路線バスやタクシーに乗り継ぐための結節施設を整備することに関し、うるま市と調整を行っております。

施設整備については、施設用地確保やさらなる需要の喚起に向けて、今後ともうるま市と調整を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、門前町構想の進捗状況及び課題についてお答えいたします。

門前町地区の整備における道路については、平成21年11月に大学院大学のゲート空間となる「国道58号恩納南バイパス」が部分供用、「村道大袋原線」が全線供用し、去る4月には「国道58号恩納バイパス」が全線暫定供用しております。住居については、沖縄科学技術研究基盤整備機構において、現在、学生や研究者のための住宅整備が進められております。また、商業施設等誘致に向けては、恩納村や谷茶区、恩納村商工会、沖縄科学技術大学院大学整備機構を含めたワーキンググループを設置し、早期の地元合意形成に向け課題を整理し、事業者等との調整や具体の検討を進めております。

次に、中長期的な事業の見直し及び検証についてお答えいたします。

県では、来年9月の大学院大学開学を見据え、去る8月10日に、恩納村やうるま市、地元関係者や沖縄科学技術研究基盤整備機構、県を含めたより具体的かつ詳細な検討を行うための実施検討委員会を設置いたしました。その中で、周辺整備について、現況を踏まえつつ、開学を目途に短期的に取り組むべき事業と、中長期的に取り組むべき事業について仕分けし、検討を

行っているところであります。現在は、同委員会のもとに設置されたワーキンググループにおいて、短期的取り組みの実現、地元の合意形成に向け詳細な検討を行っております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 伝統文化の保存・継承についての御質問の中の、県指定伝統工芸品の種類と県認定工芸士についてお答えいたします。

現在、県指定の伝統工芸製品は、織物、染物、漆器、陶器、ガラスの5種類で、品目としては、久米島紬や琉球漆器など25品目があります。また、県工芸士はこれまで84名を認定しており、織物26名、染物4名、漆器9名、陶器17名、ガラス17名、小木工10名、竹細工1名となっております。

続きまして、伝統工芸製品と県工芸士の認定要件についてお答えいたします。

県指定の伝統工芸製品は、主として日常生活の用に供されるものであること、その製造過程の主要部分が手工業的であることなど5項目を要件として、製造事業者を構成員とする事業協同組合等の申請に基づき、審議・検討の上、知事が指定することになっております。

県工芸士は、伝統工芸製品等の製造に現在も直接従事し、10年以上の実務経験を有していること、製造に関する高度な技術・技法及び必要な知識を有していることなど4項目の要件を満たす者を、市町村長や工芸産地組合の長からの推薦を受け、技能審査を経て認定しております。

続きまして、三線製作者の認定と製作技法の継承についてお答えいたします。

三線は本県を代表する楽器であり、伝統的な三線製作技法の継承は、本県の誇りである伝統文化や芸能を支えていくためにも重要なものと認識しております。現在、県における三線製作者の技能等認定はありませんが、三線部門を追加し、新たに認定していく方向で関係団体等と意見を交換していきたいと考えております。

続きまして、沖縄石油企業の可能性についての御質問の中で、沖縄石油基地の貯蔵原油の北米輸出の経緯と今後の可能性についてお答えいたします。

今回の沖縄から北米への貯蔵原油輸出は、アラスカ原油の減産を受け、サウジアラムコ社がその所有する原油を米西海岸向けに輸出したものと聞いております。この取り組みは本県の地理的優位性を活用するも

のであり、石油製品に係る物流拠点として、県経済への波及効果が期待されるとともに、県内の石油精製企業と相まって島嶼県である本県のエネルギー安定供給に大きく貢献するものと理解しております。

続きまして、アスベスト被害法改正についての御質問の中の、改正石綿健康被害救済法に係る今後の対応と課題についてお答えいたします。

平成23年8月26日付厚生労働省通知により、復帰前に米軍基地を離職し、その後、死亡したアスベスト被害者の遺族についても石綿健康被害救済法に基づき特別遺族給付金の支給対象とされました。今後、同制度改正の周知及び遺族が請求に当たり必要な証拠書類を整えることが課題と考えております。

周知につきましては、一義的には国において行われるものと考えておりますが、県といたしましても、基地従業員に対するアスベスト相談や労災補償申請手続等の支援業務を委託している沖縄駐留軍離職者対策センター等と連携して、今回の制度改正について周知を図り、対象者の救済に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） カジノエンターテインメント構想について、宮城島での意見交換会への県職員の参加についての質問にお答えいたします。

今回、宮城島で開催された意見交換会は、地域住民の方々を対象に、統合リゾートに関する意見交換を主な目的とし、宮城島4地区自治会と統合リゾートについての地域住民の理解促進に取り組んでいる団体の共催で行われております。県におきましては、これまでさまざまな機会を通じ、沖縄統合リゾートモデルや懸念事項に対する基本的な考え方などについて県民への説明を行ってきたところであり、今回もその一環として主催者の依頼に基づき担当職員を講師として派遣したものであります。

沖縄県としましては、国の「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」の動向等を踏まえつつ、今後とも県民のコンセンサスを前提として取り組みを進めてまいりたいと考えております。

カジノエンターテインメントとIR・MICE事業の違いについてとの問いにお答えいたします。

いわゆる統合リゾート（Integrated Resort）を意味するIRとカジノ・エンターテインメントは、ほぼ同じ意味で使われており、だれもが

楽しめるテーマパーク、劇場、シネマコンプレックス、ショッピング・グルメモール、スポーツ施設、国際会議場、ホテルなどにカジノを含んだ複合施設のことを意味するものとされております。また、MICE事業は、企業等の会議（Meeting）、報奨・研修旅行としてのIncentive、国際機関・学会等が行う国際会議（Convention）、見本市、展示会及びスポーツやコンサートなどのイベントの頭文字を称しMICEと呼び、県としましては、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントとして、沖縄らしいMICEの誘致に取り組んでいるところでございます。

次に、次年度以降の展開についてとの質問にお答えいたします。

統合リゾートに関する次年度以降の県の取り組みにつきましては、超党派の国際観光産業振興議員連盟、いわゆる「IR議連」における「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」の動向等を注視しつつ、引き続き「沖縄統合リゾートモデル」の県民への説明や意見交換会などを進め、県民のコンセンサスを図る上での判断に必要な情報等の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育・福祉行政についての御質問で、学校給食の県産品使用状況についてお答えいたします。

平成21年度の学校給食における県産農水産物の利用状況調査によると、学校給食の県産食材の利用率は32.3%となっております。

次に、産地表示についてお答えいたします。

学校給食献立表への産地表示につきましては、食材の生産地の収穫状況等に左右されることから、難しいものがあると考えます。

なお、県内では、学校給食献立表への産地表示を実施している市町村はありません。

次に、検査体制についてお答えいたします。

本県の市場に流通している県産農水産物に対しては、環境中の放射性物質モニタリングを通して食品の検査を実施する体制がとられております。

本県学校給食食材の放射性物質測定等の検査体制につきましては、関係部局等と連携し、その方策について検討してまいります。

次に、武道の必修についてお答えいたします。7の(4)アと7の(4)イは関連しますので一括してお答えいた

します。

専門性のある教員数は、段位取得者が延べ207名で、その内訳は柔道114名、剣道57名、空手道36名となっております。平成22年度体育の授業における事故の発生件数は、柔道が6件で、剣道、空手道では発生しておりません。また、指導上の安全対策につきましては、各種講習会等で事故防止の徹底を図っているところであります。

今後も安全に配慮した武道指導のあり方と指導者の資質向上等、課題解決に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 教育・福祉行政についての中、保育所における給食食材の県産品使用状況及び献立表への産地表示についてお答えします。7の(1)のイと7の(2)のイは関連しますので一括してお答えします。

県においては、保育所における給食食材に県産品の使用状況を調査したものはありませんが、各保育所においては、郷土食のよさを理解させることなどから県産品を使用することについて鋭意取り組まれているところであります。また、保育所等児童福祉施設においては、食に対する情報提供を推進する観点から、子供や保護者等に対して献立表の提示を行っておりますが、産地表示を行っている施設については、把握しておりません。

続きまして、保育所の検査体制の確立についてお答えします。

県においては、食品等で放射能汚染を疑う情報が国等から提供された場合には、関係部局と連携して必要に応じて保育所等に対して調査を行うなど適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） エネルギー政策についての御質問の中で、県内市町村における地球温暖化防止実行計画の策定状況についてお答えいたします。

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第20条の3の規定により、当該自治体の事務及び事業に関する地球温暖化防止実行計画の策定が義務づけられております。平成23年4月1日現在、県内市町村においては、全体の約37%に当たる15市町が同計画を策定しております。

県としましては、未策定の市町村に対し、国が示した計画策定マニュアル等の周知を図りながら、引き続き同計画の策定を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 行財政改革の質問で、事業棚卸しの成果、課題、今後の計画についてお答えいたします。

去る7月に実施した事業棚卸しの結果は、「不要」が3事業、「民間に任せる」が2事業、拡充を含む「要改善」が72事業となっております。また、昨年度実施した事業棚卸しの財政効果は約2億2500万円となっております。

事業棚卸しを実施していく中で県民の参加者が少なかったことなどの意見が寄せられております。今後、これらの意見を踏まえ、事業棚卸しの進め方等について庁内でさまざまな観点から、検討、調整を行ってまいります。

以上でございます。

○山内 末子さん 休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時5分休憩

午後7時6分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

山内末子さん。

○山内 末子さん 答弁ありがとうございました。

再質問をいたします。

まず伝統文化についてですが、伝統工芸の認定につきまして、先ほど商工労働部長のほうから三線についての方向性ですごい快諾の声が聞こえてきて、私今興奮しております。実は、この件につきましては、三線組合の皆さんたちが去年立ち上がりまして、これまでとにかく伝統工芸品として三線が認定されていないということで皆さん方が本当にそういう意味での苦勞をなさっているという点で、それで今回初めて議会のほうにも要請書が出されましたし、それから来週ぐらいには知事のほうにも要請をしようという動きの中で、今回質問いたしました。その中でこういった快諾を得ましたが、実はなぜなんだという怒りの質問しかつくてないんです。そういう意味で言葉が今ちょっと見つからないような状況なんですけれども、そういった意味で沖縄県が本当に世界に向けて沖縄の宝は何だと言われたときに、文化としての一番の宝は何だ、魂は何だと言われたときに、やはりだれが

何と言っても三線という言葉が出てくるんだと思います。

そういう流れの中で、なぜこれまでこの三線が工芸品として認定されてなかったのかというのがこれこそが本当になぜなんだという思いをいたしております。せつかくですから、なぜこれまで認定されなかったのかということについて少し概略をお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） なぜなんだということは、先生のおっしゃるとおり私も同じことなんです。

なぜこれが認定されてないんだということで、これは早急に検討すべきだということで担当職員にも指示しています。いろいろ聞くと三線の製作のあり方の前に、これまで伝統工芸品という大体産地——久米島紬だとかあるいは読谷山花織だとかそういう特定の産地の形成をしていると。もう一つは、産地組合があると、大体そういうケースについて認定してきた経緯があるわけですね。残念ながら、三線についてはこれまで組合がなかったと。おっしゃるとおりつい昨年ですか、そういう団体も構成されたということだし、これまで例えば三線の製造過程がさおを専門にやったり、工程ごとにいろいろな作業がありましてどの部分を認定するかという話が十分以前にあったように聞いております。ただ、そうは申しまして三線が沖縄の伝統芸能の民謡、これを支える源であることは間違いないわけですから、これを伝統工芸製品に指定しないほうがむしろおかしいのではないかとということで、早急に検討するように指示しているところです。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

ことはくしくもすぐウチナーンチュ大会がございました。その中で、この一世の皆さんたちが、何も持っていなかったけれども三線一つを持って世界に旅立った。喜びも悲しみもその三線に込めて奏でたというようなことをよく耳にいたします。そういった意味では、間に合ってよかった——まだですけども——その時期的な件についてどういったスケジュールでどういう方向性を持っているのか、その辺のことをお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） まだ具体的なことは言える段階ではございませんが、それにしても急いでやらぬといかんと考えておりますので、来年度の早期というか、年度内は作業的にちょっと間に合うのかどうかいいろいろ検討すべき部分もありますので、来年度

にはできるだけ認定する方向で動きたいとこのように考えています。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひ頑張ってください、しっかりと伝統工芸品として本当に誇りを持って世界へとまた向かっていけるようなそういう認定を早目にお願いをいたしたいと思います。

それから職人の認定についても、今本当に三線については外来材もあります。すそ野を広げるためには、やはりそういった安価な三線を使いながら若い皆さんたちが、あるいはまた県外の皆さんたちが初歩的な形でそういった三線を手にしながら、しかし早くも600年の歴史をずっと本当に育ててきた、保持してきたその職人のわざを未来永劫に託していくためには、職人の育成、それから継承についてもしっかりと頑張りたいと思います。

文化観光スポーツ部長、そういう意味では部長も三線でこの場に来ているんだと思います。そういう意味でぜひまたその件について決意をひとつよろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 御指名ありがとうございます。

おっしゃるとおり、最近のまた報道にもありましたが、南米ではかなり歴史的に古い三線等が今三線鑑定士によって発見をされております。いろんな意味で、まさに時間軸を越えたところに沖縄の魂があるなということ南米に行ったときにも感じてまいりましたので、まさにウチナーンチュ大会はそういうふうな大きな心の交流になるんじゃないかと思っていますので、ぜひ御支援よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ありがとうございます。

御支援の言葉を聞きましたが、カジノ問題について少しお願ひをいたします。

先ほど御答弁がありましたが、県民のコンセンサスを得るためには、いろんなところで参加をして説明をしていくという答弁がありましたが、今回この宮城島の説明会、なぜ非公開なのか。非公開の場所に行行政が立ち会ってそこでしっかり説明をしたというのがちょっと理解できないんですね。そこに何で非公開なのかというような県民の疑義が残るようなそういう方向性はいかかなものかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員おっ

しゃるとおり、新聞等報道によりますと若干そういうふう to 誤解を受けるようなくだりがあります。導入のメリットを中心に説明したというようなことがありますけれども、実は非公開と申し上げましても——対外的には非公開ですが——地域住民はだれでも入れるというそういう公開のものでございます。

そしてもう一つは、地域住民が率直になるべく話し合う場を設けたいというふうなことでさまざまな説明を聞きたいということで一応非公開という形にしているそうでございます。

県としましては、まず第一義的には県の予算を使って調査を実施しておりますので、この県の取り組み等について県民に説明をする責任があるとひとつ考えたこと、よってカジノに賛成、反対の立場にかかわらず、県が参加して県の考え方などを説明する意義があると判断できる場においては、これからもどんどん積極的に参加していく方向でございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 説明をする際に県が出しておりますこういった検討報告書とか（資料を掲示）こういったものが多分皆様に配られて説明をしているかと思ひます。ちょっとこれを見てみますと、私が見ていてもなかなか理解ができない、判断できない。カジノについて本当に統合リゾートというものが何なんだ。これで見ますと32年度に796万人の観光客が予想されております。その中の沖縄統合リゾートへの入域数が490万、3分の2がこの場所に観光客が行くわけなんですよ。今、600万人近くが沖縄県の観光、そうではない観光客がいるんですよ。では、その皆さんたちがその統合リゾートのところだけに集中してしまうと、今の観光とのバランスはどうなるんだとかそういう問題がこれを見ていてもなかなか理解ができないし、説明ができないような状況なんです。ですから、住民の皆様はもっとわかりにくい。ただ単なるこれだけがもうひとり歩きをしてしまって、そういう夢のような事業が目の前に来ってしまう。そういうようなことは住民がしっかりと自分で聞いた説明を判断できるか、できないかということがとっても大きなポイントだと思います。

そういう意味では、説明の仕方をしっかりと工夫しなければなりませんし、疑義の残るような、そして住民が本当に自分たちでこれを聞いて、じゃ、私たちは賛成します、反対しますというようなそういう判断のできるような説明の仕方をもっと工夫しないといけないと思ひますが、その辺のことについていかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 繰り返しくなりますけれども、知事の答弁の中にも、コンセンサスをしっかりと得た上ということでのお話がありますように、まさに県民の皆さんがこれをどうとらえていくかということがしっかりとわかるような形の説明はこれからもしていきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん ぜひそういった観点からよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから大学院大学周辺整備事業につきまして、私はうるま市の石川の出身で、皆様には予算がついた時点で今年度はそういった事業が来ますよというようなそういう報告もしたわけですよ。何度もこの場でもあるいは委員会でも申し上げました。もっともっとしっかりと地元と調整をしなければこの事業は成り立ちませんよ。予算がついてから予算の配分がどうなんだというようなところで、うるま市のほうから自分たちの予算の中ではこの土地の買収についてはできないというようなことで、今回見直しになったはずですよ。今、部長のほうからそういう言葉がなかったですけども、そういう意味では、今後恩納村でも門前町の件につきましてもなかなか進捗していない。そういう状況を本当にこれはもう来年度に向けて——開学は今年度ですよ、もうあと2カ月切っておりますので——そういう意味でのもっと地元との折衝、それから委員会、頻繁に行うべきだと思いますが、その辺の策についてスケジュールについてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員から御質問がございましたけれども、まずうるま市の交通センターにつきましては、確かにこれは予算計上をして今年度はその条件が整わずそれが実施できないわけでございますけれども、ただこれにつきましては当初計画は変更になったわけではなくて、その辺はまた地元市町村と連携をしながら、この辺はまた相談をしていきたいというふうに思っております。それからまた恩納村を含めて周辺整備というふうなものを加速するための工夫をまた県としてやっております。これは先ほども答弁をさせていただきましたけれども、これまで大学院大学のこの周辺整備につきましては、沖縄科学技術大学院大学周辺整備推進協議会というふうなものでやってきたわけでございますけれども、その中で実際ここまてインターナショナルスクールとか、あるいはまた周辺道路の整備、一定の成果を上げてはまいりました。しかしながら、なかなか動きが鈍いというような

こともございまして、今般恩納村とかそれから大学院大学、課長クラスの方々をメンバーとして実施検討委員会を発足をさせております。その中で、来年大学院大学が開学するというのも視野に入れつつ、短期的に整備をしていくべきもの、それからまた中長期的にやるべきもの、これを仕分けをしながら作業を加速していこうというふうなことで、今議論を進めているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん もうすぐ開学です。実態に即した整備事業の展開が必要だと思っております。

繰り返しになりますが、環境に合わなければもうこの事業について縮小する、あるいは予算がなければもうあきらめるとか学校運営に支障がない形で地元とももちろんそれは認識合わせをしながら、どのタイミングでしっかり判断するのかここが一番ポイントだとも思います。そこは学校、地元、それから皆さんと一緒に議論をしていただきたいと思います。上原副知事、この件についてこれまでずっとかかわってきておられますので、今日の前に来ている大学院大学開学について思いをひとつお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 上原副知事。

○副知事（上原良幸君） 来年9月の開学に向けて準備は着々と整っていると思っておりますし、運営面についても組織、人員体制等今鋭意その開学の手続等をやっているところでございまして、先ほどとも関連しますけれども、交流の拠点が沖縄になると言ったときにこういう世界最高水準といいますか、沖縄にしかないようなものをどれだけつくれるかということが私は勝負だと思っていますけれども、その一つとして、まさに日本どころか世界でも優秀な大学院ができると。それを核に周辺整備、いろんな科学技術的な会社とか組織とかができ、同時に、大学都市にふさわしいような地域がそこに生まれるということを期待して、我々もあらゆる手をこれから打ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 地位協定改定問題についてですが、公室長、もうどんなに粘り強く交渉しても見直しの手がかりさえ今つかみ切れていない状況だと思います。そういった観点から、今皆様の中にはその認識はないのか、県庁職員では本当に限界が来ているというそういう感を持っていないでしょうか。その認識をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 限界が来ているとは

思っておりません。しかしながら、現在、民主党政権が「日米地位協定の改定を提起する」という公約を掲げながら、言わせていただければ一歩も動いていないという状況であることは事実でございまして、これはやはりいろいろ手をかえというんですか、そういう形で何度も何度も粘り強くやらなければいけないと考えております。いずれにしましても、これは県民の願いであるということは先ほど御答弁申し上げましたので、それを踏まえてしっかり県としましても取り組んでいきたい。その際には渉外知事会、あるいは軍転協ともしっかり連携してまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 山内末子さん。

○山内 末子さん 手法を考えるという点で、今沖縄県はもう一つだと思っております。チームをつくる。弁護士会あるいは大学人、有識者の皆さん、それからいろんな方々が一堂に会して、どこからどういう形で交渉していけばこの取り組みができるのかという点でしっかりとチームをつくっていくことも今後の手がかりになるんじゃないかと思いますが、その件について知事どうでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 地位協定そのものは、先日玉城議員もいろいろ言われたように、防衛の考え方と戦争に負けて後の日本が立ち上がってくるときのアメリカとの関係から始まっているんことが言われております。ですから、ある省のある事務官の言葉だけで原因がわかっているというわけでもないとは思っています。長い歴史等わかりません、いろんな表に出ている部分、出していない部分、いろんなことが言われて彼らと話したから、じゃ原因がわかるかと。原因の原因のさらに原因ということになりますと、これは相当難しい背景というか持っていることは我々よく知っています。したがって、どういうやり方をするかという、おっしゃったようにぎりぎりぎり原因を全部徹底すれば原因がわかるという視点に立ってやるか、当面技術的な部分で対応できそうな環境が1961年ごろはなかなか今と違いますから、そういうところから切っていくかということで、我々当面この実務的な部分から今実は切り口を見つけながら動いているわけです。

ですから、御提案は御提案としてこれは非常に難しい部分を抱えていますから、そういう意味で今おっしゃった学問をやっている人々、こういう分野の専門家を集めて知恵を出すという方法が一つ、あとは実務的に割にやりやすいところからとりあえず入っていく

かと。今、我々実はこのほうに取っかかっていますが、ただおっしゃった点はこれから知事公室に防衛を含むいろんな防衛政策・防災政策の政策研究所を置こうというふうに立ち至ったのは、実はもっと根本のところ立ち戻ってやるかというそういう面があります。ですから、きょうの御意見は御意見としていただいて参考にさせていただきたいと思います。

○山内 末子さん ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

〔渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○渡嘉敷喜代子さん 大変長らくお待たせいたしました。社民・護憲の渡嘉敷喜代子です。

通告に従いまして一般質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、「沖縄クエスチョン」の訴えで、米国内の反応や感想を伺います。

(2)、辺野古環境影響評価について。

ア、県が環境影響評価の不備について求めてきたオスプレイの配備、飛行経路、着陸帯の追加調査、ジュゴンや海草類の調査について現在どのような状況にあるのか伺います。

イ、国は12月までに環境影響評価書を提出しております。県はどのような対応をするのか伺います。

(3)、普天間飛行場等に配備予定のオスプレイに関する国への質問書の回答を受けて、県の見解を伺います。また、オスプレイ配備反対を堅持していくのか伺います。

2、基地問題について。

(1)、枯れ葉剤問題についてですが、ア、米国退役軍人が証言した北部訓練場での散布や、北谷、普天間飛行場に埋めたとする証言について、県の見解と今後の対応を伺います。

イ、同時期に起きたと考えられる枯れ葉剤の使用問題について、米韓と日米間の対応に大きな差異があります。国へどう求めていくのか。

ウ、県は、生活環境保全条例に基地内の環境調査も組み入れました。県は、これを盾に日米両政府に条例の遵守を主張し、調査を要求すべきだと思うがどうでしょうか。

(2)の普天間飛行場のサイレン音については取り下げます。

普天間基地所属CH46ヘリの部品落下についてですが、これは質問通告後に発生した重要な問題でありますので議事課に連絡しており、先例を踏まえて質問いたします。

9月28日に起きた普天間基地所属CH46ヘリの部品落下についてですが、サイレンの音、それから普天間の爆音の問題、そしてヘリが墜落した。そういう状況の中で今回のヘリからの部品が落下したということは、2004年のあのヘリの墜落を思わせるほど本当に市民に恐怖を味わわせております。ですから、今までどおりの県の対応の仕方ではなくて、本当に米軍のあり方、規律、そういうことが問われているかと思うので、県の対応についてお尋ねしたいと思います。

(3)、高江ヘリパッド建設についてです。

ア、SACOの合意で北部訓練場の半分が返還されるため負担軽減になるので、高江ヘリパッド建設には反対しないとする県の考え方は今も変わらないのか。

イ、しかし、オスプレイが配備されることを日本政府が明言した以上、県はオスプレイ配備反対の立場から当然高江ヘリパッド工事中止を求めるべきではないのか。

ウ、辺野古の基地建設と高江ヘリパッドとは一体であることは県民の共通認識であります。知事が「辺野古は県外へ」と言及する以上、高江ヘリパッドも建設不要ということにはならないのかお尋ねいたします。

(4)、米掃海艦船の与那国寄港についてであります。ア、2006年7月米掃海艦船が与那国に寄港した際、外務省日米地位協定室長（当時）の伊澤修氏と在沖米総領事（当時）のケビン・メア氏との連携があったことをウィキリークスが暴露しております。知事の所見を伺います。

イ、その際、県港湾課がどんな連携をとってきたのか伺います。

県警の質問については取り下げさせていただきます。

3、教育行政についてです。

(1)、八重山教科書採択問題について。

ア、教科書採択協議会委員はどのような手順で選出されるのか。それから、8月23日、育鵬社の教科書が採択されるまでの経緯で、会長権限で強引に規約の改正や委員の差し替え等を行い運営してまいりました。県は、協議会としての協議は整っていたとの認識かお尋ねいたします。

それからイ、3地区教育委員会の協議を無効とする石垣市教育長、与那国町教育長名で文科省に発出した文書は、地教行法第17条、教育長の職務権限を超えるとの指摘もあります。

照屋寛徳衆議院議員の質問主意書への回答では、文書が教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる教育長の名義で作

成された両教育長名の公印が押された公文書であるとして、それを根拠に9月8日の決議は無効との判断をしました。実際は、教育委員会での協議もされない中で、文書は一教育委員の個人的な文書で、効力はないものと思われませんが、教育長の見解と権限外としたときの文書の効力について伺います。

ウ、9月8日の東京書籍の教科書採択の効力について、文科省と県教育委員会との見解が分かれました。9月27日の閣議決定で8月23日の決議を有効としながら、その翌日の9月28日の参議院予算委員会で文科大臣はこれまでの見解を翻し、両方無効としました。教育長の見解を伺います。

エ、9月16日の文科大臣のコメントで、3教育委員会が一本にまとまらないと国の判断で決めると言及しました。それは当事者である教育委員会の教科書の採択権を奪うことにはならないか伺います。

4番、医療・福祉行政についてお尋ねします。

看護師の労働が厳しく、「看護婦のおやじの会」を設立するなど、夫や家族が支えてきたことで辛うじて看護師としての仕事を続けてきた経緯があります。医師不足の陰に隠れて余り取り上げられることがありませんでしたが、今回、看護師に焦点を当てて労働問題について取り上げました。

(1)、看護師の労働問題についてですが、ア、2006年からの診療報酬改正に伴い、県も7対1配置を導入しました。しかし、保険点数の収入増と照らし看護師もぎりぎりの人数の配置で、看護師の労働状況が厳しくなったと聞いております。病休、年休、育児休暇、介護休暇、産休の取得状況についてお伺いいたします。これは、南部医療センターと中部病院についてお尋ねいたします。

イ、県立病院全体の離職者の年代別ごとの数と勤務年数を伺います。

ウ、離職の理由と新卒者の離職についての社会的損失を伺います。

エ、離職対策の取り組みはどうなっているのか。

オ、看護師の本来の役割とは何なのか。その役割は現場で十分に生かされているのか。

カ、認定看護師の導入について伺います。配置部署について伺います。また、認定看護師は定数上でどう取り扱っているのか伺います。

キ、交代制勤務での勤務時間数、申し渡しの時間も含めてお尋ねいたします。そして、1カ月の夜勤回数を伺います。また、夜勤明けから次の勤務時間までの時間間隔を伺います。

ク、各部署（救急、ICU、病棟間）の応援の有無

について伺います。

(2)、新振興策―「沖縄型」の幼稚園構想について伺います。

ア、小学校と連携した「こども園」は可能な限り小学校に併設するとしておりますが、可能な限りとは何なのか。併設されない場合もあるということなのか。

イ、「こども園」導入に伴い、幼稚園教諭と保育士の2つの免許が必要なのか。

ウ、現在、幼稚園では臨任が半数を占めております。就学前教育での支障はないのか、対策を伺います。

5、我が会派の代表質問に関連してお尋ねします。

対馬丸記念館への財政支援についてであります。これまでの経緯から県議会の同意が必要との認識なのか。

それから、財政難から学芸員の雇用もできない。資料収集もできず、年々減少していく寄附金等での運営もままならない状況をどう考えているのか。児童生徒の疎開を進めてきた県にもその責任の一端があるのではないかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡嘉敷喜代子議員の御質問に答弁いたします。

知事の政治姿勢についての中で、「沖縄クエスチョン」での訴えに対する米国内の反応等についての御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加する「沖縄クエスチョン」におきまして辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆さんとの質疑応答などを通して意見交換を行いました。また、レビン、ウェッブ、マケイン米上院議員との面談を行い、その中で各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げました。

県といたしましては、今回の訪米において普天間飛行場移設問題を直接アメリカで説明する機会を得ましたことで有識者等とのネットワークの構築が図られるとともに、米国におけるこの問題の理解が前進したものと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、環境影響評価書が提出された場合の県の対応についてという御質問にお答えいたします。

政府から環境影響評価書が提出された場合、関係法令にのっとり検討することになりますが、県としましては、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、一日も早い普天間飛行場の県外移設、そして返還を求める考えに変わりはありません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、オスプレイの配備やジュゴンなどの調査状況についてお答えいたします。

県は、環境影響方法書及び準備書に対する知事意見において、想定される使用機種の記事やヘリパッドなどの具体的な運用内容、代替施設から他の訓練施設への飛行経路を想定した影響の予測、ジュゴンや海草藻場への複数年調査などについて求めています。しかしながら、事業者においては、方法書及び準備書において「使用を予定する機種」としてオスプレイを記載しておらず、また複数年調査については、既往の調査結果や文献等資料により対応するとの見解を示しており、現在は環境影響評価のための現地調査は行われておりません。

次に、基地問題についての御質問の中で、米軍基地への立入調査についてお答えいたします。

枯れ葉剤の問題につきましては、国において米側にさらなる事実関係の確認を行っているところであります。

県としましては、今後の日米両政府の確認状況などを踏まえながら、立入調査の実施について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、オスプレイ配備計画についてお答えいたします。

沖縄県としては、オスプレイが過去の開発段階において死亡事故を起こしていること等から県民が不安を抱いており、十分な情報が示されない現状では当該配備については反対であります。

沖縄県が6月に提出したオスプレイ配備についての

質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。しかしながら、米側に照会中のため十分な回答ができていない等の項目があり、引き続き政府に対し、県民生活への影響などについて説明を求めていると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、枯れ葉剤の証言に対する見解と今後の対応についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。

これに対し、外務省は8月19日、米国防務省から「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めていると考えております。

次に、米韓と日米間とで枯れ葉剤への対応に大きな乖離があることについてお答えいたします。

本県の枯れ葉剤問題について、去る8月9日の参議院外交防衛委員会で、当時の松本外務大臣は、米側からの回答を得てから対応を考えたいと発言しております。

韓国において合同調査を行っていることは報道で承知しておりますが、現在、外務省は米側にさらなる確認を行っているとしていることから、県としましては、引き続き事実関係の確認を政府に対して求めていると考えております。

次に、オスプレイ配備と高江ヘリパッド建設についてお答えいたします。2の(3)のアと2の(3)のイは関連いたしますので一括してお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることが現実的で実現可能な方法であると認識しております。

沖縄県が提出した北部訓練場への影響を含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書に対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました

が、米側に照会中のため回答できていない等の項目があり、引き続き県民生活への影響など十分な説明を求めていきたいと考えております。

次に、辺野古の基地建設と高江ヘリパッド建設についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、普天間飛行場代替施設と一体であるかどうかは明らかではありません。

県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。しかしながら、普天間飛行場については、地元の理解を得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、引き続き政府に対し日米共同発表を見直し、同飛行場の県外移設及び早期返還に取り組むよう求めているところであります。

次に、米掃海艦船が与那国に寄港した際の外務省職員とメア氏の連携についてお答えいたします。

日米両政府とも、ウィキリークス情報については「不正な方法で入手した文書については、コメントも確認も一切しない」とのことであり、報道への見解は控えさせていただきます。

いずれにしましても、民間港湾は民間船舶の運航を目的として設置されたものであり、緊急時以外は米軍の使用は自粛すべきであるというのが県の一貫した方針であります。2007年の米海軍艦船の入港の際は、県はこの方針に基づき、当時、米軍艦船の民間港湾の使用自粛を要請したところであります。民間船舶の円滑な定期運航及び安全性を確保するため、今後とも日米両政府に対し米軍による緊急時以外の民間港湾の使用自粛を求めてまいります。

次に、9月29日の新聞報道に関する緊急質問として、相次ぐ事故に対する今後の対応についてお答えいたします。

ことしに入り米軍航空機による緊急着陸、燃料流出、部品遺失などの航空機関連事故が13件発生しており、去る9月28日には普天間飛行場所属のCH46ヘリコプターから部品が遺失する事故が発生いたしました。海兵隊においては、去る8月31日にもF18戦闘機から部品を遺失させ、再発防止や安全管理の徹底等について要請を受けているにもかかわらず、再び部品遺失事故が発生したことはまことに遺憾であります。

県としましては、去る9月28日、事故の連絡を受け、直ちに在沖米海兵隊及び沖縄防衛局に対し申し入

れを行ったところです。米軍は、このような事故を再び発生させないよう努めるべきであり、県としましては、軍転協とも連携し、あらゆる機会を通じ実効性のある再発防止と今後の安全管理の徹底に万全を期することを強く求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 基地問題についての御質問の中で、米掃海艦船の与那国寄港時の県港湾課の対応についてお答えいたします。

米軍は、沖縄県からの民間港湾の使用自粛の要請にもかかわらず、米軍掃海艦船を祖納港に入港させました。

県は、港湾管理者として港湾施設内の安全確保に万全を期するため、同艦船が出航するまで八重山支庁職員を常駐させ対応しておりました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、教科書採択協議会委員の任命権者等についてお答えいたします。

教科用図書八重山採択地区協議会規約第4条により、同協議会の会長が任命することになっております。今回の八重山地区教科書採択問題につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民等から疑義があり、混乱の中、同協議会から3市町教育委員会に対して答申があったものと理解しております。

次に、2市町の教育長が発出した文書等についてお答えいたします。

県教育委員会としては、文書発出の経緯についての詳細は把握しておりません。

次に、文部科学省と県教育委員会の見解についてお答えいたします。

文部科学省の見解は、9月8日の協議は、石垣市、与那国町の両教育長から協議は無効と主張していることが主な根拠になっていると考えております。

県教育委員会としましては、9月8日に石垣市教育委員会で開催された3教育委員会による協議は、石垣市、竹富町、与那国町の各教育委員長が、その職務権限に基づき公開の場で開催され、同一教科書の採択決議が行われたものと考えております。

次に、教科書の採択権についてお答えいたします。

文部科学大臣の発言については、詳細を把握してお

りません。

次に、医療・福祉行政についての御質問で、幼稚園の小学校への併設についてお答えいたします。

ほとんどの公立幼稚園は小学校に併設されておりますが、幼稚園や小学校の統廃合等により併設されていない幼稚園もあります。

次に、「こども園」導入による免許についてお答えいたします。

国の案では、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置くとしており、そのため幼稚園教諭の免許状と保育士資格の両方を有することを原則とするとしております。

次に、就学前教育についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、「沖縄県幼児教育アクションプログラム」を通して、市町村に対して職員配置の改善を促しているところであります。また、国に対しては地方交付税措置の充実について要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 医療・福祉行政についての御質問の中で、7対1看護体制と病休等の取得状況についてお答えいたします。

県立病院においては、平成22年度に南部医療センター・こども医療センター、平成23年度に中部病院で7対1看護体制を導入し、必要な人員を配置しております。

平成22年度の1人当たりの病休の取得状況は3.2日であり、年休は9.3日となっております。また、平成23年9月1日現在、育児休暇の取得者は76人、産休は16人となっており、介護休暇は2人となっております。

次に、離職対策についてお答えいたします。

病院事業局においては、看護師の離職防止に向けて勤務負担の軽減を図るため、看護師の事務的業務を分担する病棟クラークの配置、ヘルパーや介護福祉士の病棟への配置、医師、看護師、コメディカル等による組織横断的な業務改善の実施等を行っております。また、モチベーションの向上に向け、専門性を高めるための経験年数別研修を実施するほか、新任看護師の定着を図るため相談役となるプリセプターの配置などを行っております。

次に、看護師の役割についてお答えいたします。

県立病院は、地域の中核的な医療機関として救急医療や急性期医療、高度・特殊医療等を提供しており、

県立病院における看護師は、これらの患者の診療や療養で必要な看護サービスを適切に提供する役割があります。そのため、病院事業局においては、看護師の院内外の研修や患者の給食、入浴、排せつ等におけるケアの留意点などを定めた「看護業務基準」を策定し、患者に対し「安全と安心の看護」、「満足する看護」が提供できるよう、現場での教育、意識づけを行っております。

次に、認定看護師についてお答えいたします。

認定看護師は、高度化・専門分化が進展する医療現場における看護の技術と質の向上を目的に創設された資格認定制度であります。

県立病院においては、平成23年9月現在、救急看護、感染管理、緩和ケア等8分野で計17名の認定看護師を養成し、定数の枠内で救急センター、ICU等への配置をしております。

次に、看護師の勤務時間等についてお答えいたします。

県立病院の看護師は3交代制勤務を基本としており、勤務時間は、日勤で午前8時から午後4時30分、準夜勤で午後4時から午前0時30分、深夜勤で午前0時から午前8時30分までであり、それぞれの勤務時間が重なる30分の間で交代時の申し送りを行っております。

また、1カ月当たりの平均夜勤回数は、平成22年度で9回となっており、ILO勧告に基づき勤務の間隔を12時間以上とするよう考慮しております。

次に、各部署の応援についてお答えいたします。

県立病院においては、看護師の業務量の平準化を図り、適切な看護サービスを提供するために、病棟の空床状況等を勘案して病棟間や各部門間の応援体制をしております。

離職者数と勤務年数についてお答えいたします。

県立病院における年齢別の離職者数は、平成19年度では20代42人、30代33人、40代15人、50代8人で合計98人となっております。病院事業局においては、平成20年度から離職防止対策を強化しており、平成22年度の離職者は20代30人、30代21人、40代14人、50代8人で合計73人となっております。

離職者の勤務した在職年数については、平成19年度では31人が3年未満、29人が3年から10年未満、22人が10年から20年未満、16人が20年以上でありました。平成22年度では27人が3年未満、25人が3年から10年未満、7人が10年から20年未満、14人が20年以上となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 医療・福祉行政についての、看護師の離職の理由と新卒者の離職についての社会的損失についてお答えします。

第七次看護職員需給見通しにおける調査によりますと、病院の看護師の主な離職理由は、「本人の健康問題」、「転居」、「家族の健康・介護問題」で、新人看護師においては、「基礎教育終了時点と現場とのギャップ」となっております。

日本看護協会の調査によりますと、平成20年度の県内新規卒業者の離職率は11.5%となっております。平成20年度に県内で就業した新規卒業者は430人で、離職者は49人と推計されますが、再就業する者の数が把握できないため、社会的損失を明らかにすることは困難であります。

続きまして、我が会派の代表質問に関連しての中の、県議会の同意が必要かについてお答えします。

沖縄県においては、平成12年11月に対馬丸記念会から、会館は法人が自主的かつ主体的に運営する。管理運営費等の経費を沖縄県に求めず、法人の責任において対処するとの意向が示されたことから、平成13年度及び14年度の2回にわたり対馬丸記念館の施設整備に係る予算案を県議会に提出いたしました。当時の県議会においては、「同記念館の運営管理に当たっては、設立された財団法人の責任において対処し、県からの財政的支援は行わないこと。」などの附帯決議を付した上で予算案は可決されました。

対馬丸記念館の建設は、国による対馬丸慰藉事業として実施され、記念会が全額国庫補助を受けて建設したもので、国においては、開館後においても記念会が行う事業費に対し補助することにより記念会の運営を支援することとし、今日まで継続して支援しているところであります。

続きまして、記念会の財政状況についてお答えします。

対馬丸記念会の過去6年間の収支状況を見ると、寄附金収入等については変動があるものの、毎年度収入が支出を上回っており、おおむね堅調に推移していると考えております。

対馬丸記念館の運営については、現在、国において補助事業を継続して実施しているところであります。

県としましては、記念館の収入増に向けては協力会員及び入館者をふやす必要があると考えており、記念会と連携して補助金の確保に努めるとともに、入館者増に向けた記念館の取り組みを支援してまいります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 知事公室長にお尋ねしますが、オートローテーションについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オートローテーションとは、ヘリコプター等の回転翼機がその動力を失ったときに、その回転翼の惰力による回転でもって揚力を維持して緩やかに着陸できる機能だというように理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん この機能は、オスプレイにも備わっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 確たる資料が今手元にはないのですが、それに相当する機能をオスプレイは有しているというふうに聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 国務長官のオフィスも支援しているNPOのアーサー・レックス・リボロという人が、これはヒアリングの中で話をしておりますが、オスプレイの中で問題の3つのうちの1つは、このオートローテーションの機能の問題だというふうに言っているんですよ。そして、県の質問書の中にこのことが入っていないのはどうしてでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ただいま御質問のありましたレポートにつきましては、たしか7月か8月であったと聞いておりますが、県は、6月の時点でインターネットでありますとか、その他のさまざまな文献等によって洗い出された質問状を取りまとめて出したところでありまして、その時点ではその情報は入ってなかったということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 赤嶺衆議院議員がこのことについてお尋ねしているのですが、オスプレイの中でオートローテーションの機能の欠陥があるんだと、その問題点は解決したのかということ予算委員会でしたか、そこで尋ねたときに、北澤大臣がオスプレイもオートローテーションの機能は十分にあると答えているんですよ。ところが、安全に着陸するということは言っていないんです。

そして、さらに松本外務大臣は、シミュレーターを用いてそのシナリオに基づいて、故障したときに停止するかについてのオートローテーションの訓練を定期

的にやったということで、これはシミュレーターを用いてということで実機ではやっていないんですね。ということは、本当に危険な状況にあるということなんですよ。

県は、下降気流の中で飛び立つときの危険性を言っていますけれども、上空でこのオスプレイが故障したときに、これを切りかえたときに1600フィート、ばんと落ちてくると、そういう状況になったら本当に大変な状況になるということを指摘しているんですね。ところが、これは北澤大臣も松本大臣も、いや、これは安全だと。実際に訓練はしていない、シミュレーターの中でしかやっていないけれども、それは大丈夫だというようなことを言い切っているんです。これは先ほどのアーサー・レックス・リボロさんも、このことは大変危険だと、危険のうちのひとつだと指摘しているんですよ。こういうものを安全だというのは、日本の外務省の人しか言わないというような状況なんですね。そして、これをつくった企業でさえも、もうこのことには頼らないでやるとかというようなことを言っているわけですよ。そういうような危険なオスプレイを、普天間飛行場に本当に来年の秋までには配備するということを言っているわけですよ。

そこで知事にお尋ねしますが、このような本当に危険な胴体が大きなものばんと落ちてきたときに、その機能もないようなオスプレイを普天間に配置したとき、本当にこれで安全が守られるのかということなんです。そして、知事は、普天間飛行場の危険性の除去を盛んに言っていますけれども、これが本当に配置されたときにどういう状況になるか、もう危険性の除去どころじゃないと思うんですよ。よろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほども答弁申し上げましたが、このオスプレイは開発段階で乗員が死亡するという事故を起こしていると。それだけでも県民は不安を抱いているわけでご覧しまして、ただいま議員が御指摘の件につきましても、やはり県民が不安を抱く要素になると考えていることから、県としましては、6月の時点ではありますが、29項目の県としての疑問をまとめて政府に出しているわけです。したがって、政府は、このことに対して説明責任があるわけでご覧しますので、しっかり政府が説明すべきだというのが県の考えでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 政府が説明すべきだとおっしゃいますけれども、じゃ、この質問書の回答、いつまで

に求めていますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 速やかに出していただきたいということを再三申し上げておりまして、提出時も速やかに出すようにと申し上げておりまして、9月1日に一応回答は返ってきたわけでご覧いただけますけれども、その回答につきましては、先ほど申し上げましたように不十分な点が多々あるということで、再度しっかりした回答をしていただきたいということを申し上げているわけでご覧いただけます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 環境アセスについての先ほどの環境生活部長からの答弁がありましたけれども、これは書類に対して不備があったら受け取れませんよというけれども、そうでなければ受け取るということ、先ほどどなたかの質問に答えましたね。その不備というのは何ですか、仲村議員だったと思いますけれども。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 不備というのは書類上、いわゆる形式上の不備がなければという意味で申し上げております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 先ほどの説明の中で、ジュゴンについても、飛行経路についても全然回答が得られていませんね。県は、ジュゴンについて数年の経緯を見てということを行いましたけれども、先ほどの説明では書類上でそれを検証していくということで、本当に県としてそれでよろしいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 準備書でそういった形で出てきていますので、それに対して知事意見で毎年調査をしてくださいと、そういう知事意見を出しているわけです。そういった知事意見に対して、現在は評価書等は出ていませんけれども、その中できっちり対応していくだろうというふうに考えています。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 病院事業局長にお尋ねしますが、先ほど離職対策で、現在は看護師の不足はありませんというようなことをおっしゃっていましたが、本当にそうなんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

看護師のいわゆる不足がないかということでご覧いただけますけれども、配置定数に関しては、嘱託、臨任とも含めて一応満たしておるという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 皆さんのほうから平成19年と22年についての離職者の年代別の報告を受けましたけれども、私のほうでは5年間のその経緯を受け取りました。その中で平成18年、トータルで申しますと69名、19年が98名、それから平成20年が109名、そして21年が81名、22年が73名、トータルで430名の人たちがやめていっているわけですね。それを本務とか、あるいは臨任とか、そういうふうにして補充していっているわけですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） 年度途中に関しては大体そういうふうな形になっていると思いますけれども、毎年初めまでにはそういう正職員の形で補っているという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 先ほどの報告の中で夜勤が9回と言っておりますけれども、離職対策の中でこの夜勤を減らしていくとか、そしてまたその夜勤の中に妊産婦が入っているのかお尋ねしたいと思います。深夜勤のほうです。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。
午後8時15分休憩
午後8時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。
病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。
本人の申告によっては、勤務することがあるということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん それでは、その深夜勤の中に妊産婦は極力避けるというようなことでなさっているということですか。はい、わかりました。

その離職対策について、深夜勤あるいは準夜勤の手当というのは、それは臨任と本務職員とは差があるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。
正職員と臨任職員には、差はないということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 皆さんから出ているもので、嘱託職員については深夜勤で1回4600円、そして準夜勤で4100円、そして10年以上の場合には200円ずつ上乗せをしていっているんですけれども、臨時看護師については大変な差がありまして、深夜勤が3300円、準夜

勤が2900円となっているんですよ。そして、本務職員とあるいは臨任の深夜勤・準夜勤のこの仕事の中での差というのはあるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

原則的には、仕事の差はないというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん やはり深夜勤・準夜勤をしていく上で仕事の上での差はない中で、このようにして賃金に差をつけていく、手当に差をつけていくというのはどうなのでしょう。ほかの県もそういうことをやっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

臨任職員と正職員の経験年数による差はございません。ただし、嘱託員の場合は別で、賃金の差が出てくると思います。

○渡嘉敷喜代子さん ちょっとよくわかりません。
休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後8時18分休憩

午後8時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

ただいまの御質問の嘱託の報酬額について、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 離職対策で、新潟県の場合ですけれども、夜勤が月7回、そして妊産婦とかについては減免をしていくとか、あるいは職場を異動していくとか。そして深夜勤が1回6550円、そして準夜勤が5550円と。県の場合にはすごい差があるなという感じがするんですね。看護師は深夜勤をするのが当然だというような言い方をしていますけれども、月3回以上の深夜勤をやるとか——男性でも同じことなんですけれども——それ以上やるということは体に対してのリスクというのがあるということです。お医者さんですのでよくわかりでしょう、どういうことでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

身体的な負荷がかかるからそれなりに手当がふえるという状況があると思います。ですから、これは本人

の体調によってはそういった深夜勤務をさせないような配慮をしているという状況でございます。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん 部署から部署への応援が出ていますよね。そのときに、例えば一般病棟から外来とか救急とかに派遣されるときに、今、深夜勤で何名配置しているんですか、この一般病棟で。それが外来とか救急に行ったときにそこが手薄になるわけですよね。そのあたりのことをちょっと説明していただきたいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

これは看護基準が決められておりますから、そこが手薄になるような応援のあり方はございません。

○議長（高嶺善伸君） 渡嘉敷喜代子さん。

○渡嘉敷喜代子さん この本を見て本当に驚いたんですけれども、病院から看護師が消えていく、看護崩壊

というようなことが出ているんですよね。（資料を掲示）そして、深夜勤したときの体のリスクというのは、女性だったら乳がんの発症率が高いと、男性だったら前立腺というのが出ているわけですよ。ですから、本当に看護師が夜勤をやって当然だということではなくて、7回以下に抑えるとか、そういう努力もしていかなきゃいけないと思うんですよね。沖縄県は9回ですよね。そういうことでこれから努力をして、看護師をふやして頑張りたいと思います。

終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、10月3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬

平成23年10月 3 日

平成23年
第 6 回 沖縄県議会（定例会）会議録

（第 6 号）

平成23年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 6 号）

平成 23 年 10 月 3 日（月曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 6 号

平成23年10月3日（月曜日）

午前10時開議

第 1 乙第15号議案から乙第17号議案までの撤回の件

第 2 一般質問

第 3 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第17号議案まで、認定第 1 号から認定第23号まで及び諮問第 1 号（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第 1 乙第15号議案から乙第17号議案までの撤回の件

日程第 2 一般質問

日程第 3 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第14号議案まで、認定第 1 号から認定第23号まで及び諮問第 1 号

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 工事請負契約について

乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 7 号議案 財産の取得について

乙第 8 号議案 財産の取得について

乙第 9 号議案 訴えの提起について

乙第10号議案 交通事故に関する和解等について

乙第11号議案 交通事故に関する和解等について

乙第12号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第13号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第14号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

認 定 第 1 号 平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について

認 定 第 2 号 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認 定 第 3 号 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認 定 第 4 号 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認 定 第 5 号 平成22年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認 定 第 6 号 平成22年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認 定 第 7 号 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認 定 第 8 号 平成22年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認 定 第 9 号 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

- 認定第10号 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 認定第11号 平成22年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
- 認定第12号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第13号 平成22年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第14号 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
- 認定第15号 平成22年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 認定第16号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 認定第17号 平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 認定第18号 平成22年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 認定第19号 平成22年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
- 認定第20号 平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 認定第21号 平成22年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 認定第22号 平成22年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 認定第23号 平成22年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 諮問第1号 軌道敷設の特許申請に伴う意見について

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	新垣清涼君	47番	嘉陽宗儀君
23番	新垣安弘君	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事 仲井眞弘多君 副知事 上原良幸君

副 知 事	与世田 兼 稔 君
知 事 公 室 長	又 吉 進 君
総 務 部 長	兼 島 規 君
企 画 部 長	川 上 好 久 君
環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君
福 祉 保 健 部 長	宮 里 達 也 君
農 林 水 産 部 長	比 嘉 俊 昭 君
商 工 労 働 部 長	平 良 敏 昭 君
文 化 観 光 ス ポー ツ 部 長	平 田 大 一 君
土 木 建 築 部 長	当 間 清 勝 君
企 業 局 長	仲 田 文 昭 君
病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次 君
会 計 管 理 者	米 蔵 博 美 さん

知 事 公 室 秘 書 広 報 統 括 監	饒 平 名 知 成 君
総 務 部 長	新 垣 郁 男 君
財 政 統 括 監	
教 育 委 員 会 長	中 野 吉 三 郎 君
委 員 会 長	
教 育 長	大 城 浩 君
公 安 委 員 会 委 員	安 里 昌 利 君
警 察 本 部 長	村 田 隆 君
労 働 委 員 会 長	平 良 宗 秀 君
事 務 局 長	
人 事 委 員 会 長	岩 井 健 一 君
事 務 局 長	
代 表 監 査 委 員	又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	嘉 陽 安 昭 君
次 長	鉢 嶺 元 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君

課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
主 査	佐 久 田 隆 君
主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

9月14日から28日までに受理いたしました請願1件及び陳情13件は、お手元に配付の請願及び陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

〔請願及び陳情文書表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） この際、申し上げます。

9月30日の渡嘉敷喜代子さんの一般質問中、県立病院嘱託員の報酬に関する質問について、病院事業局長から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） おはようございます。

9月30日の渡嘉敷喜代子議員の医療福祉行政についての再質問の中で、臨時的任用職員と嘱託職員の夜間看護勤務に係る手当についてお答えいたします。

臨時的任用職員は、本務職員と同様の給料・手当を支給しており、嘱託看護師は経験年数に応じて設定した報酬額を支給しております。夜間勤務に対しては、午前0時から午前8時30分までの深夜勤務の場合、

本務職員等には夜間看護等手当として3300円、経験年数が10年以上の嘱託看護師には夜間手当として4800円が支給されています。

嘱託看護師の夜間手当が本務職員を上回るのは、本務職員等には労働基準法に基づき別途夜間勤務に対する割り増し賃金を支給していることとの均衡を図るためであります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第15号議案から乙第17号議案までの撤回の件を議題といたします。

知事から撤回理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔議案の撤回について 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案について撤回の理由を御説明申し上げます。

平成23年9月16日に提出いたしました乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案の「流域下水道の維持管理に要する負担金の改定について」は、中部流域下水道、中城湾流域下水道及び中城湾南部流域下水道の維持管理運営の健全化を図るため、当該維持管理に要する負担金を改定することから、議決

を求めたところであります。しかし、平成23年9月15日に那覇市等4市町から、流域下水道の負担金の受益の範囲、維持管理費のあり方について提案と改定時期の延長要請がありました。

当該提案は、流域下水道関連15市町村全体に関係し、慎重な対応が必要となりますことから、さらなる調整を行うことといたしております。これらの調整に相当の時間を要するため、乙第15号議案、乙第16号議案及び乙第17号議案を撤回することといたしました。

以上、議案の撤回理由について御説明いたしました。

よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております乙第15号議案から乙第17号議案までの撤回の件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案から乙第17号議案までの撤回の件は、承認することに決定いたしました。

—————◆・・・◆—————

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第2及び日程第3を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第14号議案まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号を議題とし、質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○照屋 大河君 おはようございます。

社民・護憲ネット、照屋大河です。

通告に従い、一般質問を行います。

大きい1番、基地問題について。

(1)、米軍による漁船威嚇について。

9・11同時多発テロ以降、ホワイト・ビーチ周辺の提供水域で軍艦が航行中、米軍が近くを通る漁船に対してたびたび銃口を向けて威嚇行為をしていることが判明した。

ア、県は問題を承知しているか、実態把握の状況について伺う。

イ、勝連漁協の要請を受けた沖縄防衛局が威嚇行為をやめるよう米側に申し入れたようである。同漁協に対する米側回答を明らかにされたい。

(2)、米軍基地内で行われる工事について。

下請・孫請業者の基地内立入許可手続の実態について伺います。これについては、基地内の工事を請け負う企業ですが、その元請についてはパスが配られて、基地内の立ち入りについてはある意味容易にスムーズにできるようであります。しかし、それ以外の下請の皆さん、孫請の企業の皆さんには、基地内に入る際に日本人従業員のサポートとかエスコートが必要で、これはかなりの時間がかかるようです。そういうことなので、その実態について質問取りのほうでも説明してありますので、答弁をお願いしたいと思います。

大きい2番、宮城島におけるカジノ計画について。

うるま市の宮城島を中心とした4島にカジノを含む統合リゾートを誘致する計画があることが明らかになった。地域住民向けに開いた説明会に県観光政策課の職員が同席している。同準備室から、いつ、いかなる要請があり、どのような判断理由をもって説明会の出席を許可したのか。会合における説明内容とあわせて事実関係を明らかにされたい。

大きい3番、義務教育未修了者支援事業について。

(1)、同事業における「実態調査」に当たっては、運営協議会を開催することになっているが、枠組みや開催時期は決まったのか、今年度の予算とあわせて伺います。

(2)、同支援事業では、「学習機会の提供」として民間関係機関に業務委託すると承知しているが、委託先は決まったのか。委託先、予算総額、当該予算の費目について明らかにされたい。

大きい4番、新たな沖縄振興について。

(1)、沖縄政策協議会の開催及び概算要求公表を踏まえた上で、新たな沖縄振興に関する国との議論の進捗に対する知事の見解を伺う。

(2)、新たな沖縄振興については、各政党・各党派初め経済界、労働団体等も提言をまとめ、県当局に報告しているものと承知しているが、これらの提言が県が策定中の基本計画にどのような形で反映されているの

か、提言を受けて新たに採用を予定する事業や制度、あるいは採用を検討しているものがあるのか伺います。

(3)、去る9月4日に実施された南風原町病院敷地内での不発弾処理をめぐり、避難費用の負担などについて、国と自治体の責任所在の問題が露呈した。新たな沖縄振興において、跡地利用促進法（仮称）と並んで不発弾についても関連法案の整備を国に要求すべきではないか。県の見解を伺う。

(4)、新たな沖縄振興における基本計画の「戦後処理」事業には、従来の不発弾処理や旧軍飛行場問題に加えて遺骨収集や義務教育未修了者の問題も明記すべきと社民党は提言しているが、県の見解を伺います。

以上、答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、新たな沖縄振興についての御質問の中で、国との議論の進捗に対する知事の見解いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成24年度以降の沖縄振興につきましては、去る9月26日に開催されました沖縄振興部会におきまして新たな産業振興策や一括交付金の創設、そして駐留軍用地跡地利用のための法律の整備など、政府における新たな沖縄振興の検討の基本方向が示されたところであります。また、9月30日に内閣府沖縄担当部局から財務省に提出されました平成24年度予算概算要求につきましては、閣議決定されました平成24年度予算の概算要求組替え基準を踏まえ、事業費の積み上げによります要求がなされ、沖縄県が求めています沖縄振興一括交付金（仮称）について事項要求となされるなど、沖縄県の要望を踏まえたものではないと考えております。また、同日提出されました税制改正要望につきましては、地域指定における所得控除の拡充、そして法人税の投資税額控除など県の要望内容がほぼ認められているものの、全県を対象とした地域指定制度や県内離島も含めた航空機燃料税の拡充などにつきましては、県の要望が反映されたものとはなっておりません。

沖縄県といたしましては、自由度の高い沖縄振興一括交付金（仮称）の創設とあわせて、アジア地域と競争力を有するインセンティブの高い税制措置が必要であると考えており、引き続き国に対して要望内容の実現を求めてまいりたいと考えております。

次に、新たな沖縄振興に係る御質問の中で、各政

党、経済界などからの提言についての御質問にお答えいたします。

「新たな計画の基本的考え方（案）」につきましては、本年4月以降、沖縄県議会各会派を初め各界各層の皆様から、数多くの約1700件の御意見や御提言をいただいたところでございます。

例を申し上げますと、宮古・八重山圏からは交通・物流コストの低減や水道事業の広域化など、また北部圏域からは北部振興の継続や医師確保についてなど、そして中南部圏域からは鉄軌道を含めた交通体系の整備や駐留軍用地の跡地利用の推進などにつきまして御意見をたくさんいただきました。こうしたさまざまな御意見を集約、反映させて、去る7月28日に「新たな計画の基本的考え方」として取りまとめたところでございます。現在、この基本的考え方を踏まえまして新たな計画そのものの取りまとめ作業を進めているところでございます。

沖縄県では、新たな計画（案）を沖縄県振興審議会において御審議いただきますとともに、県民フォーラムを開催し広く県民に周知を図り、そして機運を盛り上げてまいりたいと考えております。そしてまた御意見を伺うことも考えております。無論、引き続き、沖縄県議会各会派を初め市町村や各種団体などからも幅広く御意見をいただきながら、さらに御提案もいただきながらよりよい計画を策定してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米軍による漁船威嚇についてお答えいたします。1の(1)のアの(ア)と1の(1)のアの(イ)は関連いたしますので一括してお答えします。

勝連漁業協同組合によりますと、ホワイト・ビーチ周辺で、米軍の警備艇から漁船に銃口を向ける等の行為がこれまでにたびたび発生していたとのことであります。このため、平成21年1月、同漁協組合長から沖縄防衛局長に対し、銃口を向けた威嚇行為や米軍等の艦船による漁業への影響を含む要請を行ったとのことであります。去る9月7日、同組合に対し、沖縄防衛局から要請の内容について米側に伝えたとの説明があったとのことでありますが、米軍の回答については得られていないとのことであります。

県におきましては、米軍の演習等により県民が不安を抱く事態があってはならないと考えており、引き続

き事実関係の確認に努めているところであります。

次に、新たな沖縄振興についての御質問の中で、不発弾関連法案の国への要求についてお答えいたします。

不発弾処理につきましては、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。

今回の南風原町サマリヤ人病院における不発弾処理については、重病患者など避難困難者の対応につき、国・県・市町村・民間企業等で構成される「沖縄不発弾等対策協議会」において、病院関係者の意見も踏まえ、万全の安全対策を講じた上で院内退避を行うことが最良であると判断されたところであります。

県におきましては、新たな沖縄振興に係る国への制度要望として、民間が行う開発等における磁気探査費用の全額国庫負担制度の創設を要望しておりますが、不発弾処理の法整備のあり方を含めた対応についても引き続き国と調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 基地問題についての御質問の中で、米軍基地内工事における下請業者等の立入許可手続についてお答えいたします。

米軍基地内で行われる工事に関係する人員及び車両等の立入許可手続については、契約を行った元請業者が下請業者や孫請業者等の施工体制を事前に把握した上で申請書類を作成し、発注機関等を通して米軍の立入許可審査部署に申請することになっていると聞いております。なお、その実態については、県では把握しておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 宮城島におけるカジノ計画についての中、宮城島での意見交換会の概要についてお答えいたします。

今回、宮城島で開催された意見交換会につきましては、宮城島4地区自治会と統合リゾートについて地域住民の理解促進に取り組んでいる団体の連名により、統合リゾートに関する県の取り組みなどを説明してほしいとの文書による依頼を受け、担当職員が出席したものであります。

県としましては、これまで実施しました統合リゾートに関する取り組みについて県民に説明する責任があるものと考えており、説明対象者の賛成、反対の立場

にかかわらず、中立な立場で説明することが可能と判断できる場合には、県職員が参加し説明を行うこととしております。

なお、今回の意見交換会におきましては、県がこれまで実施した統合リゾートに関する調査内容や県の基本的考え方及び国の動向について説明を行ったところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 義務教育未修了者支援事業についての御質問で、実態調査と予算についてお答えいたします。

県教育委員会では、昭和7年から昭和16年までに生まれた方で、戦中戦後の混乱により義務教育未修了となった方と、そのうち学習機会の提供を希望する方の実態調査を行うこととしており、その説明会を10月17日から24日の日程で実施する予定であります。実態調査に係る予算は、237万2000円となっております。

次に、業務委託先等についてお答えいたします。

県教育委員会では、委託業務を実施するため公募を行った結果、委託先に特定非営利活動法人珊瑚舎スクーレを選定したところであります。委託事業の総予算は740万3000円で、その主な予算費目は、謝金、教材費、印刷製本費となっております。

次に、新たな沖縄振興についての御質問で、新たな沖縄振興策への明記についてお答えいたします。

県教育委員会では、新たな沖縄振興の「教育・文化」の分野で、新規事業として制度提言を行っております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 新たな沖縄振興についての中、新たな沖縄振興における基本計画に遺骨収集を明記すべきことについてお答えいたします。

遺骨収集については、新たな計画の基本的な考え方において、遺骨収集に係る情報の一元化を図るよう体制を整備し、国の責務により、遺骨収集に関する中期計画を策定し、組織的・計画的に実施することで遺骨収集の加速化に取り組むことを強く求めています。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 土建部長、実態を把握していないということですが、実際にそういう苦しい声が届いているわけですね。そういう意味では、その基地内の事業

についてたくさん県民に機会を与えようという取り組みも進んでいるわけですから、関係機関との話をする機会も多いと思いますので、実態を把握した上で、これは2時間、3時間とゲートのほうで待たされるようなんですよ。実態を把握した上で元請業者に対する指導のお願いというか、そういう方法も含めて検討していただけないかと思うんですが、いかがですか。これは実態把握も含めて。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（間間清勝君） お答えします。

手続がなされている工事に関してはある程度時間を要しても完備されていたら問題はないと思っていますけれども、ただし日々雇用の方々はそのような時間がかかっているという懸念があるということは承知はしているんですけれども、実際建設業団体においても細かく把握していないということで、今後業界団体ともしっかり連携を図りながら、そういう実態があればどういうふうに対応しているかどうか、検討していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 よろしく願いいたします。

それでは教育長、この珊瑚舎スコール未修了者に対する委託事業なんですけど、先ほど教材費などにその支援事業費が分かれているということだったんですが、これまでもボランティアなどを通してこの事業を進めてきたわけですよ。しかし、与えられた予算について使い勝手が非常に悪いということを聞いています。例えばこれまで教材費であれば、建物の賃借料とかそういうところに使えないということなので、改めてその当事者の皆さんと協議をしながら、県においても一括交付金に自由度があるということで、予算についてそういう求め方をしています。その辺について協議を進めていくことができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 先ほども答弁しましたけれども、委託先はもう決まっております、予算項目も先ほど説明したとおりでございます。

今の御質問の趣旨は、今後の対応について協議を深めていく中でさらに詳しい対応ができないかという質問でしょうから、それができように対応していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に、沖縄振興予算について。

知事、先日内閣府からの概算要求の発表ですね、

2437億円。先ほどの答弁においても要望を踏まえたものではないと、今後また年末の予算折衝に向けて要望内容の実現を求めていくという答弁でありましたが、先ほど言われたように、多くの県民の皆さんからの要望も踏まえた上で、県民一丸となってあと3カ月ぐらいが沖縄の正念場だと思いますので、その3カ月間必死で頑張るといような決意をもう一度お願いしたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員からの叱咤激励もいただいた感じですが、我々が要求した今度の新しい10年につきましては、国との関係においてこの計画も県が主体で行くとか、それから一括交付金の仕組み、これは民主党さんがマニフェストでどーんと出された「一丁目一番地」政策ですから、我々もそれは非常に結構だということで、それに一緒になって民主党の皆さんともやってきたわけで、何とかこれをもっとしっかりとした形でまとめていただきたいというような、これは残りあと10月、11月、12月のここで制度設計も歩きながらどうもやらないといかぬという面があります。そういうことで国のお役人の皆さんにとってはこれまでとは違う形になるものですから、すぐはい、わかりましたというわけにはちょっといかない部分もあろうかと思います。そういうこともあって詰めはこれからだと思いますので、ひとつぜひ議会の先生方のお力も得て、いい形で額も含めてまとまっていくように頑張ってもらいたいと思いますので、ひとつぜひ議会の皆様のお力添えよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 やっぱ3カ月ですね、必死になって頑張っていたきたい。説明が足りなかったところは、その説明を加えていく。熱意をもっともっと見せなければいけないところもぜひ頑張っていたきたいなと思うんですが、企画部長、ちょっと担当部長として伺いますが、この7月28日にたくさんの意見を聞きながら基本的な考えが示されたというわけですが、その後まだ意見などが寄せられていると、さまざまな要望が寄せられているというふうに認識しています。特に、子供たちの貧困と格差を考える会だったでしょうか、そういう団体からの要請がありますので、その要望についての部長の見解を伺いたいなと。

それからこれまでの振興計画の中で、ある程度社会資本整備のほうが整ってきたという議論もあります、追いついてきたということですかね。そういう意味で、福祉や保育・教育あるいは子育てをする世代の格差の是正にも向いていかないといけないというこの来

年度の振興予算、振興計画だと思うんですが、一方まだ離島地域あるいは過疎地域からはいよいよこの話が来年度に向けて盛り上がるにつれてまだまだ不安の声があります。うるま市の与勝半島も橋ではつながっていますが、地域の皆さん、生活の最低基準の整備なども含めて大変な不安を抱えています。そういう意味でしっかりと離島地域の整備についても加えていただきたい、考えていただきたいという思いがあるんですが、部長のこの2点について見解をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 次の新たな計画に向けて、これまで「沖縄21世紀ビジョン」それから総点検、そしてまた今回のこの4月から始まりました基本的考え方についての議論、そういうふうなものを県民各界各層から非常にたくさんの意見をいただいてここまで来ております。もちろんそれは7月にある程度この考え方をまとめたわけですが、これから後また基本計画をこの10月以降また議論をすることに——本計画といいますか——それをやる予定になっていますので、その中でまた残された部分、さらに追加すべきものというものをくみ上げていきたいというふうに考えております。

それからこれまでのこの社会資本の整備に加えて福祉とか医療とかそういうふうな分野でも議論が必要じゃないかというふうな御意見も今議員からございましたけれども、まさにこの新たな計画の考え方の中では、「施策展開の基軸的な考え」方として2つ挙げてございます。1つは、「日本と世界の架け橋となる沖縄型自立経済の構築」というものと、もう一つは「沖縄らしい優しい社会の構築」。まさにこれまでの沖縄振興法の中では余り重点的には触れられていなかった分野、これを計画の大きな柱として位置づけることによって、医療それから福祉、それから教育、そしてまた自然、伝統文化そういう県民の要望にこたえていく、そういうふうな計画をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 多くの県民の声に耳をしっかりと傾けていくことが、先ほど言った3カ月も県だけではない県民全体としてのものになると思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

それでは続いて、ホワイト・ビーチの件、知事公室長に伺います。この漁民・県民に向けられた銃口ですが、この銃には実弾が装てんされていると考えるべきですね。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県ではそのあたりは確認をしております。ちょっと判断しかねる部分がございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 この銃口に向けられた漁民については、非常に怖かったと恐怖を感じたということです。今、東日本大震災への、米軍の救援活動をもってその米軍に対する過大な評価をしたり、特別に強調した議論も論調もありますけれども、やはり米軍として提供水域に近づく者に対して銃を向けたりするというのは、軍の本質であって本来任務だと思うんですね。ただ、その基地と隣り合わせにある沖縄県において幾ら何でも銃口に向けられるという事態は——先ほど確認したわけですよね、そういう実態があるということは——異常だと思うんですよ。そういう意味では、情報を収集するとかということではなくて知事みずから抗議をして、そういうことはやめるように伝えるべきじゃないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のように、平時の沖縄においていかなる意味や理由があっても県民に対して銃口を向けるというようなことはあってはならないと考えております。

事実確認と申しましたけれども、そういった実態、あるいはそういった理由がはっきりすればこれは県としてしっかりと米軍に対して物を申し上げるということになります。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 あってはならないと言いながら、何かその意欲を感じません。本当に怖い思いをしたという証言を实际聞いているわけでしょう、確認したんじゃないですか。その辺いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この平成21年1月15日に勝連漁業協同組合がお出しになった要請書——これは沖縄防衛局に対して出した要請書——によりますと、原潜の寄港時に半径100メートル以上離れて漁場に向かう場合でも機関銃を装備した警戒船が近づき威嚇をされ、恐怖を感じ、漁場に行けなかったという報告も何度かありますと明言されているわけですし、これはやはり重く受けとめたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 重く受けとめて早速な対応をお願いしたいなと思います。

実は、基地問題さまざまありますが、先日、県がオ

スプレイについて質問状の提出がありました。危険な新しい機種だということで不安を抱え、たくさんの議会で配備反対の決議もなされていますが、そういうこの県民の声に沿ってしっかりと対応をしていくそういう姿勢が大切だと思いますので、先ほど漁協から照会をしたという文章を読み上げるのではなくて、実際県としても積極的に動いていただきたいというふうに思います。

そしてこのホワイト・ビーチの原潜の入港については、これまで知事は寄港について安保容認の立場から反対するものではないと繰り返してきております。実は地元の議会も反対の決議をしている。そういうことでこれまで続けて寄港に反対するよう求めてきましたが、先ほど言ったような答弁が繰り返されます。確かに知事の答弁は変わりませんが、硬直した考えではなくて、あるいはそういうふうに反対を求めないのであれば、先ほど言ったように実際こういう事態についてのしっかりとした把握あるいは原潜の事故についての質問に対してもなかなか答え切れなかったでしょう、ヨウ素の問題なども。委員会では私がその事故があったときに、防護服を用意していますと——これは上原副知事が公室長のときだったと思うんですが——じゃあこの防護服どこにあるんですかと言ったら、委員会とはまってしまった。どこにあるか調査に走り回ったわけですね。そういうことでは、福島第一原発の事故後、地域住民の不安も多くある、高まってくるわけですから、そういう実際銃口を向けられた事態に対する調査も含めて本当に原潜寄港に対する安全の確保というか、最低限の情報収集というんですか、そういうのはやっていくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 先ほど来申し上げておりますように、やはり県民に銃口が向けられているという事態はこれは異常な事態であるというふうに認識しておりますので、引き続きこれは防衛局ともきちんとそういう問題を共有しつつ米軍のそういうような行為については調査をしていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 過去の入港の回数なんですけど、確かに平成20年以降はふえているんですよ。しかし、これまでわずか年間3回とかあるいは沖合停泊でほんの数時間という事例も多くあるわけですね。本当にそこに立ち寄ることが必要なのか、あるいは本当にそこにホワイト・ビーチ、原潜の基地が必要なのかも含めて先ほどオスプレイの質問状に対する評価も申し上げまし

たが、しっかりとそういう形で県が対応していただきたいということを改めて重ねて申し上げておきます。

次に、カジノの件でお伺いします。

平田部長、先日、「あまわり浪漫の会」の表彰で、土木の當山委員長からお祝いの言葉がありました。そして部長の脚本家としての功績に対するお祝いの言葉がありました。私の息子もこの阿麻和利の大ファンです。いつも家でまねをしたりしているんですね、阿麻和利のまねを。勝連のニーセーター、肝高のアングワーター、イクサユは終わった——これ以上は脚本家の前でやめたいんですが——その後阿麻和利は、イクサユは終わった、もはや刀やなぎなたを振り回す時代ではないのだ。ところが、この勝連半島は作物も少なく、田畑も狭くて作物も少ない。しかし、シンカヌチャー、物は考えようだ。島が小さいということは海が広いということだ。海の向こうには唐がある、ヤマトがある、世界じゅうに船を走らせ、異国の宝を持ち帰ろうではないか。当たっていましたかね、そういうせりふを自宅でやっています。

副知事が自立とはということで、国際交流だ、その柱になるんだということで、先ほどのせりふは私はそういうふうに理解するんですが、地域も一体となって。そういう意味で、部長に頑張っていただきたいんだけど、今回のカジノに対する県の対応についてはちょっと不満や疑問がありますので、質問を続けたいと思います。

このカジノを含む統合リゾート計画については、賛否両論あり、世論が分かれる事業との認識はあるのか伺います。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） はい、認識しております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 県はカジノ計画について、推進・賛成の立場なんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 先ほど申し上げた繰り返しになって申しわけありませんが、基本的に中立の立場という形で今は説明をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 これがその説明会で使われた資料（資料を掲示） この資料は10ページありますが、1ページにいわゆるギャンブル依存症などに対するものが書かれています。しかも、それはそうなったときの対応策がこうでありますよというような表現の仕方

す。それから参加者に聞いたときに、決して部長が言ったような印象はなかったと。県は賛成・推進の立場なんですかというふうに多くの問い合わせを受けておりますが、その点についてどれぐらい問題点に対する説明があったのか伺いたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時54分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 答えいたします。

議員のほうからの御質問で、今参加された方々からは、推進のような話の色合いが強いというか、おっしゃるとおりそういうふうに受けとられたというふうなところもあると思います。

この件に関しましては、沖縄の将来を考える上で一つの可能性として経済的な自立、そういった面からの付加価値の高い観光地としては要素があるという部分は確かにありまして、その辺の可能性も含めてのお話もさせてもらっていると思います。あわせて懸念事項に対するデメリットの件に関しましても、しっかりと御説明を申し上げておりますので、知事の公約としましても最終的にはこれは県民のコンセンサス、合意をしっかりと図った上でその導入等に含めては今後また検討していく。あわせて国の動向を今見ながら、その推移を見ながら進めている状況でございますので、そういったところを含めてこれからも検討していきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 推進の立場と思われたかもしれませんが、あると思うというのにはびっくりしますが、これはそのときの意見交換会で地域に配られた案内文です。（資料を掲示） 沖縄県は仲井眞知事主導のもと、21世紀沖縄の新しい観光拠点を形成を目指してリゾートホテルや各種のエンターテインメント施設、コンベンション施設が集中立地した統合リゾート事業を推進していますという形で、彼ら財団が出したかもしれませんが、沖縄県から始まる文章で西田健次郎さん、那覇商工会議所参与の又吉さん、あるいは県の文化観光スポーツ部、國場幸一郎さんというふうに続くわけですね。そういう意味では、取り組みからして推進と言われるような県がお墨つきを与える、それから判断に誤解を与えるような取り組みだったというふうにしか感じられませんので、今後慎重に対応をしていただきたいということを申し上げます。ちょっと答

弁を部長お願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員からのアドバイスといいますか、それはそれとして伺っておりますが、私は統合リゾートという考え方の中で、カジノの可能性は産業の一つとして追求すべきであるというのは私の考えです。そして、ただしコンセンサスが得られないときには入れないというのも私の公約です。ですから、頭からカジノというのをシンガポール、その他でもちゃんとした産業として成り立っているものを否定するつもりはありません。ですから、可能性はきちっと追求をしてまいりたいと考えております。それを踏まえてまた国でも一体どういう法律を、いつつくられていくのかも我々は見守りながら可能性はきちっと追求します。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

通告に基づき質問します。

1、米軍基地問題について。

(1)、県民の負担軽減を宣伝した日米合意は、爆音やオスプレイの配備などで県民に大きな苦しみを与えています。日米合意は破綻しています。知事の見解を伺います。

(2)、米軍普天間基地の県外移設を知事は日米両政府に訴えていますが、それではいつ実現するかわかりません。固定化を許さないためには無条件撤去の立場で頑張るべきだと考えますが所見を伺います。

2、日米地位協定について。

(1)、日米地位協定の目的は米軍を守るためにあります。軍事優先の体制を維持する結果、県民が犠牲にされるのです。法のもとの平等の原則からして、犯罪については国民と同様に裁かれるべきです。その廃止を強く求めるべきです。知事の所見を伺います。

(2)、日米地位協定を廃止すると米軍に与える影響はどうなると考えますか。

3番目に、東部海浜開発事業についてです。

(1)、知事は、中城湾港泡瀬地区の埋立地用途変更に関する「公有水面埋立免許」の承認をしました。審査の内容を説明してください。

ア、経済的合理性は判断しましたか。判断したのであればその根拠を示してください。

イ、自然環境への影響はどう検討したか。その具体的内容の説明を求めます。

ウ、ことし3月に環境省から「埋立ては可能な限り

回避する」よう指摘されていますが、具体的にどう対処をしましたか。

エ、東日本大震災を受けて、事業計画は液化現象などの対策はやっていますか。

オ、沖縄弁護士会から陳情が出されていますが、どのような内容で、それに対する対処方針を伺います。

カ、埋立工事はいつから開始する方針か。国際的にも貴重な自然環境を破壊することは許されない。工事の中止と埋立計画の撤回を求めます。

3、教育問題について。

(1)、高校再編計画について。

ア、これは従来の多様化政策の見直しはありますか。

イ、高校教育の三原則は何ですか。それを尊重する計画になっていますか。

(2)、八重山の教科書採択をめぐる問題について。

ア、どのような対処をされたか。

イ、八重山の教科書採択問題で中川文科相は、「合意なければ国判断」と表明している。これは明らかに教育の地方分権を踏みにじり国家統制につながるものであり許されません。教育長の見解を伺います。

ウ、教育委員会を代表する権限は教育委員長にあるのは明確である。石垣市の教育長は越権行為をして、政治的意図を持って教科書採択を混乱させていると考える。このような不当なことは許されない。見解を伺う。

エ、戦後、昭和21年3月のアメリカの教育使節団報告はどのようなものか。「公選制教育委員会」が制定され、民主的教育制度が確立される過程にどのような影響を与えたか。

オ、八重山の教科書採択をめぐる問題での今後の決意を伺う。

4、沖縄市北部の産業廃棄物に係る問題について。

(1)、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関し処理計画を策定しなければならないが、米軍の取り扱いはどうなっているか。

(2)、倉敷環境は一般廃棄物処理施設の許可基準に照らして適合しているか。

(3)、これまでごみ山問題の浸出水の対策はどうなっていますか。

(4)、この間、倉敷環境に対する警告、改善命令はやってきましたか。効果がない理由は何か説明してください。

(5)、違法については法的処置をとる必要があるのではないか。沖縄市長から「ごみ山について直ちに行政処分を行うとともに、二度と不履行のないよう監督責

任を全うすること。」という陳情が提出されているが、どう対応されるか。

5、宮城島カジノ計画について。

(1)、宮城島でのカジノ推進説明会に県の担当課長が参加しているようだが、どういう資格で、何の目的のもとに参加したのか説明を求める。

(2)、カジノは賭博法違反で我が国では認められていない。それを県の公務員が率先して沖縄を賭博の犯罪県にするかの行動は許されない。厳しい対応を求める。

6、HTLV-1（成人T細胞性白血病）対策について。

(1)、政府は、HTLV-1の総合対策の確立を各県に求めています。県の取り組みはどうなっていますか。

(2)、これは九州・沖縄の風土病と言われていますが、患者の実態はどうなっていますか。沖縄に患者が多いのはなぜですか。

(3)、適切な治療法はありますか。

(4)、シークワサー果皮に含まれる新機能成分「ベータカリオフィレン」に抑制効果があると沖縄科学技術振興センターが発表していますが、その内容の説明を求めます。

(5)、ウイルス感染者に対してこの成果の活用を図る必要があります。決意を伺います。

(6)、担当部長は、6月議会の私の質問に対して、公式の研修会場でシークワサーを食べれば白血病がよくなるというような笑い話のようなことを大きな声で質問を受けたと発言しているが、その真意を伺いたい。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 嘉陽宗儀議員の御質問に答弁いたします。

第1に、米軍基地問題についての中で、日米合意の破綻についての御質問にお答えいたします。

米軍再編につきましては、兵力や訓練の移転、施設の返還・整理・統合が盛り込まれているなど、米軍基地の整理縮小に向けた具体的な方策も示されております。これらが実現されれば基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解をいたしております。しかしながら、沖縄の状況を見無視した普天間飛行場の辺野古への移設につきましては見直すべきであると考えております。

次に、米軍基地問題の中で、普天間飛行場の無条件撤去についてという御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、この飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要です。固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求すべきであると考えております。

次に、HTLV-1（成人T細胞性白血病）対策についての御質問の中で、HTLV-1対策に関する県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県におきましては、産科、小児科、内科医会で構成します「感染防止懇話会」を開催し対策に取り組んでおります。さらに、国の総合対策に沿って本年4月から妊婦健診を実施し、陽性者に対する適切な助言を行っております。また、保健所における相談、検査体制を整備し、感染予防対策の普及啓発に努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 日米地位協定についての御質問の中で、日米地位協定の廃止についてお答えいたします。

日米地位協定は、日米安全保障条約の目的達成のために我が国に駐留する米軍との円滑な行動を確保するため、米軍による我が国における施設・区域の使用と我が国における米軍の地位について規定したものとされております。

県としましては、外国の軍隊が他国に駐留する際には、外国軍隊の地位を明確に規律する必要があるものと承知しており、日米安保条約によって米軍の駐留が認められている以上、地位協定は必要なものと考えております。

次に、日米地位協定の廃止による米軍への影響についてお答えいたします。

日米地位協定では、米軍に対する施設・区域の提供手続、我が国にいる米軍人等に対し出入国や租税、刑事裁判権や民事請求権などの事項について規定しております。仮に日米地位協定が廃止された場合の米軍に対する影響は、県として正確に把握しておりませんが、日米安保条約第6条において米軍が使用することを許されている施設・区域の範囲や管理権が不明確になること、米軍人等が罪を犯した場合の公務中、公務外の取り扱い等が不明確になることなどが考えられます。日米地位協定は一度も改正されないまま締結から

50年以上が経過しており、安全保障を取り巻く環境や社会情勢の変化、人権や環境問題などに対する意識の高まり等の中で、時代の要求や県民の要望にそぐわないものとなっていることから、県としましては、日米両政府に対して同協定の抜本的な見直しを求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 東部海浜開発事業についての御質問の中で、公有水面埋立変更の審査における経済的合理性の判断と根拠についてお答えいたします。

沖縄市が見直した土地利用計画は、入域観光客数や各種施設の需要予測、施設規模等について各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに算出しており、経済的合理性を有するものと考えております。県は、市が作成した土地利用計画について経済的合理性を検証した上で、これに基づき港湾計画を策定しております。公有水面埋立変更の審査においては、これら上位計画に违背していないか、当該埋立てに係る施設の規模は需要予測に基づき算出されているか、埋立地の用途に照らし公共施設の配置及び規模が適正であるか等を公有水面埋立法に基づき審査し、適切であると判断しております。

同じく公有水面埋立変更の審査における自然環境への影響についてお答えいたします。

今回の変更では、埋立面積を約半分に縮小することで干潟の98%を保全し、加えて希少種等の生態系への影響についても低減しております。また、具体的には、工事中及び完成後の2つのケースについて、大気質、騒音、振動、悪臭、潮流、水質、底質、生物・生態系等について環境影響の予測・評価を行っております。審査の結果、工事中及び完成後の環境保全について十分配慮されているものと判断しております。

同じく環境省からの意見への対応についてお答えいたします。

環境省からの意見は、中城湾港泡瀬地区に係る港湾計画の一部変更の策定手続において国土交通大臣へ提出されたものであります。

意見の内容は、既に護岸で囲まれた区域外における緑地の整備については、その具体化に当たり埋立面積が必要最小限となるよう引き続き検討に努められたい等とのことでした。緑地については、開発コンセプトの根幹であるスポーツ施設や、魅力を高めるビーチ、野鳥園及び自然と都市施設との緩衝帯としていずれも

本計画の土地利用において必要な施設であります。また、これらの施設については、沖縄市が見直した土地利用計画の需要予測をもとに適正な規模を算出し港湾計画に位置づけております。

なお、環境省意見を受けた国土交通大臣からは、交通政策審議会港湾分科会の答申も踏まえ、港湾計画一部変更の審査を行い、本計画について了承する旨の通知が県に送付されております。これを受け、県は、港湾計画を変更し、さらに埋立免許の変更等、必要な法的手続を完了したところであります。

同じく液状化対策についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、今回の震災を受けて見直しを行っているものではありませんが、今回の震災での知見をもとに設計基準や防災計画の見直し等が検討されております。今後、設計基準等の変更に伴い、直ちに施設設計の見直しを行う必要があるかどうかも含め適切に対応する考えであります。

液状化については、当該埋め立てに用いる土砂が主に新港地区のしゅんせつ土砂で、その多くは液状化しにくい粘性土であり、また、埋立完了後には粘性土の圧密沈下を促進させる地盤改良も施すことから、液状化はさらに起きにくいものと考えております。

なお、埋立完了後に土質調査を実施し、想定される地震動に対し解析を行い、液状化すると判定された場合には適切に対応する考えであります。

同じく沖縄弁護士会からの陳情の内容と対処方針についてお答えいたします。

沖縄弁護士会からの陳情の主な内容は、泡瀬干潟はラムサール条約登録湿地の潜在候補地として重要な干潟である、さきの控訴審判決で経済的合理性について手がたい検証を求められたが検証がなされているか疑問である、変更に伴う環境影響評価手続が行われず、法の趣旨に反する、国及び県は、埋立工事再開を断念し事業を中止すること等を求めるという趣旨のものであります。本事業については、社会状況の変化などを踏まえ、沖縄市において市民の意見や専門家などの助言を受け、「スポーツコンベンション拠点の形成」として土地利用計画を見直しております。

陳情に対する事業者の考えとして、干潟についてはその重要性は十分認識しており、今回の変更において埋立面積を約半分としたことにより干潟の98%が残ることとなっております。また、需要予測等については、各種統計データや調査報告書及び類似施設の事例等をもとに算出され、控訴審判決を踏まえた経済的合理性を有するものとなっており、需要に対して約8割の施設規模とした手がたい計画となっております。さ

らに、平成12年に環境影響評価法に基づく手続を経た上で事業に着手しており、変更後の計画は新たな埋め立てはないことから、環境影響評価手続を再度実施する必要はありません。本事業については、港湾計画の変更及び埋立免許の変更等、必要な法的手続を完了したことから、工事を再開するものであります。

同じく工事の中止と埋立計画の撤回についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、今回の計画変更において埋立面積を約半分とし、干潟の98%が残るなど、環境への影響が大幅に軽減したものとなっており、港湾計画の一部変更及び公有水面埋立免許の変更など、関係法令に基づく必要な手続を経たことから早期に工事を再開するものであります。本事業は、本県の経済活性化を図る上でも重要な事業であり、また、地元の要請にこたえるためにも環境保全に配慮し、早期の完成に努めていく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育問題についての御質問で、高校再編計画の多様化政策についてお答えいたします。

平成24年度から始まる県立高等学校編成整備計画の基本方向は、さまざまな目的や学習ニーズを持った生徒が入学しており、生徒の多様な変化やニーズを考慮しながら、より一層魅力と活力ある高等学校づくりを推進していく必要があるとしております。

次に、高校再編計画の高校教育等についてお答えいたします。

県立高等学校編成整備計画は、学校教育法で示されている高校教育の目標と県の教育振興基本計画を踏まえて、総論である「基本方向」を策定したところでございます。今後は、地域や生徒・保護者のニーズ等を考慮しながら、同計画の各論である「実施計画」を策定してまいります。

次に、対応等についてお答えいたします。

八重山地区教科書の採択につきましては、8月23日の採択地区協議会による答申を受け、8月26日に3市町教育委員会で異なる教科書が採択されました。このため、9月8日には3市町教育委員による協議が開かれ採択決議がなされました。文部科学省は、9月8日の協議は、3市町教育委員会の合意には至っていない旨の見解を示しております。

県教育委員会としましては、これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会の協議で一本化を図

られるよう助言を行ってまいりました。

次に、文部科学大臣の発言についてお答えいたします。

9月13日に文部科学省は、9月8日の協議は、3市町教育委員会の合意には至っていない旨の見解を示しております。9月27日に市町村教育委員会が行う教科書採択に関する事務につきましては、文部科学省や県教育委員会の指導・助言・援助は市町村教育委員会を拘束するものではないとの回答を示しております。9月28日の文部科学大臣の国会答弁では、8月23日、9月8日の両協議のいずれについても「コンセンサスに至っていない。」旨の見解を示しております。

なお、教科書採択は政治的に中立の立場で教育的な見地から公正、適正になされるべきものであると考えております。

次に、教科書採択についてお答えいたします。

八重山地区教科書採択問題につきましては、拙速過ぎる規約の改正、協議会の運営のあり方や手法等について地域住民等から疑義が生じたことが要因の一つであると考えております。

県教育委員会としましては、引き続き八重山地区の教育関係者や地域住民が一致協力して子供たちの教育のために取り組んでいただきたいと考えております。

次に、米国教育使節団報告が与えた影響についてお答えいたします。

昭和21年3月の米国教育使節団報告は、戦前の我が国の教育制度の改善すべき点を指摘し、地方分権化や民主化を勧告したものであり、その勧告に沿って教育委員の公選制等を定めた教育委員会法が昭和23年に制定されたものと承知しております。

次に、今後の取り組みにおける決意についてお答えいたします。

教科書採択につきましては、当該教育委員会において対応すべきものであると考えております。

県教育委員会としましては、文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会の協議で一本化が図られるよう、引き続き合意に向けた協議を行うよう促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 沖縄市北部の産業廃棄物に係る問題についての御質問の中で、市町村の一般廃棄物処理計画における米軍の取り扱いについてお答えいたします。

市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき区域内の一

般廃棄物を適正に処理することとされております。しかしながら、米軍基地を抱える市町村においては当該市町村の判断により、米軍基地から排出される一般廃棄物の処理を当該処理計画に位置づけておりません。米軍基地内には廃棄物処理施設は設置されておらず、市町村の受け入れも困難となっていることから、米軍基地内から排出される一般廃棄物については、県内の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託処理されております。

次に、一般廃棄物処理施設の許可基準の適合性についてお答えいたします。

当該事業者は、一般廃棄物処理施設として焼却施設、破碎施設及び最終処分場を設置しております。いずれの施設につきましても、廃棄物処理法第8条の2に規定された一般廃棄物処理施設の技術上の許可基準に適合しており、県の許可を受けております。

次に、浸出水の対策についてお答えいたします。

当該処分場の浸出水につきましては、県及び事業者がそれぞれ年1回水質検査を実施しております。平成12年から平成22年までの検査結果では、廃棄物処理法で定める排水基準等に適合しており、浸出水による水質汚染は生じていないと考えております。

同じく事業者に対する警告、改善命令及びその効果についてお答えいたします。

当該事業者の安定型最終処分場につきましては、沖縄市所有の土地の返還に向けて、平成23年7月末までに改善するよう作業を進めてきたところであります。しかしながら、期限内に改善することができなかったことから、平成23年9月に廃棄物処理法に基づき改善命令を発し、平成24年3月末までに履行するよう指示しているところであります。また、管理型最終処分場につきましては、平成22年10月に超過廃棄物を適正に処理するよう改善命令を発しており、安定型部分の改善が終わり次第、本格的に作業を開始する計画となっております。平成19年8月以降、今年8月までに処理した廃棄物の量は、焼却処理で6万6000立方メートル、再生利用で2万7000立方メートルとなっており、合計9万3000立方メートルとなっております。当該事業者におきましては新炉を設置し、8年以内に超過廃棄物を処理するという誓約書を沖縄市に提出し計画を進めている状況であります。

次に、行政処分を行うこと、不履行のないよう監督することについてお答えいたします。

県においては、当該事業者に対し、平成23年9月に廃棄物処理法に基づき改善命令を発し、平成24年3月末までに履行するよう指示しているところであります。

す。また、改善作業の進捗を管理していくために、新たに地元自治会、周辺営農団体、沖縄市、県及び当該事業者で構成する改善作業の進捗管理会議を設置し、連携して作業が完了するよう指導を強化していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 宮城島カジノ計画についての中の、宮城島での説明会への県職員の参加についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県は、これまでもさまざまな機会を通じ、「沖縄統合リゾートモデルの検証や懸念事項に対する基本的な考え方」などについて、県民への説明を行ってきたところであり、今回もその一環として、主催者の依頼に基づき担当職員を講師として派遣したものであります。

意見交換会におきましては、県がこれまで実施した統合リゾートに関する調査内容や県の基本的考え方及び国の動向についての説明を行っております。今回、宮城島で開催された意見交換会は、地域住民の方々を対象に統合リゾートに関する意見交換を主な目的として、宮城島4地区自治会と統合リゾートについて地域住民の理解促進に取り組んでいる団体の共催で行われております。

沖縄県としましては、今後とも賛成、反対の立場にかかわらず広く県民に対して、県がこれまで実施した統合リゾートに関する調査内容などの説明責任を果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） HTLV-1対策についての中の、成人T細胞白血病患者の実態等についてお答えいたします。

患者数については、全国の中でも沖縄及び南九州での発生が多くなっており、沖縄県がん登録事業のデータによりますと、県内では年間70人から90人程度の患者が発症しております。年代としては高齢者に多く、約半数が70歳以上となっており、男女による差は認められておりません。沖縄及び南九州に患者が多い理由は不明ですが、この原因ウイルスは古くから人類と共存してきたものとされております。

なお、厚労省の母子感染予防に関する研究班報告によりますと、1995年の妊婦のHTLV-1キャリア率は、長崎県4.7%、鹿児島県5.0%、沖縄県6.5%でし

たが、2008年には長崎県1.4%、鹿児島県2.5%、沖縄県1.3%とかなり減少しております。

続きまして、HTLV-1対策の中の、適切な治療法についてお答えします。

現在のところ標準的な治療法は確立されておりませんが、抗がん剤による化学療法などが行われております。最近では、抗がん剤と併用して骨髄移植が成績を上げているとの報告があります。

続きまして、私の発言の真意についてということでお答えします。

産科関係者等が集まったHTLV-1の研修会において、私の不適切な発言があり、関係者に御不快な思いをさせましたことを深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） HTLV-1（成人T細胞性白血病）対策の御質問に関連をして、新機能成分の抑制効果とその活用についてお答えいたします。7の(4)と7の(5)は関連いたしますので一括してお答えさせていただきますと思います。

シークワサーの果皮に含まれる新機能成分に関する研究は、財団法人沖縄科学技術振興センターが平成21年、22年度沖縄県産業振興基金の補助を受け、大分大学医学部及び琉球大学農学部などとの連携により実施されたものであります。大分大学医学部による成人T細胞白血病的抑制効果については基礎的な研究の段階であり、琉球大学との共同で平成22年9月に特許出願を行っております。

県としては、研究成果の活用に向けて大分大学医学部の研究者との意見交換を行っております。今後は、琉球大学などの関係研究機関を含め、継続して研究が実施できるようフォローアップ等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○嘉陽 宗儀君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） この問題は、30年ぐらい前から沖縄に多いということで、私もその対策はいかにあるべきかの輪の中にいました。それで、私の

近い人たちが中心にその対策を真剣に考えてきたところでもあります。その中で、議事録も読み返させていただきましたけれども、私の理解不足も多少あったと思いますが、鹿児島県の方式がすぐれていて、沖縄県のやってきたことは劣っているかのような趣旨の発言がありまして、私はそれに少しばかり反論したんですけれども、そういう経緯がありまして、その中心でやってきた方々をまだはつきりわからない段階で、母乳というのをどういうふうにこの対策の中で位置づけるかということが専門家の間で相当意見が分かれていたものですから、長崎は長崎のやり方、沖縄県は沖縄県のやり方、鹿児島県は鹿児島県のやり方をとってきたわけです。その中で、30年たって、先ほど申し上げましたように、必ずしもといいますか、私としては沖縄県のとってきた対策はすぐれているというほどのものでもないのかもしれませんが間違いではなかったという考えがありましたので、そういういろんな経緯の中で、その勉強会の中でそういう発言になってしまいました。真意といえはそういうことで、軽はずみな発言だったとは思いますが。患者さんがもし傷ついたり、あるいは議員さんには非常に申しわけないと思いますけれども、この病気は非常に深刻な病気ですので、患者さんが私の言葉で非常に傷ついたりなどしていたら非常に悪いなということで謝罪を申し上げました。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 再質問しますが、シークワサーの果皮に含まれる香り成分の一種「ベータカロフィレン」、これです。（資料を掲示）これがA T Lや炎症性疾患を抑える作用があることが大分大学の伊波英克准教授とそれから琉大農学部和田浩二教授らの研究でわかりました。この「ベータカロフィレン」がA T Lの発症を抑えるという作用があるということは、この病気と闘っている人にとって希望の光の一つであります。このことについて去る6月議会で質問しましたら、これに対して部長は、公式の研修会場で、県議会ではシークワサーを食べれば白血病がよくなるというような笑い話のようなことを大きな声で質問を受けたという、会場から失笑が出るような発言をしました。研究成果である「ベータカロフィレン」の可能性について、笑い話のようなことと発言されましたけれども、福祉保健部長の立場からどのような意図があったか。今、ちょっと聞いたらわかりましたけれども、皆さん方がやってきたことは瑕疵はないと、すぐれていると言っていますけれども、この研究

をした人は沖縄の出身ですよ。沖縄のA T Lについて本当に大変深刻だから、何とかこのA T Lを克服したい、解決したいということで一生懸命熱心に研究をして、その結果、シークワサーの成分の「ベータカロフィレン」の抽出に成功して、これで治療でも、治療薬にはなっていないけれども、実験でかなり成果を上げている。そういう本当に血みどろの研究を積み重ねた者に対して、あなたは笑い話のようなものだ、という立場で部長の責任を果たせるんですか。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 今、議員が示しているのはまだ非常にごく初期的な研究の段階でありまして、私も議員がぜひ勉強するようにということでその研究書、私は専門ではないですから理解不足のところもあります。それで読ませていただきましたけれども、まだ試験管レベルでの抽出をして、もしかしたらそういう効果があるよという段階で、これが本当に今、患者に効きますよという、そういうふうな薬品を規制する立場の県の部長から、これは有効だから皆さん積極的にという段階までは至ってないと私は考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 このA T Lにかかったらもうほとんど絶命ですよ。助からない。そういう状況の中で多くの県民が、厚労省の発表でも沖縄が一番多いし、場合によっては推計では沖縄に20万、30万人のウイルス保持者がいると言われている。そういう中で治療対策は、今、部長は治療対策はないと言いながら治療対策のために一生懸命取り組んでいる研究を笑っているから私自身怒っているんですよ。県として治療対策、治療薬もないというのであれば、県独自に対策をとるべきじゃないですか、部長。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員のおっしゃるように、これは非常に深刻な病気であることはもう間違いありませんし、そういう上でもまだきちとした治療薬になってない段階でその効果に関して発言するのはちょっと差し控えたいとは思いますが。ただ、そういう研究が進んでほしいというのは議員も私も全く同じ強い思いを持っております。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 1つ聞きます。部長は、県の対策はすぐれたものになっているという御答弁でしたけれども、皆さん方の報告書では、さっきもありましたけれども、A T Lに毎年100名近くの方々が出ています

ね。このうちに存命者は何名いますか。何名が生きていますか、今。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） ですから、以前は約10%以上の方がその陽性者だったんですよ。キャリアというんですけれども、沖縄県全体の人口の10%ちょっとぐらいがキャリアだったと思います。その中の約数%が60代を前後して発病します。発病しましたら、おおむね2年以内にはお亡くなりになって、それ以上長期生存することはないと思います。そういう病気です。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 感染した人たちはほとんどもう生きてないという御答弁でしたけれども、少なくとも県に感染者が多いという実態には厚労省も、私、行きましたよ。だから、国としても潜在的感染者はわからない、実態調査してない。ついでにいろんな血液検査のときに集計したものだけでやってないというので、知事、ぜひ潜在的感染者もたくさんいますので、実態調査については責任を持ってちゃんとやってもらえませんか、知事。潜在的感染者を含めて。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） もし僕の聞き間違いであればあれなんですけれども、キャリア全員が白血病を発病するわけではないんです。そのうちのわずかです。そして沖縄県は、かつては10%を超えるような状況でしたけれども、今はいろいろ相談して1.3%程度になって、ここ30年で減少してきていますということです。

○嘉陽 宗儀君 ちょっと休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午前11時48分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 国の実態調査というのは、そういう話もあるんですけれども、その実態調査というのもどういう調査をするのかがいまちはつきりしません。県民全員を採血をして調べるのかどうかも含めて、基本的には結構難しいです。で、当然今、妊婦健診にはこういう問題が起こった以後、特に無料化しなさいということによってちゃんとこの病気の本質を説明して、育児の際にはこういう注意が必要です。と。産婦人科でそのための我々は研修会、この問題発言したときにやったんですけれども、そういうふうな事実に基づいてお母さんに言って、それで検査して、

その実態は調べられます。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 非常に残念です。厚労省に行っても潜在的な感染者について調査をやれと言ったら、前向きに検討しますと言うのに、沖縄県は前向きに検討するとも言わないので非常に残念。改めてこの問題を取り上げていきます。

実は、私の妻が4月13日に体調を崩して入院したら、検査の結果、病気は、この沖縄・九州に多いATLV-1抗体成人T細胞白血病というものでした。医者からの詳しい説明がありました。これは九州・沖縄に多くて、沖縄の人口でいうと大体7%から8%の人がウイルスを持っていて、多くは何事も問題なく天寿を全うする。その中で持っている人の2000人に一人がこういった白血病リンパ腫という血液の病気を引き起こす。今現在のところ有効な治療方法がありませんというものです。実際のところ有効な治療法がないものですから、若い人であれば移植を考えるけれども、リスク・影響が大きいために65歳で切っています。移植に耐え切れない、合併症で命を落とすことが多くなる。年齢的にいうと移植は無理である。化学療法をやってもよくもっても1年、そのぐらい厳しいと考えられる。抗がん剤はあるけれども、抑えはするが治すことはしない。これを今後どうするか。1つは抗がん剤治療をやっていくかどうか、かなり厳しい病気ですから、治療しても抗がん剤の副作用も出ます。そういったことを考えていくと、治療をやっていくかどうか、もう一つは対処療法といって経過を見ていく方法もある。何もしなければ、余命は多分半年か3カ月以内になります。もしやれば2年、2割の人は生きている可能性があります。ATLという病気自体がリンパを腫瘍化するリンパの中でも司令塔みたいな細胞が腫瘍化するために免疫系統が崩れていく、機能しなくなる。そのために病気は免疫不全を来す。それによりいろいろな感染症を起こすことになる。抗がん剤を使うことにより一層免疫力が落ちるので、感染症が命取りになる。これが一番問題です。

医者の説明を聞いて私は愕然としました。当初、妻の命は余命3カ月と言われても、現実問題としてなかなか受けとめがたいものでした。しかし、事実を直視しこの病気と闘い、妻の命を何とか助ける方法を見つけ出そうと家族で話し合いました。

私は、これまで自分の健康を守るために自然科学を人体に適応する立場で取り組んできましたので、その見地で妻の病気と向かうことにしました。人間の体には自然治癒能力という神秘的な力があり、それで免疫

力を高めれば身体を守ることができると考えています。そして、ATLについていろいろ調べてみました。するといろいろなことがわかってきました。この病気には効果的な治療薬はなく、専ら抗がん剤の投与しかない。すると白血病が死滅し免疫力が低下し感染症で命取りになるということがわかりました。それであれば自然科学の見地で考えて、抗がん剤で失う量よりも白血球をふやすことができれば助かるのではないかという仮説を立てました。普通の白血病は白血病細胞が増殖して骨髄を占拠してしまうために、正常な造血細胞が骨髄から追い出されて正常な血液はつくれなくなり、造血能力を失うので移植しかありません。しかし、成人T細胞白血病・リンパ腫は、通常の白血病と異なり異常なリンパ球がリンパ節を初めとするリンパ組織で増殖する病気で、骨髄が阻害されるということとは少ないので造血障害はないということがわかりました。つまり、骨髄移植をしなくても免疫力をアップさせれば白血球をふやすことができるという結論になります。だから、人体に備わっている免疫力を高めるために最善を尽くすことが重要だということを確認しました。

そこで、家族でその仮説について話し合い、免疫力アップ大作戦を実行してみることにしました。そしてがん治療中は適切な治療を受けることとし、3週間に1回の抗がん剤治療を行うことになりましたけれども、免疫力を高めるためにあらゆる可能性を追求して取り組むことにしました。いわゆる免疫療法です。それにはがん体質の改善が何よりも重要だと判断しました。まずは妻の体質改善です。まず、人間の体が効率よく機能するために障害になっているものを取り除くことから始めました。早寝早起きに努め、低体温ががんのすみかになっているので、体温を37度に近づけるために足湯や食事療法を行い、漢方薬、体の中のさびを落とし、活性酸素を取り除く、便秘を解消するなど懸命な努力をしてきました。さらに、ATLのレトロウイルスに抑制効果があると発表されたシークワサーの香り成分に含まれているという「ベータカリオフィレン」を入手し活用しました。これです。（資料を掲示）

この闘病生活で妻の健康は大分よくなり、9月7日のCT検査の結果、症状は寛解——治療と言わないで寛解でがん細胞が消失しているという説明がありました。そして、化学療法による抗がん剤の投与も終了と告げられました。妻の命は助かったことになります。これからは再発防止に力を入れていくことになりました。

私がまさにみずからの実践で人間の体についていろいろ研究して、知事にもいろいろ助言したことがありますけれども、やはり可能性があるのに対して担当者が真剣になって取り組むということをしていないのでは助からないですよ。さっき部長もおっしゃいましたけれども、発症したら助からない、これが今までの学説。しかしそれが正しいとは限らない。あらゆる可能性があるというのを追求すべきですよ。私は自分の妻だからやったわけじゃない。多くの県民がこれを見ていて私が6月議会に取り上げてから多くの方々から問い合わせが殺到しているんですよ。何とかしてほしい。しかし、うちの身内のだれだれがこれこれで亡くなりましたという話がたくさんありますよね。私はそういう沖縄の独自の風土病に対して、やはり沖縄県の福祉行政、医療行政が真剣になって向き合って、研究機関をつくってやるべきだと思うんですよ。そういう意味で知事、今、民間でもこの問題を私はいろいろ話し合いをしていますけれども、血液専門の医者が集まって研究・対策をすればいろいろ動きがあります。

そこで聞きますけれども、県独自でやるためにはやっぱりこういうことに対応できるような医者の養成も必要だと思うんですよ。部長、ATL、血液専門の医者が今、県内に何名いますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） ちょっと実数は把握しておりません。

そういう血液疾患をやっている各病院に問い合わせで集計すれば、ある程度その時点での数は把握できると思いますけれども、今、私、手元に持っておりません。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長の先ほどの御答弁は、県はすぐれた対策をとっていると。私が県は余り対策とられてないじゃないかと言ったら、それに対する反論としてああいう大きな声でシークワサーで治る云々と笑い話のような質問をしたというけれども、やはり真剣に考えるべきですよ。私は謝罪を求めませんでしたよ。あなたが少なくとも福祉保健部長として責任を持たなきゃならない、医療行政について。県立病院にこういう血液関係の専門の医者が何名いますか。県内全体がわからなければ、県立病院は。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） お答えします。

正確な数字はちょっと把握しておりませんが、血液専門の医師は、中部と南部医療センターには何人かいると思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 私も一応調べていますけれども、県立病院でもA T L、レトロウイルスに対応できるような医者が今いないんですよ。しかも、県内全体の民間病院も含めて血液の専門の医師はほとんどいない。もちろん数名いるところはありますけれども。沖縄がA T Lの本拠地といいながら、沖縄県の医療行政というのは、私から見れば本当にお粗末だと思うからこの話をしているんです。ところが、なぜそうなっているかという、部長は最高にすぐれているという認識だからこういう事態になるんですよ。少なくとも医者は何名いるか、それから厚労省も少なくともそれを言っていますから研究機関をつくって、県としてA T L対策のためのH T L V—1研究に対しても、やっぱりちゃんと研究費を出して専門医をつくって対策させるべきだと思うんですよ。知事、そういう面で本当に今、多くの県民がこの問題で悩み、苦しみ、そして一縷の光を求めているんですよ。知事として、少なくともこういう実態が今A T L対策については、僕から言えばほとんど治療はない、治癒する方策もない。ただ、検査で実態を調べて把握していますぐらいであって、どう治すかというのが全然ない。少なくとも発症しても治せる病気なんだということを県として独自に取り組んで研究して、これを広めてほしいと思うんですけれども、知事の決意を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後0時0分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、嘉陽先生のいろんなお話を聞かせていただいて、非常に一生懸命取り組んでおられることに感銘を受けました。おっしゃるような難しい分野ではありますが、血液研究とかこのA T Lの研究というのはしっかりと進めるように、県としてもこれから取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 嘉陽宗儀君。

○嘉陽 宗儀君 部長の答弁では、A T Lを発症したら助からないと。これまで定説でしたけれども、私は個人的に私の妻の話をしてはどうかなと思いつつも、持ち出したのは、可能性がある。A T Lに感染しても余命3カ月と言われても、頑張って取り組めば助かるぞというシグナルをぜひ県民に送ってほしいんですよ。県として。そして県として何ができるかということについての研究体制をしっかり持ってもらって、そして関係者を養成して多くの県民の力になるように御

努力をしてほしいと思います。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のお話に沿って取り組んでまいりたいと思います。

○嘉陽 宗儀君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時21分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 改革の会、玉城満でございます。

それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。

二、三日前にある方の出版祝賀会に行ったんですね、民俗学の本を出されている。これが宮古にあります狩俣部落の民俗学ということで、内容を見たら本当にびっくりしまして、はっきりと沖縄は邪馬台国だったと断言しているわけでございますよ。僕はこれが当たっているとか当たっていないとかいう論議よりも沖縄が邪馬台国、ムー大陸だったとかということに対して、やはり県も含めていろんな関係各位の皆さんがそれに悪乗りして、沖縄をまた新たな発信の火種をたくさんつくっていただきたいなと思います。そういうものが余りにもこの沖縄には感じられないというのが最近の流れでございまして、余り学術的にどうのこうのというよりもある程度創作活動をこの島はやっていかないと発信できないんじゃないかなという気がしております。

それでは質問させていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、文化観光スポーツ部開設後の進捗状況、現状の評価を伺う。

(2)、基地問題について。

アは取り下げます。

イ、県外移設の可能性はどの程度あると見込んでおられるのか、知事の見解を伺う。

ウ、嘉手納飛行場の軍民共用がささやかれているが、知事の見解を伺う。

(3)、一括交付金における県と県内市町村との調整内容について伺う。

2、文化観光スポーツ関係について。

(1)、部の機能について。

ア、新設後の部内、各課の連携は機能しているか伺う。

イ、商工労働部等他部署との連携について伺う。

(2)、観光関係について。

アは取り下げます。

イ、対外国人観光客向けのサービス、エンターテインメント等のオプションについて伺う。

ウ、国際線の早期改善が必要と考えられるが、県の対応を伺う。

(3)、三線について。

ア、三線は沖縄を代表する楽器だが、ここ数年海外産のシェアが拡大し、県内産に多大なプレッシャーを与えているが県の認識を伺う。

イ、品質向上また県内職人の育成とブランド化を確立する意味でも三線を伝統工芸品の指定にすることが必要不可欠と考えるが、県の見解を伺う。

ウ、文化観光のシンボルとして三線館（仮称）の建設が求められているが、県の見解を伺う。

エ、県内小中学校における三線の導入について教育長の見解を伺う。

(4)、文化芸術振興条例について県の取り組み、進捗について伺う。

(5)、文化観光戦略推進事業について伺う。

(6)、県立郷土劇場の整備調査の進捗状況について伺う。

(7)、コンテンツファンドについて伺う。

(8)、4月3日はシーサーの日という声が上がっているが、県の見解を伺う。

(9)、県立芸術大学に文化コーディネーター及びマネジメントに特化した人材育成カリキュラムが必要不可欠と思うが、県の見解を伺う。

3、商工労働関係について。

(1)、県内自治体が国に申請する中心市街地活性化基本計画に対する県の対応について伺う。

(2)、特別自由貿易地域に対する今後の県の方針と対応について伺う。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、文化観光スポーツ部開設後の進捗状況、現状の評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

文化観光スポーツ行政の進捗状況につきましては、文化振興においては今年度から県立芸大を含む「沖縄県文化関係施策推進会議」を定期的に開催し、文化に関する人材育成に向けた諸施策を検討いたしているほ

か、県立郷土劇場にかわる新たな施設や空手道会館の整備に関する調査などに取り組んでいるところでございます。観光分野におきましては、外国人観光客の誘致に向けた取り組みを強化しているほか、医療ツーリズムなど付加価値の高い観光を推進いたしております。また、スポーツ振興におきましては、スポーツツーリズムに取り組んでいるほか、Jリーグ規格サッカー場の整備に向けた調査検討などに着手いたしております。

なお、今月開催される第5回世界のウチナーンチュ大会は、まさに文化観光とスポーツが一体となって開催される5年に一度の大きな祭典でありますことから、県全体で総力を挙げて取り組んでいるところでございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、県外移設の可能性についてという御質問にお答えいたします。

今回の訪米におきましては、レビン、ウェッブ、そしてマケイン米上院議員の皆さんと面談した際に、辺野古移設案は極めて困難であり、見直しが必要であるという見解が示されております。県といたしましては、普天間飛行場の県外移設の可能性は十分あるものと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、県と市町村の調整内容について、これは一括交付金に係る御質問でございます。

去る9月7日に、「沖縄振興一括交付金（仮称）の創設」及び「県と市町村が対等の立場に立った配分額を決定できる仕組みの構築」につきまして、県知事とそして県内市町村長との間で合意に至ったことから、翁長市長会会長、城間町村会会長と合同で記者会見を行ったところでございます。今後につきましては、9月20日に閣議決定されました平成24年度概算要求組替え基準におきまして、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」と示されたことから、引き続き県内市町村と連携の上で、使途の自由度の高い3000億円規模の沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を国へ求めていくことといたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての中で、嘉手納飛行場の軍民共用についてお答えいたします。

嘉手納飛行場については、日常的に発生する航空機

騒音や航空機事故の発生などさまざまな問題があります。同飛行場の軍民共用については、県において検討したことはなく、また国等において議論されたとは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 議員御質問の、文化観光スポーツ関係についての中、文化観光スポーツ部各課の連携についてからお答えいたします。

我が部におきましては、文化、スポーツと観光を結びつけたいわゆる感動体験型産業の実現に向け、目下取り組みを推進しているところでございます。具体的には、文化資源の観光活用事業化支援及び伝統芸能の県外・海外公演とあわせた観光プロモーションを推進しております。また、スポーツツーリズムとして、野球、サッカーなど各種スポーツキャンプや沖縄の美しい風景を楽しむサイクリングイベントの誘致に取り組んでおり、あわせて国内外のメディア招聘により、沖縄のスポーツ環境や観光情報を発信しております。

なお、今月開催される第5回世界のウチナーンチュ大会では、世界エイサー大会、空手道・古武道交流祭をあわせて開催するなど、文化、観光、スポーツの各分野が総力を挙げて大会成功に向け取り組んでいるところであります。部立ち上げ上半期を総括する意味でもその成果の指標として注目いただきたいと思います。

次に、同じく文化観光スポーツ関係についての中、他部局との連携についてお答えいたします。

文化観光スポーツ部としましては、幅広い分野との連携を強化することは重要と考えており、特に、国内外における物産・観光展の開催や、海外事務所によるプロモーションの展開などにおいて商工労働部とは連携を図っているところであります。また、外国人観光客の誘致強化に必要な航空路線の拡充や、航空機燃料税の減免等については、企画部と連携を図っているところであります。そのほか、医療ツーリズムは福祉保健部、スポーツツーリズム、サッカー場においては土木建築部、博物館・美術館の運営について、またしまくとうばの普及・振興については教育庁などと連携し、事業の推進を図っております。

なお、今後は総合的な観光施策を推進するため、知事を会長とした各部長を委員とする「沖縄県観光推進本部」を設置し、庁内連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

次に、外国人観光客向けのサービスなどについての質問にお答えいたします。

県では、外国人観光客の利便性向上のため、24時間対応のコールセンターによる通訳サポートや、台湾・香港からの観光客向けのレンタカードライブマップの提供などを行っております。また、今年度新たに外国人観光客のニーズに対応した着地型ツアー開発などの支援を計画しており、今後はより一層のイベント情報などの情報発信局の強化にも取り組んでまいりたいと考えております。いずれにしましても、県としましては、安心・安全・快適に沖縄観光を楽しんでもらえる受け入れ環境の充実を通じて、引き続き外国人観光客の満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、三線館（仮称）の建設についてとの問いにお答えいたします。

三線は、琉球古典音楽、沖縄民謡、ポップスなど沖縄音楽に幅広く用いられており、沖縄を代表する楽器であり、議員からもありましたとおり沖縄文化のシンボルの一つであると考えております。沖縄県では、三線館（仮称）単独での建設の検討は行っておりませんが、ちょうどこの9月から県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設について「文化発信交流拠点環境整備調査検討委員会」を立ち上げ、現在、文化観光のシンボルとなる拠点の整備について調査検討を行っているところであります。

御質問の三線館（仮称）につきましても、御意見の一つとして受けとめたいと考えております。

同じく文化観光スポーツ関係についての中で、文化芸術振興条例についての県の取り組みについてとの御質問にお答えいたします。

県では、文化芸術の振興に関する施策の基本方針として「沖縄県文化振興指針」を策定し、「平和で安らぎと活力のある文化の薫り高い県づくり」を目標として施策を進めているところであります。新たな部の発足に伴い、今年度から文化関係施策を推進する目的で関係機関による協議の場として「沖縄県文化関係施策推進会議」を設けております。その構成メンバーは、文化観光スポーツ部、沖縄県立芸術大学、県立博物館・美術館、国立劇場おきなわ及び文化振興会となっており、これまで課題でありました県の文化関係団体の横のつながりをしっかりと図るとともに、人材の育成と活用方法、県の文化施策の方向性などさまざまな議論を交わしているところでございます。

文化芸術振興条例につきましては、その会議の中で意見交換を行い、また関係者の御意見も伺いながら

しっかり検討してまいりたいと考えております。

次に、「文化観光戦略推進事業」についてとの御質問でございます。

「文化観光戦略推進事業」につきましては、沖縄の特色ある伝統行事や芸能などの文化資源を沖縄観光の魅力として活用することを目的に3つの事業で構成しております。具体的に、まず1つ、沖縄の文化や芸能等を活用した観光戦略を構築するとともに、地域を主体とする観光誘客の取り組みに対し事業化の支援を行うものであります。また、文化観光の振興にも寄与する県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流拠点の望ましいあり方について検討を行うものであります。さらには、組踊や琉球舞踊などの県外・海外公演を実現するとともに、観光客の誘客につなげるためのモニタリング調査を行うものであります。県としましては、今後、文化を活用した観光をより積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、県立郷土劇場の整備調査の進捗状況についてとの御質問にお答えいたします。

県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流の拠点となる施設の整備に向け、芸能関係者、学識経験者等から成る「文化発信交流拠点環境整備調査検討委員会」を9月13日に開催いたしました。今回の委員会では、主に「整備にあたっての基本的な考え方」及び「整備の方向性」について御意見を伺いました。また、沖縄県文化議員連盟の皆様にも御出席いただき大変貴重な御意見をちょうだいしたところであります。

今後の取り組みといたしましては、この10月から1月にかけて実施します県内の公立文化施設、劇団、舞台制作者などの実態調査及び県民ニーズ調査などを踏まえ、同委員会においてさまざまな専門的視点から基本的なコンセプトについて議論を重ね、今年度中に文化発信交流拠点のあり方、考え方、また方向性について取りまとめることとしております。

文化観光スポーツ関係についての御質問の中の、コンテンツファンドについてとの問いにお答えいたします。

「沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業」では、県内のコンテンツ関連事業者による制作プロジェクトに対し、ファンドからの投資を行い、制作資金の供給や制作段階に応じたサポートを実施することとしております。また、ハンズオンマネージャーを配置し、プロジェクトのブラッシュアップを図るとともに、県外・海外を見据えたマーケット開拓などに関する支援を行うことで、プロデューサーの育成や事業者のビジネススキルの向上を図っております。現在、幾つかの

プロジェクトについて投資に向けた事業者側との調整が行われているところでありますが、10月中には最初の投資案件が出る見込みとなっております。

次に、芸大における文化コーディネートなどに特化した人材育成カリキュラムの必要性についてとの質問にお答えいたします。

県立芸術大学におきましては、沖縄の芸術・文化の担い手となる実演家を育てるだけでなく、文化のコーディネートやマネジメントができる優秀な人材育成も重要であると考えております。現在、魅力ある芸大のあり方を検討するために、外部有識者で構成する「沖縄県立芸術大学あり方検討委員会」を設置しているところであり、去る7月29日に行われた第2回目の委員会におきまして、企画力を備えた文化の専門家、いわゆるアートマネジャーを育成するカリキュラムの必要性がちょうど議論されたところであります。また、それと連動した形で先ほど申し上げました県の文化団体を束ねた沖縄文化関係施策推進会議におきましても、重要なテーマの一つとして議論を交わしているところであります。今後、同カリキュラムの設置につきましては、さまざま議論されている委員会、協議会などでの検討結果も踏まえつつ県立芸術大学と協議を行い、これからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 文化観光スポーツ関係についての御質問の中で、国際線の早期改善についてお答えいたします。

現国際線旅客ターミナルビルについては、施設の老朽化及び狭隘化とともに、ボーディングブリッジが設置されていない等利便性が低いことが指摘されていることから、那覇空港ビルディング株式会社では、これらを解消するため新国際線旅客ターミナルビルを整備することとし、現在、実施設計を行っております。

また、出入国時の混雑が指摘されている現国際線旅客ターミナルビルについて、同社は、出国時の混雑軽減を図るため保安検査機器の増設に先立ちロビー及び検査場の拡張工事を行い、あわせて金属探知機及び機内持ち込み手荷物検査機器を8月初旬に発注しており、10月中旬には2機体制となる予定であります。また、入国時においては、審査に時間を要するとの指摘のほか、預け入れ手荷物を受け取る際の混雑が指摘されており、審査を終える順番と荷物が出てくるタイミングに乖離がある場合に、旅客が滞留し混雑が発生すると聞いております。

県としては、今後、航空会社や国等の関係機関と連携し、その改善策について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 文化観光スポーツ関係についての中、海外三線の流入に対する県の認識についての御質問にお答えいたします。

三線製作事業協同組合からの聞き取り調査によりますと、県産三線を大きく上回る数の海外産が流通しているとのことでございます。海外産の三線は低価格のため入門者や観光客が購入するケースが多く、三線の普及・拡大には一定の効果があると聞いておりますが、県内三線製造事業者の販売圧迫や代々受け継がれてきた型や技術・技法の継承などが懸念されます。そのことから、県としましても業界と連携し、品質のすぐれた県内製造の三線の普及や販路拡大に努めていきたいと考えております。

続きまして、三線の伝統工芸製品指定についてお答えいたします。

県指定の伝統工芸製品は、主として日常生活の用に供されるものであること、その製造過程の主要部分が手工的であること、伝統的な技術・技法により製造されるものであることなど5項目を要件として製造事業者を構成員とする事業協同組合等からの申請に基づき、審議・検討の上、指定されることになっております。

三線の伝統工芸製品への県指定については、県三線のブランド強化につながるものと考えており、県といたしましては指定に向けて三線製作事業協同組合等と意見交換を行っていききたいと考えております。

続きまして、シーサーの日に対する県の見解についてお答えいたします。

シーサーの日については、壺屋陶器事業協同組合や壺屋町民自治会などが中心となり、4月3日をシーサーの日として定め、毎年シーサー陶工展や焼き物シーサーの展示販売会などさまざまなイベントを開催しております。

本県のシーサーは、沖縄を代表する重要な文化産業資源であり、Tシャツデザインやペンダント、紙製品土産物など多様な活用が図られております。県といたしましては、4月3日のシーサーの日をさらに広げていくため、シーサーの魅力発信を強化するとともに、シーサーを活用した新商品開発なども支援していきたいと考えております。

続きまして、商工労働関係についての御質問の中、中心市街地活性化基本計画に対する県の対応についてお答えいたします。

中心市街地活性化法では、中心市街地活性化を効果的に推進していくため、地方公共団体は施策の策定やその実施についての責務を有するとし、財政収支状況を踏まえつつ必要な資金の確保に努めなければならないとしております。県では、沖縄市の中心市街地活性化基本計画策定に当たって、その経費の一部を補助しているほか、今年度、同計画に基づき胡屋地区の商店街振興組合が実施しますアーケード改修事業に対する県補助金を本議会の補正予算案に計上しているところでございます。

続きまして、特別自由貿易地域に対する今後の方針と対応についてお答えいたします。

特別自由貿易地域については、税制上の問題や、割高な物流コスト、他県と比べた高い分譲価格など幾多の課題があり、企業立地がなかなか進んでいない現状にあります。今後の方針と対応につきましては、制度の見直し、税制優遇措置の抜本的な拡充とあわせ、物づくり産業の集積エリアとして高付加価値型産業の誘致、あるいは地場の移輸出型産業の集積地として活用に向けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 文化観光スポーツ関係についての御質問で、三線の導入についてお答えいたします。

学習指導要領では、「我が国や郷土の伝統音楽の指導が一層充実して行われるようにする。」と示されており、音楽の授業やクラブ活動、学芸会などで三線を取り入れております。

県教育委員会といたしましては、今後とも継続した取り組みになるよう市町村教育委員会と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 再質問をさせていただきます。

まず文化観光スポーツ部なんですが、各課の連携は機能しているかという質問の中ではどういうことを言っているかといいますと、かつて私も質問させていただいたんですが、ライブハウス協会というのがあって、ライブハウス協会の位置づけとしては、最初に文化観光スポーツ部に行ってもらった。そうしたら文化観光スポーツ部で、ちょっと合わないんじゃないかと

いうことで商工労働関係に行ったわけですよ。商工労働関係に行ったら、今度はこれは文化観光スポーツ関係ではないかとキャッチボールが始まった。そういう話を私も伺っているんですね。ということはどういうことか。かつて観光商工部時代は、一緒にやられたことが今は分かれたがためにかえってワンストップになっていない現象が起きているんじゃないのかという話がちらほら聞こえるわけですね。その辺のところ、まずは文化観光スポーツ部長のほうからよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 玉城議員のおっしゃる点、私もその話を後で聞きまして、観光商工部から商工労働部、あるいは文化観光スポーツ部と分かれたとはいえ、産業の振興、これは私ども商工労働部が積極的にかかわっていくテーマでございますので、平田部長と連携して対応していきたいと。職員にも部がかわったとはいえ、産業振興は大きく商工労働部がかわるテーマだということで強く申しているところであり、連携を積極的にとっていきたいとこのように考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 なぜ僕がその件を言うかといいますと、ライブハウス協会の皆さんがなぜ手を組んで組合までつくってこれからの事態に備えようかと動いているのかといいますと、酒税の問題ともすごく絡みがあるんです。酒税ということはどういうことかというのと、ライブハウス協会というのはチャージ代なんですね。例えば、このライブハウスを見るためには1000円とか2000円のチャージ代を出す、これとプラスお酒であるとか飲み物なんですね。この酒税が上がったらおのずと値上がりになってライブハウス協会の主な収入である飲食関係に打撃を与えるということで、タグを組んで、ライブハウスという文化というイメージなんだけれども、実は商工労働部とかなり密接に関係しているということなんですよ。だから、これからも文化と商工労働関係はいろんなそういうふうなチャンプルー現象が起きてくると思うんですね。それを絶対これは向こう側が主体としてやるんじゃないか、これはあっち側じゃないかとかというような話が耳に入ると何のためにこういうふうに一まとめにした部ができたかわからないということになりますので、ひとつその辺のところはしっかりと、多少越権があったにせよリードするぐらいの覚悟を持っていただきたいなと。平田部長どうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 今、平良部長からありましたとおり、同じフロアに我々いますのでもっとこれは密接にやっぱりやっていかなきゃいけないなということを感じております。特に、ついこの間です、10月1日に県立芸術大学の首里崎山キャンパスが開校いたしました。その節に感じたのは、美術工芸学部の一部がここに移転しているんですね。そうすると、染め、織り、陶芸、デザイン、これはもう商工労働部とかなり密接な関係があるところなんです。芸大にとりましても文化観光スポーツ部のみならず、商工労働部とも兼ね合いがあるという部分をすごく感じておりますので、そういった部分ではしっかり連携をとっていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひこの辺はやっていただきたいなと。

それと平田部長、外国人観光客向けのサービスということで、これからはかなり幅広いエンターテインメントのパイを持たないといけない時代に突入すると思うんですね。既に数次ビザ以降、中国人観光客がもう大挙して押し寄せているわけですよ。そのときに、文化戦略としていろんなナイトビジネス、エンターテインメントを今一生懸命施策を検討中だということです。既にもうスタートしているんですね。ということは、今現存のそういうエンターテインメントに携わっている人たちにもう少し早目に対応させるような動きが絶対必要だと思います。今、そういう施策会議を行っていますというようなレベルではないと思うんです。もう既に来ているんです。そして来て、もう何も夜に見るものがなかったよなんていうふうな話になったら、それこそ風評になっちゃう。たくさん今押し寄せている最中にこの辺をしっかりと固めていただかないと、来年度からちゃんと見せますという流れじゃ、その間にどんどん僕は右肩下がりになっていくんではないかなという気がしているんですが、その辺いかななものでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 御指摘のとおり、これもスピード感を非常に持ちたいというように思っています。特に国際競争力のある観光メニューというものはこれからもかなり重要なポイントだと思っております。その点、実は先ほど申し上げました着地型ツアー開発などの支援というものを今年度、これからすぐにでも手を打ってこうということで、これからそういうふうな多言語のいろんな形での公募型の外国人観光客向けのメニューも今年度から早速仕掛

けていくというような動きでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 続きまして、国際線の早期改善の件なんです。企画部長は新しい国際空港の早期建設実現に向けて今やられていると思うんですが、今の段階でやはりすぐに手をつけられることというのはあると思うんです。これもまたスピードだと思うんです。この前、僕らが台湾に視察しに行った後、外に出てはいるんですが荷物が一つも動かない。他の観光客もせっかく今から沖縄に入ってこれから楽しもうかというときに、こんな状況であそこで1時間以上2時間ぐらい待たされると、もうスタートの時点でヌーヤガ、ウチナーヤということになるわけですよ。この辺を今いろいろ調整しているということもわかりますが、すぐ手を打ってこれはもうスピード感がないと、今すぐ動いてもらいたいぐらいなんです。その辺いかがなものでしょうね。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今、議員から御指摘ありますように、議員が言われるのは、先月台風9号の影響で非常に混雑をして海外から来られるお客さん方に非常に不自由をさせたという話を聞いております。

御承知のとおり、現状は非常に狭隘、それとまた老朽化しているということで新ターミナルも今実現に向けて鋭意頑張っている最中ですが、この間もできるだけ環境の改善というふうなものをやらなきゃいけないというふうに思っています。入国それから出国それぞれの審査の改善策というものを考えられないかということで、それでやっているものにつきまして、先ほど答弁させていただきましたように、那覇空港ビルディング株式会社が保安検査機増設をそのロビー改修工事を4月に行い、これで若干その部分は改善をされたというふうなことも聞いております。また、県のほうからはその保安検査から出国手続までの一連の流れが円滑に進むような形で人員の配置をしてくれということで福岡入国管理局那覇支局へ申し入れをしております。

それから入国審査の部分についても先月非常に混雑したという話も聞いておりますので、そこはまたその受け取り場所の航空会社の職員の配置とか、その辺のところをまた検討できないか現在相談をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひスピード感を出していただいてすぐ改善されたなという流れをつくっていただきたいと思います。

それと今回私はメインにしているわけでございますが、前回山内末子議員も質問されて商工労働部長からはいい返事をいただきました。その流れでこの三線については、まず僕は伝統工芸品に向けて動き出すというのはよくわかったんですが、今内実はどうなっているかということです。三線のソーは一番デアガヤーは何かといいますと黒木ですよ。黒木が地元で仕入れることができなくなったということがまず一つあるんですね。沖縄の伝統工芸品なのに材料は全部国外からしか持ってこられないという現実をちょっと見詰め直していただきまして、僕は植樹の仕方のもそれこそ農商工連携ではないんですが、将来三線という楽器を世界に発信するためには黒木の植樹者がふえていくとか、例えばいろんな公園とのカップリングで今読谷にアカインコの墓があるじゃないですか。アカインコの近くにモーアシビ公園みたいなものをつくって、そこは全部黒木を植えるとかそういうふうな三線関係の全部ただの公園をつくってどうのこうのということじゃなくて、今材料自体がやっぱり海外から仕入れているというところに非常に問題があるんですね。その辺どういうふうにお考えになっていますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 確かに三線を中心となるさおの材料は以前は黒木からとっていたものが、今はそういうものに対応する樹木がないということでほぼ海外から輸入しているという現状は承知しております。ただ、今後どうするかということで県内でそういうものを栽培して何年後になるのかという相当の期間を要するわけですね。始まってすぐ10年以内でという話でもない。ここは非常に難しいところで、今後どうするかというところまでは残念ながらまだ議論はしてございません。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 僕もこれを植えたからといって二、三年後にとれるとは思っていませんよ。しかし、そういうアクションが今まで復帰以降やられていなかったということが今の現状を生んでいるんですよ。だから、そういう意味ではこれから沖縄の文化を守るときには、いろんな幅広い分野で対策をしていかなければいけない部分がたくさん出てきて、僕はいろんな人にこの三線の話をしたときに、まだ伝統工芸品になっていなかったということで、ほとんどの県民がとっくの昔に伝統工芸品じゃないのというふうな話をしていたんですよ。それは三線を演奏されている方もそうおっしゃっていたんですね。600年という歴史を持っているこの三線がここまで今つらい思いをしてい

るんだなというのは、これは山内議員からもありましたように、要請にぜひ皆さんが行かれるときには知事も対応していただきましてぜひこの三線を守っていただきたいなと思っております。

それともう一つ、先ほどのデータの件ですが、今県内の職人の皆さんが担い手を育成できない現状は何かといいますと、さっき言った前の調査では12億ぐらいの三線の売り上げがあるんですが、そのうちの9億は海外産、そのうちの3億しか県内産は販売されていない。かといって、僕はこの海外産を否定しているわけじゃありません。この海外産は三線を大きく広める意味では活躍しています。そしてこの海外産を買った人間は、ある程度やってくるとやっぱり本格的な三線を買いたいとそういう気持ちになってきて高価な三線も買うようになってきているのが現実としてあるんですよ。ただ、業界自体が既にこの12億からすれば9対3の割合で、その現状をどうにか僕らは人材育成に向けていろんな角度で応援していかないといけないんじゃないかと思っているんですね。だから、その人材育成ということに関しての部長の見解をちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 議員、御指摘のとおり、いい県産品をつくるためには確かな人材がそこいなければならぬということは御指摘のとおりです。そういうことで私どもとしてはまず三線を伝統工芸製品として指定していく。その中で人材の育成についてもどういう方法があるのか具体的に検討していきたいと、このように考えています。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 もう一つお願いしたいんですが、伝統工芸というと県が認定をしますよね、工芸士も。経済産業省が認定を出しております伝統的工芸品について、この伝統的工芸品まで高めてくるとかなり全国的にもアピール度が強くなってくると。そして組合の皆さんが伝統的工芸品について問い合わせをしたら、楽器は難しいなというふうな声を出していたらしいんですね、相手側が。しかし、実際、今広島県の福山市に福山琴というのがあって、この福山琴というのは伝統的工芸品としても既に認定を受けているわけですよ。ということは、あれは歴史的に見ても三線の4分1ぐらいの歴史しかない。だけど、伝統的工芸品として経済産業省に認定を受けている。これは沖縄県だけが伝統工芸品に指定したからということにとどまらずに、やはりそこまで持って行ってほしい。これはなぜかといいますと、沖縄の三線が北上してヤマトの民謡

関係の楽器である三味線に影響を及ぼしたという歴史的なことも含めて、これは沖縄の財産じゃなくて日本の財産でもあるということを一とつ県のほうでも認識していただいて、今後伝統的工芸品に向けてぜひ突き進んでいただきたいなと。ひとつ部長の意気込みをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 金曜日の山内議員への答弁でも申し上げたとおり、琉球音楽、琉球民謡等まさに沖縄の歌の根幹をなす楽器が三線ですから、これが今まで伝統工芸製品として指定されてこなかったということについては、いろいろ課題等があったとは思いますが、いろんな課題を克服すれば指定は十分可能だと考えているし、できるだけ作業を急ぎたいと思いますが、おっしゃるようにまずは県の伝統工芸製品に指定してその経過を見て、また次のステップに進むということで最終的にはそういう目標があってもおかしくないのではないかと私は思っています。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 教育長にも一つお願いを申し上げたいんですが、最近運動会であるとか、学芸会にウチナーンがよく登場するのは僕はいいことだと思っているんですが、まだまだそれが本当に教育現場の中にはレクリエーションとしてしか僕には映らないんですね。要するに、これは世界に誇れる自分たちのオンリーワンだという意識を小中学校時代から皆さんに自信と誇りを持たせるためには、僕は絶対に沖縄の楽器が音楽の授業にやはり導入されるべきだと思っているんです。その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） まさに今学校現場におきましては、学習指導要領の中で郷土音楽の指導を充実するとそういった視点でやっておりますので、その中でも三線の持つ意義は大変大きなものがあると思っていますので、引き続き各学校の実態に応じた取り組みをこちらでも支援していこうと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 玉城 満君。

○玉城 満君 それこそ今、沖縄が抱えている問題ですよ、文化政策として。県立芸大を卒業した人たちが本来この世界で突き進んでいきたいという思いかならず、ほかの業界に行ってしまうと、こういうふうには指導者として迎え入れるということも僕は一理あるんじゃないかなと思っているんです。だから、真剣にこれは取り組んでいただいて、ウチナーンチュとしての文化の自信と誇りを小さいころから植えつけるということも大事かと思っているので、ぜひこれはただメー

ンのものではないという考え方じゃなくて、はっきり堂々とこれを前面に押し出せるぐらいの教育をぜひやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

最後になりましたけれども、知事、県立芸大の卒業生の皆さんの就職について今までいろいろと質問をさせていただきました。それで1年半前の議会でも知事に私質問いたしまして、芸大の卒業生をどうにか県を初めとする自治体にどんどん就職できるような流れをつくれないものかと言ったら、知事の答弁はたしかぜひ研究させていただきたいという答弁だったと思うんですね。いま現在、この前も首里崎山に新しい県立芸大のキャンパスができてまして私も行ってまいりましたが、やはり学生たちを見ていると卒業してからの第二の人生がどんなかなというのが心配なんです。その辺のところをもう少し就職についても県は真剣に考えていただきたいなと思います。どうぞ知事の見解を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員のおっしゃったように、実は県の公務員採用試験の中でもきちっとこういう文化政策といいますか、いろんな形で我々の生活そのものでもありますから、そういう県立芸大の卒業生が一般の公務員試験でも採用できるようなことを今研究をしてもらっていますし、また後は教育庁の分野であるとか、美術館・博物館、国立劇場というようなところで高度な専門的な技術・技能を持っているという分野で採用を拡大すべきかを含めてもう少し時間を下さい。今、総務を中心に研究をしているところでございます。

○玉城 満君 以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

〔當間盛夫君登壇〕

○當間 盛夫君 皆さん、こんにちは。

それでは一般質問をさせていただきます。

まず一般質問に入る前に、せんだって24年度の予算概算要求が総額2437億円ということで、対前年比105.92%。大震災で、その分では各省庁10%削減という中で、私は、内閣府がこれだけ頑張ったというのは評価すべき点もあるのかなというふうには思います。でも現実、我々は今度は3000億円という一括交付金を要求をしていたわけですから、今回、これに盛り込まれなかったものをどうするのかということも含めながら、やっぱりもっと対策を練っていかないと、復活折衝に努力しますと、これに乗っていないのに復活折衝とい

うのはあり得ないわけですから、しっかりとこれからもまた県当局の皆さん、知事を先頭に、我々も一緒になって頑張っていきたいと思っております。別に民主党の県選出国會議員の2人だけが頑張っている話じゃないわけですから、一緒にやっていきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

その中で「沖縄グリーンエネルギー活用推進事業」というのが23億4000万円ついております。そして、これは電力に対しての分が税制拡充、これは石油・石炭の免除だとか、固定資産の軽減だとかいうことの税制が拡充・延長されるということも含まれております。

自然エネルギーを新たな産業として構築するんだという県の考えをもっともっと推し進めるべきではあるんですが、しかし、残念ながら新聞報道によりますと、沖縄の現実、エネルギー自給率は0.8%で、供給量は全国平均の約10分の1しかないんだというその現実はやっぱり踏まえていながら、原油高騰しております。我々は石炭・石油にしか頼っていない沖縄の現状をやっぱり踏まえていく。そして、世界的には自然エネルギーに大転換をしていくということになっておりますので、沖縄の振興そして産業政策からも最も重要な項目だという認識をしておりますので、まずその1点目、沖縄電力について質問をさせていただきます。

(1)、沖縄電力について。

ア、沖縄電力の株主である仲井眞沖縄県知事は、県民もひとしく株主であるという認識を持っているのかの見解をお伺いいたします。

イ、電気料金低減化に向けての燃料、経営改善等の具体的な対策をお伺いいたします。

ウ、連結子会社への巨額な特別清算に対しての知事の認識をお伺いします。

数次ビザが順調に推移しているようではありますが、これからは沖縄の官民挙げての知恵が求められております。今度の補正予算で計上されておりますので、(2)、中国北京事務所開設の意義と他府県の設置状況等をお伺いいたします。

次に、交通政策について。

(1)、那覇空港整備について。

観光促進、産業振興からも増設の滑走路、そして先ほども質問がありました国際ターミナル等の整備は早急に求められております。しかし現状は、知事がトップセールスで行かれる、飛行機はがんがん来る、民間機はふえる。しかし、それと並行ではないんですが、南の防衛ということで自衛隊機もふえていく現状、そ

してまた、昨今は管制塔の不在だとか、そういった管制塔の問題も出てきておりまして、いつ何どき大事故が起きてもおかしくないというのが、私は、那覇空港の今の現状じゃないかなというふうにも思っておりますので、その点で、ア、那覇空港滑走路増設と国際線ターミナルビルの進捗と完成年度をお伺いいたします。

イ、那覇空港周辺の後背地整備と航空機整備基地建设についてお伺いいたします。

(2)、自転車道について。

我々、せんだってデンマーク、スウェーデンに行ってきました。間違いなくCO₂削減の中で、沖縄のオートバイと同じような形で、自転車専用道路が設けられていて自転車が普通に走っているというような観点からも、我々はもっとその辺も見習うところがあるのかなというふうにも思っておりますので、その点を質問させてもらっております。

ア、本県の道路は自転車走行に快適と言えるか、課題と計画を伺います。

イ、環境、健康、観光に対する自転車への県の認識と促進対策をお伺いいたします。

(3)番、南風原ジャスコ交差点の信号機設置について進捗状況をお伺いいたします。

3、観光政策について。

(1)、修学旅行等に対するタクシー活用についての状況と対策を伺います。

9月、10月と修学旅行生が来るけれどもバスが足りないというような報道もありましたので、その点でのタクシー活用をどうするのかということを踏まえて質問させてもらっております。

(2)、クルーズ船専用港湾の整備状況と出入国手続の迅速化についてお伺いをいたします。

4、離島振興について。

(1)、新造船建造について、県の方針・計画は決まったのかをお伺いいたします。

(2)、航路補助制度で、補助算定に台風等を考慮することについてお伺いをいたします。

(3)、離島出身高校生を対象とした共同寄宿舍の設置について、進捗状況とその間の対象高校生への対応等をお伺いいたします。

(4)、この離島を含めて若者定住促進で、県営・村営住宅の建設等についてお伺いをいたします。

5、農連市場地区再開発について。

(1)、整備事業スケジュールの変更状況と遅延理由をお伺いいたします。

(2)、個別利用区（県）の変更状況と利用方法につい

てお伺いをいたします。

最後に6、環境行政について。

(1)、うるま市でアスベストを不法投棄した業者の公表をなぜ行わなかったのか、その理由と、処分場を運営する新会社に廃棄物許可を出した法的根拠をお伺いいたします。

(2)、不法投棄のアスベストは、だれが適正に処理を行うかをお伺いいたします。

(3)、アスベスト問題の対応をする沖縄県アスベスト対策連絡協議会というものがありますが、その協議はどのように行われているのかをお伺いいたします。

我が会派の代表質問との関連については取り下げます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 當間盛夫議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、北京事務所開設の意義、そして他府県の設置状況についての御質問にお答えいたします。

北京事務所の設置経費につきましては、本議会に補正予算案を計上しているところであります。

北京事務所の主な役割は、観光誘客の強化や新規航空路線の拡充並びに県産品の販路拡大、そして県内企業の支援業務などを行うことといたしております。事務所の設置に伴い、沖縄と中国の経済・文化交流が大きく発展していくものと期待いたしております。

なお、北京には都道府県の事務所は設置されておりませんが、新潟市と札幌市が事務所を設置しております。

次に、交通政策に係る御質問の中で、観光における自転車の活用についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

自転車の観光活用につきましては、交通渋滞を気にせず観光地を周遊できることや、また、町じゅうの狭い路地まで乗り入れ、そして観光地を散策できることなど、その活用のポテンシャルは高いものと考えております。既に那覇市のNPOなどでは自転車を活用した観光活性化事業が行われております。

一方、スポーツツーリズムにおきましても、「美ら島沖縄センチュリーラン」など温暖な気候を生かして開催されておりますサイクリングイベントは、沖縄観光の中でも優位性のある観光資源となりつつあります。

県といたしましては、着地型観光メニューの充実や

スポーツツーリズムの振興を図る観点から、引き続き自転車の観光活用を促進していきたいと考えております。

次に、同じく観光政策に係る御質問の中で、クルーズ船専用港湾の整備状況についての御質問にお答えいたします。

那覇港におきましては、平成18年度に事業に着手し、平成21年9月に暫定供用しており、現在、アクセス道路や背後地の整備を行っているところでございます。また、石垣港においては、平成26年度完成を目指して整備を推進しており、平良港においては、平成24年度新規事業として予算要求をしているところであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、沖縄電力の株主に関する認識についてお答えいたします。

沖縄電力は昭和63年に民営移行しておりますが、その際、日本政府の保有する株式の処分について、沖縄電力の民営化を検討してきた沖縄電気事業協議会では、事業の性格からして地域社会と密接不可分の関係を保持することが望ましいので、民営移行は県民を主軸とすべきであると報告しております。そのような考え方にに基づき、県は、沖縄電力の株式を保有し株主となっているものと認識しております。

続きまして、電気料金低減化に向けた具体的対策についてお答えいたします。

沖縄電力においては、事業を取り巻く経営環境を踏まえ、毎年度「経営効率化計画」を策定しております。この計画において「効率的な設備投資」、「燃料の安定調達と燃料費の低減」、「離島コストの低減」など5つの柱を掲げて経営効率化に取り組んでいるところでございます。具体的には、安価で石炭灰の排出が少ない亜歴青炭の利用拡大による石炭の安定調達と燃料コストの低減、離島における既設の新エネルギー設備による発電量の増大の取り組み、設計・仕様・工法・発注方法の見直しによる工事費の低減、定期点検内容を精査し、工期を短縮することによる修繕費の低減などさまざまな取り組みを行っていると考えております。

続きまして、連結子会社に対する巨額な特別清算に対する知事の認識についてにお答えいたします。

子会社に対する出資については、沖縄電力の経営判

断の中で行われたものと認識しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 交通政策に関連する御質問の中で、増設滑走路及び国際線ターミナルビル整備の進捗についてお答えいたします。

那覇空港の増設滑走路整備について、国は、昨年度より環境影響評価法に基づく方法書を作成し、冬季分の現地調査を完了しております。今年度は、昨年度に引き続き春季以降の現地調査等を実施しております。事業着手までに実施される環境アセスメント等の関係手続はおおむね3年程度を要するとされ、滑走路増設の概算工期は約7年と見込まれております。

県としては、一日も早い供用開始を目指し、環境アセスメントの手続終了後に早期事業着手ができるよう、国と連携・協力して取り組んでまいりたいと考えております。

また、新国際線旅客ターミナルビルの整備については、事業主体である那覇空港ビルディング株式会社が、昨年度の基本設計に続き、現在実施設計を行っております。その後、次年度以降2年間で建設工事を行い、平成25年末を目途に供用する予定としております。

県としては、同社に対し早期の供用開始ができるよう申し入れており、引き続き同社及び国等の関係機関と連携して、極力早期での整備に向けて取り組んでまいります。

次に、後背地及び航空機整備基地の整備についてお答えします。

沖縄県の「新たな計画の基本的な考え方」を取りまとめていく中で、那覇空港の地理的優位性を生かして、航空機の大規模な改修等より高い整備ができる整備拠点を形成し、産業として育成してはどうかとの提言がありました。この提言を受け、県としては、那覇空港の拠点性や価値を高める観点から、航空機整備場などの空港関連施設の研究及び実現可能性について検討していくこととしております。

また、那覇空港の周辺背後地の整備につきましては、県が国に求めている国際物流経済特区制度を構築していく中で検討していきたいと考えております。

次に、離島振興についての御質問の中で、新造船建造に係る県の方針・計画についてお答えします。

離島航路の新造船建造につきましては、現在、過疎債、辺地債の活用による建造、社会資本整備総合交付金、または今後の沖縄振興一括交付金（仮称）も含め

さまざまな支援の可能性について検討しているところ
であります。

県としましては、離島市町村からの要望も踏まえなが
ら、航路事業者及び離島住民にとってより適切な対応
策を検討していきたいと考えております。

次に、航路補助制度における台風等の算定について
お答えします。

離島航路補助制度においては、年間の欠損額に対し
て、国・県及び市町村が協調して補助を行っており、
天候悪化により欠航した場合の収入減についても対応
しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 交通政策についての
御質問の中で、自転車道の課題と計画についてお答え
いたします。

県内における自転車が通行可能な道路としては、サ
イクリング専用道路と広い歩道幅員を利用した自転車
歩行者道があります。サイクリング専用道路として
は、現在、県道玉城那覇自転車道の整備を推進してい
るところであり、自転車歩行者道としては、国道58号
や宜野湾南風原線等があります。

また、自転車通行環境整備のモデル地区として、平
成21年度に那覇市の赤嶺・壺川地区を国、公安委員会
と連携し、自転車通行帯の整備を行いました。しかし
ながら、自転車通行帯の整備は不十分であるため、今
後とも環境改善や観光振興、健康増進の観点から、関
係機関と連携し、安全で快適な自転車走行ができる道
路づくりを進めていく考えであります。

次に、離島振興についての御質問の中で、若者定住
促進の県営・村営住宅についてお答えいたします。

公営住宅の整備については、沖縄県住生活基本計画
等に基づき、それぞれの地域の住宅需要に応じて県と
市町村が連携して実施してきております。

離島等における若年層の定住促進のためにも公営住
宅の整備は県の重要な施策と考えており、新たな計画
においては重点的に推進していきたいと考えております。

次に、農連市場地区再開発についての御質問の中
で、事業スケジュールの変更状況と遅延理由について
お答えいたします。

本事業は、那覇市農連市場地区防災街区整備事業準
備組合を事業主体として、平成22年度国庫補助採択さ
れ、平成23年10月に組合設立認可、平成27年度工事完
成を目指してきたところであります。本事業の進捗状

況については、宿泊施設としての保留床取得を希望す
る企業との協議に時間を要しているため事業の進捗が
おくれております。そのため、現在、事業スケジュール
の変更について那覇市及び準備組合と調整を進めて
おり、平成24年度に組合設立認可、平成28年度工事完
成への変更を検討しているところであります。

同じく個別利用区（県）の変更状況と利用方法につ
いてお答えいたします。

県所有の個別利用区については、4つの街区が計画
されており、全体面積で約6000平方メートルとなっ
ております。そのうちの1街区については、市営住宅か
ら宿泊施設への利用計画に変更を検討中であり、その
他の街区については具体的な利用計画はありません。

今後は、準備組合と保留床取得を希望する企業との
調整状況を踏まえ、適切な個別利用区の利用方法につ
いて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 交通政策についての
御質問の中で、環境に対する自転車への県の認識と促
進対策についてお答えいたします。

県では、去る3月に「沖縄県地球温暖化対策実行計
画」を策定し、各種施策を講じることとしておりま
す。その中で特に運輸部門は、県全体の温室効果ガス
排出量の約3割を占めており、そのうち43%が自動車
からのものであることから、その対策を重点施策に位
置づけております。運輸部門の対策として、公共交通
機関の利用促進、電気自動車への転換等に向けた取り
組みを進めることとしており、自転車につきましても、
移動に伴う温室効果ガスの排出がないことから、
自家用車から自転車への転換も地球温暖化防止に有効
であると考えております。

地球温暖化対策実行計画の目標を達成するためには
各主体の協働が重要であることから、県民・事業者・
行政などで構成する「地球温暖化対策実行計画地域協
議会」を設置することとしており、関係機関と協力し、
広く県民の自転車の利用促進に努めてまいりま
す。

次に、環境行政についての御質問の中で、不法投棄
した業者の公表をしなかった理由及び新会社への許可
の法的根拠についてお答えいたします。

アスベスト含有廃棄物などを不法投棄した事業者を
公表しなかった理由は、当該アスベストが非飛散性で
周辺的生活環境に影響を及ぼすおそれがないこと、ま
た、不法投棄事案としてうるま警察署に告発し、県警

察が捜査を継続していたことなどの理由から公表は控えていたものであります。

同事業場において、新会社が産業廃棄物処理業の許可を取得していることにつきましては、廃棄物処理法に定める許可基準、これは廃棄物を適正に処理できる設備、技術的能力、経理的基礎、欠格要件に該当しないなどに適合していることから、産業廃棄物処理業の許可を行ったものであります。

次に、不法投棄廃棄物の処理を行う者についてお答えいたします。

不法投棄されたアスベスト含有廃棄物などの処理については、その行為者である当該事業者が責任を負うものであります。このことから、県では、事業者が10月中をめどに不法投棄廃棄物の当該事業場からの撤去について指導を行っているところであります。

同じく環境行政の中で、「沖縄県アスベスト対策連絡協議会」の協議についてお答えいたします。

県では、関係部局相互の連携を図りながらアスベストに関する調査、情報の収集及び交換などを行うことを主な目的として、庁内の関係各課で構成する「沖縄県アスベスト対策連絡協議会」を昭和63年2月に設置し、アスベスト問題について全庁的に対応しているところであります。同協議会における協議事項の主なものは、アスベストに関する情報の収集及び交換、アスベストに関する調査、アスベスト対策に関する連絡及び調整などとなっております。これまで同協議会においては、県有施設などのアスベスト使用実態の調査及び公表、各種相談窓口の設置、アスベスト関連法令の改正に伴う周知などを行っております。

県としましては、今後とも関係部署・機関等と連携・協力しながらアスベスト問題について対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 交通政策についての中、健康に対する自転車への認識等についてお答えします。

日常生活において自転車を利用することは、ウォーキングと同様、適度な運動習慣の定着につながり、健康づくりに有効であると認識しております。

県では、健康づくり活動の一環として、自転車の利用等を含め運動習慣の定着を促進しているところであります。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 交通政策についての御質問の中で、南風原ジャスコ交差点の信号機設置の進捗状況についてお答えいたします。

御質問の交差点は、平成12年6月28日当時の南風原自動車道、南風原北インターチェンジ出入りランプ開通に伴い、同ランプから国道につながる交差点として新設された通称南風原ジャスコ入り口交差点であります。

同交差点への信号機設置につきましては、これまでも委員会等で議論されてきましたが、同交差点の信号機設置に必要な条件である交差点東側の計画道路、いわゆる南風原バイパスが未開通であること、南風原北インターチェンジの出入りランプと宮城集落につながる町道が同交差点の直近と合流する変則的な形状となっており、危険防止措置として道路改良が必要であること、また、通称南風原ジャスコ入り口交差点から与那覇交差点向け車線の渋滞緩和対策として道路拡幅を伴う左折帯の新設が必要であること、その他交差点内の事故防止対策として滑りどめ舗装や予告・警告看板等が必要であること等幾つかの問題点があり、県警といたしましては、これまでも独自の調査を含めて、関係する道路管理者等と現状における問題点や対策について検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光政策についての中、修学旅行のタクシー活用についての御質問にお答えいたします。

沖縄への修学旅行の県内における移動手段は主に観光バスであります。小グループによる自主企画の学習行程が組み入れられている場合等にタクシーが利用されております。

平成22年の修学旅行におけるタクシーの利用実績につきましては、県内タクシー団体に確認をしたところ、個人タクシー関連の3団体から報告があり、その合計は490校、4万4386人、1万189台となっております。

沖縄での修学旅行でタクシーを利用することにつきましては、各学校の意向を踏まえた上で、ビューローが実施しております沖縄観光タクシー乗務員の資格認定を受けた「ちゅら島沖縄観光タクシー」を含め、タクシー、ハイヤーの利用を促進していきたいと考えております。また、タクシー業界におきましても、観光ガイドのできる乗務員の育成や旅行会社と連携したタ

クシー観光コースの提供等に取り組んでおります。

県としましては、このようなタクシー業界の取り組みと連携し、タクシー観光の需要の拡大を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、同じく観光政策についての中、クルーズ船の出入国手続の迅速化についてとの御質問にお答えいたします。

クルーズ船の寄港に伴う外国人観光客の入国手続につきましては、審査のため下船まで1時間以上要する場合もあることから、これまでも海外クルーズ会社等から簡素化などの要望がなされております。また、クルーズ船の出国手続につきましては、海外クルーズ会社等からの迅速化に関する要望は今のところ特にありません。

県におきましては、平成21年1月、政府に対し入国審査等の簡素化及び体制の拡充強化等への協力を求めており、ことし7月にも福岡入国管理局那覇支局に対し改めて協力を依頼したところであります。また、新たな沖縄振興に関する制度要望におきましても、入国手続の迅速化のための審査体制の強化等を求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島振興についての御質問で、共同寄宿舍設置の進捗状況とその間の対応についてお答えいたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことと考えております。そのため、新たな計画での制度提言の中で、共同寄宿舍と宿泊施設等を備えた複合施設である「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置を国へ要望しているところであり、その実現に向けて国と調整しているところでございます。

現在、離島出身者に対しましては、自校の寄宿舍への優先的入居、空室のある他校の寄宿舍への入居、奨学金制度の活用等、学校生活に支障がないよう支援をしているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 答弁どうもありがとうございます。

まず沖縄電力、エネルギー政策についてから質問をさせていただきますが、今、福島原発のもので東電はいろいろとたたかれていると言ったらおかしいんですけども、国の第三者機関とかいろいろと出しております。

して、去る新聞で、東電の電気料金の査定に疑問だということが出ておりました。原価で6000億円近く、過大ではないかということで出されているんですが、電気料金は、国で決められているように総括原価方式ということであるというのは私も十分認識をしているんです。その電気料金の総括原価方式の項目というのが、私、以前の質問でちょっと出しておりますので、その項目、比率というのがどういうものがあるかちょっと示してもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 総括原価方式の内容は、人件費、燃料費、修繕費、資本費、公租公課、購入電力料、その他経費等が内容となっております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 細かいことを聞いたら時間がありませんので、大体160億円人件費で終わると、比率的に10%。やっぱり燃料費が一番多いんですね。燃料費が512億円というような積算が出ております。これが約32%になっております。もろもろいろいろとあって、この東電の部分でも出ていたんですが、その他経費のほうで約200億円、大体12%ぐらいがその他営業費ということになるんです。部長、マスコミ等でも出ている営業経費について、どのようなものが含まれているか示してもらえますか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 主な内容は委託費でございまして、その委託費の中身は、設備の点検、電気料金の収納、情報システム運用等、もう一つは賃借料関係、廃棄物処理等そういうものが含まれております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 私が今手元に持っている新聞には、総括原価の営業費にオール電化推進費、そして広告宣伝費、寄附金等が入っているんだというのがあるんですが、これは入っているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） オール電化推進費、広告宣伝費等については、経済産業省令、これは「一般電気事業供給約款料金算定規則」というものがございまして、これに基づいて適正に算定しているというふうに報告を受けております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○ 當間 盛夫君 電気の安定的供給に必要な費用という項目がある中で、このオール電化推進費——私の家も全くオール電化じゃないですよ——広告宣伝費、寄附金等がそういったものに含まれるというものに対してどのような認識をお持ちですか。

○ 議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○ 商工労働部長（平良敏昭君） 認識というよりは、先ほど申し上げた国の規則、これに基づいて普及開発関係費を原価に計上することを認めているということで、その普及開発経費として使用合理化とか、新規事業開発だとか、あるいは一般啓蒙とか、あるいは広告費とかそういうものも含めて対象になっているということで、これは国の規則で定めておりまして、この内容について県が特にコメントするようなものではないと考えております。

○ 議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○ 當間 盛夫君 特別清算の項目でちょっと質問させてもらいますが、カヌチャのほうで約30億円の特別清算を今度また行ったと。以前は、PHSアステルのほうで約60億円か70億円ぐらいの特別清算をしたという記憶があるんですが、これまでの10年間で沖縄電力が特別清算をした、例えば解散とか譲渡をした企業の状況等を示してもらえますか。

○ 議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○ 議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○ 商工労働部長（平良敏昭君） 沖縄電力が出資した企業のうち、過去10年間で解散あるいは譲渡した企業の数は15社ということで、出資額が9億9300万円と伺っております。

○ 議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○ 當間 盛夫君 10年間で15社、出資額で約10億円ですよ。だからその特別清算とか30億円、いろんな形で含めると、私は、そういった電気事業外の活動損失・損益が電気料金に影響していないのかなという懸念を持つんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○ 議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○ 商工労働部長（平良敏昭君） 先ほど申し上げた総括原価方式でいくと、こういうものは原価の対象になっていないということです。それが直接的に電気料金の原価に反映されているということではございません。

○ 議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○ 當間 盛夫君 本来、損失する部分は電力がやるわ

けですから、その分での損失はない。電気料金にオンされていないのはこれは当然ですよ、特別清算であるわけですから、損失、いろんなのはあるはずでしょう。しかし、せんだってでも答弁いただいたんですが、我々、年間25億円の税制特例をやっております。平成23年はまだどうなるかわかりませんので、過去9年間の税制特例で出した額を示してもらえますか。

○ 議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○ 商工労働部長（平良敏昭君） 平成14年から平成22年、9年間でしょいか、222億4200万円が特例措置によります軽減額となっております。

○ 議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○ 當間 盛夫君 私、資料をいただきましたので、220億円。今年度を入れると、知事、250億円になるんですよ、今年度も25億円という計算をすると。それで、県民当たりどれぐらい電気料金が軽減されたんですかということで電力に聞くと、1キロワット当たり約0.33円、1カ月当たり100円という数字が出されているんですよ。安いのか、軽減を受けて我々が還元を受けているのか、ちょっとその辺がわからない数字なんです。例えば、原油高騰しましたということになると、8月、9月の電気料金がすぐばんと1カ月当たり78円上がりましたとかいうことを見ると、これだけ250億円近く税制特例を受けているのに、じゃ県民消費1キロワット当たり幾らかといたら0.33円だということになってくると、沖縄電力に税制特例をしている意味合いというのは、これは県民還元はできているという認識を部長はお持ちなんですか。

○ 議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○ 商工労働部長（平良敏昭君） 沖縄電力からは当然そのように伺っているし、私どもは国にもそういう説明をしております。確かに、1キロワット当たり0.33円、これは結果として七十数億キロワットの年間の販売電力量で割りますとそうなりますので、やはりもとの数字が大きいだけに1キロワット当たりになると0.33円ということになろうかと思えます。

○ 議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○ 當間 盛夫君 知事、我々はデンマークに行ってきたというお話をしました。1970年の石油危機のときには、デンマークもほぼ100%近く石油だとか石炭だとか輸入をしていた。ところが、もうそれじゃだめだろうということで1970年、80年代で自然エネルギーに大きくかじを転換するわけですよ。今の目標は2050年まで、近い目標を言うと2020年までに自然エネルギーを50%までもっていくと。2050年までに自然エネルギーを含めて、バイオを含めてそれを100%やっていくん

だというようなことになっています。

照屋議員からの記事もあったんですが、選挙がありました、我々が行ったときに。10年ごとに政権交代をしているそうです。今回、野党が勝利しました。女性の党首が今度首相になるということがもう決まっているんです。これは何を申すかという、エネルギー政策というのは、政権がかわろうが、そのことは持続されるという部分があるわけです。

CO₂削減、先ほど自転車のお話もしたんですけれども、ただ自然エネルギーをするだけではなくて、CO₂削減を含めて、国民が全体的にそれに向かっていくというコンセンサスを持っている。さっきも選挙の話をしたんですが、知事、投票率が86%ですよ、投票率。ですから、我々がエネルギー庁だとかエネルギー協会だとかに行き、どうして既得権を持っている電力会社からの圧力はないのかという質問をすると、いや、国民のコンセンサスが得られませんか。我々が余り自分たちの既得権を言うと、これは国民から支持が得られないんだということで、そういった部分の制度的な、政策的なエネルギーのものは、あくまでも政治的なものが決めるんだと、政治的な意思なんだということが強いものになっているというふうに言われています。

日本も自然エネルギーにやっています。我々も太陽光をつけなさいと言います。買い取りします。全量買い取りすると、これは県民に電気料金として全部オンされるんですよ。固定買い取り制度ということがまた来年から始まってくるということになってくると、県民の負担は間違いなく増加するわけですよ。自然エネルギーへの転換ということを、やっぱり公共の電気事業であるからこそしっかりとやっていかないといけないというふうにも思っています。会長もされた知事でもありますので、その辺のエネルギー、電気事業に対してのこれからの分にもっと積極的にかかわるための政治的意思という兼ね合いは、どういうふうにお持ちでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あえて電力会社の社長、会長をやった者への御質問ですので答弁させていただきますが、エネルギー技術につきまして、そしてエネルギーのシステムについて少し技術的なよさと、その持っているマイナス点というのをちょっとよくチェックしてみないと、なかなかそのまま移しにくいという部分があると私は思っております。

ですが、沖縄の場合は、基本的には太陽光、風これは吹いておりますから、このあたりを中心にこれまで

沖縄電力は、昔のサンシャイン計画とか、ムーンライト計画等でむしろ率先してやってきているはずですから、恐らく太陽光のウエート、そして風力のウエートがほかの県に比べてかなりいいところまでいっているはずなんです。

ところが、何がないかという、温泉とかそれから水力、これがない。水力は、御存じのように日本全体で約10%ありますから、エネルギー的にはそういう部分をカウントしているはずなんです、これまでの新聞に出ているのは。ですが、新エネルギー的な部分というのは、かなり実は先行して、新エネルギー開発株式会社というのも率先して大分前につくって取り組んでおります。

ですから、我々、今沖縄における電気エネルギーについては、油と石炭と、これからLNGが入ってくるはずなんです、これはもうどんどんこれから値段も上がっていくはずですよ。それともう一つは、おっしゃるようにやっぱりCO₂対策という点から言うと、風力とか太陽光とかそういう新エネルギーとか、一部バイオマスがどんどん導入せざるを得なくなると思いますが、少しこれは技術的な欠陥をやっぱり修正しながら入れていかないと、今おっしゃったデンマークの例を私詳しくは知りませんが、非常に平地の中で、あそこは風車メーカーが結構出ていて、恐らくヨーロッパにおける大きな電力システムの中にくっつけていますから、振らないんですよ、大きいシステムの中に。ですから、これはほとんどそのまま直結できるはずですよ。ですから、ちょっとそういう条件差があって、沖縄の場合、この電力システムはやっぱりかなり小さいほうで、ここに5%ぐらいくっつけると振られてしまっていて、コンピューターだとか情報機器が使えないとか、実はいろんな欠点があります。ですから、沖縄の場合ここを改善しながらやっていかないといけないし、スケールデメリットというのをどう克服するかと、この2大欠点を克服しながら悪戦苦闘しているはずですよ。ですから、ぜひ少し長い目で支援をしていただきたいと思います。

しかしながら、余りそればかり言っているわけにいきませんから、県ももっともっと力を入れて、特に今の太陽光と風力、それから一部の大型のバッテリーというのは、沖縄の電力のシステムにかなり役に立つはずですから、この技術開発にもみずから取り組むというような覚悟で県も一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 おっしゃるとおり、デンマークは

フィンランドから電気は買える、スウェーデンから買える、ドイツから融通するという、国ごとの政策を持っているわけですね。ところが残念ながら、知事、もう御存じだと思うんですけども、沖縄は融通先がないんです。沖縄は140万県民でこの沖縄電力を担っているというところがありますので、その大きなスケールメリットでできない。小さな我々沖縄だからこそ、そのメリットをまた自然エネルギーで生かしていくということが私は政治の意思だとも思っております。一緒になってこのエネルギー政策、また頑張っていければというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、ジャスコの信号機設置についてであります。余り議会で信号設置のことは質問したくないんですが、これはその地域の活性化だとか、ジャスコの周辺には大型ショッピングセンターがあるんですよ。週末、休日の渋滞状況とか安全確保の観点からもそのことはしっかりと質問させてもらわないといけないんですが、本部長、ちなみに県内の交通事故の4割は交差点で発生しているというパンフレットがありました。この現状と対策をお聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） お答えいたします。

県内における交差点人身事故の現状を申し上げますと、22年中は全人身事故が6501件、そのうち交差点での発生は2752件で全体の42.3%でございました。この中身といたしましては、車同士の出会い頭の事故が最も多いということで38%、それから車同士の追突事故が18%、車同士の右折と直進の事故が14%というふうになっておりまして、これら3つで7割を占めておるところでございます。

その対策といたしましては、本年6月2日には「危険な交差点ワースト10」を抽出した上で、広報等によって県民への広報、注意喚起を行っておりますほか、本年7月からは、県下主要交差点に制服警察官を配置しての指導・取り締まりを行ったり、あるいは道路管理者と連携した交通安全施設の設置等による交通環境の整備等を推進しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 この南風原ジャスコの交差点のお話をさせてもらうんですが、今、国道事務所のほうで、その交差点は途中までしかないものですので、その先の改良工事を本年度、来年度含めて交差点の改良をやっていくということになっていきますので、その交差点の改良が前提としてあるんでしょうけれども、そのものが進んでいくとその信号設置の調整もしていくと

いう認識でいいんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） 今議員がおっしゃったような南風原ジャスコ入り口交差点での改良計画の詳細については、まだ県警察では把握をしております。したがって、今後、道路管理者等から同件につきまして事前調整でありますとか、あるいは意見の聴取があった際には適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 よろしくお願いをいたします。

それでは、農連市場の再開発についてなんですが、この再開発計画に際してはもうおこなっていますよ。本来だったら、ことしで組合の設立、許可とか全部できていたものが結局次年度になっているわけですので、その完成もまた1年、2年という形でおこなっているということになっております。地元からの要望というものがどういうふうなものがあるか、ちょっと部長、お聞かせ願えますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（當間清勝君） 個別利用区に係る地元からの要望ということでお答えしたいんですけども、現在は駐車場が計画されておりますが、地元権利者からはさらに駐車場がふやせないかという要望がございます。

○議長（高嶺善伸君） 當間盛夫君。

○當間 盛夫君 現計画では駐車場150台しかないんですよ。昨今、観光というとレンタカーですので、そこにおいて町の国際通り、平和通りという形で、私は、この農連再開発を核としないといけないんじゃないかなというふうにも思っております。幸いにも利用地区、これはもう県の所有ですから、県が、その地域でどういうふうな対応をしていくんだという認識はしっかりと持たないといけないというふうにも思っておりますので、その点はガープ川の溢水地も含めながら、全体的におこなっていることも早目に取り戻しながらしっかりと再開発をしてもらいたいということで、要望で終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君登壇〕

○赤嶺 昇君 皆さん、こんにちは。

通告に基づいて一般質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、知事は、普天間基地の県外移設を求める考えを堅持するかをお伺いいたします。

(2)、県内企業優先発注・県産品活用に対する知事の姿勢をお伺いいたします。

2番、教育・福祉・医療行政について。

(1)、国の幼児教育、保育動向に対する県の対応をお伺いいたします。

(2)、知事公約の少人数学級の取り組み状況をお伺いいたします。

(3)、認可外保育施設支援への取り組みをお伺いいたします。

(4)、学童保育支援への取り組みをお伺いいたします。

(5)、社会福祉法人の公的役割と責任をお伺いいたします。

(6)は取り下げさせていただいて、関連質問の中でお聞きいたします。

(7)、県ドクターヘリの成果をお伺いいたします。

3番、土木建築行政について。

(1)、「沖縄県建設産業ビジョン」の取り組み状況をお伺いいたします。

(2)、県発注の公共工事積算額は、企業積算と開きがあると聞かれますが現状をお伺いいたします。

(3)、県全域をエコサイクルロードに整備してはどうか。

(4)、県道38号線の整備についてお伺いいたします。

4番、防災行政について。

(1)、県の取り組み状況をお伺いいたします。

5、我が会派の代表質問との関連。

1番、新たな沖縄振興法について。

(1)、今後のスケジュールをお伺いいたします。

(2)、3000億円の一括交付金とは、10年で3兆円ということなのかをお伺いいたします。

2番、消防広域化について。

不参加を表明している市町村や那覇市が正式に不参加をした場合、消防広域化は実現できるのかをお伺いいたします。

3番、基地問題について。

知事訪米について、成果についての答弁はあったんですが、課題をお伺いいたします。

4番、土木建設港湾行政について。

ボンドの話なんですけれども、米軍基地の発注工事、フェーズ11の入札状況についてお聞かせ願います。

5番、福祉保健医療、環境行政について。

公共関与産業廃棄物処理施設がおくれた責任はどこにあるのかをお伺いいたします

次に、職員が一致団結して全力で頑張っている県立病院の経営改善、また県知事を初め頑張っていていけるんですけれども、この時期に大幅な給与削減をしようとする理由をお聞かせください。

次に、2機目のドクターヘリ実現に向けた取り組みをお聞かせください。

次に、教育行政について。

文部科学大臣の見解がよく変わってきているんですけれども、それについて県教育委員会の見解をお聞かせください。

9月8日の3教育委員会の決定が有効であると県教育委員会は明確な見解を示しているが、その9月8日に向けて県教育委員会は文科省とどのような調整を図ってきたかをお聞かせください。

最後に、現振興計画における小中学校のクーラーの設置目標に対する達成状況をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの赤嶺昇君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の赤嶺昇君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 赤嶺昇議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設を堅持するののかという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県としましては、県内移設は事実上不可能と考えており、引き続き日米両政府に対し普天間飛行場の県外移設及び一日も早い移設返還の実現を強く求めてまいります。

同じく知事の政治姿勢の中で、県内企業優先発注・県産品活用についての御質問にお答えいたします。

県では、県内企業の育成強化を図るため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」を策定し、各種の取り組みを行っております。具体的には、産業まつりの開催や県産品奨励月間の実施によります消費者意識の啓発、そして県公共工事における分

離・分割発注や共同企業体方式による県内企業の受注確保、そして国の出先機関・市町村等に対する要請等を行っているところであります。県といたしましては、今後とも関係団体と連携をし、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用に取り組んでまいり所存でございます。

次に、土木建築行政に係る御質問の中で、沖縄県建設産業ビジョンの取り組み状況についての御質問にお答えいたします。

県では、県内建設産業の活性化を図るため、平成20年3月に「沖縄県建設産業ビジョン」及びその行動計画となりますアクションプログラムを策定し、官民連携して取り組んでいるところであります。

県におきましては、建設産業審査会の設置、そしてちゅうしま建設業相談窓口を通した経営基盤の強化や新分野進出の支援、さらに入札制度の改善等を実施いたしております。また、関係団体においてもIT技術の活用や人材育成のための講習会等を実施いたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 教育・福祉・医療行政についての中の、国の保育動向に対する県の対応についてお答えいたします。

国においては、本年7月末に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を少子化社会対策会議において決定しております。具体的な仕組みとして、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「仮称・総合施設」の創設等が示されておりますが、費用負担のあり方など課題については、引き続き検討を進め、地方公共団体等とも協議を行い理解を得ることとしております。県としましては、「子ども・子育て新システム」の制度設計に当たっては、子供の視点から議論を進めるとともに、保育の質や財源が確保されることが重要であると考えております。本県における就学前児童の保育・教育のあり方については、関係部局、関係団体と意見交換を行っており、引き続き連携し必要な対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、認可外保育施設への支援についてお答えします。

認可外保育施設については、入所児童の処遇向上が課題であります。同施設への給食費助成については、入所児童の一層の処遇向上のために平成23年度か

ら新すこやか保育事業を大幅に拡充してきたところであります。なお、新たな子育て支援制度の提案の中で、保育所入所待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や一定の質を確保した認可外保育施設への支援措置等を国に求めているところであります。

続きまして、学童保育支援への取り組みについてお答えいたします。

学童保育への支援として、放課後児童健全育成事業として、クラブ運営費等への補助を行うとともに、平成22年から学童保育支援センターを設置し、各クラブへの相談援助業務や指導員の人材育成に向けた研修会の実施等を行っております。また、今年度から「沖縄特別振興対策調整費」を活用し、放課後児童クラブの老朽化に伴う改修・修繕に要する経費を助成することとしております。

続きまして、社会福祉法人の公的役割と責任についてお答えします。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に社会福祉法の規定に基づき設立された法人であります。社会福祉事業は、入所施設等を運営する第一種社会福祉事業と通所や在宅福祉サービスを提供する第二種社会福祉事業があり、ともに公共性の高い事業となっております。また、公益事業や収益事業の実施については、本来の社会福祉事業に支障がないことが要件となっており、営利を目的としない法人であります。

続きまして、県ドクターヘリの成果についてお答えします。

沖縄県ドクターヘリは、平成20年12月から浦添総合病院が行うドクターヘリ事業に補助し、実施しております。平成22年度には295件の急患を搬送しており、沖縄本島全域、本島周辺離島及び徳之島以南の離島から入院を必要とする患者を迅速に搬送するなど大きな成果を上げております。現在、国に対し国庫補助額の拡充を要望しているところであり、県としましては、引き続きドクターヘリ事業の充実を図っていききたいと考えております。

続きまして、我が会派の代表質問との関連についての中の、2機目のドクターヘリ実現に向けた取り組みについてお答えします。

県では、医師会、救急医療機関及び消防組合等で構成する「沖縄県救急医療協議会」において、ドクターヘリの複数配置について検討を行っているところであります。同協議会では、県ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁、ME SH救急ヘリ等、県全体の急患搬送の現状、課題について検討を行っているところであり、

2 機目の導入については、搬送症例ごとの検証を行うとともに、地理的条件も踏まえて検討する必要があるとしております。県としては、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育・福祉・医療行政についての御質問で、少人数学級の取り組み状況についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生で加配定数を活用し、30人学級を実施しております。今後につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連の御質問で、文部科学大臣の見解についてお答えいたします。

これまで文部科学省の助言をもとに、3市町教育委員会等に対しまして一本化を図るよう助言を行ってきたところであります。県教育委員会としましては、引き続き、文部科学省の助言を受けながら、合意に向けた協議を促し援助をしてまいりたいと考えております。

次に、文部科学省との調整についてお答えいたします。

文部科学省とは、八重山地区の教科書採択問題が報道等で話題になった7月後半ごろから状況報告や助言を仰ぐ等の連携をとってまいりました。また9月8日の協議につきましては、文部科学省の助言をもとに3市町教育委員会に対しまして資料提供等の援助を行ってまいりました。

次に、小中学校の空調施設設置目標についてお答えいたします。

沖縄振興計画における公立小中学校普通教室の空調施設整備率の目標は、60%としております。平成23年7月現在、53.0%の整備率であり、平成23年度末では目標の約9割を達成する見込みであります。

県教育委員会では、安全で快適な学習環境の整備が必要であることから、引き続き市町村教育委員会と連携しながら空調整備を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木建築行政についての御質問の中で、県発注の公共工事積算と企業積算

との開きについてお答えいたします。

工事費の積算に当たっては、一般的に図面、数量表、現場条件等を踏まえ、積算基準書、実施設計単価等に基づき積算を行っております。土木建築部が発注した工事において、一部入札不調が生じておりますが、一般的には、小規模工事や橋梁補修等の特殊工事、離島工事等において入札不調となる傾向があり、専門技術者や機材の確保が難しいこと、旅費・宿泊費や運搬費などの費用がかさむこと等が原因ではないかと考えております。今後、旅費・宿泊費、運搬費等の計上、見積もり積算方式の導入等について、国や他県の状況も参考に検討していきたいと考えております。

同じくエコサイクルロードの整備についてお答えいたします。

県内における自転車が行き可能な道路としては、サイクリング専用道路と広い歩道幅員を利用した自転車歩行者道があります。サイクリング専用道路としては、現在、県道玉城那覇自転車道の整備を推進しているところであり、自転車歩行者道としては国道58号や宜野湾南風原線等があります。また、自転車通行環境整備のモデル地区として、平成21年度に那覇市の赤嶺・壺川地区を国・公安委員会と連携し、自転車通行帯の整備を行いました。今後とも環境改善や観光振興、健康増進の観点から、関係機関と連携し、安全で気軽にエコサイクリングができる道路づくりを進めていく考えであります。

同じく県道38号線の整備についてお答えいたします。

県道38号線のうち屋富祖大通りは、昭和43年2月に国道58号からサンパーク通り交差点間を延長880メートル、幅員12メートルで都市計画決定しております。その整備につきましては、浦添市や地元商店街及び住民の意見を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、我が会派の代表質問との関連質問で、米軍工事発注のフェーズ11の入札状況についてお答えいたします。

米空軍が5月に公告したフェーズ11は、基地内の家族住宅403戸の改修工事を内容としております。当該工事の入札結果については米軍に確認したところ、現在入札手続中であり、詳細については明らかにできないとのことでありました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防災行政についての御

質問の中で、沖縄県地域防災計画の見直し状況についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しに着手しております。このため、本年6月に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、9月12日に開催された第4回委員会において取りまとめが行われたところです。

同委員会におきましては、1点目、今後想定の対象とする地震・津波として、科学的知見に基づくものと、歴史的知見等に基づく最大クラスのもの2つのレベルを想定する必要があること、2点目、防災計画見直しの方向性として、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、3点目、最低限度の浸水域として海拔5メートルより高い場所への避難が最低限必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの津波からの対策も可能な限り講じるべきであること、4点目、県においては、海拔高度の明示などにより市町村における避難対策の強化や、住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。今後は、同委員会の御提言や、国の防災基本計画の見直し状況も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまいります。

次に、我が会派との関連質問の中で、消防広域化について市町村が不参加の場合の実現性についてお答えいたします。

本年4月に設立された「沖縄県消防広域化推進協議会」について、浦添市、うるま市及び宮古島市は参加を見合わせております。また、那覇市においては、9月2日に開催された「那覇市消防広域化検討委員会」において、平成24年度からの法定協議会に参加すべきではないとの方向が示されましたが、今後、庁内での意見を取りまとめ、「沖縄県消防広域化推進協議会」において法定協議会設置に向けた参加市町村の枠組みを決定するとされている12月までに市としての方針を決定する予定であるとのこととあります。このことから那覇市は正式に脱退の意思を示したものとは考えておりません。

県としましては、これら市町村が参加しない場合には、現在想定している管理部門統合による現場対応職員の増加、災害発生時の初動体制の強化、統一的な指揮下での効率的な部隊運用、窓口一本化による関係機関との迅速な連携など消防広域化による災害対応力強化のメリットが損われる可能性があるため、県域1ブロックでの広域化が望ましいものと考えております。

このため、県としましては、各市町村の実情を踏まえつつ、消防広域化に全市町村が参加できるよう、引き続きこれら市町村へ働きかけてまいりたいと考えております。

次に、知事訪米の課題についてお答えいたします。

今回の訪米におきましては、有識者等とのネットワークの構築が図られたことや、米国における普天間飛行場移設問題の理解が前進するなど、県外移設に向けた第一歩になったものと考えております。

知事訪米は、そもそも沖縄の基地負担の軽減、普天間飛行場の県外移設という、大きな課題を解決するための一つの取り組みであります。このため、今回の訪米で得られた有識者の御意見や日米両政府等の反応を分析し、今後、より効果的な働きかけを行っていく等の取り組みが必要になると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 我が会派の代表質問との関連についての中で、新たな沖縄振興法の今後のスケジュールについての御質問にお答えいたします。

新たな沖縄振興のための法律については、去る9月26日の沖縄振興部会において、内閣府からその大枠となる「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」が示されました。また、法制度の根幹をなす税制の改正要望が9月末に取りまとめられたところとあります。今後は、関係各省等との間で協議・検討を重ねられた法律案が来年の通常国会に上程され、国会審議を経て3月末までに成立し、4月1日から施行されるものと認識しております。

同じく我が会派の代表質問との関連についての中で、3000億円の一括交付金とは10年で3兆円ということかという御質問にお答えいたします。

沖縄県は、新たな沖縄振興のための施策を展開するために必要な予算額として、向こう10年間、年間約3000億円規模の沖縄振興一括交付金の創設を国へ求めているところとあります。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 我が会派の代表質問との関連についての中で、公共関与産業廃棄物処理施設のおくれについてお答えいたします。

産業廃棄物処理施設の整備につきましては、住民の拒否反応が強いこと、また、不適正処理事案の発生などにより地域住民の不信感を招くなどの要因により、

合意形成が容易でないと考えております。公共関与による産業廃棄物処理施設につきましては、平成16年に整備に向けた構想に着手し、17年から候補地選定を進め、19年に3カ所の立地候補地を提案し、地元自治会などに説明を行ってきたところであります。また、昨年度にはリサイクルの進展などにより産業廃棄物の最終処分量が減少していることを踏まえ、事業の見直し調査を実施しており、施設規模を36万立方メートルから15万立方メートルへ変更しております。本年度には、施設規模などの見直しを踏まえ、名護市安和候補地及び本部町崎本部候補地の関係自治体などに説明を行い、また、先進事例となる広島県や島根県の視察を11月に実施する計画で準備を進めるなど、早期の建設着手に向け地域の理解を得るよう取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 我が会派の代表質問との関連についての中で、給与の削減についてお答えいたします。

病院事業局は、平成21年3月に策定した経営再建計画の目標である経常収支の黒字化等を平成22年度までに達成するなど経営改善に取り組んでまいりました。しかし、県立病院が今後も公的医療機関としての役割を果たしていくためには経営の安定化を図るとともに、新宮古病院等の施設や医療機器の整備等を適切に行う必要があります。また、今後、10年間で公立病院特例債等の約70億円の債務を償還する必要があります。病院事業局においては、これらを勘案して今後10年間の収支見通しを作成した結果、平成24年度以降、経常収支は再び赤字に転じ現金資金も減少するなど、非常に厳しい経営状況となる見込みとなりました。また、経営再建検証委員会は他の都道府県より高い給与費比率を低減する必要があると指摘しております。そのため、病院事業局としては、さらなる経営体質の強化を図る必要があると判断し給与体系の見直しを行うこととしました。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 順不同でお聞きますが、知事の政治姿勢の中の(2)番の県内企業優先発注で、県外業者の不当な価格でのダンピングともとれる現状があるようですが、県の認識と対応をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時9分休憩

午後4時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに、以前トンネル工事や橋梁の工事の上部工でかなり低入札で落札した事例はございます。

○議長（高嶺善伸君） もう少し大きい声で、みんな聞こえませんか。

○土木建築部長（当間清勝君） もう一度お答えします。

確かに、以前工事で県外業者がトンネル工事や橋梁の上部工の工事でかなり低入札で落札した事例はございました。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 部長、以前の話をしているんじゃないかと、知事の先ほどの答弁で県内企業優先発注ということで、分離・分割もせっかくやっていた中で、元請はいいんですよ、元請は県内企業発注されていますけれども、下請が小さい企業で結構本土の業者が不当な価格で入ってくるものだから、県内企業がもう手も足も出ないと。こういった企業というのはうまくいかなかったらすぐ撤退するという現状があるので、これはぜひ調べてもらって、場合によってはこれダンピングじゃないかということで、この価格にまで押し下げられるんですよ。そうすると、もう非常に赤字をこうむってでもとらざるを得ない。そうすると元請は、いや、この県外業者の価格に合わせてくれたら皆さんに回してあげるよということを言っているわけですね。そこも含めて、何のための県内企業優先発注なのか。知事の公約であるこのグッドジョブにも出ている県内雇用優先ということまでを視野に入れると、そこまでぜひ調査していただきたいんですけどもいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 5月16日に特記仕様書に下請業者の県内企業優先活用を記載することにして、その結果もあって今回、もちろん議員がおっしゃるように不当にかなり低い形でダンピングして県外業者が県内業者と競争した下請も事実上ありましたが、そういう特記仕様書等の記載等や県からの指導もございまして、プレハブ等の工事では県外業者が受注した形である程度は改善しておりますが、今後とも注視して調査していきたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひお願いします。

大きい質問の教育についてなんですけれども、国の

中間報告が示されたんですけれども、認可外保育施設が指定された場合は予算もつくということで理解しているのかをお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時12分休憩

午後4時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に認可外保育施設や株式会社等多様な事業主体への参入を認め、保育の量的拡大を図ることとしております。そういうことからすると、認可外保育施設はこども園の指定を受ける場合には指定要件を満たすとともに法人格が必要となり、こども園の指定を受けられない認可外保育施設については、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の地域型保育給付——これも仮称ですけれども——の対象となることが考えられます。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 そうしますと、こども園として指定された場合は、沖縄の認可外保育施設の課題は大幅改善されるというふうに御理解されていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） これはまだ具体的な財源とか明確な仕組みとかはなくて、もう少し煮詰めて地方公共団体とも話し合うというふうな状況になっておりますので、まだ確定的にこうですよという状況ではありません。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今回の内閣府の沖縄関係予算の中で、いわゆる次年度の待機児童対策特別事業基金が今年度で終わるんですけれども、次回からはどのような内容になるということですか。次の待機児童対策事業基金の新たな予算とか、期間延長を皆さん求めていますよね、これはどのような形になるのかお聞かせください。

○福祉保健部長（宮里達也君） ちょっと休憩してよろしいですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時14分休憩

午後4時15分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 現在、沖縄振興一括

交付金との関係で県の要望どおりにはなっていないところもあるようですが、内閣府が沖縄振興の重点施策として「沖縄子ども育成特別対策事業」を新たに要求していることについては我々として一定の評価をしております、県がこれまで求めてきた待機児童対策特別事業基金の延長拡充の方向性に沿って要求されていると考えております。

○赤嶺 昇君 額を聞いているんですよ、額、期間。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

午後4時16分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 予算額は、17億と聞いておりますけれども、その内訳等はまだちゃんと聞いていません。

○赤嶺 昇君 期間は……。新聞にも出ていますよ、皆さん。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時17分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○福祉保健部長（宮里達也君） 期間は3年間という期間を設定しているようです。基金事業の延長が認められた場合には、まず今後の3年間に集中的にその基金を使って待機児童対策に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 部長、これはとても大事な話で大分議会でも議論されてきているにもかかわらず、内閣府はこれ概算まで発表されていて僕らも資料をもらって、その中で17億の3年間、中身についても現在の基金もまだ全部活用できていないもの、課題はあるんですけれども、やはりそこをもっとしっかり詰めていただいて内閣府とやっていただきたいと。その中で認可外保育施設についてなんですけれども、この入所の認可外保育施設の支援事業の中で各施設の整備をするための実施状況というのはどのようになっていますか。

○福祉保健部長（宮里達也君） 済みません、ちょっと……。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 22年度は、既に23施設終わっておりまして、23年度は25施設です。今後はまた新しい計画をつくってその待機児童対応の事業を進めることになっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 もうあと少ししかないので、平成23年度今年度中の執行残がないようにぜひ頑張っていたきたいと思っています。

それから学童保育についてなんですけれども、学童保育のガイドラインを県はつくっているんですけれども、このガイドラインを達成している学童の数をお聞かせください。

○福祉保健部長（宮里達也君） 済みません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時20分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 学童クラブのガイドラインに沿ったクラブ数ですけれども、平成22年12月1日現在で、補助交付対象の214クラブに調査した結果によりますと、ガイドラインで望ましいとした児童1人当たりの必要面積1.65平方メートル以上を満たしている施設は159カ所、75.4%となっております。指導員の配置については、児童数に応じて20人未満は2人以上、20人以上については3名以上の配置が望ましいとなっておりますが、それを満たしているクラブは191カ所、89.3%となっております。

今後ともガイドラインに基づいた運営に努めるように市町村を通じて周知を図っていききたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 学童保育大会が先日あったんですけれども、よく言われているのが公設公営・公設民営が他府県では非常に高い割合で、沖縄県はほとんど民立民営ということなんですけれども、県は大分頑張っているんですね。市町村が例えば教育施設とか学校とか活用しようとするとなかなか学校施設をいろんな理由で貸さなかったりとかあるので公設公営は難しいと思うんですけれども、今後沖縄県として例えばこの5割なのか7割なのか、公立民営の学童をある一定の数字を目標値として設けるような形で市町村と検討してみるべきだと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の今の御指摘は非常にごもっともな御指摘だと思います。我々としてもこれは主体は市町村で、市町村の意見を聞くといろんな課題があるようです。空き教室だとかあるはいろんな公設の機関を使えば運営費が安くなっているいろいろなメリットがありますよということはいろんなところから指摘されておりまして、そういうことができるように我々も市町村と協議していこうと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ市町村と協議をして、いわゆる市町村に行く福祉部の管轄になるものですから、教育委員会は余り関係がないような態度なものですから、これはやっぱり公立民営という位置づけにすることによって市町村も全体としてこれはやっぱり一定の責任を負っていくということが大事だと思っているんですよ。県がそこのある一定の協議をしながらそれを目指していくということは、沖縄県と他府県との学童においての格差の解消につながっていくと思いますので、一定の責任ある市町村はもっとこの目標を目指していくことが非常に大事じゃないかなと思っていますので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それからドクターヘリについてなんですけれども、今、浦添総合病院が運航しているんですけれども、これも今回の内閣府の概算で約5000万ぐらいの増額で出ているんですけれども、今総合病院さんは年間大体幾らぐらい赤字が出ていますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） これは我々も浦添総合病院と適宜相談していますけれども、正式な明確な数値ではありませんけれども、彼らのお考えは2億5000万ぐらい使っているんだよというふうなお話がありました。ただ、どういう根拠で今の国の補助の2億円より5000万ぐらい大きいのかということのもう少し突っ込んだ理由なりを整理してもらえますかという、そういうところです。

○赤嶺 昇君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 県の職員と総合病院で調整されておりますので、今ヘリの運航費だけで2億かかっているんですね。医師とかそういった部分はほとんど総合病院さんが負担しているものですから、やっぱり2億

5000万は必要だろうと。その中で鹿児島からの搬送は平成23年3月時点で全体の46%は鹿児島なんですよ、沖縄のドクターヘリは。その搬送されたほうの額は県のほうにまた鹿児島県から入るんですね。県には入るんですけども、県に入った分は総合病院さんに行かないわけですよ。県は1億当初出しているんですけども、鹿児島から約3000万余り入る部分はそこまちょっという課題があるので、ぜひこの1機目のドクターヘリの部分について、このままだと総合病院さんがもうやらなくなるとほかはできないんですよ。ですからそこはぜひやっていただきたい。そのまま続いて2機目のドクターヘリもこれは非常に県民があらゆる立場で寄附を募ってやっているんですけども、とうとうまた運営が厳しくなってきたんですね。それについては皆さん検討されるということを言っているんですけども、例えば新たな沖縄振興法の中で自由度の高い3000億の予算の中で、2機目のヘリ運航も検討する余地はあるのかということを知事、答弁いただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 先ほどお答えしましたように、今、救急搬送体制いかにあるべきかの検討会を開いているいろんな課題を話し合っ、あるいは今現に運航している患者の状況がどうであるとかかそういうふうなのを詰めております。我々としては、現在ある浦添総合病院が運営しているドクターヘリ事業とそれと海上保安庁・自衛隊がやっている夜間とか悪天候のときに、県立病院等あるいは民間の病院9つでしたか、医療スタッフを出して運航しているドクター添乗のヘリ搬送のシステム等々勘案して、それと地理的条件等も勘案して2機目配置する場合はどういかにあるべきかという議論を進めているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 土木建築行政についてお聞きしたいんですけども、建設産業ビジョンの中で審議会の設置がされているんですけども、近年のこの2年間の審議状況、回数をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 建設業審議会、平成21年度から22年度に5回開催し、建設工事における最低制限価格の見直しについて審議しております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 課題がたくさんあるんです。さっき言ったいわゆるダンプینگの問題とか幅広い課題がたくさんあるので、ぜひこの審議会をもっと有効に活用していただきたいと要望しておきます。

さらに産業支援センターの進捗状況をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 産業支援センターについて、平成21年度に建設発生土有効利用事業ということで、調査を実施した結果、やはり沖縄の場合有効な残土の利用がなかなか難しいという結果が出ました。しかしながら、実際その運営ができています茨城県の建設技術管理センターに6月に出向き現場調査して、その中でいろんな課題や対応策を研究した上で新たに今後沖縄県においても那覇空港のプロジェクトや泡瀬地区のプロジェクト等の新規の土砂の需要も見越した上で、今年度10月、今月には新たに委託業務を発注して新たな視点で検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ調査をしていただいて、業界団体とこの設置がどのようにできるかと協議していただきたいと思っています。

県発注の公共工事の積算額についてお聞きしたいんですけども、平成20年度から22年度までの土木建築部及び出先機関が実施した入札で予定価格超過などで不調になった工事件数をお伺いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） まずデータをお持ちしている分は説明したいと思います。

まず平成22年度の土木建築部の発注工事が1092件のうち、入札不調件数は113件でございます。それから平成23年度の9月22日時点では発注件数385件のうち入札不調件数は37件となっております。なお、20年度、21年度はちょっと手持ちがないんですが、聞くところによりますとそのところは予定価格を公表していたこともありましてかなり件数は少なかったと聞いております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 建設新聞で昨年度の入札で不調工事激増と、21年度の不調が21件、22年度が113件と今答弁されていますね。ですから、せっかくこの最低制限価格を90以上に上げて積算が合わない、皆さんはこの積算をもとに概算要求とか国に求めるものですから、この積算の事実も含めてやはり土木だけでなく、先日話した宮古病院もそうなんです。そういう不調があるということはやっぱり土建部が中心になって各部署とも連携をして積算についてもうちちょっと勉強してもらって、それをまた建設業協会としっかりとその積算についての一定のラインというのがないと、皆

さんがせっかく積算を出しても合わないということになると問題だと思っていますので、ぜひそういうところをやっていただきたいんですけども、部長いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 昨年度も建設業関係団体との意見交換の場で、やはりどうしてもそういう県の積算と企業・自治体の積算が合致しないということが問題提起されているいろいろ私たちも土木及び建築で調べましたが、各部も含めてそのような状況、そういう場も活用しながらもう少し実態を調査して改善できる点は改めていきたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 県道38号線については、以前はキャンプ・キンザーの返還ということはなかったんですけども、嘉手納以南の基地の返還という話がありますので、キャンプ・キンザー返還も視野に入れて地元通り会、自治会、それから浦添市としっかりと連携をしていただきたいと思いますと思っております。

防災行政についてお聞きします。本県の自主防災組織率をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 本県の自主防災組織の状況ですけれども、自主防災組織率は組織されている地域の世帯数を管内世帯数で割ったという形ですけれども、6.6%となっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 6.6%、全国の平均は何%ですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 74.4%でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 本県の人口1万人当たりの消防団員数と九州各県との比較についてお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 人口1万人当たりの消防団員数ですけれども、本県が平成22年4月現在ですけれども沖縄県が11.7人、九州各県を申し上げますと福岡県が50.0、佐賀県が231.6、長崎県が146.2、熊本県が193.0、大分県が132.9、宮崎県が134.0、鹿児島県が91.4となっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 続いて、本県の消防職員の充足率と

それから全国の充足率の平均をお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 消防職員の充足率、沖縄県は53.1%、全国は75.9%でございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 今答弁いただいたように、この防災についていろいろ改良をしていただいていますけれども、いろいろ課題がありますのでぜひ市町村、これは県だけの問題じゃありませんので、消防団員数も含めて充足率も自主防災組織率も含めてそれも視野に入れて取り組んでいただきたい。

それから津波対策の会議をされたということなんですけれども、例えば津波が来たときに住民が避難するときに米軍基地内を活用したいということに対してどのように対応されますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） お答えいたします。

災害発生時における避難等のための米軍基地内への立ち入りにつきましては、平成19年4月の日米合同委員会における「都道府県または他の地方の当局による災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入り」についてという合意がございますが、これに基づきまして現地実施協定を締結することにより可能になっております。現地実施協定につきましては、日米両政府の審査を経て当該市町村と現地米軍当局の間で締結されることになっておりますが、県内におきましては5月に宜野湾市、浦添市及び北谷町が現在申請中ございまして、外務省に対して申請を行いまして、現在日米両政府の審査を経て9月8日から米軍側と協議を行っていると聞いております。また、その他、金武町が検討していると承知してございます。

○赤嶺 昇君 ちょっと休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 防災行政について、この米軍基地内を活用するということもあれば、例えば基地そのものを災害として、例えば以前に浦添市で火災があつて異臭騒ぎがあつたんですけれども、この県の防災の計画の中に基地を想定した防災の計画も入れたほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地に絡む防災の観点

としましては、航空機事故を想定しましたマニュアルができておりますけれども、現在その沖縄県における防災につきましては、連携マニュアルというのをつくっております互いに協力することになっているんですが、今議員のおっしゃった基地そのものが防災の発生源になってしまうということにつきましてはもうちょっと細かな取り決めが必要だろうなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 教育委員会にちょっとお聞きしますけれども、この小中学校のクーラーの設置率なんですけれども、市によって一番高いところで100%ぐらいの設置率があるんですけれども、一番低いところはどこで何%ですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） お答えいたします。

整備率の低い市は宮古島市が0%、名護市が4.3%、石垣市が13.8%となっております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 たしか皆さんは、沖縄振興の中で達成率が90%ということで60%行っているんですけれども、多分宜野湾あたりは飛行機があるために騒音の問題で100%、浦添も100%。ところが宮古、八重山0%ですよ。北部振興策でいろんな予算が入ってきた名護4.3%、これは教育格差ですよ。ですから、今熱中症で非常に暑いと言われている中でこのクーラーの設置の目標をすべての子供にひとしく設置していくということで、100%と0%では大きな問題だと思いますけれどもいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの現状につきましては我々も認識しておりまして、「新たな沖縄振興のための制度提言」といたしまして、小中学校の普通教室のいわゆる空調整備に伴う維持管理費等々こういった交付税措置を要望しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 ぜひ今の現状を改善に向けてやっていただきたい。

それから教科書問題なんですけれども、いわゆるこの教科書採択について先週の新聞で、民主党の国会議員がこう言っているわけですよ。玉津教育長は手続の法的な瑕疵はないが、教科書調査員の意見を考慮しないで文部科学省が定める採択ガイドラインには明確に反していると言っているんです。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 実は今回の件につきましては、国はまず基本的にはガイドラインを示しております。きょう持ってまいりました、こういった「教科書制度の概要」というものがありますね。（資料を掲示） この中にはいわゆる通知文書等々がたくさんございまして、毎年発行されております。

今回の件につきましては、実はこれまでも答弁してまいりましたけれども、拙速過ぎるいわゆる規約の改正とかあるいは協議会の運営のあり方等々そういったことにつきまして、地域住民のほうから疑義があったことが混乱の要因であるというとらえ方をしております。

○議長（高嶺善伸君） 赤嶺 昇君。

○赤嶺 昇君 最後に、知事に普天間基地についてお聞きしたいんですけれども、普天間の県外移設ということなんですけれども、いわゆる先日の答弁の中で、ほかの県内移設は否定しないという答弁をされてちょっと私はびっくりしたんですけれども、これはもう一度この普天間の辺野古移設以外で受け入れるような余地というのはほかには私はないと思っているんですね。それについても一度御答弁いただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御質問を正確にちょっと受けとめていないんですが、辺野古は事実上不可能ということを私は言っているの、したがって県外だということを言っています。さらに、県内は否定しないという答弁は私していないんじゃないですかね。今、沖縄の中ではもう県外で、事実上見るまでもなく不可能だという趣旨のことを申し上げたと思うんですが……。

○赤嶺 昇君 休憩中に確認だけさせてもらっているんですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時45分休憩

午後4時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

桑江朝千夫君。

〔桑江朝千夫君登壇〕

○桑江 朝千夫君 これからは与党の一般質問であり

ます。落ちついて一般質問に入りたいと思っております。

先週までの一般質問、代表質問等で知事の訪米、「沖縄クエスチョン」においての発言、講演が高く評価された。どの政党からも、どの会派からも高く評価された、絶賛されたという感じでした。今回の議会のこの本会議場、知事は、本席の居心地がいいのではないのでしょうか。

ただ、目の前で見てみると、時々照れたような、こそばゆいような反応をしておられて、微妙だなという感じもしたんですが、いずれにしても、私も知事の米国での議会等に対する態度といえますか、ぶれない姿勢、そして、一貫した辺野古はノーだということに感銘を受けた議員の一人であります。

一方、野田総理は、国連での演説、オバマ大統領との会談等では、大統領から宿題をもらったと。何かこんなのんきなことを言っております。

知事の政治姿勢について伺いをいたします。

(1)、野田内閣の布陣をどう評価しているか知事の感想をお伺いをいたします。

(2)、沖縄県の持つ諸問題解決に理解を得られる可能性のある内閣なのか伺います。

(3)、ことし11月に、九州・沖縄防衛議員連盟の総会が沖縄県で開催をされます。県議会の中には26名の防衛議員連盟議員がおります。九州の各県議会、幾つかの市議会もこの沖縄大会に参加をいたします。そこで、九州の各議員連盟の県議の皆さん、市議の皆さんが来られたときに、嘉手納基地、そして普天間基地の現状を視察してもらいたいと考えております。

そこで、この九州議員連盟に対して要望、あるいは知事は主張すべきことはありますか伺いをさせていただきます。

2、中城湾港新港地区について。

旧美里村の中村哲二郎元村長が、十数年前に新港地区ができ上がったのを見て、針小棒大というふうな言葉を使って感想をこう語っておりました。普通は、政府は、さも大きなことをやるようなことを言って、できると針のような小さいものができるというのが常であるが、この中城湾港は針小棒大とは逆。私たちは、港をつくってくださいと要望をすると、こんなにまでも大きな立派なものになったかと、タマシヌギタンというような表現でうれしさをあらわしておりました。

そこで、改めて伺いたいわけであります。

(1)、中城湾港新港地区の役割と位置づけをお伺いをいたします。

(2)、第3次社会資本整備計画最終年度につき、その整備の目的と達成を伺います。

(3)、機能拡充について県の方針を伺いたい。

(4)、新港地区定期船航路の現状について伺いをいたします。

3、中城湾港泡瀬地区埋め立てについて。

(1)、沖縄市の中城湾港泡瀬沖合埋立事業（東部海浜開発事業）の規模縮小の新たな公有水面埋め立ての事業計画について、港湾管理者である県として承認に至った理由と今後の作業日程について伺いをいたします。

(2)、環境省は、埋立面積の見直しを求める意見書を提出しましたが、今後の事業への影響について伺いをいたします。

(3)、事業に反対する団体等は、埋立工事費などの公金支出に差しとめを求める訴えを起こしたが、今後作業を進める上でどのような影響が出るか伺いたい。

4、雇用の政策について。

(1)、雇用情勢の改善のための施策を伺う。

(2)、それぞれの施策の現在までの効果と今後を伺います。

(3)、「新みんなでグッジョブ運動」について。

ア、その目指すものは何か。

イ、グッジョブ支援員の派遣のねらいは何か、それぞれ伺いをいたします。

5、歯・口腔に関する条例制定に向けて伺いをいたします。

(1)、歯科口腔保健の推進に関する法律が施行されたことを県はどう評価するか。

(2)、県独自の施策としてどうあらわれてくるのでしょうか、伺いをいたします。

(3)、弗化物応用の洗口の効果をどう評価しているか。

(4)、歯・口腔に関する条例を制定する考えはあるか伺います。

(5)、障害者歯科医療の現状と課題を伺います。

6、防災行政について。

(1)、消防広域化の現況を伺います。

(2)、これからの防災訓練のあり方について県の考え方を伺います。

(3)、災害時の消防広域加盟、非加盟がある現状の中で、懸念及び支障はないのか伺います。

(4)、避難道路、公営高層住宅の避難のための改修、防災タワー等の設備について伺います。

7、警察行政について。

(1)、沖縄警察署移転の進捗状況、スケジュールを伺

います。

(2)、移転後の沖縄市民の不安を把握していますか、お伺いをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 桑江朝千夫議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、知事の政治姿勢の中で、野田内閣の評価についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。1の(1)及び1の(2)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁いたします。

野田内閣につきましては、発足直後でもあり、現時点での評価は控えさせていただきたいと思えます。

いずれにいたしましても、9月26日に開催されました政府の沖縄政策協議会沖縄振興部会において、より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設するとされたことなど、これらも踏まえて新たな沖縄振興の実現と基地問題の解決に真摯に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、九州・沖縄防衛議員連盟総会での要望等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

来る11月16日、沖縄県で「第6回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会」が開催されると聞いております。私は、昨年12月の全国知事会でも申し上げましたが、我が国の安全保障とそれに深く関連する基地の問題は、すべての国民が自分の問題として受けとめるような意識と覚悟が必要であると考えております。九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会の皆様には、この機会に沖縄の基地の実情に接していただき、尖閣諸島が我が国固有の領土であることも踏まえ、我が国の外交・防衛問題のあり方や沖縄県が求めている過重な基地負担の軽減について理解を深めていただきたいと考えております。

次に、雇用政策に係る御質問の中で、雇用情勢の改善のための施策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県における雇用の課題は、雇用の場の不足、そして求人と求職のミスマッチ、若年者の就業意識などが挙げられております。これらの課題の解決に向け、「みんなでグッジョブ運動」などを展開し、企業誘致や産業振興などによる雇用の場の創出、そして拡大、職業能力の開発などの就業支援、これらによるミスマッチ対策、そして産学官が連携をしましたキャリア教育の推進などを基本的な柱として雇用情勢の改善に取り組んでおります。

次に、同じく雇用政策についての御質問の中で、各施策の効果と今後の対策についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

平成18年と平成22年の完全失業率を比較いたしますと、全国が4.1%から1.0ポイント悪化し5.1%となる中、沖縄県は7.7%から7.6%と、0.1ポイントでございいますが改善いたしております。また、就業者数は、同じく全国が126万人減少する中で、沖縄県は2万5000人増加するなど、雇用施策等による一定の効果がみられるものと考えております。

沖縄県といたしましては、引き続き「みんなでグッジョブ運動」をエンジンとして、関係部局及び関係機関と連携をして諸施策を総合的に展開してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 中城湾港新港地区についての御質問の中で、新港地区の役割と位置づけについてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、県土の均衡ある発展に資するため那覇港との適切な機能分担を図り、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾に位置づけております。

同じく第3次社会資本整備計画の整備目的と達成についてお答えいたします。

中城湾港新港地区は、流通加工港湾を目指した整備を推進しており、平成22年度末での進捗率は、事業費ベースで約88%となっております。西埠頭の取扱貨物量は、計画110万トンの目標に対して過去3カ年の平均が約86万トンで、約78%の達成率となっております。また、144社の企業が進出し、約3100人の雇用が創出され、東海岸域の経済振興に寄与しております。

同じく機能拡充の方針についてお答えいたします。

中城湾港新港地区東埠頭においては、水深7.5メートル岸壁6バースと水深11メートル岸壁1バースが概成しております。東埠頭では、新たに上屋1棟がことし3月より供用を開始しており、今年度は引き続き港湾施設用地の舗装や照明灯等の整備を実施します。

また、国においては、東埠頭の供用開始に向けて航路泊地のしゅんせつ工事を今年度より再開するとしており、県としては、国と連携しながら早期の供用を目指して物流機能拡充に取り組んでいく考えであります。

同じく新港地区の定期船航路の現状についてお答えいたします。

現在、中城湾港新港地区は定期航路がなく、中部圏域の貨物の多くが那覇港からの搬出入を余儀なくされており、物流効率化のためには定期航路の確保が重要と考えております。

県では、定期船就航に向け昨年度に背後圏の企業調査を実施し、貨物や航路等について港湾利用者等のニーズを把握しました。今年度は、実際に船舶を運航させる実証実験を実施し、その中で課題の把握と対応策を検討して、定期船就航の実現を目指す考えであります。

次に、中城湾港泡瀬地区埋め立てについての御質問の中で、埋立免許の変更に至った理由と今後の作業日程についてお答えいたします。

東部海浜開発事業については、社会状況の変化などを踏まえ、沖縄市において市民意見や専門家などの助言を受け、「スポーツコンベンション拠点の形成」として土地利用計画を見直しております。それを受け、港湾管理者である県は、土地需要の変化に対応するため、港湾法に基づき地方港湾審議会の答申や国土交通大臣の審査を経て、港湾計画の一部変更を行っております。さらに、港湾計画の変更に伴い埋立区域が縮小となるほか、埋立地の用途が変わることから、埋立事業者である国と県は、公有水面埋立法に基づき埋立免許の変更手続きを行い、ことし7月に変更の承認及び許可が得られたところであります。

県としましては、土地利用計画の見直しに伴う一連の法的手続きが完了したことから、地元の要請にこたえるためにも環境保全に配慮し、早ければ今月中にも工事を再開する予定であります。

同じく環境省意見の事業への影響についてお答えいたします。

環境省からの意見は、中城湾港泡瀬地区に係る港湾計画の一部変更の策定手続において、国土交通大臣へ提出されたものであります。

意見の内容は、既に護岸で囲まれた区域外における緑地の整備については、その具体化に当たり埋立面積が必要最小限となるよう引き続き検討に努められたい等とのことでした。緑地については、開発コンセプトの根幹であるスポーツ施設や魅力を高めるビーチ、野鳥園及び自然と都市施設との緩衝帯として、いずれも本計画の土地利用において必要な施設であります。また、これらの施設については、沖縄市が見直した土地利用計画の需要予測をもとに適正な規模を算出し、港湾計画に位置づけております。

なお、環境省意見を受けた国土交通大臣からは、交通政策審議会港湾分科会の答申も踏まえ港湾計画一部変更の審査を行い、本計画について了承する旨の通知が県に送付されております。これを受け、県は港湾計画を変更し、さらに埋立免許の変更等必要な法的手続きを完了したところであります。

同じく訴訟による今後の作業への影響についてお答えいたします。

泡瀬地区埋立事業については、ことし7月に事業の中止を求める訴訟が提訴されており、その内容は、自然の権利を主張し、環境保全や災害防止への配慮がないこと及び土地利用計画の合理性の欠如等について、埋立事業の違法性を訴えるものとなっております。

本事業については、今回の計画変更に当たり、市民意見や企業ヒアリング等をもとに土地利用計画を見直し、埋立面積を約半分とした上で港湾計画の一部変更及び埋立免許の変更等必要な法的手続きを経て工事を再開するものであります。また、本事業は、中部東海岸地域の経済活性化を図るための経済振興策として地元からの強い要請に基づき進めてきたものであり、事業の正当性について司法の場において丁寧に説明していく考えであります。

次に、防災行政についての御質問の中で、避難道路、公営高層住宅についてお答えいたします。

地震・津波等の災害発生後においては、避難・救助、物資の輸送、施設の復旧など応急対策活動を実施する緊急輸送道路として、県内で沖縄自動車道、国道58号、県道沖縄環状線など120路線、延長約1055キロメートルを位置づけております。

災害発生後は、緊急輸送道路を中心に最優先で交通の確保を図り、港湾、空港、病院、避難所、消防、警察、役所等の防災拠点を連絡し、被災者の避難・救助、消火活動等に使用される緊急車両の通行や支援物資の運搬等の応急対策活動が行われます。

また、避難のための公営高層住宅の改修につきましては、予想される津波の高さや避難ビルの位置などそれぞれの地域の実情を踏まえ、地域防災計画に基づき総合的に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用政策についての中の、「みんなでグッジョブ運動」についての御質問にお答えいたします。

「みんなでグッジョブ運動」は、これまで4年間取り組んできた運動の検証結果を踏まえ、企業、学校・

教育機関、家庭・地域社会、行政機関、企業あるいは労働等の関係団体など各主体の役割と連携を強化し、より多くの県民が参加できる県民運動として雇用情勢の改善を目指していくものでございます。

同じく雇用政策についての中、グッジョブ支援隊の派遣についてお答えいたします。

グッジョブ支援隊のねらいは、「みんなでグッジョブ運動」の推進をより具体的に図るため、地域において企業、学校、行政、家庭などが連携し、地域の雇用情勢の改善を目指して配置しているものでございます。沖縄県は、県内10市町村に計12名のグッジョブ支援隊を配置し、学校と地域の企業との橋渡し役としてキャリア教育の支援など就業意識の向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 歯・口腔に関する条例制定に向けての中、歯科口腔保健の推進に関する法律の評価についてお答えいたします。

これまで歯科口腔保健については、健康増進法、母子保健法、学校安全保健法などの個別の法律に基づき各施策が実施されてきましたが、今般、乳幼児から高齢者まで一貫した歯科口腔保健の施策を実施する根拠となる法律が施行されたことにより、生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた体制整備が促進されるものと考えております。

県としては、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の成立を受け、保健、医療・福祉、労働衛生、教育などの関係機関との連携を強化し、歯科口腔保健の切れ目のない取り組みを図ってまいります。

続きまして、県の施策への反映についてという問いにお答えいたします。

沖縄県では、健康増進法第8条に基づき、健康増進計画「健康おきなわ21」を策定し、虫歯予防効果の高い弗化物応用の促進、歯周病予防のためのセルフケアとプロフェッショナルケアの定着促進、高齢者のQOL確保のための口腔ケアの普及啓発を柱として歯科口腔保健事業を実施しているところであります。

県としては、県歯科医師会等関係機関と連携し、今後、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき国が策定し公表する歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的事項等を踏まえながら、歯科口腔保健事業の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、弗化物洗口の効果についてお答えします。

弗化物を利用した洗口の効果については、厚生労働省が「健康日本21における歯科保健目標を達成するために有効な手段として、フッ化物の応用は重要である。」とし、平成15年に「フッ化物洗口ガイドライン」を策定し、各都道府県知事あて通知しております。また、文部科学省を通じて各都道府県教育委員会へも同ガイドラインを周知しております。

県では、厚生労働省の通知等を踏まえ、市町村等関係機関と連携し、弗化物応用を促進しているところであります。

続きまして、歯科口腔に関する条例の制定についてお答えします。

県としては、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、今後、国が策定し公表する歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的事項や関係者等の意見を踏まえながら、歯科口腔に関する条例の制定について総合的に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、障害者歯科医療の現状と課題についてお答えします。

県では、県歯科医師会と連携し、各地域において心身障害児（者）全身麻酔下歯科治療事業を実施するとともに、かかりつけ歯科医の普及定着を目的とした障害者歯科地域協力医の養成等を行っております。

障害者歯科医療については、障害児（者）が、身近な地域において必要なときに適切な歯科治療が受けられる地域完結型の歯科医療体制を整備することが重要な課題であると考えており、県歯科医師会など関係機関と連携し、体制整備に向け引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 防災行政についての御質問の中で、消防広域化の現状についてお答えいたします。

平成22年4月に県内全市町村の参加による「沖縄県消防広域化等研究協議会」が設立され、同協議会における協議結果を踏まえ、本年4月に県内38市町村により「沖縄県消防広域化推進協議会」が設立されました。同協議会においては、平成25年度からの消防広域化の実現に向け、市町村長で構成される協議会、副市町村長及び消防長等で構成される幹事会、市町村の担当課長等が分野別に議論を行う専門部会の3つの各段階において、広域化後の組織、財政、人事、住民サービス等について協議が行われているところです。来年度は、法定協議会へ移行することとなっており、各市

町村は年末までに法定協議会への参加方針につき決定することとなっております。

次に、これからの防災訓練のあり方についてお答えいたします。

9月2日に実施した沖縄県総合防災訓練におきましては、主会場となりました石垣市のほか、県内の各市町村におきまして、学校、自治会、幼稚園、ホテルなど約60の団体において避難所や避難ビル等への避難訓練が行われ、石垣市においては約5000人の住民等が参加したものと聞いております。

また、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおいて、住民は、津波襲来時における即座の避難のため、地域の海拔高度等の特徴や避難所や避難経路を把握し、県や市町村においては、防災訓練や防災教育の充実を図ることなどの御提言をいただいております。県としましても避難訓練の強化が重要であると認識しております。

このため、東日本大震災の教訓や同検討委員会の御提言も踏まえ、今後、各市町村と連携し、可能な限り多くの住民の参加による高台への避難誘導など、より実践的な津波避難訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、消防広域化への参加、不参加がある現状での災害時の対応についてお答えいたします。

本年4月に設立された「沖縄県消防広域化推進協議会」につきまして、浦添市、うるま市及び宮古島市は参加を見合わせております。

県としましては、消防広域化の実現により、現場対応職員の増員による初動体制の強化、統一的な指揮下での効率的な部隊運用、窓口一本化による関係機関との迅速な連携など、災害発生時の対応力の強化が図られるものと考えております。これらのメリットを最大限に生かすためには、県域1ブロックでの広域化が望ましいと考えており、県としましては、各市町村の実情を踏まえつつ、消防広域化に全市町村が参加できるよう、引き続き3市に対し働きかけを行っているところであります。

次に、防災タワー等の設置についてお答えいたします。

東日本大震災の教訓を踏まえた津波対策の強化策として、高台等への避難が困難な地域においては、住民を速やかに津波避難タワー等へ避難させることが重要であります。また、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめにおきましても、「少なくとも海拔5mを最低限度の浸水域として設定し、できるだけこれより高い場所への避難対策をとることが必要」など

の御提言をいただきました。

各地域における津波避難タワー設置の必要性につきましては、市町村とも連携し、予想される津波の浸水高、避難所や津波避難ビルの位置など、地域の状況を総合的に勘案して判断してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 警察行政についての御質問の中で、沖縄警察署移転の進捗状況、スケジュールについてお答えいたします。

沖縄警察署新庁舎の建設工事については、平成22年12月15日に契約を締結し、平成24年6月11日を工期末として、現在、沖縄市山里2丁目の県企業局コザ庁舎跡地において本格的な建設工事が進められております。本館庁舎については、本年8月末現在、5階建て庁舎の3階部分まで終了しており、本年12月末には5階部分の棟上げを予定しております。

今後、年内に駐車場整備等の外構工事を発注することから、新庁舎への移転は平成24年秋ごろになる予定であります。なお、現庁舎は、平成25年3月末までに解体撤去することとなっております。

次に、移転後の沖縄市民の不安についてお答えいたします。

現在の沖縄警察署は、商店街や飲食店街、住宅が密集した沖縄市の中心市街地にあり、さらには米軍施設にも近接しているなど、地域住民の安全と安心を確保する上で極めて重要な役割を担っていると認識しております。

このような場所に所在する沖縄警察署が移転することに対しまして、沖縄市長及び沖縄商工会議所会頭等からも、その跡地に大型交番のような警察施設を設置するよう、再三にわたり強い要請をいただいております。地域住民の不安が大きいことがうかがえるところであります。

県警察といたしましては、沖縄警察署移転後も周辺地域の治安が悪化することがないように、跡地に一定の警察力を存続させる必要があると考えており、現庁舎解体撤去後、平成25年春以降の早い段階に、あらゆる事象に即応できる一定規模の警察施設を設置すべく、県当局と調整を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 再質問させていただきます。

まず沖縄署のことですが、向こうのゲート通りは御承知のように、米軍の兵隊さんが数多く、金曜、土曜

日になると深夜、明け方近くまで楽しんでいるところ
です。これがコザの町、ゲートの特徴ではあるんです
が、しかし、深夜までこれが及ぶ、そして酔っぱらっ
た米兵が民家に入っていくという事件は何度も起きて
います。ですから、今ある状況でもこういうことが起
こるので、市民は大変不安を感じております。なぜな
ら、大型交番ができると認識している市民が少ないか
らなんです。警察におきましては、ぜひとも早く、今
の沖縄署跡にはそれに負けないくらいのそれなりの大
型交番を設置する、市民に不安を与えないようなこと
をやっていくということを市民に知らしめていただけ
ませんか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） お答えいたします。

今の議員のおっしゃった趣旨はよく理解をしてお
ります。ただ、警察施設と申しまして予算がかかります
ものですから、警察の意向だけではいけないという
ことで、現在、県当局と調整をしているところでござ
います。ただ、警察署におきましても、地域住民の方
に対する広報という点では、これからもしっかり調整
させていただきたいというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 雇用の政策について再質問をいた
しますが、2万5000人の増加ということは、私は評価
されるものだと思っております。「新みんなでグッ
ジョブ運動」なんです、これは就業意識を高めると
いうことですね。10市に12名の支援員が派遣されて
いるということですが、沖縄市、うるま市、浦添市等
にも聞いたんですが、内容はいいんです。小学校、中
学校、高校において就業意欲を高めるための啓蒙の一
つとして講話する方々を探して、そして各高校に、あ
るいは小学校、中学校で講話をいただけないかとい
うことをやっているんですが、なかなか実績が上がら
ないんですね。そういったことに対して、実績として
上がっておりますか。

休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時28分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 現在、具体的には本
部町、名護市、うるま市、沖縄市、北中城村、与那原
町、那覇地区、それから豊見城市、宮古島市、石垣市
で、先ほど申し上げた合計12名を配置して、基本的
には学校と、地元の企業も身近にこういう企業がありま

すよという企業訪問とか、こういう場を見ることに
よって子供たちの働くことに対する就業意識の向上と
いうことで、今、具体的にこういう効果があったとい
うことというよりは、やはりちょっと時間をかけなが
ら、これは子供たちにきちんと就業というものの大事
さを学習してもらおうと。例えば、パネル展とか、あ
るいはエイサー祭り等でのブースの設置とか、公民館
でのいろんなイベントの周知・広報とか、そういうもの
を各地域でやっているというのが現状でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 働く意欲を植えつけるという作業
は、根本的に大事なことだと思っているんです。中身
もいいです。しかし、これを各学校が受け入れがた
い。なぜかという、各学校も年間スケジュール等あ
りますから。しかも、この支援員が若過ぎる。新卒の
方々が沖縄市、あるいはうるま市の雇用関係の課に配
属されて1人でやっている状況なんです。

私が言いたいのは、もっと県がこの中にフォローを
する体制をつくってもらいたいと思っているんです。
実際に、市の教育委員会、あるいは県の教育委員会と
連携を取り合って具体的に動かしていかないといい
なと思っているんです。支援員も一生懸命で、何か
孤軍奮闘のような気がしてならないんです。いかが
ですか。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） もし御指摘のよう
な点がございましたら、沖縄県としてはこういうところ
は積極的に改善して対応していきたいし、また、そも
そもグッジョブ運動というのは孤軍奮闘するものでは
なくて、やっぱりみんなで一緒にやろうということ
ですから、各自治体においても、その担当者任せでは
なくやはりみんなで、市町村の中でもこういう総合
的な取り組み体制を整えていただくというのが我々の
考え方ですから、今、先生御指摘のような点につ
いては改善していきたい、こう考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 歯・口腔に関することで伺わ
せていただきます。

この法律が施行されました。これに関しては部長
から答弁がありました。関連機関、教育機関も含む
んですが、その連携も必要であると。教育長、い
かがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時32分休憩

午後5時32分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 さきの議会で我が党の照屋守之議員も弗素等に関する質問をしたんですね。教育長の答弁は、実施における対応等で困難があると、弗素自体の課題がまだ未解決だと言ったり、認識が不足している、安全性にも疑問があると、薬品保管への課題等があると。そして、特に家庭で実施すべきではないかというようなことを答弁されておりました。法律でこのようにできたことに関して伺いをしているんです。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） ただいまの件につきまして、たしか6月県議会で照屋議員のほうからも御質問がありまして、私どもは、たしかそういった答弁をしたと思います。今の桑江議員の御指摘につきまして、今後どういう対応ができるのか、いま一度検討をしていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 今回の福祉保健部長の答弁の中で、厚労省が、この弗素というのが有効であり、かつ重要であると続けているんですね。そして、実際に沖縄県では久米島町が小・中、保育園においてはもう平成3年から始めているらしいんですが、端的にこの効果があらわれているんです。虫歯率というものが、平成10年、久米島の中学生で平均5.17本だったのが、平成18年には1本もない、0.82本という状況でした。こういった効果と、そして厚労省がこれは重要であると位置づけている。さらにお伺いをいたしますが、今後、県内の小中学校、高校で弗素応用について認識を新たにすることはいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、さまざまな視点からいま一度持ち帰って研究をしてみたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 福祉保健部長、どのように教育委員会にアドバイスしていきますか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 弗化物の洗口に関する有効性は、日本での取り組みはもう数十年前から新潟県が先行して行われてかなりの成果を上げており、また、県内においても、議員御指摘のように久米島で一生懸命やられてかなりの効果を上げております。

また一方、それに対する——私の立場から言わせると、それほど根拠があるとは思わないんですけれども——毒物じゃないかとか、そういうふうな極端な御意

見を言う方もおまして、そういう方々へ、そうではないんだよと研修等を通じて伝えるとともに、養護教諭の皆様への啓発といいますか、そういう協力依頼等を今後やっていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 この弗素の認識が間違っているところがある団体がありますが、弗素は少し危険であるというようなものを払拭するために福祉保健部長、弗素には効果があるということを強く知らしめていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 議員の御指摘のとおり、私も、また厚労省においても、先ほど答弁しましたように、弗化物は極めて有効な、重要な手段であるというふうなガイドラインで皆さんに通知するということを受けておりますので、そういうのも活用して、世界的に見ても有効であることはもう認められていると考えておりますので、理解を深めていきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 この法律の中の目的は、「歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする」。そして、基本理念の③には、「保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。」と法律でうたわれております。

早期に歯科口腔に関する条例を出してもらいたいんですが、前向きな答弁だと思っております。めどとして、目標としてどれぐらいの準備期間等があればこういうのはできるんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 今法律ができたばかりですので、それを受けて、またいろんな指針等が示されることになっているので、そういうのも受けて、また歯科医師会等の関係者ともよく相談して、条例制定はどうあるべきかについて相談した結果でできくと思いますので、今、時期とか、そういうことを明示することはちょっと控えさせていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 条例制定に向けて一肌も二肌も脱いでいただきたいと思います。

防災行政について1つだけ。公営高層住宅の避難のことでありますが、県営団地、市営団地、そこがいわゆる避難できる状況なのか。特に、東海岸にあるとこ

ろの高層市営住宅、県営住宅等のことについて伺います。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 今後、予想される津波の高さとかを踏まえて、避難ビルとか公営住宅の調査をするんですけれども、例えば、公営住宅においては、屋上がなく避難できないところもあるものですから、そういうところは、やはりそういう防災計画の見直し等に基づいて何らかの避難ができるような構造等も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 この公営住宅に住んでいる方々は、当然ここで階段を上がって避難できる。これは周りの近所の方々も避難できると想定されますか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、津波の浸水域を5メートルというふうに置いておるわけですが、市町村等におきましては、この5メートル以上の高所にその住民だけではなくて、一般の方が避難できるという体制をつくるのが大事だと思っております、これは公営住宅に限らず——これは各市町村が指定することになります——その地域に存在する高い建物、あるいは高台といったものをきちんと指定していくという方針でございます。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 県営住宅は県の考えでできるわけでしょう。いわゆる指針が出ましたよね、津波警報が出て5分で避難すると。5分という大体どれぐらいの距離なんですか、300メートルとも言われていますが。この県営住宅等の地域住民も避難できるようなものに改修する必要があるのではないかという趣旨の質問なんです。それをやるということは、付近の住民の不安を解消する要因になると思っております。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） そういう本土の事例とか、沖縄県でもそういった避難ビルを指定している事例もありますので、そういったものを見ながら、その面積にどれぐらいの人が避難できるか、避難経路のほうがちきちんとなされているかと、そういうものをすべて総合的に判断した上で今後検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 桑江朝千夫君。

○桑江 朝千夫君 中城湾港についてですけれども、知事、「中城湾に花が咲く」という十数年前の歌があります。普久原恒勇さん作曲、作詞平田嗣光さん。こ

れが盆踊りに歌われて、婦人会の皆さんが踊りも振りつけるというぐらいのもので、ひとつ紹介をしますが、「知念岬を 弓手に見つつ 五洋をこえて 船が来る 人と物とを 乗せて来る 島が栄える 源泉なり 出船入船 絶え間なく ジントー 中城湾に花が咲く」と、相当に地域の我々がこれに期待をしていると感じていただけるものと思っております。

我々は、この規模も相当に満足はしてはいるんです。しかし、中身にもっと力を入れてもらいたい。前に質問したときに、ここが自動車関連の拠点にもなるという位置づけをしておりますね。実際に知事の答弁でトヨタ等に働きかけたと。リーマンショック、経済恐慌以降、頓挫してしまったかもしれませんが、知事、こういったトヨタ等大型の工場等の誘致に再び動いていただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時45分休憩

午後5時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員がおっしゃったように、確かに我々はある時期、トヨタ自動車に集中して誘致活動に努めたことはあるんですが、この3・11の前後、それからトヨタがアメリカで公聴会に引っ張り出された、あのあたりから少し様子が変わってきて、まだ我々も勧誘そのものをフルにはやっております。ただ、こういうものはトヨタ自動車だけに限らず、いろんな大きな工場というものについては、ギブアップしないでトライをしていきたいと思いますが、ただ、こういうすそ野が広い産業のみならず、もう少しすそ野の広がりがあるのに広くなくても、自己完結型ともいいますか、このあるサイズのもの、エレクトロニクスのデバイス関係とかいろんな分野がありますから、もう少し対象を広げて頑張りたいと考えております。

ただ、今の泡瀬地域については、海外も含めてアジア系の地域からは、むしろ観光や健康産業、いろんな面を含めて沖縄に関心を持っている地域が結構あるものですから、これからいろんな展開が考えられるのではないかと思いますので、ぜひ沖縄市の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○桑江 朝千夫君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時48分休憩

午後5時49分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

20分間休憩いたします。

午後5時49分休憩

午後6時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

具志孝助君。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 一般質問を行います。

一般質問もここまで来ますと、重複するような内容になりますけれども御了承願いたいと思っております。

1番目は、普天間移設問題についてであります。

知事は、先般訪米をされまして普天間の県外移設を訴えてまいりました。先ほどの議員からもありましたように、知事の県外移設の訴えの内容については、与野党問わずひとしく高い評価を受けていると思っております。本員も同様であります。私は、知事のスピーチ、何度も繰り返し新聞報道記事、要するに講演要旨を見ております。完璧に近いぐらいの内容だなど、要約されたものですが、初めに、しっかりと沖縄における米軍基地の問題点3点の指摘をしております。その後に、私は日米関係は重要であり、日米安全保障体制は必要と認識しているところ断っているわけなんです。在日米軍基地の大半を有する沖縄において、知事を初め各界各層の人が今回の日米合意案に対して反対していると。これは一体全体どういうことなんだろうと、アメリカ側では受けとめているのではないだろうか。すなわち日米の安全保障条約に対する立場の違いなのか、そもそも知事自体が、俗に言う反戦平和的な思想の持ち主であるかというようなものかもしれません。しかし、明確に安全保障体制に対する認識をされたというようなことについては、冒頭に大変有効だったと思っております。

そして時間を気にするんですけれども、中身についてもこの場で読み上げたいぐらいにきちっと訴えられている。辺野古移設は非常に厳しく時間のかかるものとなっていると、経緯の説明もあります。いわゆる民主党政権になって県外移設とうたったにもかかわらず、ほとんど説得する説明がないままにもとに戻ってしまったと。これでは納得がいかない。どうして海兵隊が沖縄でなければならないんだと、もし必要とするのであれば本土でそういうような努力をしたんであるかとしっかりと訴えておられました。結論として、この普天間の機能は日本国内の他の都道府県に移設をしたほうがより早くなるとこのように訴えたわけであ

りまして、日ごろから主張されていることをきちっと訴えることができたなとこういうぐあいに思っております。

時間がありませんから、まず質問部分を読み上げます。

(1)、知事訪米における「県外移設」の訴えに対する感触をお伺いします。

(2)、「総合安全保障課（仮称）」の設置のねらいについて伺います。

2、カジノエンターテインメントについてであります。

これも時間がありませんから、後で時間を見ながら少しお話ししたいと思っておりますが、今、政府・国会においてカジノ合法化に向けた動きが大変活発になってまいりました。特に、超党派の議員連名によるIR法なるものが準備をされて、しかもその中にカジノからの収益金を震災復興の財源に充てようというように盛り込み、そして地元東北のほうでもそのカジノに対する研究を進めたいというように具体的に声が上がってまいりました。にわかにはカジノエンターテインメントについての議論が活発になっております。かねてから沖縄県でも、いわゆる財政基盤の確立、そして沖縄県の基幹産業と言われる観光産業が世界的な競争力を持つためには、これは避けて通れないひとつのテーマではないかというような議論もあったわけでありまして。そこで問題を取り上げました。

質問いたします。

(1)、統合リゾートモデルのコンセプトについて伺います。

(2)、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（素案）」における扱いについて伺います。

(3)、超党派によるIR議連の「特定複合観光施設整備法案」のコンセプトと準備状況について伺います。

(4)、県民コンセンサスの推進方法について伺います。

3、慰霊と平和、観光について。これは平和祈念公園を一元管理すべきじゃないかということをもっと申し上げたいわけでありまして。

そこで質問をいたします。

(1)、当事者の高齢化等により慰霊祭や管理が困難となった各団体の慰霊の塔の将来の維持管理について伺います。

(2)、平和祈念公園内にある国立戦没者墓苑を初め、各県や団体の慰霊の塔、平和祈念資料館、平和の礎の管理は一元化すべきと考えるが、それぞれの所管の部

長の見解をお伺いいたします。

(3)、平和祈念公園には、年間100万人近くの参拝、観光客が訪れている。観光行政の立場から、今後、霊域や平和の礎、平和祈念公園はどうあるべきと考えるか伺います。

4、港湾行政について。

離島県の本県にとっては、港湾行政は極めて重要だと思っております。

そこでお伺いします。

(1)、重要港湾の整備状況と管理運営について伺う。

(2)、那覇港における国際物流関連施設の整備と運営について伺う。

(3)、那覇港におけるコンテナターミナルの管理運営とトランシップの実績、そして将来性について伺う。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志孝助議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、普天間移設問題についての中で、訪米での訴えに対する感触についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家等が参加する「沖縄クエスチョン」において、辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題解決ができる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の皆様との質疑応答などを通して意見交換を行ってまいりました。また、レビン、そしてウェッブ、マケイン上院議員との面談を行い、その中で各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げました。

県としましては、今回の訪米において、普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得たことで、有識者などの皆さんとのネットワークの構築が図られるとともに、アメリカにおける同問題の理解が少しでも前進させることになったのではないかと考えております。

次は、カジノエンターテインメントについての御質問の中で、統合リゾートモデルのコンセプトについての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、持続的な観光振興や自主財源の確保を図る観点から、カジノ導入に伴う効果や課題について

検討を進めております。昨年度、新たに構築いたしました「沖縄統合リゾートモデル」につきましては、カジノ、そしてホテル、コンベンション、ショービジネスなど多様な機能を備えた複合型リゾートをコンセプトとしております。具体的には、ファミリー層を中心とした「アミューズメント・リゾート型」とビジネス層を中心とした「MICE誘致型」の2つのタイプを提示いたしているところでございます。

次に、同じくカジノエンターテインメントに係る御質問の中で、県民コンセンサスの確保の方法についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

県におきましては、現在、沖縄統合リゾートのイメージやその経済効果、そして懸念事項に対する沖縄県の考え方等につきまして、説明会などを通して県民への周知を行っているところでございます。統合リゾート導入に関する県民のコンセンサスにつきましては、国の「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」の内容等を踏まえて県民世論の動向等を勘案し判断してまいりたいと考えております。

次に、港湾行政に係る御質問の中で、重要港湾の整備そして管理運営についての御質問にお答えいたします。

現在、沖縄県には重要港湾が6港あり、そのうち那覇港是那覇港管理組合で管理運営を行い、臨港道路、そして大型クルーズ船バース、さらに岸壁、防波堤等の整備を推進いたしております。また、県が直接管理運営するのは中城湾港、金武湾港、運天港の3港であります。中城湾港は、新港地区や泡瀬地区において、しゅんせつ、埋立工事を推進いたしております。平良港及び石垣港は、宮古島市及び石垣市が管理運営し、岸壁、そして防波堤等の整備を推進いたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間移設問題についての御質問の中で、総合安全保障課設置のねらいについてお答えいたします。

県としましては、日米の国防・安全保障政策や、今後の国際情勢等を踏まえ、沖縄の過重な基地負担の軽減に向けた県としての考え方を取りまとめていく予定であります。このため、安全保障を専門的に研究する有識者や専門家とのネットワークを構築するなど独自の仕組みが必要と考えております。現在、県庁内の課レベルの設置を含め、組織のあり方や、より一層の効

果的な施策や手法について検討を進めているところがあります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） カジノエンターテインメントに係る御質問の中で、「沖縄21世紀ビジョン基本計画（素案）」における統合リゾートの扱いについてとの質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画（素案）」におきましては、「世界水準の観光リゾート地の形成」に向けた施策の柱の一つとして「国際的な沖縄観光ブランドの確立」を掲げ、その中で統合リゾートいわゆる「ＩＲ」を位置づけております。具体的には、「エンターテインメントをはじめとした多様な機能を備えた統合リゾート施設の導入に向けた検討を行う。」こととしております。

同じく質問の中の、特定複合観光施設整備法案のコンセプトと準備状況についてとの問いにお答えいたします。

ことし7月にＩＲ議連が公表した「法案大綱」においては、カジノ、ＭＩＣＥ施設、ホテル、そのほか観光振興に寄与する施設が一体となった統合リゾートの開発・整備について民間事業者の資金とノウハウを活用する民設民営によるものとされております。また、法案の枠組みにつきましては、まず地方公共団体から国に対し、統合リゾートの計画申請を行い、国から整備区域の指定後、公募などにより地方公共団体が民間事業者の選定を行うこととされております。具体的な法整備につきましては、統合リゾートに関する検討組織の設置や法制上の措置を政府に義務づける「推進法」を議員立法で制定し、推進法の成立を受け、カジノを合法化し統合リゾートを導入する「実施法」を政府において制定することとされております。少々細々とした説明になりましたが、以上が現時点で想定される国の動向であります。

次に、慰霊と平和、観光についての中で、霊域、平和の礎、平和祈念公園についての御質問にお答えいたします。

平和祈念公園及び同公園内の各施設は、平和学習を目的とした修学旅行生を初め団体や個人旅行者が多数訪れる、平和を発信する重要な拠点であると認識しております。と同時に、さきの大戦における犠牲者の遺族や関係者にとりましては、深い悲しみと祈りに包まれたみたまが眠る聖地であることも決して忘れてはならない大切なことだと認識をしております。その観点

から、観光行政の立場としましては、今後とも訪れるすべての人にとって親しみやすく、利用しやすい、祈りに満ちあふれた公園であることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 慰霊と平和、観光についての、慰霊塔の維持管理等についてお答えいたします。

沖縄戦関係の慰霊碑・塔の管理状況については、平成13年度に行った調査の結果、県内に建立されている戦没者の慰霊碑・塔の数は、371基となります。これらの慰霊碑・塔は、市町村、同窓会、戦友会などが建立し、各団体の実情に応じて管理されております。県としましては、慰霊碑の管理については、各団体の意向が尊重され管理が行われる必要があると考えております。

続きまして、平和祈念公園内の施設の管理についてお答えします。

平和祈念公園内には、国立沖縄戦没者墓苑を初め、各府県及び団体の慰霊塔が建立され、財団法人沖縄県平和祈念財団が各団体からの委託を受け、維持管理を行っております。また、同公園内には、平和の礎など平和を発信する施設が整備されております。例年、各慰霊塔における慰霊祭には、遺族を初め多くの方が参列されており、追悼と平和祈念に訪れる来園者の利便性を確保する観点から、公園内施設の管理の一元化は望ましいものと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 慰霊と平和、観光についての御質問の中で、平和祈念公園内の施設管理の一元化についてお答えいたします。

平和祈念公園内にある環境生活部関連の施設は、平和祈念資料館と平和の礎の2施設がございます。両施設とも沖縄戦の実相や教訓を後世に伝える平和学習施設として、また、平和を希求する沖縄の心を発信する施設として整備されております。

平和の礎の管理については、指定管理者制度を導入しておりますが、平和の礎の参観者や隣接する国立戦没者墓苑及び各県慰霊塔などの参拝者の利便性を確保する観点から、平和祈念公園との一元管理が望ましいと考えております。一方、平和祈念資料館は「平和行政の拠点」として位置づけられた施設であり、県みず

から「沖縄のこころ」を世界に発信し、人類の恒久平和に寄与する取り組みを行う必要があることから県直営で管理をしております。同施設につきましては、今後も県が直営で管理すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 慰霊と平和、観光についての御質問の中で、平和祈念公園管理の一元化に対する土木建築部の見解についてお答えいたします。

都市公園の管理は、基本的に民間による指定管理者制度が導入されており、公園利用の増大や実現性のあ
る有益な自主事業等を実施できる管理者が公募により決定されております。

平和祈念公園は、諸施設が混在していることから管理者も異なりますが、公園全体の維持管理・運営については、各指定管理者間の密接な連携により可能と考えております。しかしながら、平和祈念公園の特異性を考慮した場合、一元管理の優位性もあることから、今後、各部と調整した上で検討していきたいと考えております。

次に、港湾行政についての御質問の中で、那覇港における国際物流関連施設の整備と運営についてお答えいたします。

那覇港の国際物流関連施設いわゆるロジスティクスセンターの整備は、貨物の搬入・荷さばき・流通加工等の一貫的な物流運営により物流拠点の形成を図り、国際流通港湾としての機能強化を目指すプロジェクトであり、那覇港管理組合においてその推進に取り組んでおります。第1期予定地については、選定事業者の2つのグループが採算性等で撤退したことから、那覇港管理組合においては、第1期、第2期及び第3期予定箇所を含めた施設全体の整備に向けた事業スキームの見直しをするとともに、那覇空港と連携したロジスティクスセンターの整備のあり方も視野に入れて再検討するとのことでもあります。

同じく那覇港コンテナターミナルの運営とトランシップについてお答えいたします。

国際コンテナターミナルについては、構造改革特区制度を活用し、純民間企業の「那覇国際コンテナターミナル株式会社」が平成18年1月から運営しております。取り扱いコンテナ貨物量は、平成18年の約7万2000TEUから平成22年は約8万4000TEUに増加しております。また、トランシップ貨物については現在実績はありませんが、那覇港管理組合においては、国際物流経済特区制度の創設やポートセールスの強化等

により、トランシップ貨物の獲得に取り組んでいくとのことでもあります。

以上でございます。

○具志 孝助君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時41分休憩

午後6時42分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

具志孝助君。

○具志 孝助君 知事訪米について、普天間問題で改めて、最近新聞報道というか国会でも出たんですけれども、どうもメディアを通した情報が正確に伝わっていないと。日米首脳会談において、オバマ大統領がもうそろそろお互いは解決の時期が近づいたとこういうような内容を言った、言わないとこういう議論があるんですが、私も新聞報道だけで果たして本当に正確にアメリカ側の報道が伝わっているのかなとしばしば疑問に思ったりします。メディアにもしっかりとした主張があるわけですから、自分の主張に合ったものは文字が大きくなったり、活字がふえたりというのがあると思うんです。

そういった意味合いでは、今回の知事訪米についてはしっかりした報道があったと思うんですが、そういう意味で直接知事にお伺いをしたいわけですが、いかがですか、知事は県外移設を直接じかに訴えました。そこでこの「沖縄クエスチョン」のシンクタンクの皆さんから知事への質疑応答があったと思うんですよ。この中で知事がこれはというような、自分の訴えに対してよく伝わっていないなと、理解していないな、あるいはよく理解できたなと、こういう主要な質疑応答についてどういうのがあったのか、もう一回お聞かせいただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時44分休憩

午後6時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） お答えいたします。

この「沖縄クエスチョン」の会合そのものは、ちょうど昼食時間に100人近い人が集まったと思うんですが、ただいろんな方が入っておられて、一つは無論この「沖縄クエスチョン」の勉強会というのは10年ぐらい続けてきているものですから、沖縄からは高良倉吉先生とか何人かが出たり、あとはアメリカの中国の専門家、日本の専門家とか、それから基地問題、基地とか防衛とかそういうものに精通しておられる人々とか

そういう人々をジョージ・ワシントン大学のマイク・モチヅキ先生がまとめておられる会合で、ワシントンでも私はこの会合というのは2回目ですが、ぼちぼち中締めにするかというようなこともあって記念講演みたいな感じで私も参加しました。ですから、ある意味で普天間基地をめぐる問題というものは皆さんはかなりよく知っておられる人々であったとは思いますが、一体知事はどういう考えを今持っているのかという説明に対しては、それはそれとして理解いただいたとは思いますが。むしろそれとあわせてかなり全般的なとか全体的なとか総括的な質問を何人かの方からいただきました。1つは、例えば韓国に持っていったらどうかとか、それからアメリカのワシントンにおられる人々の――分野もいろいろ違うんですが――韓国案はどうかとか、そもそも沖縄における米軍基地についてはもっと米軍のほうからいろんな地域住民との関係をよくしていくような方法で、雇用の問題とか、仕事の問題とか、むしろそういうことを考えてもう少しいい状態をつくっていったらどうかとか御提案のような、質問のような話とか、また米軍基地全体は要らないと、県外にというような意味はあるのかとか。実は非常にふわっとした話からかなり具体的なことでいろんな話や質問はありました。そういうことで私の、日本国の別の場所のほうで早いよという話については、それなりには理解をいただいたと思うんですが、むしろ沖縄における米軍基地のありようについての関心もかなり高かったと私のほうは認識、理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 私も同様でありましたが、かねて知事は、苦渋の選択として辺野古移設を認めたわけですね。私もそうでした。沖縄全体の負担の軽減になるのであれば、これはもうやむを得ないんじゃないかという立場をとっていたのがかたくなにそれをノーと言っている。これは辺野古、普天間返還だけでなく土地の返還だと、グアムへの移設というパッケージ論の中で、この問題が解決しないと前に進みませんよと、こういうことを盛んに言っていますね。にもかかわらず、いや、だめなんだと。こういうことに対する率直な疑問がアメリカ側にも当然あると思っています。そういうようなところの質問が当然私は出てきたんじゃないかと疑問に思って今の質問をしたんですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後6時50分休憩

午後6時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員の御質問のようなダイレクトな質問は向こうではありませんでした。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 さらに訪米を求める声があるし、それから県内の市町村長あるいはその他の団体からも訪米直訴をすべきじゃないかというような意見が出ております。どれぐらいの影響があったらうかと、どういう方々に会ったらうかと、こういうような疑問もあるんです。そこで1点、どれだけの影響があったらうかというような意味合いでお聞きをするわけですが、記者会見ですね。記者会見はアメリカ側のメディアはどれぐらい参加してくれたんだらうか。そして知事はその数日間、アメリカに滞在したと思うんですが、メディアの反応というんでしょうか、この2点についてお尋ねします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 正確な数はちょっと今カウントしておらないんですけども、「沖縄クエスチョン」そのものではメディア関係の方、シンクタンクにまじって数人の方がいらっしゃいました。また、その後の記者会見におきましてはこれは20人程度の記者がおりましたけれども、実際に星条旗新聞からお1人見えておりました。それからブルームバーグというインターネットの経済誌そこからお1人、さらにその後、数名の方から知事はお話を聞かれています。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 日本側の記者、日本側のメディアとアメリカ側のメディアは記者会見ではどちらのほうが多かったですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 日本側のメディアのほうが多かったです。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 どれぐらい多いんですか、圧倒的に多いんですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 8対2ぐらいだったと思います。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 時間がありませんので先に進みます。野田総理が近々来られるということですが、いつごろの予定でしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 承知しておりません。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 野田総理は負担軽減を説明しているんですよ。野田総理に限らず日本政府側は沖縄側の基地負担について説明をして理解を求めたいと言っているんですが、どのような負担軽減を言ってくると思われますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、知事公室長から答弁させていただきましたが、まだいつお見えになるのかはまず第一にはっきりいたしません。ですから、野田総理の国会の答弁等を読ませていただくと、日米合意の2プラス2のあの中身を考えてお見えになるのだろうという予測はできますが、ただ実際に言って総理が本当に沖縄に見えるのか、見えないのかも実はまだよくわかっておりません。ですから、この程度しか今お答えできないんですが。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 お見えになったら何を訴えますか。同じことの繰り返しですか。何か秘策がありますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まさしく仮定の議論で、実はもう少し詳しく何かお話できればいいんですが、ただ何をいっても文字どおり、もし普天間の辺野古移設の話であれば現実にはあれは事実上不可能ですよ。その原因は、皆さんの党が実はつくったのですよということは申し上げるしかありませんですね。それで去年の5月28日から私が申し上げているのは、県民にわかるように自民党、公明党さん時代の内容に戻ったこの経緯をよく説明し、解決策を探らないとなかなか大変ですよ。ですから、それを求めてきたわけですが、それが十分なものではなかったということで私は去年の9月議会で申し上げましたように、これはもう事実上逆に不可能だと。41市町村長がひどいじゃないかという中で、全員ですから。そしてまた民主党さんの説明が十分でない、納得いかない。そういう中ですよという、この状況を正確に知っておられるのかどうかを含めて申し上げるしかないなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 今一番の問題は、次の総合安全保障課の設置とかかわってくるんです。先日、民主党の新垣安弘議員からも御提言があったんですが、私は、なかなか高い見識を持っておられるなとこのように感じましたけれども、一番の問題は国会の大多数が今の日米合意案を支持していると、ここだと思っているんです。しかし、これは実際はほとんど議論がされてない

と国会の中でも、そして国民の間でもほとんど話題に上がっていないというのが一番の問題だと思っております。そこで新しい課の設置をしてこれも含めて日本の安全保障について議論を深めていきたいということなことだと思っているし、私は大変重要なことだと思っておりますし期待をいたしております。ぜひそういった意味合いでこの日本の安全保障について、沖縄側から積極的に議論していただきたいと、そして抑止力というふうな話もあるわけですが、ぜひ高めていきたい。そういうような強い願いを持って取り組んでいきたいと思っておりますが、いま一度知事の御見解をお尋ねいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ぜひ与党の議員の皆さんとも防衛政策についても、また議会の先生方からもよく御指導もいただきたいと思います。

日本の防衛白書の内容を見ても大分中身が変わりつつある中で、そして何も軍事的な防衛論のみならず大規模自然災害対策も含め、コンピューターのハッカーも含めていろんな地球規模でいろんな難しい問題が起こっている中で、この沖縄県が日本本土からかなり離れている独特の地域を構成している以上、我々は我々で考えられるいろんなことをよく研究しておく必要があると思いますし、今おっしゃった中で日本に対する狭い意味の安全保障について議論を提起したらどうかというお話もありますが、そこまでの見識が我々はつくり切れるかどうかも含めて、この時代に合う防衛政策といえますか、大規模災害対策も含めて県民が安心して安全に暮らしていけるような政策をきちっと整理整頓し、我々が民間外交でもできることも含めてきちっとした方向が出せないかという気持ちでございます。ぜひ御指導を賜りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 頑張ってくださいと思います。

時間がありませんで、ちょっと私の質問が舌足らずになりますがひとつ御了解願いたいと思っております。

2番目のカジノエンターテインメントについてに移ります。

カジノ導入の他府県での動きも相当活発になってまいりました。そして県内でも最近も新聞に出ておりましたけれども、この他府県の動き、そして県内の動きについて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） お答えします。

ただいま、統合リゾート導入につきまして誘致の動きがありますのが、東京都、それから大阪府、千葉県、和歌山県、それから北海道などが誘致に向けて動いていると認識をしております。

また先ほど議員からもお話がありましたところありますが、ＩＲ議連等地域団体などにより東日本大震災からの復興の起爆剤として、今宮城県など東北地域への導入についても検討されていると聞いております。あわせて県内におきましては、うるま市内の団体より統合リゾートを誘致することについての要請が平成22年9月16日付で県に提出されております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 このカジノエンターテインメントはかねてから沖縄が注目されております。沖縄の優位性についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、皆さんの報告書の中には、リゾートいわゆるＭＩＣＥ誘致型のモデルとそれからアミューズメント型のリゾートモデルを併記しております。当然ながら沖縄はリゾート地でありますから、アミューズメントのほうが優位性が高いと思っておりますが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） アミューズメントリゾート型とＭＩＣＥ誘致型、どのタイプが沖縄にふさわしいかというような御質問だと思いますが、沖縄における統合リゾートの優位性としてしましては、まず中国や台湾、東アジアに近接しました地理的優位性、それから日本の安心・安全、治安のよさ、さらに自然環境、平和交流、健康・長寿、歴史、文化、芸能、音楽など国際的に価値のある多彩な観光資源が挙げられるものと考えております。これら優位性につきましては、アミューズメントリゾート型、ＭＩＣＥ誘致型のこの沖縄におきましては、いずれも２つのタイプに共通の強みになるものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 超党派議員によるカジノ法案が準備をされて、次再開される臨時国会に提案をされると、それで一生懸命根回しもされております。部長答弁にもありますように、復興財源にも充てたいと、こういうようなことでこの秋の臨時国会にカジノ推進法について提案をされるとこういうような運びになっておりますが、この法案が成立した場合にいいよこの法案の中に２カ年以内に実施法を制定することが義務づけされてくると、こうなってくるといいよ進めなくちゃいかんとかいうような状況が出てくると思っておりますが、県の取り組みについて改めて伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の法律の出し方が二段階に分けて、カジノ法、ＩＲ法をつくっていいこうという動きがございます。それで県でもいろんな動きがある中で、やっぱり沖縄県でも先ほどもどなたかに答弁いたしましたけれども、この観光・リゾート地の部分としてもカジノについては徹底して追求をし、可能であれば県内に入れることも頭に置くべきだと私は思っておりますし、そういう検討を部、それから職員に勉強をしてもらっております。ただし、いろんな議論がありますし、私も最終的には県民のコンセンサスがなければ入れるべきではない、入れないという方向だけは持っておきたいと思いますが、もう沖縄でも何年にもわたって議論してきた中身です。ですが、今度は半歩前進はする可能性がありますから、私としましてもそれに向けて可能な限りのコンセンサスがどうなっているか、そしてもし沖縄に置いたら内容をどうすべきか、マイナス点があればどうこれを解決すべきかなどなど徹底した準備はやるべきだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 持ち時間がなくて自分自身も説明ができなくて大変焦っておりますけれども、この法案の内容を見ますとこれは民設民営、当然そうであるし、結局このＩＲを経営するのはいわゆる民間であるというようなことですね。これの起業化、これはかなり大がかりのいわゆる事業でなければならぬと言われてい るんですが、県内ではそういうような調査というか、いわゆるプロモーターというんですかそれを運営できるような資本家が沖縄の地において可能性があるかどうかと当然市場調査をなさっていると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これはごもっともな疑問で、今からでも徹底してそこは調査をしようと思っておりますが、ただ恐らくこれはまだ沖縄の人だけではなくこの事業をスタートすることは難しい。ですから、一種の技術提携とかアメリカを代表するいろんな企業もありますし、世界じゅうに幾つもの企業があります。ですから、そういうところとの提携でないとスタートが難しいのではないかという感じを持っておりますが、ちょっとこれはもう少し現実の事業としての取り組みの部分で詰めていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 沖縄のリゾート地で果たしてこれだけの大きな資本を投下して運用をやっていくというプロモーターがいるかどうかというようなことについて

も大いに気になるところでありまして、ぜひ早目の検討をお願いいたしたいと思っております。

時間がありませんので、さきの平和祈念公園の一元管理について、3名の所管部長から一元管理が望ましいと。しかし平和祈念公園は今公募をしておると、これが別のほうに移ってしまったら大変なことになるというような関係者からの声も聞いてこの質問を取り上げたわけであります。知事、ここで安心して財団法人の平和祈念財団がしっかり効率性のいい運営ができるように知事のほうから明確に方針を示していただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時10分休憩

午後7時10分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほど休憩中で、ちょっとやりとりに誤解があったかもしれませんが、再度説明します。環境生活部関連は平和の礎、これは基本的に公園の一元管理をしたいと、そのほうが望ましいというふうに考えております。ただ、平和祈念資料館については、まさに県の平和行政の発信拠点ということもありますし、その事業内容も海外との交流事業であったり、それから公平性・公益性・効率性という観点から、第三者委員会を設けてその運営も図っているということもありますので、今後も県営でいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 具志孝助君。

○具志 孝助君 時間がありませんが、あと一点だけ。

補助金も平成15年が1535万あったのが22年度は794万と半分近く減っているんですね。こういうような状況でありますので、補助金についての見直しも訴えているようであります。この件についてもひとつぜひ善処方お願いしたいと思っておりますが、お答えをお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時12分休憩

午後7時12分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員おっしゃるとおり、きちっと取り組んでまいりたいと考えております。

○具志 孝助君 以上で終わります。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

〔前島明男君登壇〕

○前島 明男君 ついに私の出番がやってまいりました。お疲れのことと思いますが、最後ですので、いましばらくおつき合いをいただきたいというふうに思います。

改めて、浦添市区選出で公明党・県民会議の前島でございます。

きょうは、100%メード・イン・浦添のかりゆしウエア——これでございます——を着用してまいりました。蚕の飼育から繭、糸紡ぎ、織りまですべて浦添産でございます。軽くて風通しもよく、最高であります。多くの県民の方々に御愛用いただければと思いPRをさせていただきました。

さて、東日本大震災やたびたびの台風、水害等で多くの方々がお亡くなりになりました。亡くなられた方々にお悔やみを申し上げます。さらに被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願ってやみません。

ところで、仲井眞知事の訪米についてでございますが、知事は、米国首都ワシントンで講演された折、普天間飛行場の県外移設を米国の識者に直接訴えられたのは、日米両政府に合意見直しを迫るねらいがあり、また、知事が現行計画を「不可能」と断じたことで、両政府が堅持する日米合意が既に形骸化していることを改めて印象づけるものとなりました。折しも、日米政府は首脳会談するという、またとない絶好のタイミングではなかったかと思う次第であります。そのようなことから、今回の知事訪米は大きな意義があったものと高く評価するものであります。知事、大変御苦労さまでございました。

それでは質問に入ります。

大きな1番、1次産業の振興について伺います。

農水産物は、我々人類が生きていく上で、空気と水に次いで絶対に欠かすことができないエネルギー源であります。また、日本政府の農業政策の物足りなさもあって、いま一度農業を見直す必要があるのではないかとことから、次のことを伺います。

(1)、農業の振興についてであります。

ア、農業改良普及員の絶対数は足りているか。1人当たりの担当農家戸数は何軒か。

イ、台風に強い農業のあり方について県の考えを伺います。

ウ、台風にも強い「うるまいも（仮称）」による地域おこしをぜひ推進すべきだと思えるがどうか。

このことについて、少しばかり私見を述べてみたいと思います。

あえて「うるまいも」と申ししたのは、サツマイ

モに対する対抗意識からであります。

去る8月30日から9月1日まで2泊3日の日程で、経済労働委員会で東京築地の魚市場や大田花卉市場、千葉県香取市の農業関連施設等を視察研修してまいりました。その中で、香取市の農業関係では、はっと目を覚まされるものがありました。それが芋であります。

年代がばれるのですが、私の小さいころ、田舎では1日3食主食は芋ばかりでした。しかも、小・中校の弁当も中身は芋であります。ですから、視察のはなから、たかが芋じゃないかとたかをくくっておいしかったです。ところが、さにあらず。何と芋で地域おこしに成功しているではありませんか。

道の駅の食堂では、てんぷら定食は一切肉類を使っておりません。芋を中心とした野菜のてんぷらだけです。それがまたおいしいときております。あんな田舎と言っちゃ怒られるかもしれませんが、何とお客さんが入れかわり立ちかわりでいっぱいいただきました。また、芋の加工品も数え切れないほどたくさん展示されてありました。それらの状況を見たときに、日本における芋の伝来の地である我が沖縄こそが、と考えた次第であります。

私は、サツマイモに対抗して「うるまいも（仮称）」と勝手に名前をつけたわけですが、芋に関して申し上げれば幾ら時間があっても足りませんので多くは申し上げませんが、栄養価について申し上げます、でん粉が豊富でエネルギー源として適しておりますし、また、ビタミンCや食物繊維を多く含み、加熱してもビタミンCが壊れにくいという特徴があります。何よりも繁殖能力が大変高い上に窒素固定ができ、やせた土地でも育つため、初心者でも比較的育てやすいという特色もあります。また、忘れてならないのは、第2次世界大戦中、砲弾や集団自決、栄養失調で多くの県民が亡くなられた中で、芋によって助かった方々が数多くおられると聞いております。

そのようなことからしても、品種改良に改良を重ね、日本一の「うるまいも」をつくり上げて、地域おこし、いや、島おこしに役立てるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

エ、イモゾウムシ等による芋の害虫撲滅対策はどの程度進捗しているか。これさえ退治できれば、国内外へ出荷できるわけであります。

オ、学校給食における芋の活用状況はどうなっているか。また、今後の考えを伺います。

カ、1次産業全般について、後継者育成はどうなっておりますか。

(2)、畜産の振興について伺います。

ア、外国向けの牛屠畜場の整備はどの程度進捗しておりますか。

6月定例議会の私ども公明党・県民会議の金城勲議員の代表質問の答弁で、比嘉農林水産部長は「県としては、肉用牛の生産振興の観点から、牛肉の輸出ができるようHACCPシステムの構築に向けて関係部局・団体等と連携し取り組んでいきたいと考えております。」とのことでございました。その後どうなったか伺います。

イ、養豚団地の整備計画をどう考えるか。

養豚業は、多少なりともおいの出る業種ですから、人里離れたところに団地を形成して振興を図るべきだと思いますが、いかがですか。

ウ、おいの出ない飼育方法の開発はどうなっておりますか。

エ、豚の飼育頭数日本一を目指し、養豚による島おこしにぜひ力を入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

豚は、沖縄の食生活に絶対欠かすことのできない食材と言っても過言ではありません。日常の食事にしる、お祝い事の料理にしる、豚肉の入っていないものなんて一つもありません。日本復帰前の名残だと思いますが、いまだにデンマーク産のポークランチョンミートが大量に輸入されていると聞きます。沖縄にはそれにまさるとも劣らないぐらいのポーク缶詰が生産されております。大量生産ができてプライスダウンできるのであれば、何も外国産を輸入する必要はないわけでありまして。そこで、生産量、ブランドともに日本一にする方策を伺いたいと思います。

(3)、漁業の振興についてであります。

水産物は、人類始まって以来、重要なたんぱく資源として重宝されてきました。農産物同様、エネルギー源として欠かすことができない大事な食料であります。

四方が海に囲まれ、豊富な漁場を有する我が県にとっては願ってもない環境にあることから、もっと漁業振興に力を入れるべきだとこの観点から次のことを伺います。

ア、我が県の人口1人当たりの魚の消費量は幾らか。また、全国平均で何番目か。また、どのような理由が考えられるか。

イ、マグロの海外への販売実績は伸びているか。また、今後どのような対策が必要か。

ウ、クルマエビの築地市場における取扱量が3分の1まで落ち込んでおり、その上に生産原価も割り込む

状況にあるようなので何らかの支援が必要と考えるが、いかがでしょうか。

エ、モズク及び海ブドウの生産及び販路の拡大の状況はどうなっているか。

こればかりは、本土のどの海域でも生産しようにもできないウチナービケーンの特産品でありますから、もっともっと力を入れるべきだと考えます。

大きな2番、観光産業の振興についてであります。

観光目的で沖縄に来られる方々にとりましては、何といっても第一印象が最も心に残る大事なことでないでしょうか。飛行機から眺める青い海、白い砂浜も印象的でしょうが、空港から出られてからの日本本土にはない南国ムードいっぱいの街路の風景を見たとき、ああ、これが沖縄なんだ、来てよかったと感激するのではないのでしょうか。何度でも沖縄にリフレッシュのために行きたいという気持ちにさせる環境づくりが最も大事だと考えます。そのようなことから、次のことを伺います。

(1)、街路の整備についてであります。

ア、各市町村の協力を得て、メインストリートだけでも花と緑いっぱいで観光客を迎え入れる環境づくりが必要だと考えるが、いかがでしょうか。

イ、街路樹を四季折々の花も実も楽しめる樹木に切りかえていったらどうか。これは、北海道や中国福建省あたりを参考にしてほしいと思います。例えば、沖縄では、シークワサーの木を植えるとか、あるいはグッバとかアセロラ等が考えられます。

ウ、街路の案内板に外国人が見て理解しやすいように、せめて英語、中国語、韓国語ぐらいは記述すべきだと考えるがどうか伺います。

エは取り下げます。

(2)、台風時の対応についてであります。

我が沖縄の観光シーズンにとって最も頭の痛いものの一つが、6月から10月の5カ月間の台風襲来であります。その間に、国内外から数十万人の観光客が来島されます。毎年、必ずと言っていいほど何件かの台風遭遇いたします。その都度、宿泊や食事等に困って、観光客は右往左往してしまいます。そうになってしまうと、二度と沖縄へは、となくかねません。そうならないためにも、沖縄のチムグクルを存分に発揮して、満足して帰ってもらうためにも台風時の対策が最重要だと考えます。そこで次のことを伺います。

ア、宿泊ボランティア登録件数は何件か。

イ、大勢で宿泊する際の場所の確保はされているか。また、全体で何千人、何万人収容できるのか伺います。

ウ、炊き出し等はどうかしているか。去る2号台風以後の対応はどうだったか伺います。

(3)、観光用低床バスの導入についてであります。

若狭の大型クルーザーバスから県庁前を通して、国際通りの1.6キロに低床バスを導入して、海外からの観光客の利便性を図ってはどうか、伺います。

大きな3番、国際交流についてであります。

我が県のリーディング産業の大きな柱である観光産業にとって今一番必要なことは何だろうかと考えたとき、最も重要なことは世界各国との交流を深め、一人でも多くの人に沖縄の持つ自然の美しさ、芸術、芸能、文化のすばらしさ、そして何よりもイチャリバチョーデーの温かい心を知ってもらうことではないでしょうか。そのために何をなすべきかということで、次のことを伺います。

(1)は取り下げます。

(2)も取り下げます。

(3)、中国、台湾、アジア各国との定期的な交流はどうなっておりますか。

(4)、世界のウチナーンチュ大会についてであります。

ア、南米からは大勢のウチナー二世、三世が来られると思うが、スペイン語、ポルトガル語等の通訳は十分に配置されておりますか。

(5)、大型クルーザーで入国する際の入管手続に時間がかかり過ぎるとの苦情があるが、もっと短縮できないか具体的な方策を伺います。

大きな4番、災害対策についてであります。

去る3月11日の東日本大震災や福島原発の事故やその後の台風、水害は、歴史始まって以来の国難と言っても過言ではないと思うわけであります。私たち沖縄にとっては大した被害はなかったところですが、今回の事故等を他山の石とせず、しっかりと検証をして、我が県の防災に万全を期すべきだと考えます。

そこで次のことを伺います。

(1)、津波対策についてであります。

もし、沖縄で東日本大震災のような大津波が発生したら高台に逃げるしかないわけですが、その折に目印が必要になってまいります。電柱等に県下統一された表示が必要と思うが、県の対策を伺います。このことについては、市町村から、県が一日も早くカラー等を統一してほしいとの要望がございます。

(2)、災害時に必要な道路網の整備についてであります。

沖縄自動車道は、地形的にもほとんどが海拔の高いところに構築されており、なおかつ構造的にもすぐれ

たものがあります。よって、災害時の避難に大きく貢献できるものと思われることから、次のことを伺います。

ア、沖縄自動車道につなぐ避難用侵入道路数力所（はしご道路）の計画を急ぐべきだと思うが、どうなっておりますか。

(3)、重要書類のバックデータの保管はどうなっておりますか。

本土の場合は、割と地震の少ない沖縄にバックデータの保管場所を設置しているところが多いと聞きます。我が県の場合はどうなっておりますか。

大きな5番、都市モノレールについてであります。

定時・定速で走るモノレールは、県民の足として大変重宝がられております。しかしながら、運行距離が短いと運行時間帯の問題があるように聞こえてまいります。そのようなことから、一日も早い延長事業の着工が待たれるところであります。

(1)は取り下げます。

(2)、空港発の最終便をあと1時間程度おくらすことはできないか。

このことについて、私のみならず多くの方々から要望が出ております。例えば、本土からの最終便が三、四十分おくれた場合など利用できないではないかとの意見がございます。

(3)は取り下げます。

答弁によっては、再質問をさせていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 前島明男議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、1次産業の振興に係る御質問の中で、養豚による島おこしについての御質問にお答えいたします。

沖縄県における養豚は、平成21年の産出額が115億円で農業全体の13%を占めております。そして、県民の食生活にはなくてはならない重要な産業であります。

飼育頭数につきましては、平成18年の22万8000頭から、平成22年には24万8000頭と増加傾向にあります。全国で14位に位置いたしております。

沖縄県におきましては、島おこしにつながる沖縄独自のブランド豚を目指し、生産性及び品質向上と安定的な供給体制の確立に取り組んでいるところでございます。具体的には、第1に、国内外からの優良種豚の導入による改良・増殖、第2に、産肉性のすぐれた系統造成豚の普及推進、第3に、琉球在来豚アグーの生

産供給体制の整備などを行っているところであります。さらに、環境に優しい「ウインドレス豚舎」の整備などにより、養豚の生産拡大に努めてまいり所存でございます。

次に、観光産業の振興についての御質問の中で、街路の案内板の多言語化についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、外国人を含む観光客の利便性の向上を目的に、道路のほか空港、港湾、そして主要な観光地等におきまして、日本語、英語、中国語、そして韓国語の多言語表記による観光案内板の整備を行っているところでございます。また、昨年度は沖縄全域の道路、主要観光施設、そして公共施設等における観光案内サインの整備状況調査を行い、今後の観光案内サインのあり方の検討、そして整備を要する箇所の抽出を行ったところでございます。今後は、整備を要する箇所の市町村と連携を図り、多言語表記によります歩行者向けの周辺案内板、そして誘導案内板等の整備を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、災害対策に係る御質問の中で、はしご道路計画についての御質問にお答えいたします。

沖縄自動車道は、災害時に第1次緊急輸送道路として極めて重要な役割を果たす道路でございます。また、はしご道路につきましては、災害時には沖縄自動車道につなぐ緊急輸送道路としての機能を発揮する重要な路線であります。

はしご道路の計画路線としては、宜野湾北中城線や浦添西原線等12路線を位置づけております。そのうち3路線は整備を完了し、7路線が整備中でございます。

県としましては、沖縄自動車道へのアクセス性の向上を図るため、今後ともはしご道路の整備を進めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 第1次産業の振興についての中で、農業改良普及員の絶対数と担当農家戸数についてお答えします。

県の普及指導員は、直接農業者に接して技術研修や巡回指導等により農業者の生産技術や経営能力の向上を図っているところであります。平成22年度の普及指導員数は118名で、販売農家数は1万5123戸となっております。これらをもとに計算しますと、職員1人当たり担当農家戸数は128戸となります。

普及指導員の定数につきましては、行財政改革プラン等により厳しい状況であることから、各地区の農業改良普及センターに特任主幹を配置するとともに、プロジェクトチームを編成し、生産現場で抱える課題の解決や拠点産地の育成及び担い手への支援を強化しているところでございます。

次に、台風強い農業についてお答えします。

本県の農業振興を図るためには、毎年襲来する台風の災害対策が重要であります。このため、県では、今回、台風前の対策と台風後の対応を取りまとめたマニュアルを作成し、県のホームページに台風対策の事例を掲載して活用を推進しているところであります。

また、防風・防潮林の設置や台風強い耐候性ハウス等の施設の整備、耐風性にすぐれた新品種の開発と普及など各種の施策を総合的に実施しております。特に、防風・防潮林の設置については、11月の第4木曜日を「防風林の日」と定め、毎年、各市町村ごとに植栽等の関連行事を行い、防風林の広報など各種の普及啓発に取り組んでおります。

次に、芋による地域おこしの推進についてお答えします。

カンショは、やせ地でも栽培が可能で、台風や干ばつ等の気象災害に強く、短期間で収穫できることや健康食としても期待されております。

県といたしましては、農林水産業振興計画に基づきカンショを戦略品目として位置づけ生産振興を図っているところでございます。具体的には、省力化のための機械や加工施設の整備、「ちゅら恋紅」や茎や葉の利用も可能な「カンタ」など優良品種の育成・普及、害虫混入のない生長点培養苗の利用の推進、拠点産地の育成や技術実証展示園の設置、11月16日を「いもの日」として制定し、県産カンショの普及啓発など総合的に推進しているところでございます。また、県産芋を活用してお菓子やアイスクリーム、しょうちゅうなど新たな加工品の開発も行われています。今後とも、カンショの産地化に向け生産振興を図り、地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、イモゾウムシ等の根絶防除についてお答えします。

イモゾウムシ等根絶事業につきましては、久米島と津堅島において実施しているところであります。久米島のアリモドキゾウムシについては、平成22年8月から国による駆除確認調査を実施しております。その調査の中で、急峻な岩場で人の出入りが困難な一部地域で野生虫が確認されたことから、駆除確認調査地域から切り離れた特別調査地区として応急防除を実施する

とともに、新たにトラップの増設や寄主植物除去等の取り組みを強化し、根絶を目指しているところであります。イモゾウムシについては、平成14年度から島の一部地域で不妊虫放飼法による防除を実施しており、アリモドキゾウムシ根絶後、防除地域を拡大していく計画であります。津堅島のアリモドキゾウムシ、イモゾウムシの根絶防除は平成19年11月から開始し、平成23年9月現在、一部地域を除き発生がないことから、地域の協力を得ながら根絶を目指し防除を強化しているところであります。

今後の計画といたしましては、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの大量増殖技術の確立や低コスト人工飼料の開発、イモゾウムシの密度抑圧防除技術の開発などを行い、宮古、八重山、沖縄本島に防除地域を拡大する考えであります。

次に、農林水産業の後継者育成についてお答えします。

県としては、経営感覚にすぐれた農業後継者の育成確保を図るため、市町村、農業団体、農家代表等で構成する「農でグジョブ推進会議」を平成22年6月に設立し、担い手の総合的な対策を講じているところであります。具体的な取り組みとしては、農業大学校における実践的な研修教育、新規就農へ誘導するためのサポート講座や夜間講座の実施、農地を持たない新規就農者に農地を提供した「チャレンジ農場」での農業実践、耕作放棄地の再生利用による農地の確保やハウスの整備などの支援をしているところであります。

漁業後継者の育成につきましては、指導漁業士や水産研究員等による技術研修や指導及び先進地における技術交流を実施するとともに、地域のリーダー的役割を担う青年漁業士の認定を行っております。さらに、小中学生を対象とした少年水産教室での体験学習や漁業への就業希望者と現場とのマッチングを行う「漁業就業者支援フェア」の開催に取り組んでおります。

次に、外国向けの牛屠畜場の整備についてお答えします。

我が国から海外へ牛肉を輸出する場合は、厚生労働省等による食肉輸出取扱施設としての認定を受けていること、農林水産省動物検疫所の輸出検疫証明書の発行を受けることなどの条件を満たす必要があります。

県といたしましては、県産牛肉の海外輸出を積極的に展開していくため、去る8月24日に県内の食肉センターや関係市町村を対象に食肉輸出対応施設等に係る説明会を開催したところであります。また、牛肉の輸出ができるよう屠畜場の改善やHACCPシステム対応施設の整備について関係機関・団体等と調整をして

いるところであります。平成24年度からは、牛の部分肉処理のためのミートパッケージセンターや先島地域での食肉センターの整備等に着手することとしております。

次に、養豚団地の整備計画についてお答えいたします。

本県の養豚団地につきましては、養豚団地育成パイロット事業等により昭和48年度から昭和63年度までに16カ所、総事業費約37億円で整備しております。

今後の新たな養豚団地の計画につきましては、にの少ない飼育方法や施設の整備などを推進するとともに、地元からの要望を踏まえ、関係機関・団体と連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、にの少ない豚の飼育方法の開発についてお答えします。

にの少ない豚の飼育方法の開発につきましては、平成7年度から17年度までの間、畜産研究センターにおいて研究を行った結果、おが粉が臭気削減の効果が高いことが確認されております。そのため、県といたしましては、平成21年度から23年度において「オガコ養豚衛生対策推進事業」により養豚の飼育実態調査、おが粉殺菌方法の検討、おが粉殺菌を取り入れた実証試験、養豚飼養管理マニュアル作成を実施しているところであります。また、国においては、畜舎及びふん尿処理施設における臭気及び粉じんを除去するため、微生物による脱臭、酸化分解及び吸着方式等の新技術を開発し、その実用化に向け取り組んでおります。

県といたしましては、これらの研究結果を踏まえ、今後ともにの少ない豚の飼育方法の開発に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、県内の魚の消費量、順位、その理由についてお答えします。

沖縄県における生鮮魚介類の消費状況は、平成22年の国の家計調査年報によると、1世帯当たりの年間購入量は約21キロとなっており、全国と比べて最も少ない状況であります。

その主な要因は、沖縄県で多くとれるマグロの消費が全国平均の2倍であります。貝類の漁獲量やイカなどの県内需要が少ないことから、全体として消費量は全国平均の6割になっていると考えられます。

次に、マグロの海外販売の実績、今後の対策についてお答えします。

県産マグロの輸出は、国の貿易統計によると、平成10年から加工原料としてタイへ年間約100トンから約300トンが輸出されております。また、生食用マグロ

は、平成21年から香港へ150キロを輸出し、平成22年には中国、シンガポールへ400キロを輸出しております。

県といたしましては、生食用マグロの一層の輸出拡大を図るため、「沖縄国際航空物流ハブ活用推進事業」を活用した香港のアンテナショップにおける販売促進や「沖縄生鮮マグロブランディング若年者雇用事業」による鮮度などのブランド基準の策定等、県産マグロのブランド化に取り組んでいるところであります。

次に、クルマエビの支援策についてお答えいたします。

県産クルマエビの生産量については、平成17年までは約650トンから700トン台で推移しておりましたが、疾病の発生や価格の低迷による業者の廃業等によりここ数年は減少傾向が続いており、平成21年は約570トンとなっております。

そのため、県では、深層水を活用した良質のクルマエビ種苗生産技術開発に取り組むとともに、「沖縄県車海老漁業協同組合」と連携し、東京などのアンテナレストランや大手ビールメーカーと連携して県産クルマエビのPRに取り組んでいるところであります。これらの取り組みに加え、平成23年度は、首都圏におけるトップセールスや商談会などプロモーション活動を推進してまいります。

次に、モズク、海ブドウの生産及び販路拡大状況についてお答えいたします。

モズクの生産量については、平成19年の2万トン台をピークに、その後、多量の在庫と天候不良による不作が重なったため、平成22年は約6500トンと減少しております。

そのため、「沖縄県もずく養殖業振興協議会」による増産計画や関係団体と連携した生モズクの商品化と消費拡大の取り組みなどにより、平成23年は1万2500トンの生産となっております。平成24年は前年を上回る1万9100トンの生産を見込んでおります。

海ブドウについては、平成14年の約90トンの生産量が養殖技術の普及の取り組みなどにより、平成22年には約280トンとなっており、今後も堅調に推移すると見込まれております。

県といたしましては、生産性の高いモズクの品種開発や国内外の販路拡大に取り組むとともに、海ブドウの品質及び衛生管理基準に基づくブランド化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 1次産業の振興についての御質問で、学校給食での芋の活用状況についてお答えいたします。

学校給食での芋の活用につきましては、年間を通じて安定した供給量確保等の課題があり、平均すると月1回程度の使用になっております。

県教育委員会としましては、今後とも各市町村及び関係機関等と連携し、学校給食へ芋の活用を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 観光産業の振興についての御質問で、花と緑いっぱい観光客を迎え入れる街路の整備についてお答えいたします。2の(1)のAとイは関連しますので一括してお答えします。

街路樹は、緑陰の形成や道路景観の向上などのほかに、観光立県である本県においては、道路と沿道環境との調和を図る上で重要な役割を持っております。

県管理道路の街路樹については、路線ごとに樹種等を定めた「沖縄県道路緑化基本計画」をもとに整備を進めております。特に、観光地へのアクセス道路においては、ヤシやホウオウボク等の南国特有の樹種を選定するとともに、プランターによる草花緑化の推進に努めてきたところであります。また、ボランティア団体による除草や清掃、草花の植栽や国際通りでのオブジェによる花の緑化も行っております。

今後とも、道路緑化に当たっては観光地沖縄のイメージアップを図る観点から、周辺環境へ配慮しながら、市町村や地域との連携を密にし、快適で魅力ある道路環境づくりに努めてまいります。

次に、沖縄都市モノレールについてで、最終便を1時間程度おくらすことについてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社では、終電の運行終了後に電車線や軌道げた等の保守点検を行っているため、点検時間を確保することはモノレールの安全運行上重要であることから、最終便をおくらせることは困難な状況であります。なお、始発便については、早朝勤務者等の利用サービスを図るため、12分早めて8月26日から運行しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光産業の振興についての中、台風時の宿泊ボランティア登録

件数についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、現在、沖縄観光コンベンションビューロー、那覇空港ビルディングと連携し、那覇空港案内所において宿泊施設の空室情報提供や台風時割引施設の案内など、空港内の観光客の滞留解消に努めております。

議員御質問の件につきましては、民間の任意団体であります「台風時観光客支援ボランティア友の会」に確認をしたところ、台風時の宿泊ボランティアは、ここ数年は台風による観光客の滞留が少なかったことや運営上の検討課題等があったことから、現在は休眠状態にあり、活動をしていないようであります。

それから次に、台風時における観光客の宿泊所の場所の確保についてお答えいたします。

県では、台風の影響により那覇空港で滞留した観光客の緊急的な一時待機所として沖縄県立武道館を確保しており、約2800名余りの観光客が一時的待避のために収容可能と試算しております。これまで県立武道館を使用する大規模な滞留状態は発生しておりませんが、県としましては、今後ともさまざまな状況を想定しながら、観光コンベンションビューロー、那覇空港ビルディングなど関係団体と連携を図り、観光客の安全確保に努めていきたいと考えております。

同じく観光産業の振興についての中、台風時の観光客への炊き出しなどについてとの問いにお答えいたします。

台風による航空便の欠航のため那覇空港内に観光客が滞留した際に、これまで県が炊き出し等を行ったことはありませんが、那覇空港ビルディングでは、空港内のレストラン、コンビニなどと連携して通常の営業時間を延長するなど、観光客が食料品等の購入や食事ができるよう対応しております。

県では、今後とも観光コンベンションビューロー、空港ビルディング、航空各社など関係機関で構成する「台風時観光客対策協議会」におきまして台風時の対策を協議し、あらゆる出来事を想定しながら総合的に判断すると同時に、迅速に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、クルーズ船客の利便性の向上について。

県におきましては、クルーズ船の寄港時の受け入れ体制の整備を目的として、各港湾に設置されたクルーズ促進協議会に対し助成金を交付しているところであります。那覇港につきましては、那覇市が事務局を務める那覇クルーズ促進連絡協議会において、寄港時の歓迎セレモニーの実施や乗船客の利便性向上のための臨時

の観光案内所や両替所の設置を行っております。

県としましては、御提案の観光用低床バスの導入も含め、さらなるクルーズ船客の利便性の向上に係る取り組みについて、那覇市と連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、国際交流についての中、アジア各国との定期的な交流についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄県は、歴史的に14世紀後半から中国や韓国を初め近隣アジア諸国と盛んに交易・交流を行ってまいりました。近年におきましても、中国、台湾との定期的な交流において、毎年海外留学生として大学生などを受け入れており、本県からも中国、台湾へ留学生を派遣しております。また、中国福建省とは平成9年9月に姉妹都市の提携を結んでおり、友好関係が続いているとともに、来年には提携15周年を迎え、さらなる友好関係の発展のため記念式典等の行事も検討しております。さらに、近年では、経済発展が著しいベトナム、タイなどの東南アジア各国と交流を進めてまいります。

県としましては、今後も文化、観光、スポーツ、学術などの多元的な交流ネットワークで互いのきずなを深め、アジア各国と平和的な友好交流の関係構築を推進していきたいと考えております。

国際交流についての中、ウチナーンチュ大会においてスペイン語、ポルトガル語の通訳が十分に手配されているかとの質問にお答えいたします。

今大会では海外から約5000名の方が参加されますが、そのうち中南米からの参加は約1800名となっております。全体の約3割を占めております。

実行委員会では、大会に向け7月から通訳を含めたボランティアを募集してまいりました。当初は、スペイン語及びポルトガル語のボランティアが不足している状況でありましたが、国際交流団体やメディア等を通じ協力を呼びかけたところ、スペイン語、ポルトガル語合わせ50名余りの応募があり、大会運営に必要な最低限の人数は確保できたものと考えております。

なお、現在、通訳を含め公募してまいりましたボランティアスタッフとしては約500名の参加登録があり、このような多くの県民の協力も得ると同時に、イベント会場においても各言語による案内板を設置するなど、大会を円滑に運営できるよう努めてまいりたいと考えております。

国際交流についての中、クルーズ船寄港に伴う入国審査の迅速化についてとの御質問にお答えいたします。

クルーズ船の寄港に伴う外国人観光客の入国審査等

の迅速化につきましては、審査のため下船まで1時間以上要する場合もあることから、これまでも海外クルーズ会社等から簡素化等の要望がなされております。

県におきましては、平成21年1月16日、当時の法務大臣に対し、入国審査等の簡素化及び体制の拡充強化などへの協力を求めており、ことし7月にも福岡入国管理局那覇支局に対し改めて協力を依頼したところであります。

また、新たな沖縄振興に関する制度要望におきましても、入国手続の迅速化のための審査体制の強化等を求めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 災害対策についての御質問の中で、津波避難のための統一的な表示方法についてお答えいたします。

電柱や公共施設等への海拔や避難標識の表示は、住民の避難意識を高めるとともに、災害発生時の避難体制の強化において重要と考えております。また、9月12日に開催された「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の第4回委員会におきまして、県は、海拔高度の明示などにより、市町村における避難対策の強化や、住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があるなどの御提言をいただきました。

これらを踏まえ、沖縄県におきましては、市町村が実施する電柱等への海拔表示への協力につき、沖縄電力等関係機関に要請を行ったところであり、これを受け、沖縄電力は9月20日に電柱に海拔表示シートを掲示するスペースを無償で提供することを発表したところであります。県は、同様にN T T西日本とも調整を行っており、今後とも市町村や関係機関と連携し、電柱等における海拔や避難標識の表示の推進を図るとともに、統一的な表示方法について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 災害対策に関する質問のうち、重要書類のバックデータの保管についてお答えいたします。

県の公文書は、文書管理規程等により各課において管理するとともに、引き継がれた公文書はそれぞれの保存年限に応じ、紙文書は文書保存管理室で、電子文書は文書管理システムのサーバーに保管しているところであります。

今後は、今回の東日本大震災のような未曾有の大災害が起こった場合にも十分対応できるよう保管方法等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

○前島 明男君 それでは、余り時間もないんですが、再質問をさせていただきます。

津波対策に関してなんですが、沖縄電力さんの御協力をいただけるということで大変ありがたいことですが、この海拔表示、やはり色分けして、例えば、これは海拔5メートルですよ、あるいは10メートルとか15メートル、20メートルですよと色分けが必要だと思うんですね。一般県民が見てすぐわかるような、そういう色分けが必要だと思うんですよ。それを早くやってもらいたい。県が統一見解を出さないで各市町村で那覇は黄色、浦添は赤、宜野湾は青とかと、そういうことじゃ困るんですよ。ですから、早く県が統一の見解を出してもらいたいと、今各市町村からそういう意見が聞こえます。これは県がリーダーシップをとって、そのことをしっかりやってもらいたいという要望が私のところに来ておりますが、これに関していかがですか、公室長。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘のとおり、このような表示につきましては統一的なものが必要だと考えます。県がリーダーシップをとって、市町村とも相談してまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 前島明男君。

○前島 明男君 それから、大城教育長、芋の活用な

んですが、先ほどの御答弁では、供給量の問題もあって月に1度というような御答弁でしたけれども、これでは極めて少ないんじゃないかなというふうに思っております。ですから、できることならば、芋の栄養価とかいろんなことを考えましたときに、私は、せめて週一ぐらいはと思っているんですが、週1回ぐらいは芋を食卓に乗せてほしいなというふうに思っているんですが、この芋の供給の問題があるということですが、その辺はどの程度なのか、おわかりであればちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 地域によっては、例えば、名護市が月2回とか、読谷村が月1回から2回、西原町が月2回、粟国村が月2回ですか、そういう状況なんですね。この少ない大きな課題といいますか理由といたしましては、やはり安価で年間を通じて安定した供給量が確保できないと、そういった状況なんですよ。ですから、芋の持つ役割は大きいと思いますけれども、なかなかそういった課題がありますので、現段階ではそういったコメントしかできないと思います。

○前島 明男君 大変前向きな御答弁ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後8時6分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬

平成23年10月4日

平成23年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 7 号）

平成23年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 7 号）

平成 23 年 10 月 4 日（火曜日）午前 10 時 1 分開議

議 事 日 程 第 7 号

平成23年10月4日（火曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 14 号議案まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号（質疑）

第 3 陳情第 139 号、第 140 号、第 144 号、第 150 号、第 156 号及び第 157 号の付託の件

本日の会議に付した事件

日程追加 議員提出議案第 1 号 沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書

日程第 1 一般質問

日程第 2 甲第 1 号議案から甲第 3 号議案まで、乙第 1 号議案から乙第 14 号議案まで、認定第 1 号から認定第 23 号まで及び諮問第 1 号

甲第 1 号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第 3 号）

甲第 2 号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

甲第 3 号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第 1 号）

乙第 1 号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例

乙第 2 号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例

乙第 3 号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例

乙第 4 号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

乙第 5 号議案 工事請負契約について

乙第 6 号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について

乙第 7 号議案 財産の取得について

乙第 8 号議案 財産の取得について

乙第 9 号議案 訴えの提起について

乙第 10 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 11 号議案 交通事故に関する和解等について

乙第 12 号議案 損害賠償請求事件の和解等について

乙第 13 号議案 車両損傷事故に関する和解等について

乙第 14 号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について

認定第 1 号 平成22年度沖縄県一般会計決算の認定について

認定第 2 号 平成22年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

認定第 3 号 平成22年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

認定第 4 号 平成22年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

認定第 5 号 平成22年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

認定第 6 号 平成22年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

認定第 7 号 平成22年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

認定第 8 号 平成22年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

認定第 9 号 平成22年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

- 認定第10号 平成22年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
 認定第11号 平成22年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
 認定第12号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第13号 平成22年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
 認定第14号 平成22年度沖縄県自由貿易地域特別会計決算の認定について
 認定第15号 平成22年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
 認定第16号 平成22年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
 認定第17号 平成22年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
 認定第18号 平成22年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
 認定第19号 平成22年度沖縄県公共用地先行取得事業特別会計決算の認定について
 認定第20号 平成22年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
 認定第21号 平成22年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
 認定第22号 平成22年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
 認定第23号 平成22年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
 諮問第1号 軌道敷設の特許申請に伴う意見について

日程第3 陳情第139号、第140号、第144号、第150号、第156号及び第157号の付託の件

出席議員（48名）

議長	高嶺善伸君	24番	前島明男君
副議長	玉城義和君	25番	新垣良俊君
1番	上原章君	26番	仲田弘毅君
2番	島袋大君	27番	照屋守之君
3番	中川京貴君	28番	辻野ヒロ子さん
4番	桑江朝千夫君	29番	嶺井光君
5番	平良昭一君	30番	赤嶺昇君
6番	仲村未央さん	31番	当銘勝雄君
7番	照屋大河君	32番	渡嘉敷喜代子さん
8番	渡久地修君	33番	前田政明君
9番	瑞慶覧功君	34番	玉城ノブ子さん
10番	山内末子さん	35番	奥平一夫君
11番	上里直司君	36番	比嘉京子さん
12番	吉田勝廣君	37番	金城勉君
13番	當山眞市君	38番	糸洲朝則君
14番	吉元義彦君	39番	翁長政俊君
15番	座喜味一幸君	40番	浦崎唯昭君
16番	佐喜真淳君	41番	池間淳君
17番	玉城満君	42番	新垣哲司君
18番	仲宗根悟君	43番	具志孝助君
19番	崎山嗣幸君	44番	當間盛夫君
20番	西銘純恵さん	46番	新里米吉君
21番	新垣清涼君	47番	嘉陽宗儀君
23番	新垣安弘君	48番	大城一馬君

説明のため出席した者の職、氏名

知事 仲井眞 弘 多 君
副知事 上原 良 幸 君
副知事 与世田 兼 稔 君
知事公室長 又 吉 進 君
総務部長 兼 島 規 君
企画部長 川 上 好 久 君
環境生活部長 下 地 寛 君
福祉保健部長 宮 里 達 也 君
農林水産部長 比 嘉 俊 昭 君
商工労働部長 平 良 敏 昭 君
文化観光
スポーツ部長 平 田 大 一 君
土木建築部長 当 間 清 勝 君
企業局長 仲 田 文 昭 君
病院事業局長 伊 江 朝 次 君

会計管理者 米 蔵 博 美 さん
知事公室 秘書広報統括監 饒平名 知 成 君
総務部 財政統括監 新 垣 郁 男 君
教育委員会 委員長 中 野 吉三郎 君
教育長 大 城 浩 君
公安委員会 委員長 翁 長 良 盛 君
警察本部長 村 田 隆 君
労働委員会 委員長 平 良 宗 秀 君
事務局 人事委員長 岩 井 健 一 君
事務局 代表監査委員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 局長 嘉 陽 安 昭 君
次 長 鉢 嶺 元 君
議事課 課長 平 田 善 則 君
課長補佐 上 原 貴 志 君

主 査 佐久田 隆 君
主 査 嘉 陽 孝 君
政務調査課 課長 知 念 正 治 君
主 幹 上 地 聡 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、当銘勝雄君外12人から、議員提出議案第1号「沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書」の提出がありました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第1号「沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書」を日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 議員提出議案第1号 沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

当銘勝雄君。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 おはようございます。

きょう本会議で急遽新しい議題をつくりましたが、議運の皆さん方には朝早くから御苦労願ったことを感謝いたします。

それではただいま議題となりました議員提出議案第1号につきましては、10月3日に開催した沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を説明申し上げます。

提案理由は、議員提出議案第1号につきましては、沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書についてを関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために議会の代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれまし

てはしかるべく取り計らっていただきますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第1号「沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第1号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号の趣旨を関係要路に要請するため、議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第14号議案

まで、認定第1号から認定第23号まで及び諮問第1号を議題とし質疑に入ります。

質問及びただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

島袋 大君。

〔島袋 大君登壇〕

○島袋 大君 おはようございます。

自民党の島袋大でございます。

本日、傍聴席の皆さん方は豊見城市議会議員の皆さん、また障がい者スポーツ協会の皆さんとかあるいは市民の皆さん、医療関係の方々が来ておりますけれども、先ほどの当銘委員長は我々地元豊見城市の出身でありますから、この一括交付金を断固3000億かち取るんだという決意を表明しました。市民の皆さん方もしっかりと地元の議員は頑張っているんだということで御理解いただけたらなと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問します。

1、野田総理の所信表明に関する知事の所見について伺います。

野田新内閣の所信表明について知事の感想を伺います。

2、駐留軍用地跡地利用推進法についてであります。

駐留軍用地跡地利用推進法、略して「跡地法」と呼ばさせていただきますが、この跡地法について政府との調整状況、政府の法案策定状況について伺います。

3、離島など遠隔地からの高校生宿舎についてであります。

新たな振興策の制度要望に「離島・へき地のための離島児童生徒支援センターの設置」があります。その内容と内閣府との調整状況についてお聞かせください。そして現在ある宿舎の状況について伺います。

4、消費者教育の必要性についてであります。

私は、この消費者教育についてこそ、今後沖縄県が力を入れて取り組まなければならないと考えております。県としても消費者学習講座などを開催し取り組んでいることは大変評価するところであります。どのような取り組みについて行い力を入れているのか、そして消費者教育の概念について伺います。

5、障がい者スポーツ協会についてであります。

(1)、障がい者スポーツ協会の状況について、現在どのような取り組みになっているのか。また、平成21年度の調査研究から今年度までの予算措置はどのような推移になっているのか伺います。

(2)、平成24年度より組織の法人化等により本格稼働していく組織構築を期待しておりますが、これらを担

う事務局の人員体制及び予算規模についてどのように考えているのか伺います。

(3)、障がい者スポーツ協会が当面担っていくこととされている業務については、障がい者スポーツ普及・促進のための「情報の一元化」や「スポーツ教室の開催」等、障害者スポーツ各団体、地域、学校等との連携によりさまざまに地道な事業展開が予定されているようですが、他県に比べてこれら普及活動の部分でどのような予算規模で実施を見込んでいるのか伺います。

6、地域医療と医療ツーリズムについてであります。

(1)、現在、沖縄県保健医療計画により南部圏域の病床枠は制限されており、観光客等を考慮したものにはなっていないと聞いておりますけれども、観光立県を目指すということを踏まえて病床数の見直しについては考えないのか伺います。

(2)、現在、新たな沖振計画素案の中でも、中南部圏域の産業振興においては豊見城市、南城市などで医療ツーリズム等の高付加価値観光を推進するとうたわれております。そのためには、まず本県の地域医療が質・量ともに充実していくことが重要であり、その取り組みの先に医療ツーリズムがあると思うが、県としてはそのような医療基盤の整備の方向性と医療ツーリズムの方向性について、県医師会のメディカルアイランド構想等を踏まえどのように考えているのか伺います。

(3)、地域医療の充実やその先にある医療ツーリズムの推進に当たって、将来的に医療に係る規制緩和等が必要になってくると思いますが、県として特別区域もしくは計画の中で方向性を示すつもりはないか伺います。

7、豊見城市市道257号線についてであります。

市道257号線は、来年4月開校が決定している豊崎小学校の通学路にもなる道路であり、児童生徒の安全対策については何より優先する課題であります。また、災害時における豊崎地域住民の緊急避難経路等であり重要だと考えます。平成24年度において事業実施に向けての状況を伺います。

8、我が党の代表質問との関連についてであります。

浦崎唯昭県議の代表質問の中から、海外観光客誘致推進についてであります。

(1)、海外観光客に対する沖縄の知名度の低さから本県知名度アップに含めての対応策を伺います。

(2)、那覇空港国際ターミナルの出入国手続で混雑が

続いており、国際観光地としてのマイナス要因となっておりますけれども対応策を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

島袋大議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、野田総理の所信表明演説に係る御質問ですが、野田新内閣の所信表明についての御質問にお答えいたします。

野田総理は、9月13日の所信表明演説において、東日本大震災からの復旧・復興、そして世界的な経済危機への対応などを掲げ、政権運営に当たるとされております。沖縄の振興につきましても、積極的に取り組むとしておられますが、引き続き、新たな沖縄振興に取り組んでいただきたいと考えております。しかしながら、普天間飛行場の移設問題につきましても、固定化を回避し沖縄の負担軽減を図るべく全力で取り組むとしておりますが、地元の理解が得られない辺野古移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設に取り組んでいただきたいと思います。

野田総理におかれては、これらの課題の解決に強いリーダーシップを発揮して取り組んでいただけることを心から期待いたしております。

次に、駐留軍用地跡地利用推進に係る御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法の政府との調整状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、去る6月に「駐留軍用地跡地利用推進法要綱草案」を踏まえた新たな法律の制定について、関係大臣等へ要請を行ったところであります。しかしながら、先週開催されました政府の沖縄政策協議会沖縄振興部会の中で国から示されました「新たな沖縄振興の検討の基本方向」の中におきましては、新たな法律の整備を検討するとされたものの、県が求めております給付金制度の見直し等につきましても、既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。

沖縄県といたしましては、引き続き国と協議を重ねていきますとともに、各政党との意見交換等を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、我が党代表質問との関連についての御質問の中で、海外観光対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄県といたしましては、外国人観光客の誘致につきましても、沖縄の国際的な知名度の向上が必要と認識

しております。積極的な取り組みを行っているところでございます。具体的には、重点地域でトップセールスとも言えるべき活動を行いますとともに、有カメディアや旅行会社の招聘、そしてチャーター便の誘致活動などを実施いたしております。そのほか、新規市場の開拓や映画、そしてドラマの誘致にも取り組んでいるところでございます。また、これらに加え、外国人観光客を対象とした自然や芸能、そして音楽などの文化を活用しました着地型ツアーなど外国人向けのメニュー開発についても支援をいたしております。さらに、外国人観光客への対応力の強化、そして銀聯カードの導入促進、さらには外国人観光客の受け入れ体制の整備に広く取り組んでいるところでございます。

沖縄県といたしましては、これら取り組みを官民一体となってさらに加速し外国人観光客誘致の増加に努めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島など遠隔地からの高校生宿舎についての御質問で、支援センターの内容等についてお答えいたします。

「離島児童・生徒支援センター（仮称）」につきましては、高校生の寄宿舎、小・中・高校生の修学旅行等及び保護者の宿泊施設などの複合施設として国へその設置を要望しており、実現に向けて国と調整を進めているところであります。また、平成23年度、沖縄本島の県立高校8校に設置されている寄宿舎には、定員648名に対しまして488名が入舎しており、入舎率75.3%となっております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 消費者教育の必要性についての御質問の中で、消費者教育の取り組みと概念についてお答えいたします。

消費者教育は、消費者としての自覚を促し、消費者被害に遭わないようにするため、自主的かつ合理的に行動できるための知識や判断力を身につけるための教育と考えております。そのため、県としましては、沖縄県消費者基本計画に基づき関係部局と連携を図りながら、学校、家庭、地域における消費者教育に取り組んでおります。特に力を入れて取り組んでいるものの一つは、「消費者学習教室」の充実であります。消費者学習教室におきましては、主に社会に出る前の高校

3年生を対象に、弁護士会などと連携しながら、消費生活の基礎的知識の習得を図っております。また、夏休み期間を活用し、児童生徒とその保護者を対象に商品に対する正しい知識の習得を目的とした「親子実験教室」を開催しております。さらに、老人会、婦人会などを対象とした「移動講座」や一般消費者を対象とした「くらしのサポート講座」にも力を入れ、悪質商法、多重債務問題などの解決方法に関する知識の普及啓発を図っております。

県としましては、今後とも関係機関と連携しながら消費者教育の推進に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 「障がい者スポーツ協会」についての、「沖縄県障がい者スポーツ協会」設立の取り組み及び調査研究事業の予算措置の推移についてお答えします。

県は、障害者の社会参加の拡大及び県民の障害者スポーツに対する理解の促進のため、平成21年度より障害者スポーツ振興を目的とした団体設立に必要な調査研究事業の支援を行っております。こうした支援に基づき、平成22年度においては、障害当事者団体が中心となって「沖縄県障がい者スポーツ協会設立協議会」を設置し、今年度は同協議会において今後の事業計画、法人化に向けての意見交換、障がい者スポーツ体験交流事業などを行っております。県の調査研究事業の予算措置については、平成21年度が700万、平成22年度が600万、平成23年度が500万円となっております。

続きまして、協会の組織体制、予算規模並びに障害者スポーツ普及促進に係る事業の実施見込みについてお答えします。5の(2)と5の(3)は関連しますので一括してお答えします。

「沖縄県障がい者スポーツ協会」（仮称）の組織体制については、身体、知的、精神障害等の関係者が一つとなった当事者主体の団体において、障害者スポーツ振興を一元的に企画し、総合的に実施する体制の構築が重要であると考えております。現在、当事者団体等において協会の組織体制を調整しており、県としましてもこれら団体等との意見交換を行い、必要な支援を行ってまいります。また、他県の障害者スポーツ協会等においては、障害者スポーツ普及促進のための交流事業等を展開しており、県としましても当該協会が実施予定の障害者スポーツ情報の集約、発信等への支

援は必要であると考えております。県としましては、同協会が実施する障害者スポーツの普及活動等を支援するため、関係部局と調整を図りながら予算の確保に努めてまいります。

続きまして、地域医療と医療ツーリズムについてお答えします。その中の観光立県における病床数の見直しについてお答えします。

沖縄県保健医療計画においては、各医療圏で県民の入院に対する基準病床を設定しているところであります。現在、一般及び療養病床については、9861床の基準病床数に対し、既存病床数は1万3414床となっており、3553床多く設置されているところであります。また、その病床利用率については約85%で推移しているところであり、一時的に来沖する観光客への対応もその中でできるものと考えております。

なお、沖縄県保健医療計画は5年ごとに改定することになっており、平成24年度に高齢化等社会情勢の変化を踏まえ病床数の見直しを行うことにしております。

次に、地域医療と医療ツーリズムについての、医師会のメディカルアイランド構想を踏まえた医療基盤整備の方向性についてという問いにお答えします。

沖縄県医師会のメディカルアイランド構想においては、先端医療開発や国際医療人材育成等により万国医療津梁をつくることが提唱されております。「沖縄21世紀ビジョン基本計画」においては、適切に医療サービスが提供されるよう救急医療、高度医療、離島医療等の医療体制の充実を図るとともに、県が補助し、整備されるクリニカルシミュレーションセンターと連携・協力し、国内・国外の医療人材の育成に取り組むこととしております。また、先端医療開発も図る方向としており、同ビジョンに基づくこれらの事業を推進することで沖縄県医師会が提唱する構想の実現にもつながるものと考えております。

続きまして、医療ツーリズムにおける医療の規制緩和についてお答えします。

我が国の医療制度は、国民皆保険制度を堅持するとともに、安心・信頼の医療の確保をすることをねらいとしております。これらのことから、医療法においては、適切な医療提供体制の確保を図るための病床基準や患者の療養環境を確保するため、施設の構造基準が設けられているところであります。沖縄県医師会との意見交換においては、医療ツーリズムにおいて、国内・国外の患者受け入れは推進するが、国民皆保険制度に支障があるような規制緩和は安易に行うべきではないとしております。県としては、現行の医療制度の

中でも医療ツーリズムは推進できるものと考えております。

以上です。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 島袋議員よりありました地域医療と医療ツーリズムについての、医療ツーリズムの方向性についての御質問にお答えいたします。

県におきましては、医療観光を新たなメニューとして確立するため、「医療ツーリズム促進事業」を実施しており、沖縄の地域特性を生かしたあり方の検討や、誘客のためのプロモーションに取り組んでいるところであります。その方向性につきましては、まずは人間ドックなどの健診サービスやリハビリを活用した旅行商品の開発を促進していくこととしております。また、将来的には沖縄県医師会が提唱する「沖縄メディカルアイランド構想」における先端医療技術開発などの取り組みとも連携しながら展開をしていきたいと考えております。

医療ツーリズムの促進におきましては、県内医療環境に十分に配慮し、県民理解を得ながら進めることが重要であると認識しておりまして、プロジェクト推進の検討におきましては、沖縄県医師会にも参画いただいているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 豊見城市市道257号線についてで、平成24年度の事業実施に向けた状況についてお答えいたします。

豊見城市市道257号線については、平成24年4月に開校する豊崎小学校の通学路及び災害時における豊崎地域住民の緊急避難道路となることから重要と認識しており、平成24年度の新規事業として予算要望しているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 我が党代表質問との関連についての御質問の中で、国際線の混雑対応策についてお答えいたします。

現国際線旅客ターミナルビルにおける出入国時の混雑について、那覇空港ビルディング株式会社は、出国時の混雑軽減を図るため保安検査機器の増設に先立ちロビー及び検査場の拡張工事を行い、あわせて金属探

知機及び機内持ち込み手荷物検査機器を8月初旬に発注しており、10月中旬には2機体制となる予定であります。また、入国時においては、審査に時間を要するとの指摘のほか、預け入れ手荷物を受け取る際の混雑が指摘されており、審査を終える順番と荷物が出てくるタイミングに乖離がある場合に旅客が滞留し混雑が発生すると聞いております。県としては、今後、航空会社や国等の関係機関と連携し、その対応策について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 それでは再質問、前後する場合もありますけれどもよろしくお願ひしたいなと思っております。

まず野田総理の所信表明についてでありますけれども、野田総理については、政治とは「正心誠意」と言い切って、「与野党は、徹底的な議論と対話によって懸命に一致点を見出す。」ようと訴えておきながら、議論すべき国会は当初4日間で閉めようとした。そして一番重要な沖縄振興について積極的に取り組むと具体的に言っておりますけれども、そういう動きも見えない。ましてや今回の概算要求にしてもどうか一括交付金は明記されましたけれども、具体論がない。また、必要な所要額の3000億円という数字が明記されておられません。また、どうか跡地法の5000万円の控除も入りましたけれども、これについても入れることができるならなぜ早期に前向きに対応しなかったのか。5000万控除というのは我が自民党の島尻参議院議員が半年前からこれは要望したことであり、そのときの国会答弁で枝野前大臣は、できないと明確に否定しているんですよ。このように私は今の政府は沖縄振興に積極的でないという危機感を抱いているわけでありまして、知事の御感想はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 島袋議員の御意見にかなり近いです。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ましてこの普天間問題にしても防衛大臣は素人発言、外務大臣は実力未知数、官房長官は軽量級、どう見てもこの普天間問題を解決するシフトに見えないんですよ。知事は僕と一緒にいいますからもう答弁は要りませんけれども、それだけ政府は非常に腰が重いんじゃないかなと思っているんですよ。我々沖縄県民は大変重要な時期に来ているわけでありまして、しっかりと私どもも懸命に強く国に訴えるということが大事だなと思っております。

次に跡地法の件でありますけれども、先輩方が一括交付金についてかなり議論されているので私は跡地法について議論させていただきますけれども、この跡地法、一括交付金の陰に隠れておりますけれども、大変重要であり、そして担当部署は本当に汗をかいてすばらしい仕事をしているなというふうに私は高く評価しております。軍用地主についてはいろいろ意見があると思いますけれども、私はやはり国の安全保障のために尽くしていただいたのであれば、政府は返還した後についてもそれなりの感謝を尽くさなければならぬと思っています。返還したから、はい、後は知りませんでは通らないと思っているんですよ。その間、多くの地主は高齢となっていることをかんがみても十分配慮しなければなりません。そういう意味において、給付金の期間の額の拡充と先行取得による5000万控除は大変すぐれた施策だと考えておりますけれども、今の政府はぎりぎりに5000万控除は入れました。これはこれで肅々と進めていくのは大事だと思っていますけれども、そのほかにも立入調査の充実化、国による財政負担も書き込んでおり、県はよく頑張っていると思っております。ただ、それを閣法で担ぐ政府なんです、内閣府は全然やる気がないと私は思っております。知事、沖縄政策協議会で示された跡地法の方針、あれを見てどう思いましたか。

最後に、そういった面で先行取得の5000万控除が入りましたけれども、政府はこの跡地法については一括交付金よりもやる気はないというふうに私は思っています。改めて気合いを入れ直して担当部署もしっかりとやることと思っておりますけれども、その辺は県議会議員も全会一致でそれは乗っかると思いますから、国会議員のけつをたたいてでも沖縄振興計画の一括交付金のようにしっかりと要請するべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 全くまたほとんど一緒の感じですが、確かに跡地利用法については少し何といいですか、余り政府のあれを言いたくはないんですが、この3・11以降お忙しいという感じがあって、民主党さんも党は非常によくやっていたいしているし、自由民主党さんも非常によくやっていたい各政党やっていたいしているんですが、政府側がどうもうまく受けとめてしっかりやろうという感じがかなり薄い感じはします。特にこの跡地利用法はいずれにしても軍用地として提供させられた経緯から見て、好むと好まざるとにかかわらず提供させられ続けてきたという面は否定できないし、それが大きいと。そうするとこれ

ちょっと古い表現ですが、お国のためにやってきたものは後もきちっと面倒を見るといいですか、きちっと対応するというのはこれは常識だと。だからそういう点から言ってもしっかりとこれはやるべきでしょうということを申し上げてはいるんですが、ちょっとのれんに腕押しの感がないわけではありません。今おっしゃったように県議会ぜひお力をいただいて、これはもう少し強くやる必要があると我々も思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この先行取得は、将来の迅速な跡地利用法について僕は大きなかぎだと思っているんですよ。19年かかった那覇の新都心を例にしても本当に明らかだと思えますけれども、この19年間かかったうちの土地の権利交渉には12年かかっているんですよ、12年。19年かかって開発したのは土地の買い取りもろもろ含めてまとめるのに12年かかった。それを見て私たちは過去に学ばなければならぬと思っているんですよ。しかし、政府は5000万控除を渋々認めておりますけれども、重要な給付金の増額、給付期間の延長、返還日から引き渡し日への変更、これについてはわざわざ現行制度を変更しないと方針を打ち出しているんですよ、政府は。そういったもろもろを考えればやはり知事も先ほどもおっしゃっていたように、我々県議会もしっかりとこの辺は強く強く要請しなくちゃならないと思っております。

御存じのとおり、我々自民党はこの跡地法については政府が逆立ちしても議員立法できないものを出そうというふうに今懸命に汗をかいて頑張っております。ですから、法案が提出される1月の通常国会からねじれ国会において、最後は政府案と自民党案のどちらを県民が支持するかという構図になってくると思いますけれども、そこも想定しながら我々自民党としっかりとまた意見交換するという思いもありますか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の各政党の対応からいきますと、まだよく私聞いてはおりませんが、自民党さんの案、非常に我々の思いを全部入れていただいているいい感じがありますから、野党ではございますが自民党さんのこの力をぜひおかりしたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 よろしく願います。

次であります。次は、離島地域の高校生宿舎についてであります。

これにつきましては、離島の首長から強い要望があ

るのには御存じだと思っておりますけれども、座間味の宮里村長や石垣の中山市長とも——私より5つ先輩でありますけれども——常に意見交換させていただいております。話を聞きますと、離島から本島の高校に通う際、十分に宿舎が整備されていないのでアパートを借りると。もちろん親の財政負担は大変であります。また、子供がアパートに住むときに母親も一緒に本島に出てくる。ほとんどお父さんだけ離島に置いてみんな家族でござり本島に来る。そういうことによって島を出ていくという問題が内在するんですよ。しかし、島からみんな出ていきますと改めて卒業したら島に戻ってくるかという非常に難しいわけですよね。だから、過疎地域がどんどん離島は進んでいく。そのために県はこういうふうにやっていこうという動きなんですけれども、先ほど教育長の答弁では、修学旅行、宿泊施設の複合施設と言っております。うちの佐喜真淳県議も代表質問でおっしゃってありましたけれども、学生寮はわかりますけれども、宿泊施設というのはどういう意味なんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） お答えいたします。

宿泊施設の意味は、離島・僻地の児童生徒が修学旅行あるいは諸大会に参加する際に使うための機能という意味があります。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この宿泊施設は親が宿泊すると今言っておりますけれども、それではこれがセットで今回の24年の概算要求に出されたんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） はい。そうでございます。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 本当ですか、再度聞きますよ。この24年度予算に教育委員会として、複合施設でお願いしますという概算要求してそういう形で今進んでいますか。

○教育長（大城 浩君） ちょっと休憩願います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 大変失礼いたしました。来年度の概算要求には入っていないみたいです。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 この平成24年度の概算要求で、内閣府の沖縄振興局は沖縄教育振興事業費の中に金銭的な

面は出されていると思っております。その中身は学生寮を先にしようというふうな動きがあると思っております。はっきり言わせていただきますけれども、問題の緊急性をかんがみても学生寮だけは必ず実現しなければ僕はいけないと思っているんですよ。親の宿泊施設とセットにすることにこだわって、一番大事な子供の施設が来年度の予算措置に間に合わないことは僕は許されないと思っておりますけれども、離島の方々に複合施設ができなかったら予算要求しないということを説明するんですか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今の御質問の趣旨は、我々が今考えておりますこの複合施設に対する御異議じゃないかという気がいたしますけれども、とりあえず24年度は離島市町村との調整とかあるいは25年度に支援センターの設計とか、26年度は着工整備とかそういったスケジュールを今示しておりますけれども、そういう中でさまざまな支援制度の必要性もしくはニーズ等々ございますので、そういったことを精査しながら、当然また離島市町村との調整もありますので、そういったことを精査しながら検討していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 教育長、僕はこれはおかしいと怒っているわけではないんですよ。言いたいことは、やはり子供の宿泊施設が喫緊の課題だと思うんですよ。その中で、親の宿泊施設まで来年度に間に合わないのであれば、施設の空いている部屋を臨機応変に運用するなど工夫して次の整備に備えていくと。そういう柔軟性も僕は必要じゃないかというふうに聞いているんですよ。

今の議論について最後に知事にもちょっと聞きたいんですけども、学生寮は絶対に必要だと思うんですよ。しかし、親の宿泊施設にこだわるより来年度の整備がおくれたということは絶対に僕はいけないと思うんですよ。その意味から学生寮を確実に先にまずは整備して、臨機応変に親の宿泊もセットでやるような形が僕はいいんじゃないかなと思っていますけれども、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員の御議論で、寮を先にやったらどうかというふうに理解したらいいと

思っています。ただそもそも我々は一括交付金という3000億の形を要求していて、これは内閣府が従来の基本的な計画もまだできていないのに、自分たちで概算要求の中身をつくっているわけですね、見切り発車で。ですから、我々は一括交付金の項目について実はまだこの構造を改革するという一括交付金の形にしながら、そして自由に使える中で決めていこうというスタンスをとっていますから、実は一つ一つの詰めは今回はやっていないんです。それで、無論それは内閣府は内閣府で従来どおり自分たちで勝手に決めて勝手に出しますということであれば、やっぱりそれじゃだめだということで一括交付金とか自由に使い勝手のいいというのを出していますから、まず基本のところ今この個別の話にどうであるかというのは本来はおかしいんです。ですが、もともと学生寮とか宿泊施設も含むというものは、離島の皆さんから強い要請がありますから、我々もこういうテーマは基本的な考え方の中に無論ちゃんと入っています。ですから、今、寮が先か何が先かというよりも、これ全体をまず一応内閣府であれ、沖縄出身の国会の先生も何か一生懸命やっておられるらしいんですが、要は具体的な中身に僕らまだ入っていないんです。先走って内閣府のほうで出しているという面が実はあります。仮にこれは置いといたとしてもこれは何とか早目に実現したいと思いますから、どちらが先かまけてやるか、別々にやるかはむしろやるという方向が今出てきていますから、ちょっともう少し先で詰めたいかがかと思います。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 今知事が言った話は、十分私も理解しております。しかし、最終的な状況、最悪な状況になった場合もいろいろ出てきますから、やっぱりあくまでも我々は3000億というのはこれは断固とらないといけませんから、そういったものの調整も教育庁の担当部署のほうとしてしっかり詰めて議論をしていただきたいと思っています。この件については離島出身の座喜味議員が一般質問で書かれておりますから、次にまたやってくると思います。

次に移りたいと思っております。

次に、消費者教育の必要性についてであります。先ほど部長の答弁ではやっぱりこの問題というのは、これから民主、自民、公明で法案が通ると思っています、消費者教育についてはですね。これはやっぱり教育に関しましても高校3年生をめどに今議論をしていると言っておりますけれども、やはり中学校3年生あたりからでも、この沖縄にはクレサラ問題とかいろいろあるわけありますから、どんどんどんどん学校教

育の中に入れて、この消費者教育というのはやはりいろんな問題があるんだよというのを子供たちの段階から学校教育の中で教えなくちゃならないと私は思っているんですよ。そういった意味でも先ほど部長の答弁では、お互い担当部署が連携するとおっしゃっていただきましたけれども、教育長としてやはりこの学校教育の中の一環として高校3年生、中学3年生あたりからでもそういった消費者教育についてはやっていくべきじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） お答えいたします。

やはり学校教育の場でもさまざまな取り組みをしていこうという考え方をしております。つまり学習指導要領というのがありまして、この中で小学校、中学校、高等学校におけるいわゆる消費者教育に対するさまざまな指摘がございます。そういったことを通していく中でぜひ消費者教育を学校教育でも推進したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 これはもう沖縄にとっては大きな問題でありますから、しっかりとまた議論して子供たちにそういう教育ができるようなシステムでよろしくお願いしたいなと思っております。

次であります。障害者スポーツについてでありますけれども、知事これは私の一般質問でパラリンピックの上で那原選手が県民栄誉賞を知事の御尽力でいただきました。その後に私の一般質問の中でも全国で福井県、広島県、香川県、沖縄県含めて4県だけ「障がい者スポーツ協会」ができていないというふうに私は質問しました。そこで知事はしっかりと持ち帰って研究するということで、平成21年度に予算をつけていただきました。先ほど福祉保健部長の答弁で、21年度は700万をつけていただきましてこの障害者スポーツに関する調査研究事項という1冊の本ができ上がりました。これを一元化するために市町村の社協も含めて、障害者スポーツ団体の皆さんも含めてみんなでまとまってやろうということで1冊の要請書ができて進んだ事業なんですよ。これが21年度は700万、22年度は600万、23年度は500万と年々減っているんですよ。これをやろうと言って、知事は頑張ろうと言って年々減っているんですよ、知事。それを24年度から法人化して新しく「障がい者スポーツ協会」というのを立ち上げて、職員も置いて、またスポーツ指導員も入ってやろうという中で24年度スタートするときに予算が減ったらこれは大変なことになりますから、ひとつみ

んなの御尽力の要請があるような形でくみ取っていただけかなと思っていますけれどもいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） お答えします。

議員の非常に強い思いは重く受けとめております。確かに見かけ上は減っているようにも見えますけれども、これは関係団体としっかりと協議をしてきちっとした実績を残すに足る予算、それは確保されて事業は着実に進んでいると私は理解しております。県としては理解しております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 私の質問は、なぜ減っているかと。24年度からしっかりと職員も抱えてやるという意気込みがあるのに、これが500万円以下になったら事業できるかという話なんですよ。それをしっかりと考えてくださっているならやると言えいいんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 過去3年間の経緯はそういうことですけれども、今後また実際にそういう団体ができましたらそういう事業主体がしっかりとして事務局体制も整理しましたら、必要な予算は十分に確保していきたいと考えておりますのでよろしく願います。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともよろしくお願いしたいと思っております。

次、地域医療と医療ツーリズムについてでありますけれども、この地域医療と医療ツーリズムにおいて一番問題になっているのは病床の枠なんですよ。今、先ほど部長の答弁では1万400近くの病床があって、使われているのが9000近くと3000余っていると言いますけれども、この病床の基準というのは、ここにある診療所がありますよね、使われていないベットがあると思うんですけども、それもカウントされての数字ですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 基本的にはカウントされております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 知事、私が言いたいのは、この医療ツーリズムというのは、新たな振興計画の素案の中にも書かれていると思うんですけども、今観光客100万人が沖縄に滞在するのであれば、常に同時進行として観光客が8万人程度いることが想定されるんですよ、2泊3日滞在でシミュレーションした場合ですよ。現時点においても沖縄県の主要人数と稼働率を推

進しても6万人程度は滞在する状況が起きるわけですよ。今の話では病床のカウントは要するに診療所のものも入っていると言うんですよ。しかし、アジアとか見てもシンガポール、要するに中国もろもろ1500床の病床がたくさんあるんですよ。そこでみんなどっと動いてきて医療ツーリズム化しているんですよ。沖縄はそれを医療ツーリズムにもっていこうかなと思ったからそういった形の体制ができないものですから、病床の枠というのが非常に問題になっていると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（宮里達也君） 基本的には、医療圏域ごとの病床については、それぞれ専門家が検討して5年置きに計画をつくって何床必要だということで、その計画に基づいて確保しております。来年度はそれの見直しの時期でありますので、またそういうことが検討はされると思いますけれども、基本的にはその基準病床の枠内でいかに工夫していくかということが一番大切なことだと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 島袋 大君。

○島袋 大君 ぜひともこれは深く議論してください。これから振興策もろもろ含めて素案が入っておりますから、そういう整理をやっていく必要が私はあると思いますから、その辺もよろしくお願いいたしますなと思っております。

時間ありません、次であります。

豊見城市市道257号線についてでありますけれども、部長は平成24年の新規事業に予算要望をしていると言っておりますけれども、これは重要な問題でありまして、知事、今豊崎地域のパンフレットは橋が小さくなっているんですよ、この257号線をつくるという橋が小さくなっている。（資料を掲示）以前の豊崎の新しい事業については真ん中に257号線と書かれているんですよ、埋め立てする事業にですね。だから、今24年度の新規事業入っていますけれども、豊崎の道は2つしかないんですよ。これは早急に24年度に盛り込んでやってほしいということなんです。土建部長は要請していると思いますから、知事と総務部長の答弁をお願いしたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時1分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 非常に重要な道路ですから、優先度は非常に高くなっていると思います。

ちょっと総務部長とまた相談して最終的に決めますから、お待ちください。

○島袋 大君 よろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 おはようございます。

一般質問をさせていただきます。

まず、エネルギー政策について。

去る9月3日から9日までの間、総務企画委員会でデンマーク、スウェーデンに行っていました。東日本大震災による福島原発事故が世界的にも注目される中、エネルギー政策の重要性が多く国民の関心を集めるようになりました。

今回訪問したデンマークでは、脱原発の方針を明確にし、再生可能エネルギーの導入に力を入れております。一方、スウェーデンでは原発の使用を継続する方針であります。脱原発を明確にしたデンマークでは、再生可能エネルギー導入に力を入れており、再生可能エネルギーにシフトする大きな理由として、石油や石炭などの化石燃料の限りある資源、そして2つ目には、CO₂削減による地球環境の保護、この2つが大きな理由であります。

日本の場合は、火力発電の燃料である石炭・石油はほとんど海外に依存しており、原発を除くエネルギー自給率は4%から5%と極めて低い。沖縄はさらに低く0.2%であります。再生可能エネルギーをふやしていかなければならない理由は明確であります。

以下、質問いたします。

(1)、平成22年7月に策定された「沖縄県エネルギービジョン」に示されている3つの基本目標、1つ、石油依存度の低減、2つ、エネルギー供給源の多様化、3、エネルギー自給率の向上の実現に向けて具体的にどのように取り組んでいきますか。

(2)、去る8月26日の「再生可能エネルギー法」の成立をどのようにとらえ、評価しているか。また、県内で風力発電、太陽光発電、産業廃棄物・一般廃棄物発電等の再生可能エネルギー普及の取り組みを具体的にどう進めるか。その際、沖縄電力との連携はどのようになされるか。

(3)、北欧を初め世界各地で電力の安定供給のため、発電、送電、消費などのネットワークとIT技術とを組み合わせた次世代送電網と呼ばれる「スマートグリッド」の取り組みが始まっております。再生可能エネルギー普及のためには、ぜひとも必要なシステムであります。研究すべきではないでしょうか。

(4)、本年度の「沖縄スマートエネルギーアイランド

基盤構築事業」を活用して、沖縄電力が大宜味村に風力発電2基の設置の計画があります。進捗状況はどうか。また、地域対策はどうでしょうか。

2、海洋資源の可能性について。

資源の少ない国・日本、また、資源のない県・沖縄と言われてまいりましたが、広い海域を資源と考えると、逆に資源大国の可能性も出てまいります。尖閣諸島の海洋資源は有名ですが、そのほかにも大きな可能性を秘めているようです。

去る7月7日の参議院予算委員会で、公明党の秋野参議院議員の質問に対して、当時の海江田経済産業大臣は、沖縄海域の伊是名海穴を最新鋭の海洋調査船「白嶺」が来年2月に調査に入ると答弁しております。

以下、質問します。

(1)、伊是名、伊平屋近海には、金、銀、銅やレアメタルなど貴重な鉱物資源が含まれているという熱水鉱床資源があり、国による開発が具体化しようとしております。県はどのようにかわかりますか。

(2)、日本の海には、日本の消費量の100年分に相当するメタンの埋蔵量があると言われております。環境負荷の少ないエネルギーとして注目を集めておりますメタンハイドレートの調査研究が国において進んでいるようですが、県はどのようにかわかりますか。

3番目、子供・子育て支援について。

(1)、放課後児童健全育成について伺います。

バブルがはじけてからの20年間、景気・経済の低迷が続いてまいりました。特に、2001年のサブプライムローン問題や2008年のリーマンショックなどの影響を受けて、雇用問題や貧困問題が日本の社会に大きな影を落としております。この間、政府もさまざまな経済対策や雇用対策を打ち出してきましたが、いまだ問題は続いております。

沖縄においては、雇用問題や貧困問題が未来の宝である子供たちにその影響が強く及んでおります。児童虐待や育児放棄、学力低下や少年非行などの問題は、親の雇用問題、貧困問題と密接に関係し、貧困の連鎖、暴力の連鎖などの問題を引き起こしております。これらの問題は、もはや個人や家庭の問題として片づけることのできない社会問題になっていると思います。

以下、質問します。

ア、沖縄の子供の貧困についての認識を伺います。また、子供の貧困と学力や少年非行との因果関係をどのように分析しているのでしょうか。

イ、放課後児童クラブの県内待機率はどうか。

ウ、放課後児童クラブの施設整備、運営主体について、全国との比較での数値はどうでしょうか。

エ、放課後児童クラブの保育料について、全国平均と県内の比較はどうか。

オ、放課後児童クラブの本年度の設置計画はどうか。

カ、今後の放課後児童クラブの整備計画について、市町村との協議を県はどのようにリーダーシップを発揮していきますか。

キ、情緒障害児短期治療施設の設置計画はどうなっておりますか。

(2)、発達障害児支援体制の充実強化について。

発達障害の出現率は6%から10%ぐらいとされており、出生率の一番高い沖縄は、発達障害児も全国一多いことが予想されます。しかしながら、そのための対策は極めて不十分であります。療育の現場における保健師や保育士、学校の教師等を指導する専門家も少なく、継続した支援体制ができておりません。

以下、質問します。

ア、早期発見、早期支援のための体制整備はどのようになっておりますか。

イ、発達障害児の気づき支援の親子教室の増設への取り組みはどうか。

ウ、療育訓練を受ける体制づくりの取り組みはどうか。

エ、専門家の確保や現場で対応する人材育成の取り組みはどうか。

(3)、待機児童対策、認可促進事業について。

「安心こども基金」、保育所入所待機児童対策特別事業が平成21年度から実施されてきましたが、その成果と今後の取り組みについて伺います。

ア、保育所入所待機児童対策特別事業の本年度までの実績はどうか。また、事業継続及び基金の積み増しを要請すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

イ、認可化促進、待機児童対策として、公立保育所、認可保育所のもとに認可外から分園として採用する方法を検討できないか。

ウ、安心こども基金事業の本年度までの実績はどうか。また、事業継続及び基金の積み増しを要請すべきではないか。

エ、認可外保育園への支援策「新すこやか保育事業」の拡充について検討すべきではないか。

オ、働く母親のための夜間保育、24時間保育が決定的に不足しております。今後の対応を伺います。

4、再開発事業への県支援について。

2月議会、6月議会でも取り上げてまいりました山

里地区再開発事業は、国から認定された「沖縄市中心市街地活性化基本計画」の目玉事業であります。この事業の成否は、県支援があるかないかで大きく左右されてまいります。

そこで伺います。

(1)、これまで山里地区再開発事業への県支援について前向きに検討するとの答弁がありましたが、具体的方針をお示しください。

(2)、台風9号——去る8月5日、6日に沖縄に襲来しましたけれども——による被害が出ました。ここは沖縄市のプラザハウス前に今沖縄署を建設している、その建設現場のすぐ隣にある県営山里団地の駐車場があります。（資料を掲示）その駐車場が、こういうふうにして水没するかのように大きな被害を受けて、そこに42台駐車してあったんですけれども、今確認できているだけで16台の車が損害を受けて、金額にして約370万円余りの被害が出ていると、恐らくもっとふえてくる可能性があります。

そして、これはその建設現場、県営山里団地のすぐそばにあるキャンプ瑞慶覧のハウジングエリアのフェンスであります。（資料を掲示）ここが建設現場。そのフェンスのすぐそばに雨水の排水溝、雨水ますがあります。ここが詰まってこのような被害がもたらされているわけであります。

そこで、この件について、県警本部長にその被害が出るまでの状況に至る経過の説明を求めます。そして、知事公室長には、この対応について沖縄防衛局がこれまでどのように対応してきたか、あるいはまた、その被害者住民の皆さん方に対してどのような手当てをしていくのかについてお伺いをいたします。

5番、県立病院改革について伺います。

去る9月19日に県立中部病院を視察してまいりました。宮城院長の懇切丁寧な説明があり、非常に感銘を受けました。その中で、特に医師研修システム、そして救急医療体制、そして離島医療支援、この3点について中部病院の果たしている現状が改めてよくわかりました。

以下、質問します。

(1)、7対1看護導入等経営改革の成果はどうか。

(2)、中部病院で52床休床、南部医療センターで14床が休床しているが、今後、この休床しているベッドの活用計画はどうか。

(3)、中部病院の医師臨床研修システムが大きな成果を出しておりますが、さらなる機能強化は可能か。それにより医師確保の見通しが明るくなるのではないかと。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、エネルギー政策に係る御質問の中で、エネルギービジョンの3つの基本目標の実効性の道筋という御趣旨の御質問にお答えいたします。

「沖縄県エネルギービジョン」において、石油依存度低減、そしてエネルギー供給源の多様化、エネルギー自給率の向上についての基本目標を設定いたしております。これらの目標を達成するためには、省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及促進が必要です。そのため、今年度から実施いたしております「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、4メガワットの風力発電機や1メガワットの太陽光発電施設を整備することといたしております。

また、「新たな沖縄振興のための制度提言」におきましては、グリーン投資税額控除等の新エネルギーの導入に対する支援制度を要望いたしているところでございます。

次に、海洋資源の可能性についての御質問の中で、熱水鉱床資源開発、そしてメタンハイドレートの調査に対する県のかかわりについてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

海洋資源の開発につきましては、平成20年3月に閣議決定されました「海洋基本計画」におきまして、国の主導による探査・開発を推進することにより、中期的に商業化を目指すことが目標として定められております。この計画に基づき策定されました「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」では、目標達成に至るまでの探査・開発の道筋とそのために必要な技術開発等につきまして示されております。沖縄県周辺海域におきましても、資源量の把握や開発に伴う周辺環境への環境評価等基礎的な調査、そして検討が行われているところであります。

県といたしましては、国の調査結果や今後の取り組みを注視しつつ適切に対応できるようにしていきたいと考えております。

次に、子供・子育て支援策に係る御質問の中で、放課後児童クラブの今後の整備計画等についての御質問にお答えいたします。3の(1)のオと3の(1)の力は関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県内の平成23年度の補助対象放課後児童クラブ

数は、23市町村、225カ所となっております。

放課後児童クラブの事業の実施主体であります市町村におきましては設置ニーズが高まっていることから、既存の国庫補助メニューを活用した公的施設へのクラブの設置や学校の余裕教室等を活用したクラブの設置を進めているところであります。

沖縄県といたしましては、公的施設を活用した場合、家賃の負担がなく、経営の安定が図られるなどメリットがあることから、今後とも公的施設の活用につきまして市町村に働きかけてまいる所存でございます。

同じく子供・子育て支援策に係る御質問の中で、待機児童対策特別事業基金の実績及び事業継続等の要請についての御質問にお答えいたします。

待機児童対策特別事業基金を活用し、平成22年度は8施設の認可化によりまして定員約560人の増を図っております。また、平成23年度は11施設で定員約700人の増を図る予定となっております。この基金を活用することによりまして、認可化促進による保育所定員の増だけではなく、認可外保育施設の質の向上に一定程度の効果があったものと考えております。

沖縄県としましては、今後も待機児童解消のためには待機児童対策特別事業基金の継続・拡充が必要であると考えております。その実現に向け国に要望し、鋭意取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） エネルギー政策についての御質問の中の、再生可能エネルギー法の評価と再生可能エネルギーの推進についてお答えいたします。

今般、新たな制度が成立したことにより、再生可能エネルギーを用いた発電事業者は安定的に電気を売電することが可能なことから、再生可能エネルギーの普及が期待できるものと評価しております。

沖縄県においても、今年度から始まっております「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、向こう4年間で風力発電、太陽光、それからEVバス、省エネ住宅、離島新エネルギー100%、このような事業を取り組んで、おおむね今のところ70億円ぐらいの事業規模を想定した具体的な取り組みを開始しております。

また、再生可能エネルギーの普及につきましては、系統へ接続した場合の対策が課題となりますが、沖縄

県では沖縄電力と連携し、先ほど申し上げました「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」等を通してこれらの実証実験等も含めて取り組んでいるところでございます。

続きまして、同じくエネルギー政策の中の、大宜味村風力発電の進捗状況及び地域対策についてお答えいたします。

「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」において、大宜味村に2000キロワット級の風力発電設備を2基整備し、電力系統に対する安定化対策の検証等を実施する予定でございます。現在、沖縄電力と大宜味村との間で設置に向けた協議を行っており、地域住民の理解も得て事業を推進していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 子供・子育て支援策についてのの中の、子供の貧困の認識及び学力、少年非行との因果関係についてお答えします。

近年の生活保護世帯の増加やひとり親家庭の生活状況から見て、本県の子供の貧困につきましては厳しい状況にあると考えており、次の世代に連鎖していくことを防止することが重要な課題であると考えております。そのためには教育庁との連携が必要であると考えており、それぞれが所管する施策・事業の内容、実施状況、課題等について情報の共有を図りながら、学力や少年非行との因果関係の分析を含めた実態把握に努めるとともに、対策に取り組んでまいります。

続きまして、放課後児童クラブの県内待機率についてお答えします。

平成22年5月1日現在、沖縄県の放課後児童クラブの登録児童数は1万124人、登録できなかった児童数は8市町村で112人、待機率は1.1%となっております。

続きまして、放課後児童クラブの施設整備、運営主体についてお答えします。

放課後児童クラブの実施施設については、平成22年5月1日現在、公的施設活用が全国で82%に対し、沖縄県では21.2%となっております。

設置・運営主体については、全国では公立公営・公立民営が83.4%、国立民営が16.6%となっているのに対し、沖縄県では公立公営・公立民営が6.7%にとどまっており、国立民営が93.3%と高くなっております。

続きまして、放課後児童クラブの保育料についてお答えします。

放課後児童クラブの保育料について、全国の保育料は全国学童保育連絡協議会が平成19年度に行った調査によると、保育料の平均月額が5000円未満が41.8%、5000円以上1万円未満が46.4%、1万円以上が11.8%となっております。沖縄県の保育料について県が平成22年12月に実施した実態調査によりますと、平均月額は1万1000円となっております。

続きまして、情緒障害児短期治療施設の設置計画についてお答えします。

本県においては、児童虐待等により軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、その情緒障害を治療する情緒障害児短期治療施設は未設置となっております。なお、「おきなわ子ども・子育て応援プラン」後期計画において、情緒障害児短期治療施設の整備目標を掲げているところであり、引き続き民間法人に設置を働きかけるとともに、条件整備における課題への対応について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、早期発見、早期支援のための体制整備と人材育成についてお答えします。3の(2)のアと3の(2)のエは関連しますので一括してお答えします。

発達障害児（者）の支援について、県では発達障害者支援センターを中核機関とし、市町村サポートコーチの派遣や圏域アドバイザーの配置など、市町村における早期発見、早期支援体制の整備に取り組んでいるところであります。また、平成22年度より地域完結型の人材育成システムの構築を図るため、医師、保健師、臨床心理士などを対象に研修等を実施する人材育成事業を推進しているところであります。

続きまして、気づき支援の親子教室と療育訓練を受ける体制づくりについてお答えします。3の(2)のイと3の(2)のウは関連しますので一括してお答えします。

発達が気になる子の早期支援を行う親子教室等については、平成23年7月現在、17市町村で実施し、5市町村で実施を検討しております。

県では、昨年度より「市町村乳幼児健診 事後教室連絡会」を開催し、療育を含む保育プログラムの内容の充実や保健・保育・教育間の連携のあり方など、実施市町村の体制充実と未実施市町村の事業実施に向けて取り組みを進めているところであります。

続きまして、公立及び認可保育所のもとに認可外保育施設を分園することについてお答えいたします。

待機児童の解消については、保育所の創設や認可外保育施設の認可化、定員の弾力化とあわせて分園の設置も有効な解消策であり、現在14の社会福祉法人の分園を設置認可しております。

認可保育所のもとに認可外保育施設を分園することについては、経営主体の意向など双方のマッチングに関することなどの課題がありますが、県としましては、議員提案のこれらの方法を含め、保育の実施主体である市町村と連携し、待機児童の解消に向け取り組んでまいります。

続きまして、「安心こども基金」の実績及び事業継続等の要請についてお答えします。

「安心こども基金」を活用した保育所整備については、平成22年度は30施設の整備で定員1030人の増を行い、平成23年度は37施設で定員1105人の増を図る予定であります。「安心こども基金」の保育所整備事業については、事業実施期限が平成23年度着手分までとなっております。

沖縄県としましては、今後も保育所整備を集中的に実施し、待機児童の解消を図る観点から、安心こども基金事業期間のさらなる延長を行うとともに、事業実施に必要な財源を確保することを九州各県保健医療福祉主管部長会議を通じて国に要望しているところであります。

続きまして、「新すこやか保育事業」の拡充についてお答えします。

認可外保育施設入所児童の一層の処遇向上のために、平成23年度から「新すこやか保育事業」を大幅に拡充したところであります。さらなる拡充については、今後の実施状況等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

続きまして、夜間保育、24時間保育への対応についてお答えします。

沖縄県が設置認可した夜間保育所は、那覇市、沖縄市、名護市に各1カ所、合わせて3カ所となっております。「おきなわ子ども・子育て応援プラン」においては、市町村のニーズ調査の結果等を踏まえ、現在の3カ所を平成26年度までに5カ所とする目標を掲げております。

県としましては、当該目標の達成など、ニーズに応じた夜間保育の実施を市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

また、24時間保育の実施については、保育士の人員確保などさまざまな課題があることから、市町村及び関係団体と調整してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 再開発事業への県の支援についてで、山里地区再開発事業への県の支援に

についてお答えいたします。

当該事業は、沖縄市が平成22年3月に国から認定された「中心市街地活性化基本計画」の要素事業の一つとして位置づけられております。そのため、現在、沖縄市と県において、財政支援のあり方等について調整を行っているところであります。

県としましては、今後とも沖縄市との調整を進めながら、可能な限り事業に対する助言、協力等をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 再開発事業への県の支援についての御質問の中で、県営山里団地駐車場の台風9号による浸水被害の経緯等についてお答えいたします。

現在、県警察においては、沖縄市山里2丁目の県企業局コザ庁舎跡地において沖縄警察署新庁舎建設工事を進めております。同跡地にあつては、隣接する米軍基地専用の雨水管が敷地の中央を南北に縦断する形で埋設されていたことから、沖縄警察署新庁舎建設工事に支障を来すため、同雨水管の移設を防衛省沖縄防衛局に申し入れていたところ、同防衛局において雨水管の切り回し工事が発注され、平成23年5月上旬に完成したところであります。

しかしながら、去る5月28日の台風2号の際、同米軍基地内の雨水管に接続する専用雨水ますから雨水があふれ出し、沖縄警察署新庁舎工事現場の敷地の一部が水没しているとの報告を請負業者から受けたことから、早急に雨水ますの対策を行うよう防衛省沖縄防衛局に対し申し入れを行ったところであります。

また、平成23年8月5日の台風9号の際にも、同様に同米軍基地内の雨水ますから雨水が流出し、同工事現場の1階コンクリート土間や保管している鉄筋等建築資材を水没させるといった浸水被害を受けたところであります。この台風9号の際には、沖縄警察署新庁舎工事現場の北側に隣接する県営山里団地自治会管理の駐車場内にも雨水が流れ込み、十数台の駐車車両が浸水被害を受けたとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院改革についての御質問の中で、経営改革の成果についてお答えいたします。

病院事業局においては、平成21年3月に経営再建計

画を策定し、一般会計繰出金の増額による支援のほか、7対1看護配置基準の取得等による収益の確保や経費の節減等に取り組んでまいりました。その結果、同計画の目標の一つである経常収支の黒字化については、平成21年度と平成22年度に連続して達成するとともに、その他の目標である約100億円の資金不足の解消、不良債務の解消についても達成しております。

次に、休床の活用計画についてお答えいたします。

看護師不足による休床は、中部病院で平成21年2月より52床、南部医療センター・こども医療センターは平成19年11月から14床となっております。

休床している病床の再開については、看護師確保の見通し、経営への影響、地域の医療環境等を踏まえて検討していきたいと考えております。

次に、医師臨床研修システムの機能強化についてお答えいたします。

中部病院の医師臨床研修が昭和42年に開始されて以来、これまで約900名の医師が養成され、その多くが県立病院や県内民間医療機関において、産科や小児医療を初め救急医療や高度・特殊医療を行うなど県民医療を支えています。また、県立病院では、養成した医師を離島の県立病院や僻地診療所等に派遣し地域医療を担ってまいりました。

病院事業局においては、臨床研修システムのさらなる強化を図るため、引き続き研修指導医の確保に努めるとともに、魅力ある研修プログラムの構築に向けて各県立病院や琉大病院との連携を図ることで将来の医師確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 先ほどのエネルギー政策についての中、スマートグリッドの研究についての答弁が漏れておりました。大変申しわけありません。おわびして答弁させていただきます。

スマートグリッドは、太陽光や風力発電等の再生可能エネルギーを効率的に活用するために欠かせない技術であり、世界各地で研究が進められております。本県においても、今年度から実施している「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」におきまして、沖縄電力の系統に対する安定化対策の検証などに取り組んでいるところであります。今後とも、安定化対策については積極的に対応して、沖縄県におけるスマートグリッドの取り組みをさらに高めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

金城 勉君。

○金城 勉君 それでは、ちょっと順序を入れかえて再質問をさせていただきます。

きょうのタイムス、新報両紙の社会面のほうに、ごらんのように県警本部長から答弁いただいた県営山里団地の駐車場の浸水被害についての記事が掲載されております。（資料を掲示） 県警本部長から話がありましたように、この件については、5月末の台風2号において、その雨水のはんらん、浸水、冠水の危険性が指摘されておりました。そして、防衛局と県警が話し合いをして善処方を協議をした、そういう答弁であります。

しかし、それでもなおその改善がなされずに、結局台風9号が8月5日、6日に襲来をして、案の定、その雨水ますからあふれ出た水が建設現場及び県営団地の駐車場に流れ込んで、先ほど申し上げたような浸水被害がもたらされた。

これについて、公室長、事前にも通告してあるんですが、これは当然防衛局が対応すべきこと。5月末に既にその危険性が指摘されていたにもかかわらず、放置をして8月5日、6日のその被害につながった。これについて防衛局とのやりとりの件、あるいはまた今後の被害対策について御答弁をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この問題につきましては、米軍基地の存在により地域住民がこれまでもさまざまな負担を負っているということがございますので、沖縄防衛局におかれましては、解決に向け誠意を持って対応していただきたいと考えております。

知事公室として防衛局とやりとりをした結論といたしましては、防衛局の現時点での見解といたしまして、一般論として申し上げれば、被害と原因の因果関係を確認する必要がある。したがって、それを踏まえて関係者等と調整をしながら適切に対応してまいりたいというのが防衛局の見解でございます。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 極めて不誠実な答弁ですよ。

私も防衛局とも直接やりとりをしました。県警本部長から説明があったように、5月末に既にこの浸水騒ぎがあって、このままでは明らかにまた次の2回、3回の被害が起きますよということで、5月末の台風2号の被害を受けて6月8日に緊急会議を防衛局と県警

のほうでなされているんです。そして、その緊急会議の中で、じゃ善処しましょうという話し合いになっているんです。しかし、経過は、その間何も手がつけられなくて放置されて、そして8月5日、6日の台風9号の襲来があり、結局こういう被害が出てきた。こういうことがはっきりしている。そして、その8月5日、6日の台風9号の直後に県警、防衛局、建設業者、そして自治会、関係者が集まって会議をして、その対策について今後どうするかという話し合いをして、速やかにこれはやってもらいたいという要請もしてある。防衛局も何とかしましょうということでやったけれども、その担当部署が施設担当であるとか、補償の担当であるとかいうところの話し合いがまとまらずに2カ月たって今日に至って手つかず、放置に至っているわけです。

普段でさえも基地問題でいろんな事件・事故で県民に対して迷惑をかけていながら、こういう台風対策で落ち度があって、そして具体的にこういう予想された被害をもたらされて、そして地域住民が早く何とかしてくれという要請を何度もやって、自治会長は防衛局まで足を運んでお願いもしているのに、2カ月間放置した。そして、私が先週の金曜日にやりとりをしたら、説明できませんと。今後どうするんですかと言ったら、それもわかりませんと。こんなばかな話がありますか。

知事公室として、この件に毅然と交渉して、地域住民が泣き寝入りしないようにやるべきではないですか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 繰り返しになりますが、地域住民がこれまでさまざまな基地負担を負っているという認識においては議員と同様だと思います。ただ現時点では、先ほどのような防衛局の対応でありまして、やはり防衛局が誠意を持って対応する必要があるというふうに県は考えておりますので、防衛局に対しても地域住民の要望、あるいは現状をしっかりと把握するように県からも強く申し上げたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 あとのいろんな質問を準備してあったのですが、これにとられてしまって実に悔しい限りです。

知事、この件は、考えてみると本当は大したことない、ささいなことなんですよ、きちっと誠意を持って速やかに対応しておれば。県警本部長から説明があったように、雨水ますが詰まって、そこからあふれ出て

迷惑や被害を与えたというのははっきりしているんですから、今さら原因究明もないでしょう、2カ月間も放置しておいて。こういう防衛局というのは許せないですよ。そういう怒りを基地問題で県民にどれほど迷惑、負担を強いているか。これは人災ですよ、人災。そういう県警とのやりとりの中で懸念されたこと、指摘されたことなのに、それに対応しないで、結局被害を与えている。与えたにもかかわらず対応しようともしない。2カ月間あれば何でもできますよ。しかし、2カ月たった今日何もやっていない。しかも今の公室長の答弁だと、原因究明をしなきゃ手当てできるかどうかかわかりませんという、こんなふざけた答弁がありますか。これは知事としても毅然と対応すべきではないですか、いかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 金城議員にお答えいたします。

御指摘のとおり雨水ますが小さく十分な処理容量がないと、こういうような形で考えた場合に、いわゆる土地工作物の責任と、こういうような形で恐らく今表現されている事実が正しいとすれば賠償責任は出てくるだろうと。国賠法にも民法の規定が全部準用されると、こういうふうになっておりますので、県としても法律的に責任があるのじゃないかという見解を強く伝えて、できるだけ円満に解決できるように側面から努力はしていきたいと、このように考えています。

○議長（高嶺善伸君） 金城 勉君。

○金城 勉君 その件については、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に子供の貧困の問題、これは社会的にも非常に大きなテーマになってまいりまして、この前沖縄弁護士会の講演会にも出たんですけれども、この問題については本当にさまざまな絡みの中で、いろんな要素が複雑に絡み合っていて子供にその影響が及んでおりますので、それについては、今後ぜひしっかりした検討の上で対応していただきたい。沖縄振興一括交付金の中にも明確に子供たちの育成についての位置づけをしていただきたい。最後に知事の答弁を聞いて終わります。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 子供の安心・安全、子育てというような部分というのは、実は大きなテーマ、目標になって、我々は、次の沖縄振興計画の中に大きなテーマで入れていく予定です。ですから、議員のおっしゃったこともその中にきちっと位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。ひとつよろしく願います。

○金城 勉君 ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

翁長政俊君。

〔翁長政俊君登壇〕

○翁長 政俊君 これから一般質問を始めます。

まず、質問に入ります前に所見を述べます。

今議会は、仲井眞知事が出席した米国における「沖縄クエスチョン」での発言が県内で高い評価を得ております。私も高く評価をいたしております。県議会でも、特に野党議員から手放しの評価であります。知事批判の急先鋒であった共産党ですら、急旋回のありさまであります。高い評価に水を差すわけではありせんけれども、つい前議会まで野党諸君は仲井眞知事の政治姿勢に対し疑問や批判を繰り返し、酷評のていでありましたにさま変わりの様相であります。

この間、野党は、仲井眞知事の1期目の普天間飛行場の辺野古への移設容認をやり玉にして、仲井眞知事の県外移設方針は信頼に値せず、怪しいもので、いずれ馬脚をあらわし、早晚、県内移設に変換をするであろうと勘ぐっております。議会での追及もそこをつく論調に立っているのです。この立場は、言いかえれば、知事を説得すれば辺野古移設を受け入れてもらえるのではないかと期待感をにじませる日米両政府の仲井眞知事に対する評価と同根のものであります。知事を信頼する側に立っていないという意味では、同一であります。

一方、辺野古移設に関して無理だと現状分析をしている米議会の有力議員が、むしろ知事発言を理解をいたしております。しかし、今回の訪米による知事の政治行動が県議会にもたらした功罪は、普天間飛行場移設問題に関する知事の評価が与野党で一致したことであります。このことは画期的なことで、私は称賛に値すると思っております。知事も大いに期待をされてよ

ろしいかと思えます。

でも、政界は一寸先はやみであります。豹変することもしばしばございます。また、褒め殺しという戦略もあって、知事におかれては、ゆめゆめ気を緩めることなく慎重を期して、議会を初め両政府に当たられるよう進言をいたしまして、一般質問を行います。

1、新たな沖縄振興計画について。

(1)、沖縄県が要求する沖縄振興一括交付金の根拠とされる次年度概算要求基準が閣議決定された。重要政策については、特別枠として沖縄振興がその中で明記されたことで今後の展望が開かれましたが、先行き依然不透明であります。12月末の予算編成作業に向けて国との攻防も予想される中、自由度のある3000億円の満額をどう確保していかれるのか、勝算戦略と見通しを伺う。

(2)、一国二制度の経済特区制度の創設や既存の特区制度を規制緩和し、骨抜きと批判のある各種産業振興制度をより使い勝手のよい、本物の制度として改善するための国との交渉は進展をしているのか、進捗を伺います。また、制度の内定の時期は国からいつ示されるのかも伺います。

(3)、新制度の要求は、官僚の抵抗と財政難に直面し厳しい現状下にあります。しかし、県の目標を実現するためには、政治主導による政治決着が不可欠と思われます。民主党の政府・党を含めた知事が信頼し、沖縄問題に理解のあるカウンターパートナーが求められております。キーマンとなる該当する人物があらわれるのか、知事の見解を求めます。

次に、米軍基地問題であります。

(1)、政権交代から2年、早くも3代目の野田内閣が誕生いたしました。この間、民主党政権が進めた沖縄米軍基地問題、特に普天間飛行場の移設、そして日米地位協定の改定等に対する取り組みの総括が必要です。鳩山、菅内閣の取り組みをどう評価しているのか伺います。また、野田内閣の評価もあわせて伺います。

(2)、6月に開催された日米安全保障協議委員会(2プラス2)の後に、普天間飛行場移設問題を取り巻く日米間の政治的、財政的環境変化が起きている現在、移設問題への影響も必至と分析します。県の見解と認識を伺います。

(3)、日米の外交・安全保障の専門家による沖縄米軍基地を多角的に議論する有識者会議「沖縄クエスチョン」に知事が出席し、沖縄の考えを講演された。マスコミとの質疑応答等でも県外移設を訴えたとの報道がなされている。今回の訪米で知事の主張は十分に伝

わったと思えますか。手ごたえや新たな収穫が得られたか、知事の見解を求めます。

3番、都市モノレール事業について。

(1)、都市モノレール株式会社の経常収支は多額の累積赤字を抱え、単年度においても赤字を出す経営内容となっている。モノレールの浦添延伸によって収支バランスは好転するのか、見通しを示してください。

(2)、増客事業の展開が経営安定に資することになるが、新駅周辺の開発事業とまちづくり、パーク・アンド・ライドの拡充が必要条件と考えていますが、具体的な計画があれば示してください。

4番、県立空手道会館建設について。

県内外の空手愛好家及びスポーツ関係者から強い要望がある。本県の固有の文化の殿堂として、世界に向けた文化の発信基地として一日も早い建設が求められている。計画と進捗を伺う。

あとは再質問をさせていただきます。

○議長(高嶺善伸君) 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事(仲井真弘多君) 翁長政俊議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、新たな沖縄振興計画についての中で、沖縄問題のキーマンについての御質問にお答えいたします。

沖縄政策につきましては、これまで歴代の内閣における総理大臣、沖縄担当大臣、官房長官、官房副長官、総務大臣などの関係要路の皆様が担われてこられました。さらに、関係閣僚を初め、県選出国會議員及び与野党各会派の役員や衆参の沖縄・北方特別委員会の委員の皆様など多くの方々の御支援を得てまいりました。これまでの沖縄政策にかかわり、そしてその背景に精通されておられる方々のお力をおかりしながら、新たな沖縄振興への理解を深めてまいりたいと考えております。

次に、米軍基地問題に係る御質問の中で、日米両政府の政治的、財政的な環境変化と移設問題への影響についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

日米両政府は、日米合意に基づき、普天間飛行場の辺野古移設を推進するとしております。その一方で、現在、アメリカの厳しい財政状況を踏まえ、米議会において国防予算削減の議論等がなされていることは承知しております。

また、今回の訪米においては、レビン、ウェッブ、マケイン米上院議員の皆さんと面談した際に、米国の財政状況が普天間飛行場移設問題に影響を与えるとの認識が示されております。このような米議会の動きが

普天間飛行場移設問題に具体的にどのような影響を与えるか、現時点では明らかではありませんが、今後とも日米両政府の動向を注視してまいりたいと考えております。

同じく米軍基地問題に係る御質問の中で、訪米による手ごたえ等についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日、安全保障や日米同盟に関する専門家の皆さんが参加する「沖縄クエスチョン」におきまして辺野古移設案は事実上不可能であるという沖縄の実情を説明し、国内の他の都道府県への移設が最も合理的かつ早期に課題を解決できる方策である旨の講演を行いました。その後、会場の有識者の方々との質疑応答などを通して意見交換を行いました。また、レビン、ウェップ、そしてマケイン米上院議員との面談を行い、その中で各議員から辺野古移設案は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案について、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げたところでございます。

県といたしましては、今回の訪米におきまして普天間飛行場移設問題を直接説明する機会を得ましたことで、有識者の皆さんとのネットワークの構築が図られるとともに、アメリカにおけるこの問題の理解が前進したのではないかと考えております。

次に、県立空手道会館に係る御質問で、空手道会館建設の計画と進捗状況いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄を発祥の地とする空手道は、沖縄が世界に誇る伝統文化の一つであります。その継承・発展に努めることは重要であると認識いたしております。

空手道会館の建設につきましては、今年度、建設のコンセプトや必要な機能等に係る調査を実施するとともに、空手関係者等で構成いたします検討委員会を設置し、空手道会館のあるべき姿についての意見を取りまとめることといたしております。今年度の調査を踏まえまして、次年度は空手道会館にふさわしい立地環境、そして施設規模、運営方法等につきまして、具体的検討を進めていきたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興計画についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の使途の自由度と額の確保に向けた今後の取り組みについてお答

えいたします。

去る9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替え基準において、新たな沖縄振興政策が日本再生重点化措置の対象分野とされたことや、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。また、9月26日に開催された沖縄振興部会において、内閣府より提出された新たな沖縄振興策の検討の基本方向においても「より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設する」とされており、制度設計について予算編成過程において検討するとされたところであります。

沖縄県としては、今後の予算編成過程において、沖縄の要望を踏まえた沖縄振興一括交付金の制度設計がなされるとともに、新たな沖縄振興に必要な額が確保されるよう、県民各界各層、議会、市町村の協力を得ながら、引き続き国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、制度改正の交渉の進捗状況及び内定時期についてお答えいたします。

沖縄県は、これまで離島県ゆえの不利性を克服するとともに、成長著しい東アジアに隣接する地理的優位性を生かすため、アジア諸地域と競争力のある制度の創設を政府に強く求めてきたところであります。これを受け、去る9月26日に開催された沖縄振興部会において政府の新たな沖縄振興の検討の基本方向が示されるとともに、9月30日には、内閣府沖縄担当部局から平成24年度税制改正要望の概要が発表されました。この税制改正要望では、地域指定制度における所得控除の拡充、「専ら」要件の緩和、法人税の投資税額控除など、県の要望内容がほぼ認められているものもあり、評価できる内容となっています。しかし、全県を対象とした地域指定制度や県内離島も含めた航空機燃料税の拡充など、県として沖縄振興のためになお幾つか盛り込んでいただきたいものもあります。

沖縄県としては、アジア地域と競争力を有するインセンティブの高い税制措置が必要であると考えており、12月中旬ごろまでに策定見込みの税制改正大綱を見据え、引き続き国に対して要望内容の実現を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 米軍基地問題について、民主党政権のこれまでの米軍基地問題に対する取り組みと野田新内閣の評価についてお答えいたしま

す。

平成21年9月に発足した民主党政権は、鳩山元総理が、普天間飛行場移設問題について、当初「最低でも県外」と発言されたにもかかわらず、昨年5月28日の日米共同発表で「代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する。」とし、県民に大きな失望を与えました。また、菅前総理は、去る6月21日の日米共同発表において、普天間飛行場の代替施設について、位置、配置及び工法の検証及び確認を完了したとされております。他方、日米地位協定の改定について、民主党政権は、改定を提起するとしておりますが、これまで改定の方針等は示されておられません。

これらのことを考えますと、沖縄県が求めている基地問題の解決について、目に見える進展は図られておらず、民主党政権の取り組みは不十分と考えております。

野田新内閣におかれては、発足直後であります、沖縄県が要望している米軍基地の負担軽減、普天間飛行場の県外移設について、強いリーダーシップを持って真摯に取り組まれることを期待しております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 都市モノレール事業についての御質問の中で、沖縄都市モノレール株式会社の収支の見通しについてお答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社の平成22年度決算における収支は、減価償却前損益では約5億6500万円の単年度黒字を計上しております。しかしながら、減価償却後は、初期投資の借入金の返済に伴い、約8億8600万円の赤字であり、債務超過額は約42億円となっております。そのため、借入金の返済方法を見直すとともに、沿線開発やさまざまな需要喚起策による利用の拡大で今後は収支の改善が図られる見込みであります。

また、モノレールを沖縄自動車道まで延長した場合は、年間約10億円の収入増が見込まれ、平成36年度には債務超過が解消され、経営収支が好転する見通しであります。

同じく新駅における増客事業の具体的計画についてお答えいたします。

都市モノレールの延長整備にあわせて、4つの駅では交通広場を中心としたまちづくりの進展が期待されます。特に、終着駅となる第4駅では、モノレールと沖縄自動車道を有機的に結節するスマートインターチェンジやパーク・アンド・ライド駐車場の整備を計

画しております。これらの整備により公共交通の基幹軸が形成され、中北部地域の住民や観光客の利便性が向上し、モノレールの需要が喚起されるものと考えております。また、終着駅周辺で大規模な面的整備を浦添市が検討しており、さらなる需要が見込まれます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 再質問をさせていただきます。

まず、新たな沖縄振興計画についてでありますけれども、沖縄振興計画については、先日概算要求額が公表されまして、いよいよ年末に向けての予算内示、さらには財務省との予算折衝、さらには政府折衝や復活要求に向けての動きが出てくると思います。そういう中で、積み残した金額、制度設計、税制等の項目を確保する取り組みを県が今後どうされていくのかは私は課題だと思っております。ですから、3000億円、自由度、政治折衝、それにすべてがかかっていると言っても過言ではないと思います。そこで、内閣が要求した沖縄関係の概算要求額2437億円が公表されましたが、県の評価をまず伺います。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 9月30日に平成24年度概算要求2437億円が要求として出されております。新たな沖縄振興の枠組みにつきましては、御承知のように、現在国において検討中というふうなことでございます。沖縄県が求める沖縄振興一括交付金制度についても予算額、それから制度設計とも予算編成過程で検討するというふうなことになると思います。

今回の内閣府沖縄担当部局の概算要求につきましては、このような形で沖縄振興策の枠組みがまだ十分決まらない中で、内閣府の御判断で個別事業を積み上げてきたものというふうに考えてございます。沖縄振興一括交付金の創設を求める沖縄県の要望をまだ十分踏まえた内容にはなっていないというふうな形で考えております。

今後、その予算編成過程の中で、国と沖縄県がどのように協議・検討を行っていくか、これもまだ十分に示されていないわけでございますけれども、ぜひとも地元の要望を十分に踏まえるような形でやっていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 そこで、概算要求額が示された後に、これは積み上げ方式の従来型、いわゆるひもつき型なんです。そういうことで、私は、県が要求している予算の形態とは似ても似つかないものが出てきたと言っても過言じゃないだろうと思っております。ま

た、一括交付金を創設するという意味においては、政府は、きちっと明示をしているところもございますので、これに対する県の評価はいかがですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 9月26日の沖縄政策協議会における基本方針、その中で「より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設する」というふうなことが明記をされたことについては、一定の評価がございます。ただ、その中身については「予算編成過程において検討する。」というふうなことが言われているわけでございます。私ども沖縄県が求める形での一括交付金とその制度、その額ともに創設されるような形でぜひ国のほうにも努力をしていただきたいと、県のほうも求めているというふうなことを考えているわけでございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 新聞報道によりますと、この要求額の8割が継続事業で、2割が新規だということとされています。実態はそうですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今回の概算要求は、おおむね概算要求の2300億円のうちの約2000億円余りは、これは公共事業関係費でございまして、そういう意味では、ほぼ継続事業が中心になっているというふうに理解をしております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 それと、県が求めている自由度なんですけれども、この自由度を高める取り組みというのが今後非常に重要になってくるんですよ。これを高めるため、それを担保するための県側の戦略というんでしょうか、そういったものは持ち合わせているんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 県及び市町村のほうでも、より自由度の高い交付金制度を求めるところは一致しております。現在、県・市町村の中で事務的レベルでワーキングチームをつくりながら、その望ましいあり方というふうなものを検討しているわけでございます。

そしてまた、一方では先ほど申し上げましたように、予算編成過程においてその制度及び額について検討するというふうな言われているわけでございます。これから後、10月から12月の予算編成過程において、ぜひそれを沖縄県側とも調整できるような仕組みにしていきたいと思いますというふうなことを申し上げていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 細かい質問になって大変申しわけないんですけども、3000億円、10年の予算の確保、これを国にどう担保させるかというのが今後問題になるわけです。沖縄振興法の中に金額を打ち込めるかという問題が一つあるのと、もう一つは、閣議決定でこれを担保するという方法と、そのほかに県が考えられることはどういうことですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 3000億円を担保するというふうなもの、形として政府がそれを受けとめるという形の出し方は、今議員が言われるような形での閣議決定とか、そういう方法があるかと思います。ただ、それ以前に、やはり沖縄県として今後の沖縄振興について、向こう10年間、約3000億円相当の沖縄振興事業費が必要だということを繰り返し説明をしていく、そういうふうな努力もあわせてやっていく必要があるかというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 次に、制度設計なんですけれども、この制度設計は、国の責任ですということのようです。しかし、私は、県がこれにかかわらずそのまま置いておくと、ある意味では、県の思うようなものが出てこないのではないかという懸念を実は持っているんです。ですから、県が原案を設計して、要望していられるという考えは持っておられませんか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） これも先ほどお答えしましたけれども、これまでも内閣府へは、年末に単に最終的な形を示すだけでは県民の理解を得ることはできないということをお伝えをしているわけでございますけれども、その沖縄振興一括交付金の制度をぜひ事前にお示しをいただいて、県のほうと調整をしていくように求めているというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 例の沖縄振興委員会の部会のほうで、いわゆる全国ベースの設計を踏まえるという方向性というのが出てまいりましたね。これは、よく新聞で言われているように、国が全国に展開している戦略交付金、これを指しているだろうというふうに私も理解しているんですけども、このような形で政府がいわゆる一括交付金の設計をやるという話になると、これはまた、県の要望とは全然違う形のものが出てくるかもしれません。そこの部分は、県は、どういう方向で国と調整をされますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 確かに9月26日に内閣府が沖縄振興部会に提出をした基本方向の中では、「より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設する」というふうなことも言われているんですけども、一方では、予算編成過程において全国ベースでの制度設計を踏まえ検討するというふうなことも書いてございます。このことは、昨年全国ベースの制度設計を踏まえるというふうなことで、投資補助金は一部だけを統合した地域自主戦略交付金の例もございまして、これにつきましては、やはり自由度で非常に問題があるというふうに県のほうは評価をしています。そういう意味では、今般県が求めていくものはそれとは全く違う、沖縄県の要望する一括交付金であるということを、その仕組みを提示をしながら調整をしていく機会をぜひ求めていきたいというふうに思います。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 一括交付金の配分基準ですけども、市町村分、そしていわゆる市町村間の配分が今後課題になりますけれども、協議するテーブルはひとつできていますか、まずこれをお答えください。

もう一つは、市町村に配分基準を早く示してやらないと、私は、市町村も混乱するだろうと思っているんです。下手をすると、次年度の予算の組み立てもいわゆる従来型の予算編成になってしまうのではないかと、こういう心配をしているんですよ。一括交付金の性格を生かすということになれば、早目に配分基準を示してやらないと、それは混乱の大もとになると思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） ここにつきましては、実は、7月ごろから市町村のほうからいろんな不安の声とか、そういうふうなものが出まして、7月下旬には市町村の事務レベルに対する説明会を開き、そしてまた、8月上旬には41市町村長と県知事との意見交換を行いました。その結果として、沖縄振興一括交付金の創設と、それから配分を決定できる仕組みの構築について意見の一致を見て、共同記者会見というふうなものが9月に行われたわけであります。これを踏まえて、実は県と市町村との職員で構成するワーキングチームを立ち上げておりまして、現在その中でその配分基準、そしてまた具体的に予算編成にどのような課題が出てくるのか、そのことを今検討している途中でございます。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 次に、基地問題に移ります。

知事、基地問題は——これは私の見立てなんですけ

れども——普天間の移設については、新たな局面に入ったというふうに私は感じております。日米沖のトライアングルの関係は、日米両政府の再編協議の再確認にもかかわらず、実は、暗礁に乗り上げた感すら持っています。しかしながら、出口戦略というのはしっかりつくっていかないといけませんので、これは日本政府もそうでしょうし、また、沖縄県においてもこの出口戦略というのは重要になってまいっていると思います。

そういう中で、9月30日に仲村議員が質問されたいわゆる環境評価書、埋め立て等の問題について、実は、きょうも斎藤官房副長官のコメントが載ってありました。いわゆる環境影響評価書を12月いっぱいに出すという報道がなされておりまして——私に言わせれば、これは強行策と見るんですけども——いわゆる環境評価書の提出、そして埋立申請がなされる。この環境評価については、これはいわゆる知事の政治姿勢を問う評価書じゃありませんから、事務的な形になるだろうと思っています。しかしながら、埋立免許申請ということになると、まさにここは知事の政治姿勢が問われるんですよ。ここの部分に来ると、知事も大変苦しい状況の中での判断が迫られると思いますけれども、知事がここでイエスかノーかの答えを出すと。仮にノーという答えが出たら、これは特措法で知事から権限を上げて進めるというような方法も考えられますから、私は、これは強行策という言い方をしているんです。しかし、このいわゆる米軍基地再編や普天間移設の問題については、これは実にインテリジェンスな問題でありまして、情報の収集をきちっと行って、そして沖縄県にどういう利益・不利益が来るのか、これを先取りして、そこを一つでも不利益なものはつぶしていくというやり方をしていけないと、なかなか国のペースの中で県はずるずると引っ張られていくという方向になっていきますから、私の見立てをどう思いますか。知事、一般論で結構ですから。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） これから政府がどういう行動をとってくるかという点の見通しですが、まずいろんな政府関係者に申し上げているのは、仮に埋立承認というようなことは、これも一種の事務処理なんですよ。政府がひゅっと取り上げることは無論不可能ではないというぐらいのものですから、こういうものが

あっても、どういうふうに一体あの地域で実行するのか、具体的な段取りが組めますかという点なんですよ。ちょっと私ではなかなかこのイメージがわからないので、現実にやる気があって腹を決めておやりになるのか、この埋立承認という形だけをとれば事足りるということなのか、ここら辺の真意が——おっしゃるように、逆に情報をとらないといけないんですが——ちょっとよくわからないところがあります。だから、現実には絶対できない、何年かけてもいいんだと言えばよくわかりませんよ。しかし、世の中で言う通常の期間で本当に完成することが可能だと思っているのか、その段取りがつけられると思っているのかがちょっとよくわからないところはあります。ですから、本当に腹を決めておやりになるつもりなのか、やっている形をとるだけなのか——余り政府にこんなことを言うのも失礼なんです——正直言うと、まだそこら辺が少し読めないんですよ。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 私も、これは一般論でこういう形で進んでいくだろうということを知事に問うたんですけども、まさに私も知事と全く同じような立場に立っておりまして、民主党政府が本気でやる気かという問題が一つなんですよ。私は、本気でやるというパロメーターになるのは、県内を見ればわかると思っています。県内の国会議員2人が反対を掲げている中で、本当に県に対してこの移設問題を突きつけてこれるかということになると、私はここの部分を処分して、きちっと整理をした中でしか民主党政府はこの問題に手がつけられないと。だから、ここがどうなるかによって私は本気度が試されてくるんじゃないのかなという思いを实はいたしております。これが一つです。

もう一つは、このリンク論ですけども、今盛んにリンク論が言われております。沖縄県も振興策を含めて、胸突き八丁の大変厳しい時期にあることは事実ですよ。ただ、政府は、この間リンク論はやらないということで表で言ってきましたから、多分知事に対してはボディーブローを突いてきて、これでどうにかできんかという形のことをやってくるだろうと思うんです。ですから、これは県民の目には見えませんよ。見えないところで知事のボディーブローを打つということになりますので、ここは知事も大変苦しい状況が私自身は想定できるんですけども、こういう現実はどうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のような御質問には、非

常に答弁がしにくい部分があります。ただ、ある意味で、これは沖縄の立場、そして、私のほうがこの5年いろいろ普天間基地について携わってきた体験から言うことと、一方でまた、日本の防衛の問題、これも我々は全く知らぬというわけにもいかない面があって、むしろ政府はどこまで本気で、どんなイメージの防衛——防衛白書ではいろいろ出ておりますけれども、言葉としては——どういうふうに考えているのかという、このあたりをしっかりとつかまないと、実は、歴代の自民党さんの内閣の最後の3代と今の民主党さんの3代、ある意味で非常に似ているところがないわけじゃありません、1年ごとに交代をしておられますし。やっぱり天下の情勢が変わる中で、防衛というものにどんなふうに取り組むのかという基本のところを少し押さえて、さらに沖縄の振興ということとを少し腰を据えておやりにならないと、我々がなかなか納得いかない部分のほうが多いんですよ、ちょっと抽象的な話ですが。

そういうことで、このリンク論というのは、言葉ではあるかもしれませんが、本当は全く別の問題なんですよ。沖縄振興とは。全く別とは言いませんが、かなり。それと防衛の米軍のありようの話ですから、ここをリンクさせるというのは本来おかしい話ではあるんですが、リンク論が成り立つかどうか、私にはちょっとまだよく見えません。ひとつぜひいろんな体験を教えてください。と思っています。

○議長（高嶺善伸君） 翁長政俊君。

○翁長 政俊君 これは政府がやることですから、常識的な政府であるかというのが問題ですけども。ただ、ボディーブローを打たれて、知事が苦しい思いをしているのであれば、私は、これはある意味県民に開示して、こういう状況なんだということで県民に理解させるというのも一つの方法だと思っておりますので、ここは考えてみてください。

固定化の問題ですけども、この強行論、リンク論含めて、いわゆる普天間が動かないんじゃないか、要するに辺野古が飛べば。こんなのは恫喝以外の何物でもなくて、これだけ政治が15年、20年かけてやってきた集大成が、結局移すところがなかったから危険をそのまま普天間に置いておくなどというこんな論拠というのは、私は通らないと思っています。これはアメリカでも通らないし、日本政府でも通らない話ですよ。だから、私は、こんな恫喝には微動だにすることはないということが重要だと思っております。こういったものが全部飛んだ後、それではどうなるかというと、嘉手納が残ると思います。私は、嘉手納が大変危惧さ

れているところであります。

そこで、もう時間がありませんので、実は、青山繁晴さんが知事とさして普天間の問題について話をされたと言っておられました。あるフォーラムがありまして、知事との仁義があつて場所は特定できないけれども、知事は明確に本土移設のある有力地域を言っていたんだと、私もこれには賛成しているということでした。もうここまで来ると、知事、これは名指しで要するに移設先の県を言うと、これはいろんな問題が出てきます。しかし、そうではなくて政府に対して知事が言う、もう本土じゃないとだめですよ。沖縄では絶対だめだという理論があるのであれば、私は、そろそろ知事から提案をして、本土のどの地域だったらできるんじゃないかという提案はあつてしかるべきだと思っていますが、これはどうでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の御提案は、御提案として、考え方としては無論あり得ると思うんですが、ただやっぱりこの部分というのは、すぐれてどこの場所というのは防衛省とか、昔で言えば防衛施設庁のお仕事だと僕は思うんです。一つの県の知事が、米軍の基地いかがですかというセールスみたいなことは、やっぱりこれはその基地に対していろんな反発とか反論があるにしても、ひとつの国の軍隊のある種の誇りとつながっている部分が僕はあると思います。これは軽々にやるべきものではなくて、国の本当に責任を持っている部署が——きちんと日本国内にと私は言っていますから——やるべき話であつて、今の青山さんの話があつたとすれば、それは一種の雑談の中でのものだと私は思うので、ひとつぜひそれはそれでお含みおきいただければと思います。

○翁長 政俊君 もう時間ありませんが、私は、出口戦略としてこの方法も一つだという認識も持っているんですよ。今のままで放置していると、沖縄県辺野古という形でごり押しされてきたら大変なことになるから、沖縄県の知事として、ぜひそれも一つの出口戦略の方法論として持っていきたいと、このように思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

〔座喜味一幸君登壇〕

○座喜味 一幸君 皆さん、こんにち。

自民党の座喜味でございます。

離島振興を中心に一般質問をさせていただきます。いましばらくのおつき合いをよろしくお願ひしたいと思ひます。

宮古島市は、9月17日からスカイマークが1日に5便参入をして就航しております。便がふえましたことと相まって、チケットが安いというようなことに相なりまして、県内外からの観光客、また島内の人たちも買い物あるいはゴルフ、観光等々、非常に出入りが多くなりまして空港が活気づいている。このことは、ある意味で、その航空賃の低コスト化がいかに地域を活性化させるかという一つのモデルとして注視すべきことかなというふうに思っております。1万円で宮古に行つてこられる状況になっていきますので、ぜひ皆さん、この際に宮古のほうにお願いいたしますようにPRしておきたいと思ひます。

沖縄関連の要求額が公表されまして、沖縄振興にとって重要な事業が芽出ししている、これまでにない画期的な予算になるのではないかと。なかんずく離島振興に熱意のある知事の「離島の長年の課題に重点」と新聞に報じられて、離島交通費の負担減が芽出ししております。

12月までの予算折衝、あと6月までの予算関連法案の成立までまだまだ山がいっぱいあると思うんですが、ぜひ仲井眞知事の手腕を期待して、県議会としてもしっかり支えていくべきものだというふうに考えております。

通告に従ひまして質問をさせていただきます。

1つに、新たな沖縄振興についてです。

仲井眞知事は、地方分権・行政改革の先駆けとなります沖縄振興一括交付金3000億円を政府に要求しております。県民は、かたずをのんでその成果に期待し注視しています。

(1)1つに、困難を覚悟で歴史的な沖縄振興一括交付金の実現に向け取り組んでおられる知事の思いと決意を伺ひます。

(2)2つに、実現に向けては関係市町村、県民の理解、参加等の支援体制が必要と思ひます。中でも、エンジンであります行政に携わる県職員は、知事の思いを共有すべきと思ひますがいかがですか。

(3)、新たな沖縄振興で離島振興を重要な柱に位置づけ、離島住民の直面する重要な課題が網羅されております。「離島振興なくして沖縄の振興はない」と公約した知事の離島振興に取り組む決意を伺ひます。

2に、エネルギー行政についてですが、福島原発事故以来、原発にかわるエネルギー開発は焦眉の急であります。今、メタンハイドレートや水溶性天然ガスによるハイブリッドガス発電が次世代エネルギーとして急浮上しています。日本近海におけるガスは100年分にも相当すると言われております。沖縄近海にあって

もその賦存が言われております。

そこで伺います。

(1)つに、東シナ海の天然ガス田を優先的に利活用していくことは、沖縄経済が自立する上で重要なテーマと考えますが、見解を伺います。

(2)つに、天然ガス開発に係る鉱業権の許認可等を知事裁量とすることや近海ガス田の県内利用の弾力化等、大胆な規制緩和や制度設計が重要と思いますが、見解を伺います。

(3)つ目に、平成23年度予算で本島中南部、宮古島で水溶性天然ガス賦存調査が進められております。調査結果について伺います。

(4)、また、今後の調査予定（試掘調査）と利活用についてあわせて伺います。

大きな3番、離島振興についてですが、離島のユニバーサルサービスを進める上でインフラ整備や交通費・物流コストの低減は、離島住民が直面する最大の重要課題と考えます。

そこで伺います。

(1)、離島医療の充実強化についてです。

離島圏域において、放射線治療やPET検査等の高度医療は、沖縄本島、場合によっては内地の医療に頼っております。

ア、宮古・八重山県立病院での高度医療の現状と今後の対策について伺います。

イ、医療スタッフや機器等の体制が整わないため、島外で治療する患者や付き添い家族の旅費や滞在費等の支援制度が必要と考えるが、対処策について伺います。

(2)つ目に、離島圏の教育費の支援についてですが、離島圏の保護者にとって子育て・教育費が大きな負担となっています。離島の子供たちが経済的要因により公平な教育機会が妨げられないよう、教育に係る負担の軽減を図るべきと考えますが、支援策について伺います。

ア、小・中・高校生のスポーツ大会、文化活動等島外派遣の実数と補助費は幾らか。また、保護者の負担額はいかほどか。今後の支援策を含め伺います。

イ、修学旅行に係る補助費は幾らか。また、保護者の負担額はいかほどか。支援策を含め伺います。

ウ、離島児童生徒の派遣に伴う航空運賃については、大幅な割引制度が必要ではないか。また、各航空会社に申し入れるべきではないか。

エ、離島児童生徒支援センターの設置については速やかな対応が必要と考えます。県の計画について伺います。

4、多良間島旧空港（県管理空港）の払い下げについてですが、(1)つに、管理の現状と利活用計画について伺います。

(2)つに、地元多良間村の払い下げ要請にもかかわらず、長い間凍結している。今後の処理方針及びスケジュールについて伺います。

5番目に、病害虫及び有害鳥獣対策について伺いますが、(1)つに、アフリカシロナヨトウ、ナスミバエ、バッタ等の害虫の発生がありました。県のとった対策と財政支援の実績について伺います。

(2)、キジ、クジャク等による被害状況と対策について伺います。

6番目に、下地島空港及び背後残地の利活用についてです。

下地島空港は、昭和54年に開港しました。旧伊良部町住民は、下地島空港の機能とその背後にある広大な未利用地を活用した地域振興に大きな期待を寄せたものの、いまだに実効性のある振興策が示されていません。

(1)つ、下地島空港及び背後地の利活用による地域振興が進んでいない現状を、県はどのように認識しているか伺います。

(2)つに、下地島空港の活用方策について伺います。

ア、パイロット訓練数の実績と市財政収入額（伊良部町時代のピークを含む）の経緯と今後の見通し及び課題について伺います。

イ、JALが撤退した場合、県・市財政に及ぼす課題と本案件に係る県の対応について伺います。

ウ、県の国際災害援助拠点としての活用計画と地域振興への波及効果について伺います。

(3)、空港背後地の利活用計画について。

ア、土地利用計画と地域振興方策について。

イ、農業活用ゾーンの払い下げ作業の状況と予定について。

ウ、農業活用ゾーンを国営地下ダム事業地区に編入し、基盤整備を速やかに進めるべきと思いますが見解を伺います。

答弁をもって再質問いたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 座喜味議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、新たな沖縄振興についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金の実現に向けた知事の決意についての御質問にお答えいたします。

復帰40年を経ました現在、東アジアの経済的伸長な

どにより沖縄が地理的優位性を持つようになり、また、日本全体が人口減となる中でしばらく人口増が続くことなど、沖縄の潜在力が顕在化しつつあります。さらに、県民が沖縄の将来に求める姿も従来の社会資本整備に加えまして、自然や伝統文化の保全・継承、そして安全・安心な暮らしなど沖縄らしい優しい社会の構築となっております。

このことから、使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金を創設することで、県民が描く将来像の実現や沖縄の抱える特殊事情に起因する課題の克服・解決に向けた施策の展開を図るとともに、我が国と東アジアに貢献する地域として新たな施策の展開に取り組んでまいり所存でございます。

次に、新たな沖縄振興の中で、離島振興の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、広大な海域に39の有人離島が点在し、人口1000人未満の小規模離島が多いことが特徴であります。また、遠隔性そして散在性、狭小性などの条件不利性からさまざまな課題を抱えております。その一方で、沖縄県の離島地域は、排他的経済水域の保全など国家的利益の確保に重要な役割を果たしているほか、多様で美しい自然環境や独自の伝統文化は沖縄観光の大きな魅力でもあります。

このため、私は、「離島の発展なくして沖縄の発展はない」と考えており、新たな計画におきましては離島が果たす役割を評価し、県民全体で離島を支える仕組みを構築するとともに、離島の人々が住みなれた島で安心して暮らし続けることができるよう、いわゆる定住条件の整備や地域産業の振興など総合的な離島振興策を盛り込んでまいりたいと考えております。

同じく離島振興に係る御質問の中で、離島患者等への支援制度についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の離島におきましては、当該地域の医療機能等から本島の医療機関を受診せざるを得ない患者さんがおります。

沖縄県としましては、これらの患者さんに対して本島への受診にかかる交通費の負担軽減を図るための財政支援を国に要望しているところであります。

次に、多良間島旧空港（県管理空港）の払い下げに係る御質問の中で、旧多良間空港の現状と利用計画についての御質問にお答えいたします。

旧多良間空港は、平成15年の現空港供用開始に伴い廃止されておりますが、当該施設につきましては、引き続き県によって管理を行っております。跡地の利用につきましては、多良間村が平成22年3月に策定しました跡地利用計画に基づき、地域資源でありますヤギ

を活用した事業や太陽光発電の実証実験等に取り組んでいると聞いております。

県といたしましては、多良間村の取り組み状況を踏まえながら、跡地の有効活用を支援してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 新たな沖縄振興についての御質問の中で、関係市町村、県民の参加等の支援体制についてお答えいたします。

沖縄県では、去る7月下旬から8月上旬にかけて、県内各5圏域で各市町村長や職員等を対象に沖縄県が沖縄振興一括交付金（仮称）の創設を求めるに至った経緯や市町村との配分方法等について説明を行い理解と協力を求めてまいりました。その結果、県と市町村が一体となって沖縄振興一括交付金の創設を求めることに合意し、去る9月7日に共同声明を発表したところであります。また、県職員に対しても、各部局及び各出先機関を対象に説明会を開催し、沖縄振興一括交付金（仮称）に係る庁内での認識の共有を図ったところであります。

今後、沖縄県としては、引き続き沖縄振興一括交付金（仮称）の実現に向け、各市町村と連携し取り組んでいきたいと考えております。

次に、下地島空港及び背後残地の利活用についての御質問の中で、下地島空港及び周辺公有地の利活用についてお答えいたします。

下地島空港は、現在、国内のパイロット養成のための空港として活用されているところです。

また、下地島空港周辺公有地の利活用については、これまで旧伊良部町において国庫補助事業や過疎対策事業債を活用し、コテージやパブリックゴルフ場、体験交流施設などの整備が行われてきたところです。一方、民間事業者等からリゾート開発などの提案がありましたが、経済環境の悪化等により実現に至っておりません。

同じく下地島空港に関連をしまして、土地利用計画と地域振興方策についてお答えいたします。

県では、下地島空港周辺公有地の有効活用を図るため、平成元年に下地島土地利用基本計画を策定し、平成10年には社会情勢の変化等を踏まえ見直しを行ったところです。同計画では、農業的利用ゾーン、観光リゾートゾーン、スポーツコミュニティーゾーン、国際都市活用ゾーン、空港及び空港関連ゾーン、緑化関連

ゾーン、自然環境保全ゾーンの7つに区分し、下地島における土地利用に当たっての指針を示しております。

現在、県は宮古島市の要望を受け、下地島空港周辺公有地における農業的利活用の推進に向け、市及び県の関係課で構成する下地島空港残地有効利用連絡会議で調整を進めているところであります。

同じく下地島空港に関連をいたしまして、農業的利活用に向けた土地の払い下げ状況についてお答えいたします。

現在、宮古島市においては、下地島空港周辺公有地の一部を購入し、農業的利活用の先行的実施に向けた取り組みを進めているところです。市が農業的利活用を推進していくためには、宮古島農業振興地域整備計画の変更、農業振興地域の農用地区域の設定などの手続が必要となります。また、県有地を市に売却するための面積確定等諸条件の整理なども必要です。このため、県及び市の関係機関で構成する下地島空港残地有効利用連絡会議等を通じて市と積極的に連携を図りつつ、事業の着実な実施に向け調整を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） エネルギー行政についての御質問の中で、東シナ海天然ガス田の利活用についてお答えいたします。

外務省の発表によれば、玄葉外務大臣は、平成23年9月22日に中国の楊外相と会談を行い、平成22年に尖閣諸島周辺で起きた中国船事故——外務省はこう発表しておりますが、わかりやすく申し上げますと、いわゆる中国船漁船の領海侵犯事件のことを指していると思います——の影響により中断している東シナ海ガス田の共同開発に関する交渉について早期再開を求めたとのことであります。それに対し、楊外相は「交渉再開に向けて、事務レベルでの意思疎通を引き続き緊密に行っていきたい」と発言したとのことであります。

県といたしましては、引き続き国の動向を注視しつつ適切に対応してまいりたいと考えております。

同じくエネルギー行政の中の、天然ガスの開発・利用に係る規制緩和や制度設計について答弁いたします。

鉱業権の許認可について定めた鉱業法につきましては、国内における鉱物資源の適正な管理と適切な主体による合理的な開発の確保を目的として、平成23年7月にその一部が改正されました。今回の法改正によ

り、石油、天然ガスなどの特定鉱物につきましては、従来の先願主義を改め、国の管理のもとで指定された鉱区の候補地において特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる主体を選定し、その者に鉱業権を設定する手続が創設されました。施行後は、適切な主体による合理的な開発が促進され、鉱物資源の安定供給確保が図られるものと考えております。

県といたしましては、天然ガスの開発について国との連携を密にしながら、積極的に対応してまいりたいと考えております。

同じくエネルギー行政の中で、天然ガス賦存調査の結果と試掘調査の予定及び利活用計画についてお答えいたします。2の(1)のウとエは関連しますので一括してお答えいたします。

平成23年度において実施している「天然ガス資源緊急開発調査事業」につきましては、本島中南部及び宮古島において実施した反射法地震探査により取得したデータの解析を現在進めているところでございます。

今後は、探査結果を踏まえ、有識者らで構成する「天然ガス資源有効活用検討委員会」において有効な利活用方法を検討することとしております。さらに、民間事業者の参入を促進するため調査結果を広く公表するとともに、有望な場所については、次年度以降、具体的に試掘を検討してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 離島振興についての御質問の中で、宮古、八重山の県立病院での高度医療の現状と今後の対策についてお答えいたします。

宮古、八重山の県立病院は、地域の中核的な医療機関として、一般医療を初め救急医療や周産期医療、精神科医療など地域に不可欠な医療を提供するとともに、心疾患や脳疾患などの重症患者に対応するため、専門医の配置、集中治療室、CT・MRIなどの高度医療機器の整備などに努めてきたところであります。

病院事業局としましては、引き続き離島における県立病院の機能向上に努めるとともに、放射線治療などの高度医療については、本島の県立病院及び大学病院との連携を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 離島振興についての御質問で、島外派遣の実数と補助費等についてお答えいたし

ます。

島外派遣につきましては、主催団体による大会数に違いがあり一概には言えませんが、昨年度、小・中・高等学校で1回から5回程度の派遣がなされております。

派遣費につきましては、高等学校では体育連盟、文化連盟等を通して補助をしており、小中学校では市町村やPTA等からの補助があります。

なお、保護者の負担につきましては、各学校によって異なっております。

県教育委員会といたしましては、離島における保護者の負担軽減が図られるよう、関係機関・団体等の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、修学旅行の補助費等についてお答えいたします。

離島における小中学校の修学旅行は、高度へき地修学旅行費の補助制度があります。平成22年度、小学校の修学旅行に要した経費は1人当たり約4万円で、そのうち国及び市町村からの補助は約2万3000円、保護者の負担額は約1万7000円となっております。また、中学校の修学旅行に要した経費は1人当たり約9万5000円で、そのうち国及び市町村からの補助は約6万2000円、保護者の負担額は約3万3000円となっております。

今後とも地域による格差が生じないよう、十分な財源措置につきまして国へ働きかけていきたいと考えております。

次に、航空運賃割引等についてお答えいたします。

離島児童生徒の派遣等に伴う航空運賃割引につきましては、各関係団体を通して航空会社へ要望しているところであります。また、新たな計画での制度提言の中で、部活動等における派遣費や修学旅行費に係る航空運賃の負担軽減について国へ要望しているところであります。

次に、支援センターの設置等についてお答えいたします。

新たな計画での制度提言の中で、寄宿舍と宿泊施設等を備えた複合施設である「離島・へき地支援のための離島児童・生徒支援センター（仮称）」の設置を国へ要望しており、その実現に向けて国と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 多良間島旧空港の払

い下げについての御質問の中で、旧多良間空港の処理方針とスケジュールについてお答えいたします。

旧多良間空港跡地については、多良間村の事業に支障となる滑走路のアスファルト撤去等を今年度中に実施することとしております。

県としましては、今後の事業の進捗状況を踏まえながら、村による跡地の利活用を支援してまいります。

次に、下地島空港及び背後残地の利活用についての御質問の中で、下地島空港の訓練実績等と今後の見通し及び課題についてお答えいたします。

下地島空港におけるパイロットの訓練回数は、平成4年度の約2万9000回をピークに、年平均約1万6000回の利用があり、養成パイロット数は、昭和54年度の供用開始から平成22年度まで、延べ1万6000人に達しております。

下地島空港に係る財政収入につきましては、航空機燃料譲与税が国から宮古島市へ譲与されておりますが、旧伊良部町への譲与額は、平成4年度の約1億3000万円をピークに、宮古島市へ合併するまでの間は年平均約8000万円となっております。また、平成17年の合併後、平成22年度までは宮古空港分と合わせて譲与されており、その額は年平均約9000万円となっております。

パイロット訓練場としての下地島空港を取り巻く環境は、訓練のシミュレーション化等によって大きく変化し、また、日本航空の経営再建による訓練中断に伴い、航空機燃料譲与税等の関連収入が減少することなどが課題となっております。

同じくJALが撤退した場合の課題と県の対応についてお答えいたします。

日本航空が実機訓練を中断したことにより、平成22年度の訓練回数は、前年度の約1万9000回と比べて37%減の約1万2000回に減少しており、このことによって国から県及び宮古島市へ譲与される航空機燃料譲与税の減少や訓練に関連する雇用への影響などが懸念されます。

県としましては、訓練空港としての活用とあわせて伊良部大橋供用後の下地島空港の新たな利活用について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 病虫害及び有害鳥獣対策の中で、アフリカシロナヨトウ、ナスミバエ、バッタ等の対策と支援についてお答えします。

県では、病虫害発生予察情報に基づき病虫害防除技

術情報等を発信するとともに、防除講習会等を開催し、防除指導を行っているところであります。

アフリカシロナヨトウについては、平成22年度から、牧草地等の異常発生を把握するためにフェロモントラップ調査を実施しており、多発傾向が認められた場合は、関係機関と連携し防除対策を実施することとしております。

ナスミバエにつきましては、重要病害虫特別防除対策事業により、果実調査による発生状況の把握と圃場周辺のベイト剤散布による被害軽減に努めるとともに、未発生地域である宮古・八重山地域や沖縄本島周辺離島への侵入警戒調査を実施しているところであります。なお、与那国町においては、これまでナスミバエが発生しておりましたが、不妊虫放飼法による防除対策により去る8月に根絶したところでございます。

バッタ類につきましては、宮古島市下地島で異常発生が確認され、関係機関によるさとうきびの一斉防除と幼虫の発生源であるイネ科雑草の防除徹底を行い、現在ほぼ終息している状況にあります。

今後とも、県といたしましては、関係機関と連携し、病害虫発生の早期発見に努めるとともに、適期防除の指導や病害虫異常発生対策事業等により緊急的な防除を行ってまいります。

次に、キジ、クジャクの被害状況と対策についてお答えします。

キジ及びクジャクによる農作物被害は、平成21年度の調査によると、キジについては、石垣市ほか3村から、クジャクについては宮古島市、石垣市から被害の報告があります。主な被害はカボチャ等の野菜類や水稲で、被害面積は3.6ヘクタール、被害金額は820万円となっております。

県といたしましては、鳥獣被害防止対策を講じるため、関係団体で構成する野生鳥獣被害対策協議会を設置し、鳥獣被害防止対策事業等を推進しているところであります。具体的には、市町村が国の財政支援を受けられるよう、被害防止計画の作成に必要な情報の提供や助言、捕獲箱や防鳥ネットの設置、捕獲箱の開発、銃器による捕獲、侵入防止さく等の設置費用の補助などの支援を行っているところであります。

次に、下地島空港及び背後残地の利活用についての中で、農業活用ゾーンにおける農業基盤整備についてお答えします。

下地島空港周辺公有地における農業的利活用については、農業基盤整備の実施に当たって、宮古島農業振興地域整備計画の変更や農業振興地域の農用地区域の設定などの手続が必要となります。

県といたしましては、農用地区域の設定等の手続等を踏まえ、同地区の農業基盤整備の導入や国営事業への編入も含め、国・宮古島市等関係機関と連携しながら調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 下地島空港及び背後残地の利活用についての御質問の中で、下地島の国際災害援助拠点としての活用計画とその効果等についてお答えいたします。

県におきましては、新たな沖縄振興計画に盛り込む制度要望として、国際緊急援助隊や援助物資の備蓄基地などを誘致し、県内に災害援助拠点を形成できないか検討しているところであります。その内容につきましては、場所も含め、現在、調査研究を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後2時52分休憩

午後2時52分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 まず教育長にちょっと確認をしたいんですが、児童生徒の支援センター、これはこれまでも離島市町村会から非常に重要な案件として上がってきていたと思うんです。26年で実施設計、27年度で事業という答弁もあったと思うんですが、これまでの過程で現行の制度でその複合的な拠点、寮を初め宿泊所、親御さんの泊まるようなこと等の複合的な施設に関して、多分いろんな面で補助率の話、用地買収の話、それから複合的な事業として仕組めない苦労をしてきたと思うんですけれども、この辺が本当に具体的に27年度に向けてどのような詰めをしているか、ちょっと教えてください。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今回の新たな制度要望として出しております、本当に夢と希望のあるような施設の要望なんですけれども、これまでもさまざまな団体のほうからも要望があったことは聞いております。我々は、やはりこのセンターとしての大きな制度の意義があるでしょうから、それをしっかりと関係団体と調整しながらここまで要望してきているわけです。ですから、先ほどから知事や企画部長もお答えしていますけれども、確かにさまざまなバリアはあるような気がいたしますけれども、引き続き調整しながら取り組

んでいきたいと、そういう思いでございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 この問題で、多分離島市町村会等から出たのは、離島会館だとか、離島総合センターなんです。すなわち、児童生徒だけじゃなくて、派遣費も含めて親御さんも含めて、時としては冠婚葬祭、医療・福祉等も含めた、そういう離島の負担が大きいという現実に対して、離島を何とか救済してもらうのはこの離島総合センターなんだというトータルで要望が上がっているんです。その中で、まずは子供さん方の就業費、そのコストを下げるのには、これから先行してお願いしますというような話等が、やれる分からやってくれという話で、これが今、児童生徒の支援センターという話と切り離れた形で動いていると思うんですよ。まさに現行の制度でやろうとすると用地買収から施設をつくるのにも3分の2の補助、それから地域を含めたような、そういう複合的な施設が縦割りなもので、今の事業制度に合わないというようなことで多分延び延びとなってきた。私は、まさにこれこそ一括交付金で整理されるべき重要な案件だと思っているんですが、総務部長が企画部長、今までの経緯を含めて、その辺の課題等をちょっと整理をしてみてくださいませんか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 教育委員会から要望が出された離島の児童生徒を中心とした宿泊施設、複合施設として出てきたわけですが、これは、実は12月26日に国のほうに要望した52の制度要望の中の一つでございました。その後、実はこの制度要望は税制、それから規制緩和、それから財政措置とかいろんなものが含まれておりまして、整理整頓をしまして、現在、そのうちの約二十七、八は、いわゆる一括交付金があれば事業化できるだろうという形で整理しております。それは、例えば離島の住民の移動交付金とか、そういうものはまさに財政措置ですから。今般の離島複合施設も、いわゆる通常の制度ではできないというふうなことで、もし一括交付金はその制度としてできればできるだろうということで整理をしております。そういう意味では、県として、これは次の新たな沖縄振興計画の中でも進めていくという、やるという意思決定をしている一つの方向でございますので、やる方向では間違いのないと思います。ただ、手法として、内閣府が出している次年度の概算要求にのっていないからやらないという話ではなくて、また一括交付金という制度ができれば、その中で検討できるものというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 せっかくですから、あわせましてもう1点だけちょっと確認をさせておいてもらいたいんですが、実は離島におりますと、がんの人でも放射線治療を受けに行くのに飛行機賃も大変だ。仕事もないけれども、もう大変だから治療で那覇に行くのはやめようやというような非常に大きな課題を抱えております。近々、がん条例の話も議論をされているんですが、やはり家族ともども行って、病院で宿泊するわけにもいきませんし、ホテルを借りて患者に付き添いながら、この治療をあきらめようと、在宅でいこうみたいなそういう話等もありまして、離島においては、命に係る医療・介護の話、福祉の話、それから今言っているのは教育の話、それから冠婚葬祭の話、そういうもろもろが、今、縦割りの制度でそういうような施設ができなかったということにおいて、私は、まさに知事がおっしゃる今度の使い勝手のいい一括交付金、これが実現できれば、その辺の問題を整理してトータルとしての離島振興に寄与する総合施設というものが、離島振興にとってはぜひ重要じゃないかというふうに思います。知事、その辺の前向きな回答をぜひよろしくをお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今おっしゃるようなケースが一番わかりやすい典型的な例で、我々が一括交付金というのをしっかりやっ払いこうと、40年間、これまでの高率補助という仕組みの中で、県が原案をつくって、その計画を国の計画にして、それに沿ってやるということではなくて、県自身の計画に——県自身の計画というのは無論市町村も全部含めての意味ですから——そういうものをみずからがやっ払いけるような国のお金の仕組みができないかということがずっと懸案だったんですが、これは自由民主党さんでは調整費というのがほとんどそれに近い感じがありますし、それから民主党さんが2009年、2010年とずっと連続して一括交付金というのは、やっぱりひもつき補助金を使い勝手のいいものに変えよう、地域主権ということで移そうということで、民主党さんの県連も入ってまとめていただいた方向というのはほとんど私どもが考えていたのに近いと思うんです。ですから、ぜひ議員の自由民主党さんも、それから民主党さんも、それから公明党さんも大体似たようなまとめ方をしておられました。ですから、ぜひ県議会の各政党の皆さんが頑張っ、今必要性のある国のお金の使い方の仕組みを、40年たって50年目に向かう中で、我々も一生懸命その実現に取り組んでいきたいと思ひますし、ぜひ議員、そ

して各党・会派の皆さんのお力が必要だと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 離島の方々、今の発言を聞いて泣いて喜ぶというふうに思いますが、もう1点、ちょっと確認をさせてもらいたい案件で、離島住民の移動交通費等低コストの話が出ておりますが、ほぼ半額というように新聞に出ておりますが、そのおおむねの仕組みについて教えていただけますか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今議員が御質問されているのは、恐らく今回の24年度概算要求で内閣府が出した離島住民の移動コストの低減だと思うんですけども、実は県が制度要望として出したものにつきましては、これは離島住民の船舶、それから航空を含めて、国鉄運賃並みの単価で移動できるような仕組みを構築しようというふうなことで今検討しています。それを一括交付金でやろうとしたわけですが、それに先だって、実は一昨年から実験事業として高校や病院のない小規模離島についてはその事業をやっておりました。それは3割引きというふうなことだったわけですが、今般、内閣府は、従来の補助事業、それぞれの補助事業であれば、宮古、石垣を除く小規模離島については、船舶、それから飛行機を含めて5割引きというふうな事業をつくりたいということで出しているということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 今の案件と加えまして、少しこの航空運賃の低コスト化とあわせまして、離島においては航空貨物の割高さというのはもう大変なものでございまして、那覇—東京よりも離島—那覇間が高いんですよ。そういうちょっと不条理な部分がありますので、この航空運賃の助成の仕方の仕組みづくりでもって人だけではなくして、同じ飛行機が動くのに対する助成であれば、航空貨物にも当然のことながら低コスト化が図れるというような仕組みが手つかずであったというふうに私は思うんですよ。だから、そういう面では航空貨物に対するのと同じように目を向ければ、今の離島の積み残しというような問題、そういうもの等が解決する可能性がある。そういう意味では、その航空貨物も含めた離島の交通費、航空物流コストの低コスト化というものを頭に入れておかなければ、ちょっと配慮に欠けるんじゃないか。産業振興の基本である物が動くという部分がハブ貨物空港とつなぐ将来について、ちょっと配慮に欠けるんじゃないかと思うんですが、その辺について見解を聞かせてくださ

い。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 先ほど答弁させていただいたのは、人の移動に関するものの制度ということで、今要望しているところでございます。次の沖縄振興の中で非常に大きなテーマというのは、やはり離島・島嶼にいる我々にとって物流、それから人の移動コストの低減をいかに図るか、そこは大きなテーマとして入れてございます。そこは今般のこの移動交付金というふうなものの中に入ってございせんけれども、また別途、このことについてもテーマとして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 ぜひこの辺はしっかりとアプローチをしていただきたいと思います。次、下地島空港の活用についてちょっと伺いますが、答弁を聞いていて、私、ちょっと情けないのかなという思い、それから極めて誠意がないなという思いをしております。

まず早速ですが、下地島空港、JALが5月で撤退しました。多分に下地島県管理空港は、6億円から7億円の経費があつて、それは県が管理していると思うんですが、JALとANA、それからJTAを含めての応分の負担があつたはずなんですけれども、この部分が答弁の中で触れられておりません。JALが撤退した後の空港の管理というのはどうするのか、その穴埋めはどうするのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 下地島空港の年間維持経費については、覚書に基づいて航空会社が負担することになっており、今年度は引き続きANA、JALを含む航空会社が負担することになっております。しかしながら、昨年5月からJALの訓練が中断しておりまして、JALからは当面大規模な訓練のニーズがないということで、平成24年度以降の経費の負担について、いろいろ見直しも含めて検討をしていきたいということで県に申し入れがあります。それを受けて、県としては、現在、JAL、ANAの3者で適正な費用負担のあり方について協議を行っているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 JALが撤退したときの負担額というのは幾らになりますか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 現在、JALとANAで経費を約5億円負担しておりますので、この計算

どおりでいくと2.5億円の額になる予定です。ただし、現在調整をしていますので、あくまでもこれはJALが完全に撤退した場合ということで、覚書でいろいろ調整しておりますので、それは現在協議しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 非常に甘いなという思いがしております、約7億円弱かかるのに、JALがほとんど出していたんですね。それが撤退しまして5億円が入りません。現実にJALさんだって会社更生がかかっていますので、それはどうなるか、5億円を県から持ち出すんですか、どうなんですか。

○土木建築部長（当間清勝君） 休憩をお願いします。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時9分休憩

午後3時9分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

与世田副知事。

○副知事（与世田兼稔君） 今のJALの問題に関しては、空港を設置する段階からいろんな経緯がございまして、少なくとも沖縄県を赤字にさせないと、こういう中身で、当時でいうと沖縄はJAL、ANA、東亜国内航空の3社が全運営費を持つと、こういう形で来ております。

しかしながら、今回、JALの会社更生法の関係の中で、撤退するという意見が表明されておりますけれども、過去の歴史的な事実——相当時間は経過はしているんですけれども——果たしてJALが会社更生になったという今の状況だけから、期限の定めのない契約ということで、いわば相当期間としての1年間の猶予で通告をして契約の解消ができるかどうかということについてはちょっと疑問を感じておりまして、現在、この問題については、ある法律事務所に意見をいただいて、回答を得ているところでございます。

そういう中では、まだ相当期間についてはJALのほうでも利用いただける必要があるんじゃないですかと。もしさもなくば、それに相当する、見合う期間の損害賠償と、こういうようなものも請求できる法的余地があるんじゃないのかなと、このようなことも考えながら、県としては、JALとの交渉等も含めて進めていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 そもそも下地島空港の開港に至る経緯というのは読めば読むほど大変なんです、当時の運輸省とJALで、しっかりと沖縄にパイロット訓練場をつくらせてくれということで、第二のハワイだ

といって住民はみんな夢を持ってこたえました。しかしながら、このようなざまです。もうJALの管理事務所にいないんですよ。

私は、この忘れ去られた下地島空港1000ヘクタールは、運輸省（現国土交通省）、県が責任を持って振興を図るべきだというふうに私は思っております、これは国の責任は重いし、また県も管理を受けた以上は、ここのありようというものにはしっかりと組みまなければならないと思うんです。知事、いかがでしょう。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時13分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 下地島空港は、平成25年から伊良部架橋も完成をして、ますますその利用価値が高まっているというふうな期待がかかっているわけでございますけれども、実は、空港及び残地の活用について、これは議員も御承知だと思いますけれども、平成20年、宮古島市が「下地島空港等利活用計画書」を策定しております。実は、これに基づいて県は、県の関係課と宮古島市との間で4つの専門部会をつくっております……

○座喜味 一幸君 簡潔明瞭をお願いします、簡潔明瞭に。

○企画部長（川上好久君） 現在、具体的に農業的利用をするということで、35ヘクタールから80ヘクタールに農業的活用の面積をふやすということで具体的に調整しております。

○議長（高嶺善伸君） 座喜味一幸君。

○座喜味 一幸君 わかりました。

ちょっと1点、知事公室長、21世紀ビジョンで言う国際貢献の中で災害拠点、県のいう国際緊急災害拠点の構成・利活用、私は、これはPKO法に基づくものじゃなくして、JDR法に基づく国際緊急援助隊だと理解しておりますが、具体的な考え、私はこのほうに近い考えじゃないかと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） おっしゃるように、国際緊急援助隊というのも視野に入っております。いづれにしても、これは、我が国の国際貢献の具体的な場所として本県の地理的な優位性を活用していただくということでございまして、そういったものも含めて検討をしているところでございます。

○座喜味 一幸君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

〔嶺井 光君登壇〕

○嶺井 光君 こんにちは。

南城市の嶺井光でございます。

2週間前の日曜日に南城市の青年連合会による青年芸能フェスタがありました。地域の伝統芸能、そしてまたエイサーが演じられておりました。この時期というのは各地域においていろんな秋祭り、伝統芸能が演じられております。

8月18日には南米視察研修の一員として参加をさせていただきました。アルゼンチンとペルーに行ったんですけれども、そこでもやっぱりウチナーの伝統芸能が盛んに行われておりました。空手であり、琉球舞踊、エイサー等々、今月中旬から「世界のウチナーンチュ大会」が行われます。そこでも活発に県内の演技者、そしてまた海外のウチナーンチュも大いに躍動をするだろうと期待をしております。

南米では、一世の皆さんが大変な御苦労の上でも頑張ってきたなという印象を受けました。日系人の7割がウチナーンチュであるということを言っておりました。ペルー、アルゼンチンの大使館においてもこの沖縄の方々が頑張ってきたおかげで、そしてそれぞれの国で信用を得たおかげで、日系の皆さんが大変高く評価されているということをおっしゃっておりました。何はともあれ、一世の皆さんが子弟教育に大変頑張ったなということをつくづく感じてきました。国際化の時代、あるいはまた私も人づくりを基本に、つまり人材育成をテーマに活動している手前、大変勉強になってきました。ワッターウチナー、この母県でもしっかり人材育成に頑張るべきだなというふうに思っております。

それでは通告の質問に入ってまいります。

まず、1、多様な人材の育成と文化の振興について。

(1)、学校教育の充実について。

ア、政府は学級編制の基準である標準法を小学校2年生まで、さらには全学年を段階的に35人学級とするようであります。教室の確保など本県における課題と対応について伺います。

(2)、教育行政体制の充実について。

イ、教育事務所の見直しについては、「新沖縄県行財政改革プラン」のもと、島尻教育事務所を廃止し那覇教育事務所へ統合するとしております。学校教育は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、教職員の資質向上、研修、指導体制の充実を図ることは行政の責

務であります。そのことが行財政改革の犠牲になることは将来に禍根を残すこととなります。本県が真に自立を目指すなら優秀な人材をはぐくむことこそ重要な政策だと思います。島尻教育事務所を存続し充実強化を図るべきであります。見解を伺います。

(3)、教職員の専門性について、以下伺います。

ア、南風原高校などの郷土芸能コースの教科担任教師の実態について。

イ、県立芸大の履修は、教員の専門教科資格にどう生かされているか。

ウ、図書館司書は、専門職として学力向上に一翼を担っております。採用職種を「図書館司書」として位置づけるべきであると考えるが、知事の見解を伺います。

(4)、「青少年の家」の指定管理について。

ア、石川少年の家、玉城少年の家は施設の老朽化が進んでおります。施設の維持補修に対し、県はどのように対策をするか伺います。

イは取り下げます。

大きな2番、経済の振興について。

(1)、農林水産業の振興について、次の点を伺います。

ア、農業用水確保の施策として既存ダムの有効利用を図るべきであります。大城ダムなど県の農業かんがい用水施策について伺います。

イ、遺伝子組み換えパパイア、台農5号伐倒による農家補償について。

ウ、食肉価格安定基金105億円の畜産振興への活用について。

オ、モズクの消費拡大策として、海外展開、全国展開について伺います。

(2)、エネルギー政策について。

東日本大震災による福島第一原発事故以来、全国的に新エネルギーへの関心が高まっており、本県も例外ではありません。県は既に太陽光発電への支援制度を始めており、今後、新エネルギーへの移行はますます高まっていくものと考えます。化石燃料や石油依存はいずれ限界があることを考えれば再生可能エネルギーを見出さなければなりません。

そこで伺います。

ア、沖縄の特性を生かす太陽光等、自然エネルギーへの移行について見解を伺います。

イ、一般家庭への普及は経済支援が必要だが実態を伺います。

ウ、電力買い取りについて、期間、年限などの実態を伺います。

エ、唯一原発のない本県を「自然エネルギー特区」にする考えはないか伺います。

オ、本県中南部、宮古島で実施した天然ガス埋蔵調査の成果を伺います。

3番、福祉・医療政策について。

(1)、子育て支援について。

ア、本県を「少子化対策立県（仮称）」宣言等により、全国のモデル地区として市町村や企業と連携して子育て環境の改善に取り組むことを提言し、見解を伺います。

イ、子育て新システムでは、保護者が保育園を直接探すなど保護者に負担がかかり過ぎることが懸念されております。課題と対応を伺います。

ウ、幼保一元化について、所管省庁など具体的な仕組みはどうか。設置者である市町村等の課題は何か、対応を伺います。

(2)、医療事業税の非課税措置等存続について。

病院の社会保険診療は、公共性、非営利性を有し、診療報酬は極めて低廉な公定価格として国が定めております。さらに、医師は自治体が行うべき学校保健、予防接種、住民検診など地域保険サービスを代行しております。このような中、地方財政の事情を踏まえて地方税制度の議論があります。今年度は地域医療の崩壊を防ぐため特例措置存続となりましたが、引き続き議論し結論を得ることとしております。国民の健康、命を守る医療は、十分な経営環境があって成り立つものであり、特例措置は存続すべきであります。

ア、社会保険診療報酬にかかわる事業税非課税措置及び医療法人の自由診療分に対する事業税軽減税率の存続について、見通しと県の取り組みを伺います。

4、土木行政について。

(1)、中城湾港馬天北地区高潮対策事業で実施した護岸を台風のたびに越波する状況について県の対応を伺います。

(2)、県道17号線の整備について県の取り組みを伺います。

(3)、入札制度の改善について。

ア、最低制限価格の設定を下限規定とすることについて、知事の所見を伺います。

(4)、大里地区嶺井団地の改築について県の取り組み状況を伺います。

5、我が会派の代表質問との関連について。

佐喜真議員の代表質問、小中学校生の学力向上に関連して教育環境の整備について伺います。

本県においては、小中学校の学級編制基準を見直して、普通学級の小学校2年生まで30人学級による少人

数学級の導入で学力向上が図られております。ところが、特別支援学級については、新たに設置をする場合の学級編制基準が現在5人のままとっております。私は、これまでも2006年、2009年にも特別支援教育の充実を取り上げてきました。特別支援学級においても設置基準を見直して充実を図るべきだと考えますが取り組みを伺います。

質問を漏らしております。

経済の振興についての中で、エ、モズクの成分分析、効能について県の取り組みを伺います。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後3時26分休憩

午後3時27分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

ただいまの嶺井光君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後3時27分休憩

午後3時51分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の嶺井光君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 嶺井光議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、経済の振興についての中で、食肉価格安定基金の畜産振興への活用についての御質問にお答えいたします。

食肉価格安定基金は、平成2年度に牛肉輸入自由化対策として、財団法人沖縄県畜産振興基金公社に105億円を造成し、その運用益によりまして畜産の振興を図ってまいりました。この基金は、沖縄県の食肉生産基盤を全国並みに引き上げるため、平成23年度から27年度までの5年間で全額取り崩して活用することが国に認められております。

この基金の活用内容といたしましては、第1に、食肉の効率的な出荷や衛生管理の向上のための部分肉処理施設の整備、そして第2に、牛用の配合飼料コスト低減のための専用飼料製造施設の整備、そして第3に、肉豚の生産性向上のためのウインドレス豚舎の整備、第4に、離島における食肉センターの整備、第5に、優良種畜の導入や県産食肉の需要開拓などの事業を予定いたしております。

沖縄県といたしましては、市町村や地元の意向を踏まえ、この基金事業が効果的に実施されるよう取り組

んでまいる所存でございます。

次に、同じく経済の振興に係る御質問の中で、海外、全国でのモズクの消費拡大についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、モズクの消費拡大を図るため、「沖縄県もずく養殖業振興協議会」などと連携をし、販売促進活動に取り組んでいるところでございます。海外での取り組みといたしましては、台湾、香港などのアンテナショップにおけるモズク商品の販売や、大手量販店で開催されます「沖縄フェア」におきまして、試食販売などの販促活動を実施いたしております。国内での取り組みといたしましては、新品種の開発及び商品化の推進や、銀座わしたショップなどにおける「生モズク」の販促活動を展開し、消費拡大に取り組んでおります。これらの取り組みに加えまして、平成23年度は、首都圏におけるいわばトップセールスや商談会などプロモーション活動を推進いたしているところでございます。

同じく経済の振興の御質問の中で、沖縄の特性を生かした自然エネルギーへの移行についての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、太陽光、風力、そして太陽熱、海洋温度差発電など、さまざまな自然エネルギーが豊富にあると考えております。現在は、沖縄電力と連携をし大規模な風力及び太陽光発電の効率的な電力系統接続の実証事業や、導入コストの低減化に取り組んでいるところでございます。今後は、風力及び太陽光発電の普及促進に加え、有望とされる海洋温度差発電の海洋エネルギーの活用につきましても、国等と連携をして実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 多様な人材の育成と文化の振興についての御質問で、少人数学級の課題と対応についてお答えいたします。

文部科学省においては、学級編制の標準を改定し、小学校2年生以降についても35人学級の制度化を検討していると聞いております。少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生で加配定数を活用し30人学級を実施しております。今後につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、那覇・島尻の教育事務所の統合についてお答

えいたします。

両教育事務所の統合につきましては、関係市町村との理解が十分に得られていないことから、平成24年度の統合は実施しないことといたしました。県教育委員会としましては、今後とも市町村と十分な意見交換を行い、教育事務所のあり方について研究をしてまいりたいと考えております。

次に、郷土文化コースの担当教諭についてお答えいたします。

南風原高等学校の「郷土文化コース」では、専門的な科目として「郷土の音楽」、「琉球舞踊」、「古武術」が設置されており、実技を通じて郷土文化の継承・発展に寄与する生徒の育成を図っております。担当教諭につきましては、技能や資格を有する教師を配置しており、その内訳は、「郷土の音楽」と「琉球舞踊」に2名、「古武術」に1名であります。

次に、学校図書館担当事務職員の採用職種についてお答えいたします。

学校図書館につきましては、その専門的職務を担当させるため、司書教諭が配置されており、学校図書館担当事務職員と連携して学校図書館活動の充実に取り組んでいるところであります。学校図書館担当事務職員につきましては、今年度より試験を実施し、図書館司書の資格を有する者を採用することとしております。県教育委員会としましては、今後とも、学校図書館活動のさらなる充実に努めていきたいと考えております。

次に、青少年の家の整備についてお答えいたします。

石川青少年の家、玉城青少年の家は、建築されてからそれぞれ37年、31年が経過しております。これらの施設の整備は、安全性・緊急性を要する箇所につきましては、適宜、修繕を行ってきたところであります。県教育委員会としましては、施設整備が進められるよう、関係部局等と調整を行い、計画的な整備に努めてまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連についての御質問で、特別支援学級の設置基準についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、保護者のニーズ、児童生徒の学び合いや集団活動による社会的自立などの教育的観点等を踏まえ、新たに設置する場合の基準を従来の5人から3人に改正し、平成24年度から実施する予定であります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 多様な人材の育成と文化の振興についての中の、県立芸術大学の教職課程の履修についてとの質問にお答えいたします。

県立芸術大学は美術工芸学部、音楽学部を開設しており、美術、音楽に関する中学校及び高等学校教諭1種免許状を取得することができます。本学は芸術分野の総合大学として、専門体系的な教育研究を通じ、高度な知識や技術を備えた人材を育成しております。このことから、教員としてより専門性を発揮できるものと考えております。

なお、第1期卒業生が出ました平成元年度から昨年（22年度）までの教育実習の履修者が1051名、また、教員への道へ進んだ者は——沖縄県内のみ、かつ把握している人数でございますが——67名とのことだそうです。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 経済の振興についての中で、既存ダムを活用した農業用水源の確保についてお答えいたします。

沖縄本島南部地域における大城ダム、仲程ダム、南風原ダムについては、仲程地区などで約140ヘクタールの農地を対象に農業用水源として利用されております。大城ダムは、老朽化によるため池施設の決壊を未然に防止する観点から、平成19年度に県営ため池等整備事業を導入し、改修を進めており、平成24年度に完成する予定であります。なお、大城ダムと関連した管水路整備や、周辺の環境整備につきましては、本事業も含めて事業実施できるよう、国と調整していきたいと考えております。

次に、台農5号の伐採による農家補償についてお答えいたします。

国は、「カルタヘナ法」に基づく未承認遺伝子組み換えパパイヤの伐採処分に伴う損失については、補償の規定はないとの説明をしております。しかしながら、生産農家からは、平成15年に同法が制定されてから約8年の間、遺伝子組み換えパパイヤの検査方法が確立されていないことから、国内侵入防止対策の強化や伐採に伴う補償を求める意見があります。このため、県は、5月と6月に農林水産省や関係省庁等に対し、早急な原因究明、検査技術の確立と技術移転、国内侵入防止対策の強化、伐採処理に伴う補償など「カルタヘナ法」の運用の見直しを含め抜本的な対策を講

じるよう国に強く要請したところであります。

県としては、パパイヤの生産振興と風評防止を図る観点から、緊急的に伐採作業と苗の配布など、関係機関等と連携してパパイヤ生産農家の経営安定に取り組んでいるところであります。今後とも遺伝子組み換えパパイヤにつきましては、国の動向を注視しながら関係機関・団体等と連携し、適切に対応してまいります。

次に、モズクの成分分析、効能に対する取り組みについてお答えします。

モズクには、機能性成分として、フコイダンやフコキサンチンなどが含有されております。フコイダンの効能につきましては、胃腸の不快症状の改善作用などがあり、試験管レベルでは、抗がん作用やピロリ菌への阻害作用なども報告されております。フコイダンを含む健康食品としては、清涼飲料水やサプリメントなどが既に県内外の企業により製品化されております。フコキサンチンにつきましては、内臓脂肪などを低下させることが確認されており、また、試験管レベルでは、成人T細胞白血病に対する予防効果もあるため、サプリメントへの応用が始まっております。なお、フコイダンにつきましては、人への効能以外にも、魚類の感染症予防に効果があるとの研究報告があり、平成23年度から「モズク等県産水産物産地加工推進事業」により、フコイダンを利用した養殖用飼料添加剤の製品化に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 経済の振興についての中の、一般家庭への普及に向けた経済支援の実態についてお答えいたします。

県内における住宅への太陽光発電導入状況は、平成23年7月時点で8901件となっております。沖縄県では、太陽光発電の住宅への普及促進を図るため、平成21年度より設置費用への支援を行っておりますが、自然エネルギーのさらなる普及促進を図るべく、支援制度の拡充強化を検討してまいります。

同じく経済振興の中の、電力買い取りの期間、年限などについてお答えいたします。

住宅等に設置される太陽光発電からの余剰電力につきましては、平成21年に買い取り制度がスタートしており、新設から10年間、固定価格での買い取りが行われております。また、大規模太陽光発電や風力発電等につきましては、本年8月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の成

立を受け、来年7月から制度のスタートを目指し、現在国において買い取りの対象となる設備、買い取り価格、買い取り期間等の検討が進められております。

続きまして、本県を「自然エネルギー特区」にすることについてお答えいたします。

沖縄県は、エネルギーを化石燃料に大きく依存しており、石油価格上昇が見込まれる中、エネルギー源の多様化を図るとともに、新エネルギーの導入促進は極めて重要な課題であります。

御提案の自然エネルギー特区にすることにつきましては、さまざまな角度からの検討が必要と考えますが、次の新たな沖縄振興計画におきまして、沖縄県では全県を特区として例えば自然エネルギーについてもグリーン投資税額控除等の新エネルギーの導入に関する支援制度を要望しているところであります。県としては、自然エネルギーのモデルを目指して積極的にいろんな施策を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、天然ガス埋蔵調査の成果についてお答えいたします。

平成23年度において実施している「天然ガス資源緊急開発調査事業」につきましては、沖縄本島中南部及び宮古島において実施した反射法地震探査により取得したデータの解析を行っているところであり、年度内にはおおむねの結果が出てくるものと考えております。今後は、調査結果を踏まえ、有識者らで構成する「天然ガス資源有効活用検討委員会」において、有効な利活用方法を検討することとしております。さらに、民間事業者の参入を促進するため、調査結果を広く公表するとともに、有望な場所については、次年度以降、具体的に試掘をすべく検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 福祉・医療政策についての中、全国のモデル地区として子育て環境の改善に取り組むことについての問いにお答えいたします。

市町村を初め、企業や地域社会を含めた社会全体で連携し、親子が心身ともに健やかに成長できる子育て環境づくりに取り組むことは重要なことであると考えております。現在、県においては、新たな沖縄振興に向けての制度提言の中で「新たな子育て支援制度」を国へ提案しているところであります。同制度については、これまで高い効果を上げてきた保育所入所待機児童対策特別事業基金の継続・拡充や、放課後児童クラ

ブの利用者負担軽減のための施策等を盛り込んだ沖縄だけに特例的に適用される内容となっております。

御提言いただきました「少子化対策立県（仮称）」宣言等につきましては、貴重な御意見として承っております。

続きまして、「子ども・子育て新システム」の直接契約制の課題等についてお答えします。

国においては、本年7月末に、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を少子化社会対策会議において決定しております。新システムにおけるサービスの利用に関しては、事業者と利用者の間での直接契約制の導入が検討されておりますが、課題としては、待機児童が多く入所に空きのない場合における優先利用の対象となる特別な支援が必要である子供の入所の取り扱い等が考えられます。そのため、国においては、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんすることなどを検討するとされております。県としましては、国の検討状況を注視し、必要に応じて適切な対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、幼保一体化の仕組みと市町村等の課題等についてお答えします。

幼保一体化とは、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する「仮称・総合施設」を創設するなど施設の一体化及び給付システムの一体化を図るものであります。また、国においては、新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向け検討するとしております。新システムの実施主体である市町村においては、地域における学校教育・保育や、子供・子育てに係る需要の見込みなどを調査し、その結果に基づき市町村新システム事業計画（仮称）を策定することになっております。市町村における課題としましては、多様な事業者の参入を前提とした指定制を導入する場合にあっても、保育の質を確保することや、新システムの制度運用に必要な財源が確保されることが必要であると考えております。

なお、国においては、費用負担のあり方などの課題については、引き続き検討を進め、地方公共団体とも協議を行い理解を得るとしております。

続きまして、社会保険診療報酬にかかわる事業税非課税措置についてお答えします。

社会保険診療報酬は、国民皆保険制度と地域医療を支えるため、全国統一の公定価格としており、公共性が高いものとされております。そのため、同診療報酬の事業税については、昭和27年から非課税措置がなされてきたところであります。しかしながら、国におい

ては、税源の拡充を図るため、同診療報酬の事業税の非課税措置を見直す方向で検討しており、「平成23年度税制改正大綱」では、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされたところであります。なお、これまでの厚生労働省の見解においては、「国民に必要な医療を提供する体制を確保するためには、医療の公共性を踏まえ、社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続を引き続き講じることが有効である。」としております。沖縄県としては、適正な地域医療の確保を図る観点から、厚生労働省の見解を踏まえた十分な議論が重要と考えており、国の検討状況を注視していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 土木行政についての御質問の中で、中城湾港馬天北地区の越波への対応についてお答えいたします。

馬天北地区については、台風9号による越波被害が現地で確認されております。越波への対応については、波の挙動や護岸前面のリーフの状況等、越波の原因を調査する必要があるため、今後原因を特定した上で対応策を検討していく考えであります。

同じく県道17号線の整備についてお答えいたします。

県道17号線については、道路拡幅とあわせて歩道整備を進めてきましたが、ボックス区間は地権者の理解が得られず未整備のまま平成14年度に事業を完了しております。しかしながら現状では、車道幅員が狭いため、大型車両の通行に支障があり、歩道もないことから、交通安全を図るため、現在も地権者と調整を行っております。県としては、今後とも地権者との調整を進めるとともに、新たに反対側へ拡幅する案等を検討しているところであります。

同じく最低制限価格を下限として設定することについてお答えいたします。

現在、最低制限価格は、予定価格の70%から90%の範囲で中央公契連モデルより率の高い算定式を設定し、適用しております。その上限値は、コスト調査の結果から落札率90%が損益分岐点であると推測されること、90%程度であれば、予定価格と最低制限価格に幅があり競争性が確保できること、沖縄県建設業審議会で、予定価格の90%が適正であるとの答申があったこと等から90%と定めております。また、昨年6月に算定式を見直した結果、平均落札率が平成21年度の

92.0%から平成22年度は93.6%と上昇しており、現状の90%が妥当であると考えております。

同じく大里地区嶺井団地の改築についてお答えいたします。

大里地区嶺井団地については、昭和48年に沖縄県住宅供給公社が建設し、管理を行っている賃貸住宅であります。平成22年度からの新沖縄県行財政改革プランにおける同公社の今後の方向性としては、保有資産の処分による借入金の償還等に取り組むこととしております。県による同公社の嶺井団地の改築については、予算の制約上、かなり厳しい状況にありますが、県としましては公社と連携を図りながら、その対応策を検討していく考えであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 まず多様な人材の育成と文化の振興について教育長から答弁をいただきました。島尻教育事務所の存続については、大変ありがたく思っております。ちなみに、やっぱりもっと充実強化をしていくという立場をしっかりとっていただきたいというふうに思っております。

それから特別支援学級についても、これまで5名だったのが3名でもおればこの学校で新しく学級開設できる。大変前向きな回答ありがたく思っております。島尻教育事務所の充実強化については、どう考えていけますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 基本的な考え方といたしましては、私ども4点ばかりでございます。

まず1点目は、市町村における教育行政及び学校の運営の自主性とか自立性を尊重したいと、これが1点目でございます。2点目が本庁等との役割分担を見直していこうと、3点目が事務・事業の見直しを推進していましょと、4点目に、簡素で効率的な組織体制の構築でございます。そういった基本的な考え方をもとにしながら、やはり一番大事なことは地域のコンセンサスを得ることでしょうから、そういった視点をしっかり持ちながら、今後に対応していきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 自主性あるいは見直しの件と効率化、こういうことでまた統合とかこういう話が出ない

ように、ぜひ引き続きお願いしたいと思っております。

次に、農林水産部長に伺います。

パパイアの台農5号の件であります。農家の皆さんに伐倒・伐採をしてもらって補償がないというのは、これは余りにも乱暴な扱いじゃないかなとそう思っているんです。もう既に農家の方からいろんな要請が出ていると思います。そこについての具体的な踏み込んだもし考えがあればお聞きしたいんですけれども。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほど答弁しました取り組みについてでございますけれども、これに対しては、しっかり国の責任で補償してもらいたいというような今要望をしております、この要望内容については国に適宜その情報を確認しながらやっているところでございまして、県としては引き続き関係機関と連携しまして、これは国の責任で補償してほしいということを含めてまた改めて強く要請していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 農水省は、台湾で遺伝子組み換えパパイアが研究されているということは、既に認識をしているんですよ。そうであれば、この「カルタヘナ法」、これで規制をするというような法律があるわけですから、水際で阻止をすべき立場に国はあると思うんですよ。そこら辺ができてなくて、農家に負担がそのままかかっているというのは問題だと思うんですね。そこら辺はどういう認識ですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 私も議員と同じような考えで、これについては「カルタヘナ法」が制定される前に活用されたということでございますので、これにつきましても国に、要するに法律の前にそれが入ったということをしっかり踏まえて、やはり国の責任で補償してほしいとこういうことを要望しているところであります。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 この「カルタヘナ法」は平成15年の6月にできているんですよ。それ以前に「カルタヘナ議定書」というのが締結されている、これは平成12年なんです。それからすると、これだけ期間があって見抜くというか、研究ができなかったということは理由にならないんじゃないですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 1つには、「カルタヘナ法」は制定をされたものの、遺伝子組み換えだと

いうのは検査方法が確立されていなかったというようなことも国は言っています——最近それが確立されたということを言っていますので——ですからそういう意味では法律が制定されたと同時に、やはりその組み換えの確立をする必要があるということの本県としては言っていますし、そういう意味からするとやはり国のほうでしっかり対応してほしいというような強い要望をしています。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 ですから、この「カルタヘナ法」というのは、ねらいは何なんですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 遺伝子組み換えの農作物が入ってこないように、しっかり管理・監視するというようなことでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 そうですね、この国境移動によって植物の生態に影響が出ないように、こういう制度・法律をつくった。そうであればどう阻止するかということがなくてはならないんじゃないですか。これがなくてこういう事態に至っている。ところが、農家には伐採しなさい、あとは知りません。こんなことでいいんですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 「カルタヘナ法」ではないんですけれども、別の法律では例えば沖縄あるいは国内にはない作物などを入れた場合は、緊急的に防除するときには一定の補助があるというふうに聞いています。そういうことで「カルタヘナ法」につきましても同様な法律を見習って改正をして、入った場合はしっかり対処するということをやる必要があるということで常に国にはそういう要望をしております。そういう意味では、「カルタヘナ法」の改正も含めてしっかり対応してほしいというような要望をしているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 ちなみに被害の実態、これだけもう期間がたっていますから把握していると思うんですが、金額でどのぐらいなのか、あるいは生産者、戸数、そこら辺はどういう状態ですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 9月現在の農家戸数でございますけれども、83戸の農家がパパイアを植えていたというような状況がございまして。それからその産物の算定でございますが、いろいろやり方があるとは思いますが、価格の取り方によっていろいろ違うん

ですけれども、いろんな状況から見ますと大体4000万程度の被害があるのではないのかなというふうに思っております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 大変な額ですよ、4000万の被害というのは。これの補償が全くされない。これは県も国も農業者、生産者を守るという行政の立場、今の状態は守られていない状態なんです。それはどういう認識でいらっしゃるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 県としては当面の対策としまして、まずは苗を配付と。それと伐倒処理と苗代については県が緊急に対応していますよということで、それ以外の全体的な補償についてはしっかり国が補償してほしいというような要望をしております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 何度か農家を集めて説明会だとか、聞いてやったようだけれども、今おっしゃるようなこの苗代、あるいは作業の労賃とかというのをやるという話がありました、答弁でもですね。私が聞いた限りでは、まだこの苗も配られていないという話を聞いているんですよ、大丈夫ですか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 伐倒処理につきましては、まず96%が終了しまして10月までには完了するというような予定でございます。それから苗につきましては、これは台風等の関係がありまして少しおくれまして9月から配付をしております、11月までには配付は終了する予定でございます。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 こういう対応が余りにも遅いんじゃないかと思うんですよ。この話が出たのは4月ですよ、あれから半年以上。具体的にこういう作業に入っただけはもう少し後かもしれないけれども、農家から考えると大変深刻な問題、生活のかかっている問題ですからね。これではスピード感としては全く遅いという感じがしているんです。そこら辺、知事、部署の皆さんも頑張っているとは思いますが、現実はどういう遅々とした状態があるんですよ。どうですか、こういうところは。これではいかぬと思いますよ。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 「カルタヘナ法」の法律につきましては、これは基本的には国がその法律を持っているわけですから、しっかりその補償につい

てやってもらおうと。ただ、県としては緊急的にその対応をしたいという状況ではございますけれども、やはり農家の経営安定を図るという観点からは、補償などについてもしっかり関係団体とも連携して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 農家の立場を考えてしっかりやっておっしゃることにやっているとかが全く追いついていないんですよ。今回だけじゃない。前の宮崎の口蹄疫、競りができなかった。農家はこの飼育の経費を要求しましたよ。あのときでも随分遅かった、今回もそうですよ。やっぱり皆さんが農家支援という立場をとるのであれば、もっと迅速に対応して具体的なこの補償手当をしっかりとやるべきなんです。この苗の配付なんですけれども、植えても実がとれるまで8カ月から1年かかると言っています。大変な期間ですよ。しかも、苗がすべて雌苗であって実がつく苗であればいいんだけど、雌苗あるいは両性苗があるそうです。両性苗は、実のつきが悪くて農家の皆さんはこれは間引きして取り除くそうです。そういうことからしても、かなり生産に行き着くまでに時間、労力がかかるんですよ。そういうことですからぜひ早目早目の対応をぜひしていただきたいというふうに思っております。

農水部長だけで済みません、もう1点。農業用水の確保についてですけれども、やっぱり既存の施設ダムを大いに使うべきだと思っています、大城ダム。先ほどの農家の水利用という立場の視点をちょっと外れているような感じがしたんですけれども、私が指摘したいのは、農業用水としてあのダムを生かせないかということなんですよ。いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 先ほど説明した3つのダムがございまして、しっかり農業用のダムとして活用するよう関係機関と連携して対応してまいります。

○議長（高嶺善伸君） 嶺井 光君。

○嶺井 光君 この件はまた次の機会にやりたいと思っております。

知事に伺いたいんですけれども、この入札制度の改善について、最低制限価格の同額入札がありました。これで一応県としても対応しているようだけれども、私は最低制限価格の幅、今は70から90になっていますね。これを幅で置くのではなくて最低制限価格の下限を90だということにして、あとは100あるわけですから、この幅の中で最低制限価格が置けるようにす

ればまだ落札率の効果も出ると思うんですよ。そういうのを提案しているんですけども、知事いかがでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時37分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほども答弁いたしましたけれども、最低制限価格の設定に関しては、やはりコスト調査をして20%が損益分岐点であること、あとはやはり競争性を発揮するためにやっぱり10%の幅が必要だということと、建設審議会で一応答申を受けていると。それで……

○嶺井 光君 90と100の間で競争するように設定して……。

○土木建築部長（当間清勝君） 92%とか93%という形である市町村では設定しているところもありますが、この件に関してはやはり今後しっかり調査をして、これは根拠がないと上限を上げることは全国でもそういう事例はありませんので、沖縄特例という考えもあるとは思いますが、やはり今落札率が上昇しておりますので、もうしばらく様子を見て……。

○嶺井 光君 もっと頑張ってください。

○土木建築部長（当間清勝君） お願いします。

○嶺井 光君 あとは委員会でやります。ありがとうございました。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

〔吉田勝廣君登壇〕

○吉田 勝廣君 モーキティクーヨー、これは金武の方言ですけども、1900年に当山久三がハワイへ移民して第一歩をのしました。あれから110年ぐらいですかね。こしは第5回の世界のウチナンチュ大会を迎えます。我がウチナー島のウチナークトゥバも、ある意味では沖縄の伝統文化の一つとして特筆すべきだろうと思っています。それで琉球の三線だとか、踊りとか、あるいは歌、これはもう琉球の文化・芸能として、教育委員会初め国もかなり力を入れております。

しかし、一つだけ何か取り残されたような感じのものがあります。それは、ウチナー角力です。地域のさまざまな部落や、あるいは区で、字で、小さな集落でもウチナー角力に取り組まれています。私は、ちょうど6年前にウチナー角力の会長に就任いたしましたけれども、その拡大に向けて今一生懸命頑張っているところであります。先日の日曜日は、中川さんが嘉手

納町のウチナー角力の支部長で一生懸命頑張っていたでいて、盛大にウチナー角力が開催されました。

そこで、10月16日、奥武山の世界のウチナンチュ大会で、私たちは、世界のウチナンチュを集めてウチナー角力の大会を開催いたします。16日の2時から開催しますので、ぜひ皆さん見に来ていただいて、沖縄の伝統文化という新たな視点でウチナー角力を考えていただきたいと思います。

質問に入ります。

1、東日本大震災について。

(1)、これまでの沖縄県や各団体等の支援の内容等について説明をされたい。

(2)、今後どのような支援策を計画しているか伺います。

2、知事訪米について。

(1)、知事講演に対する政界やマスコミ等の反応について伺います。

(2)、小川和久氏の持論である普天間基地のキャンブ・ハンセンへの移設問題について、関係者の反応を伺います。

(3)、米上院軍事委員会の3議員との会談について、知事の率直な感想を伺います。

3、基地問題について。

(1)、オスプレイ配備に伴う具体的な訓練の内容について明らかにされたい。

(2)、レンジ7における演習が頻繁に実施されているが、流弾の危険性はないか伺います。

(3)、ブルー・ビーチ訓練場におけるCH46やCH53の離着陸訓練が午後11時ごろまで実施されているが、規制はできないか伺います。

(4)、枯れ葉剤の真相究明は、県民の健康や跡地利用に大きな影響を及ぼすことから重要な問題であります。これまでの経緯と県の対策を伺います。

4、沖縄振法について。

(1)、2012年度概算要求基準の特別枠に沖縄振興が盛り込まれたが、一方で、県の最大の要求である一括交付金については、「予算編成過程において検討する。」との方針が示されました。県は、概算要求を初め新たな沖縄振法の制定に向けてどのように進めていくのか伺います。

(2)、一括交付金化に関する各府省の考え方をどのように分析をしているか。各府省ごとに説明をされたい。

5、軍転特措法について。

(1)、新たな跡地利用推進法（仮称）の制定の見通しについて伺います。

(2)、給付金制度の見直しは非常に重要と考えるので、県の給付期間を使用収益開始までとする案を支持しますが、財務省の壁は高いと判断する。県の決意を伺います。

(3)、返還前の基地立入調査及び原状回復義務は、地位協定との関連があり問題を複雑化しております。この件もハードルは高いと思うが、県の決意を伺います。

6、北部振興について。

(1)、北部活性化特別振興対策開発事業も23年度で終了します。県の今後の対策について伺います。

(2)、北部振興の一環として実施されました割引制度も、ETC車を対象とした割引制度が開始されたことから廃止されました。現行制度はETC車のみが対象であり、一般車は不利益をこうむっているのが現状であります。県は、割引制度を復活させる考えはないか伺います。

7、ドクターヘリの導入について。

(1)、北部市町村議会はドクターヘリの導入について決議し、県・国に要請しているが、県の見解を伺います。

8、沖縄県における慰安婦問題に関する実態調査を実施し、人権、平和、女性問題等の教育に活用すべきと思うが県の考えを伺います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 吉田勝廣議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事訪米についての御質問の中で、知事講演に対する政界等の反応についての御質問にお答えいたします。

私は、去る9月19日に開催されました「沖縄クエスチョン」において普天間飛行場移設問題に関するスピーチを行い、その後の質疑応答では日米関係に造詣の深い記者を含む多くの方々から質問がありました。また、ナショナル・プレス・クラブでの記者会見には多くのマスコミが参加し、関心を持っていただいたものと考えております。一方、去る9月21日の記者会見におきまして藤村官房長官から、知事講演について、今日までの持論を米国で述べられたと承知している旨の発言があったとのことであります。

次に、知事訪米に係る御質問の中で、アメリカの上院軍事委員との会談についての御質問にお答えいたします。

今回の訪米におきまして、レビン、ウェッブ、そしてマケイン米上院議員の皆さんと面談し意見交換を行

うことができました。その際、辺野古移設は極めて困難で見直しが必要との見解が示されました。私からは、嘉手納統合案につきまして、嘉手納飛行場周辺市町村は現在でも過重な基地負担を強いられており、その実現は困難である旨申し上げたところであります。そして、嘉手納地域の騒音被害の現状については理解をしている旨の発言もございました。

県といたしましては、引き続き情報収集及び意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、軍転特措法についての御質問の中で、駐留軍用地跡地利用推進法の制定の見通しについての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、去る6月に「駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案」を踏まえまして新たな法律の制定につきまして、関係大臣等へ要請を行ったところでございます。しかしながら、先週開催されました政府の沖縄政策協議会沖縄振興部会の中で国から示されました「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」におきましては、新たな法律の整備を検討するとされたものの、県が求める給付金制度の見直しなどにつきましては既存の枠組みの継続とされており、極めて不十分なものとなっております。

沖縄県といたしましては、引き続き国と協議を重ねていきますとともに、各政党と意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれますよう、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 東日本大震災についての御質問の中で、東日本大震災に係るこれまでの支援内容や今後の支援策等についてお答えいたします。1の(1)と1の(2)は関連しますので一括してお答えいたします。

沖縄県においては、東日本大震災発生後、直ちに東日本大震災沖縄県支援対策本部を設置し、被災地への人的・物的支援と県内への避難者受け入れ支援を実施してきたところであります。

被災地への人的支援といたしましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、9月26日現在で、これまで合計591人の人員を派遣し、現在も39人が被災地で活動しております。また、被災地への物的支援といたしましては、毛布、おむつなどの生活物資を計6回送付したところで

す。

県内への避難者支援といたしましては、ホテル等への一時的緊急避難支援、民間賃貸住宅や公営住宅への中長期的避難支援、支援見舞金の支給、夏休みにおける被災地児童スタディツアーなどを実施してまいりました。また、東日本大震災支援協力会議、いわゆる県民会議におきまして、流通業界や交通機関等における割引、避難者同士の交流イベント、被災者への支援活動を実施するボランティア団体等への助成金交付事業などを実施しております。

県としましては、今後とも被災地からの要請に基づく被災地への人的・物的支援を継続してまいりたいと考えております。

また、県内への避難者支援につきましては、9月に実施したアンケート調査の結果では、就職支援や避難者同士の交流等への要望が多く、今後もこれらのニーズを十分に勘案の上、県民会議を中心として官民一体となった支援を実施してまいります。

次に、知事訪米についての御質問の中で、小川和久氏の持論である普天間飛行場のキャンプ・ハンセンへの移設問題についてお答えいたします。

「沖縄クエスチョン」の午後のセッションにおいて「普天間飛行場問題をいかに解決するか」をテーマに議論が行われ、小川和久氏から普天間基地のキャンプ・ハンセンへの移設が合理的である等の考えが示されました。

県としましては、研究者の御意見の一つであると考えており、同セッションの中では、その内容に関し特段議論はなされておられません。

次に、基地問題についての御質問の中で、オスプレイ配備に伴う訓練についてお答えいたします。

オスプレイの具体的な訓練内容については明らかにされていないことから、去る6月24日、沖縄県は、海兵隊の活動エリア、オペレーション、旋回飛行訓練などを含むオスプレイの具体的な運用上の問題等についての質問文書を防衛省へ提出し、速やかな回答と説明を求めたところであります。

これに対し、去る9月1日に防衛大臣から回答がありました。これによりますと、MV22の配備によって米海兵隊の果たすべき本質的な役割や任務等が変化することはない旨米側から説明を受けているとのことですが、具体的な訓練の内容については示されておられません。

次に、レンジ7における演習による流弾の危険性についてお答えいたします。

平成20年12月に金武町伊芸区で発生した流弾事件に

関する平成21年4月の米海兵隊の最終報告書によると、米海兵隊が実施する実弾射撃訓練は、射撃安全手順に基づいて安全に実施されており、安全は常に最優先事項であるとのこととあります。

県としましては、これまでの経緯や地元の懸念を踏まえ、米軍は安全対策を徹底するなど、住民の安全に最大限の配慮をすべきであると考えており、これまで米軍に対しその旨申し入れてきたところであります。

次に、ブルー・ビーチ訓練場におけるヘリ離着陸訓練の制限についてお答えいたします。

金武ブルー・ビーチ訓練場について、県は、午前0時から24時までの時間帯で演習の通報を受けておりますが、外務省によりますと、同訓練場におけるヘリコプターの運用時間等について定めたものはないとのこととあります。

一方、ヘリコプターが配備されている普天間飛行場においては、夜間の飛行訓練の制限などを含む航空機騒音規制措置が合意されております。

県としましては、夜間における飛行訓練は地元住民に被害や不安を与え、県民感情への配慮を欠くものであり、容認できるものではないことから、米軍に対し、訓練等により県民に被害や不安を与えることがあってはならず、県民の生命、生活及び財産へ十分配慮することを求めています。

次に、枯れ葉剤の真相究明についてお答えいたします。

過去に本県の米軍施設で枯れ葉剤が使用、貯蔵されていたなどの報道を受け、県では沖縄防衛局及び外務省沖縄事務所に対し、報道内容の事実関係の確認を求めたところであります。

これに対し、外務省は8月19日、米国国務省から「今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった」との回答があったと発表しております。また、外務省としては、事実関係をさらに詳しく承知するため、米側にさらなる確認を行っているところであるとしております。

県としましては、県民の不安を払拭するため、引き続き事実関係の確認を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 沖縄法についての御質問の中で、概算要求と新たな法律の制定についてお答え

いたします。

去る9月8日、9日に、川端沖縄及び北方大臣を初めとする政府関係要路に対し、沖縄振興に必要な予算を3000億円確保すること及び国が使途を定めない、自由度の高い沖縄振興一括交付金を創設することを要請したところであります。

また、新たな沖縄振興のための法律については、去る9月26日の沖縄振興部会において、「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」についてが示されたことから、これを大枠として、今後国において関係各方面との協議・検討を深め、法制上及び税制・財政上の措置を具体化していくものと認識しております。新たな振興法の制定に当たり、沖縄県の要望内容が確実に反映されるよう、引き続き協議してまいりたいと考えております。

次に、一括交付金化に関する各府省の考え方についてお答えいたします。

去る9月26日の沖縄振興部会において、内閣府が提出した「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」において、「より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設する」ことが示されたところであります。また、9月20日に閣議決定された平成24年度予算の概算要求組替え基準において、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程において検討する。」とされたところであります。このため、内閣府沖縄担当部局の平成24年度予算概算要求については従来どおりの事業費の積み上げによる要求がなされており、内閣府及び各府省の沖縄振興一括交付金（仮称）に対する考え方については明らかにされておられません。

なお、沖縄振興部会の国側の構成員は、内閣府官房長官を初めとする沖縄振興関係の8大臣となっており、当部会で示された「より自由度の高い沖縄の一括交付金を創設する」との方向については、各省においてもその方向に沿った検討が進められるものと考えております。

次に、軍転特措法についての御質問の中で、給付金制度、返還前の立入調査及び原状回復措置についてお答えいたします。5の(2)と5の(3)は関連いたしますので一括してお答えさせていただきます。

県におきましては、「駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案」を作成し、国に新たな法律の制定を求めているところです。同要綱県案には、給付金の支給期間について土地の引き渡しから3年間とし、さらに土地区画整理事業等を実施する場合には使用収益開始までとすることを規定しております。また、地権者への土地

の引き渡し前までに、駐留軍に起因するか否かにかかわらず、原状回復措置を徹底して行うことや返還前の立入調査が可能となる制度についても規定しております。

しかしながら、先週開催された沖縄政策協議会沖縄振興部会の中で国から示された「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」においては、「返還前の基地内立入調査に係るあっせんの手続きの明確化」は記載されたものの、給付金制度の見直しや原状回復措置の徹底などについては、県の要望が十分反映されたものとはなっておりません。

県としましては、引き続き国と協議を重ねるとともに、市町村、関係者、各政党とも意見交換を行いながら、県の要請した内容が新たな法律に確実に盛り込まれるよう、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、北部振興についての御質問の中で、今後の北部活性化振興事業についてお答えいたします。

北部振興事業については、これまで国において平成12年度より10年間実施されたところであります。また、平成22年度以降の北部振興事業については、沖縄県及び北部12市町村から国に対して継続実施の要望を行い、北部活性化振興事業として2年間継続されております。

沖縄県としましては、県土の均衡ある発展を図る観点から、平成24年度以降においても北部振興に関する事業の継続は必要であると考えており、北部12市町村の意向を踏まえ実施できるよう地元と連携しながら支援していきたいと考えております。

次に、沖縄自動車道における割引制度の復活についてお答えいたします。

沖縄自動車道における無料化社会実験終了後の割引制度については、一部の時間帯を除き、ETC車のみならず現金車も正規料金の3割引きとなっており、7月1日からは激変緩和措置としてさらに1割引きの料金が適用されております。

県としましては、沖縄自動車道は唯一の高速移動手段であり、定時・定速性の確保や北部振興に大きな役割を果たしていること、さらに、本土の高速道路網とは独立した高速道路であることから、独自料金の設定を国及び西日本高速道路株式会社に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） ドクターヘリの導入

についてお答えします。

県では、医師会、救急医療機関及び消防組合等で構成する「沖縄県救急医療協議会」において、ドクターヘリの複数配置について検討を行っているところであります。同協議会では、県ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁、MESH救急ヘリ等県全体の急患搬送の現状、課題について検討を行っており、2機目の導入についても、搬送症例ごとの検証を行うとともに、北部地域を含めた県全域の地理的条件も踏まえて検討することとしております。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 慰安婦問題についての御質問の中で、県内における慰安婦問題の実態調査の実施及び人権、女性問題などの教育への活用についてお答えいたします。

慰安婦問題につきましては、国において平成3年から調査が行われ、その際には県内でも現地調査が行われております。平成5年に発表された調査結果によりますと、慰安所の設置は軍当局の要請であったこと、設置がかわいを含め広範な地域にわたること、慰安所における生活が強制的な状況であったことなどが明らかになっております。沖縄県内の調査では、慰安所が設置された地域や慰安所建設に軍が従事したことなどがわかっており、今後、新たに県独自で実態調査を行うことは考えておりません。

慰安婦問題の根底にあるのは、人間の尊厳と人権にかかわることであると考えております。今後とも人権啓発にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 東日本の震災についてですが、私も何回か伺い東日本の調査をしました。今、震災地は瓦れきが撤去されたり、あるいは泥が撤去されたり、いろんなさまざまな形態をしております。恐らく冬を迎えて、草が生えて、そこに家があり、畑があり、田んぼがあり、生活があったという生活の跡が今度はもう何かわからない、そういう状況になってくるのではないのかなと。そういう意味では、被災者の皆さんからは忘れてもらいたくないと、こういう大きな希望があります。

それで私は、沖縄県人会は各都道府県にいらっしやいますから、その被災者本部を被災地3県のところに支部を1つつくって、そこに県人会を中心としたネッ

トワークをつくったら、もっともっと沖縄県民が活躍できる場所ができるんじゃないかな、そういう思いがしました。そういうことで、ぜひ知事を初め、沖縄県には各団体といいますか、例えば看護協会、農業団体、あるいは漁業団体、いろんな形でみんな被害を受けています。そういう団体を網羅しながら、そういう震災本部があれば、その震災支部をどこかの県に構えて、各都道府県で展開をしている県人会とのネットワークをつくれればいいんじゃないかなと思っておりますので、ぜひその件について意見を伺いたいと思います。これは、副知事さんの担当ですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ただいまの議員の御意見というのは大変貴重な御意見だと思います。この大震災発生時から、各県人会とはできる限り連絡をとるようにしておりまして、現地の支援、あるいはこちらにお見えになっている被災者の皆様の支援といった面でさまざまな助言、あるいは連絡をとっていただいています。今後とも、この県人会としっかりと連携をとってまいりたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 知事訪米ですけれども、このマスコミの反応というのは、恐らく本土の新聞、あるいはアメリカのマスコミ、3大ネットワークとかいろいろ言われています。例えば、大田さんも稲嶺さんも行きました。そういう中で、向こうの新聞の反応はいまいちだなというも思っております。そういう意味で、知事が行かれて、アメリカ政府の反応、そして本土の新聞、これをずっと見ておりましたけれども、囲みが朝日が1つで、あとは囲みじゃなくて流れに沿って掲載をしております。私たちは沖縄県民ですから、沖縄の2大紙と沖縄のマスコミの報道を見ていると非常に大きく報道されていますから、本土でもそういうふうに報道されているんだろうなと。あるいはまた、アメリカでもそういうふうに報道されているんじゃないかという誤解というか、思いがあるわけです。そういう意味からすると、これから何回ともなくアメリカやいろんなところに交渉に行くわけですから、その辺のところを今後どう対策をとるかということをご聞きしてみたいなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員御指摘のとおり、各紙の取り扱い、アメリカ、日本あるいは県内というマスコミの取り扱いのボリュームというのはそれぞれだったわけですが、ただ、紙面にあらわれないところで、アメリカではインターネット上で知事

の意見に対する賛否といったものが議論される等、一定の効果はあったのではないかと考えております。

御提案のように、今後、やはりメディアを通じて、県知事の考え方をいかに伝えていくかというのが大きな課題だと承知しておりまして、引き続きそのあたりを取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 アメリカの上院議員の皆さんは、上院軍事委員会もそうでしょうけれども、いわゆる沖縄に普天間基地を配備をしたい、それがアメリカの願望なんですね。例えばダニエル・イノウエさんも上院軍事委員会のメンバーですけれども、そこからすると、いわゆる普天間は県外ではなくて県内だと、そういう主張の持ち主の方々ですから、そういう意味からすると、いわゆる普天間は沖縄にはちょっと無理だねということではなくて、沖縄県内で何とか処理をするべきじゃないかというのが恐らくそういう考え方じゃないかと私は思っています。

そういう意味で、知事から言ったメッセージは非常にインパクトがあると思っておりますが、その上院議員の皆さんに沖縄では不可能なんだよというメッセージを、これから改めて沖縄県民も含めてしなくては行けない。要するに、今は嘉手納統合案に落ちつこうじゃないかと、そういうことが今度アメリカの世論で支配的になってきますと、彼らはそれなりに軍隊に対する力を持っていますので、そういうイメージをつくり出されるかもしれません。この辺は知事としてどういう形で軍事委員会の持つメッセージから、今度はだめなんだよという、不可能ですよというところに持っていくためにはどうすればいいか、知事の御意見をちょっと賜りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 実は、一番難しいところでもあるわけですし、1つは、昨年の4月25日のあの集まりで41市町村長さん、沖縄の中の全員が反対であると、辺野古は無理だというようなことを、ちょっとずつニュアンスは違うといっても、こういうことというのは、やっぱり沖縄ではなかなか難しいというあれにはなと思っていますし、ただ、なぜ沖縄から外へ持っていけないと、やっぱりそうであってもだめなのかというのは、なかなかこれを伝えるのが難しい面も確かにあります。

だから、彼らがあの嘉手納飛行場の大きさを見、現にウェッブさんともう一人の方はごらんになっての判断ですから、しかも騒音についてもよく聞いておると、こういうことを言っておられましたし、このあた

りだと思えますし、ある人々は間違った信号をよそへ与えとか、実はいろんなことを言われるんですが、日本国内のところであれば間違った信号にならないんじゃないとか、実はいろんな話もあったりなかったりしております。おっしゃる点で、これはちょっとこれから工夫したいと思っておりますが。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 それで、小川さんは、キャンプ・ハンセンがいいんじゃないかと、そういう言い方をいつもしていたんですよ。それで公室長、僕は、公室長がマスコミの反応は何もなかった、小川さんがなぜその大会に参加したのか、まだその意味がよくわからないわけですよ。だから、小川さんの意見に対して何の反応もないというのは、これはどういうことなのか、ちょっと内容を聞かせてください。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 小川和久氏に関しましては、この「沖縄クエスチョン」のテーマがやはり日中、あるいは米といった三国関係をとらえるといった学術研究者の集まりという面を持っておりまして、小川さんは、その初期のころから参加しておりまして、そういったことで招かれたのではないかと考えております。

先ほど申し上げましたように、小川和久さんの持論でありますキャンプ・ハンセンには飛行場をつくる十分なスペースがあるといったような説を述べられたわけですが、それに対して、ちょうどシンポジウム形式だったんですけれども、特に会場の方から何か意見があったり、あるいは異論なり、あるいは賛同なりということは、私の聞いている限りでは一切なかったということでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、そういう意味からすると、そのシンポジウムに参加をした方、小川さんは軍事評論家ですから、やっぱり海兵隊は容認をして、普天間は沖縄県につくるべきだということを主張している、場所は違っても。だから、そういう意味では、知事の不可能であるというメッセージは非常にインパクトを与える。そして、恐らくこの問題についてはこれからずっと続くわけですから、マスコミ、アメリカの世論のいろんな課題に向けて、知事はぜひ頑張っていたきたいなと思っております。

次に、オスプレイ。

僕は、このオスプレイでいつも問題にしているのは、アメリカさんはいつも言うわけだよ、安全対策を十分やりますよと。やって演習するわけだ、そして弾

が飛ぶ。だから、オスプレイは飛んでいるうちに必ず落ちる、重力の関係で。だから、ここで僕が言いたいのは、着陸の予防措置とか、不時着とか、墜落とかあるわけですよ。沖縄で、例えばCH46とかCH53がどれほど墜落したかと、これは飛行経路を見ると。そして、沖縄ではまたオスプレイが来たら、オスプレイの着陸帯たくさんあるわけでしょう。そこに行くのは経路になるわけですよ、訓練するために。だから、それは想像できるわけですよ。想像できたら、どこで墜落するだろうなという予測もできるわけです。だから、その辺は、ただアメリカさんの言い分だけをうのみにするとか、防衛省のそれをうのみにするんじゃなくて、やっぱりこれまでの訓練の内容を分析をして、じゃどこでどうなるんだということをやっぱりびしゃっと言わないと、アメリカさんはよくわかっていないわけだよ。どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員のおっしゃった懸念を、これは県民も恐らくお持ちだろうということで、現時点で、具体的な説明がなされていない中では沖縄県は反対だと申し上げているわけです。

先ほど答弁さしあげましたように、9月1日に回答がございました。29問中、半分ぐらいは——ちょっと今正確に分析をしているところですが——米側に照会中であるとか、あるいは正確にきちんとした回答が返ってきていないものが多いと。したがって、さらにこれは具体的にこの安全性も含めまして照会をしているところがございます、しっかり日米両政府に問い合わせたいと思っています。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 オスプレイは必ず配備される、必ず墜落する、事故を起こす、これはまず間違いない。だから、それに対して、断固たる決意を持ってこのオスプレイ問題についてはぜひ対処していただきたい、そう思います。

それからブルー・ビーチ、これは今頻繁にやっているわけですが、これをなぜ規制できないのか、公室長。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 規制できないといいますが、いわゆる5・15メモにそのヘリコプター訓練の実施時間といったものが定められていないと。さらに外務省沖縄事務所にこの件について規制措置はないのかということをお聞きしましたところ、その回答は、金武ブルー・ビーチ訓練場におけるヘリコプター訓練の詳細は承知していないが、同訓練場におけるヘリコ

プター運航に係る現地協定は、使用時間等も含め特段存在していないというような回答でございました。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 いやいや、5・15メモよくわかります。それから、嘉手納のいろんな協定もわかります。私が言っているのは、これからさまざまな移設問題とか、さまざまなことが起こる可能性がある。例えば、オスプレイが配備される、じゃどうするか。オスプレイは、もちろんギンバル訓練場まで行く、着陸帯だから。それとまた着陸帯ではないところにも行くわけだ。だから、そういうところを考慮すると、やっぱりある程度使用協定でやるか——これが有効に働くかどうかは別として——やっぱり規制をする一つの方法を考えなければいけない。それについて公室長、各アメリカの例とか、横田基地の例とか、僕は、御殿場の東富士の使用協定とかいろいろ見るにつれて、沖縄はやっぱりそういうのをきちっと調査をして、使用協定あるいは演習の規制までやるわけだから、その辺をぜひ勉強していただいて、これからどういう形で規制していくかということをやりたいと思っています。公室長、ちょっと答弁をお願いしたい。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） やはりオスプレイも含めまして、米軍の活動によって地域住民に影響があってはならないわけでございます、その影響を軽減する方策として、今、議員の御提案も含めてしっかり検討し米側に申し入れていきたいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 伊芸で流弾がありましたね。その流弾というのはレンジ7であって、それでアメリカの会計検査院はレンジ10とレンジ7、これはだめだよと言っているわけだね。それで、また僕もこの問題を追及をして、知事、副知事にこれは演習はやっぱり中止を要求すべきじゃないかと、そういう話をしました。だから、この演習場は安全性はないということですね。弾が、銃口が部落に向かっていているわけだから。演習場としては不相当であると会計検査院も指摘されているわけだから、この辺はやっぱりそれこそ沖縄県、市町村も含めて、こういう演習はだめだよということを言わないとだめだと私は思っております。それについてはもういいです。

それから、県警です。

県警は、このとき被疑者不明で送致しました。もちろんそれだから不起訴になるわけですから、県警としては、この問題、これから危険性はないのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

○警察本部長（村田 隆君） お答えいたします。

平成20年12月に金武町伊芸区で起こりましたレンジ7における演習によると思われる流弾の件でございますけれども、本件につきましては、軽犯罪法違反で被疑者不詳ということで送致をいたしました。

結果はおっしゃったとおりでございますけれども、やはりこの流弾の可能性というものは、軍事演習が行われているということであれば当然これからも考えていかなきゃいかぬということで、安全対策には留意をしてみたいというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 これから一問一答でやりたいと思います。

一括交付金について、さっき府省庁のことはちょっと手に入れていないという話だったけれども、手に入れていないじゃなくて、内閣府とか各省庁のこの補助金の考え方、「平成23年度概算要求における地方向け補助金等（投資関係）の一括交付金化に関する各府省の考え方（概要）」があるんですよ。（資料を掲示）これは手に入れていますか。多分あると思うけれども、これはネットからとっていますから。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時25分休憩

午後5時25分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 軍転特措法について。

まず、知事、軍転特措法の議員立法を25年間かかってしたんですね。いわゆる当時の権力を持っている政府は、心の中では特措法をやりたくないんだ、25年かかったわけだから。知事、それに対してどう思いますか。ちょっと抽象的過ぎるかな。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 軍転特措法については、議員のほうがその経過も、つくるときの難しさも非常によく御存じなので、私はテストを受けていると思っておりますが、この間のセミナーでの勉強会を見ますと、当時の上原康助さん、そして新進党時代の仲村正治さんほか懐かしい名前の方々が一生懸命おやりになって、そのときに自民党もいろいろ紆余曲折あったようですが、西銘先生、そしてお医者さんで参議院議

員の大浜先生とかいろんな方のお話も出てまいりました。そして、新党さきがけで鳩山さんの名前もあったのには驚いたんですが、実はいろんな方が当時参加されて、随分苦労しながらつくられたんだと、こう思いました。ただ、相当の苦労をされて、我々から見ると当然のことだと思うんですが、日本政府としては当時からなかなか受け付けないという部分があったというところは、もう我々は推測をするしかないんですが、下流をクリーンにすると上流が流れやすいというあの論理になっているのかなと実は思ったりしていますが、本当はむしろお聞きしたいぐらいでありまして、この程度でよろしく……。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 企画部長、給付金問題ありますね。僕は、壁が高いと思っているんだけど。例えば、普天間あるいは牧港、那覇軍港、これを返還すると大体幾らぐらいになるのですか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時28分休憩

午後5時29分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今は確かにデータをすべて持っているわけではないですけれども、ちなみに普天間、その地代が66億円というふうに記憶しております。普天間に関しては、おおむね1年間そういうふうな形になるのかなと思っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 返還まで大体10年から15年かかるだろうと、使用収益まで。それを計算すると、大体どういう形の計算になっちゃうのかな。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 10年かかるとすればそれの10年分、そういうふうなことで要望しております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、給付金問題については、政府はさわっていないんでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） この部分について、県のほうは、実は6月に要綱案をつくりまして、政府の関係機関に説明をしてきております。それからまた、各政党にも何回も繰り返し説明をしてきているわけですが、ただ、防衛副大臣なんかの国会での答弁を見ますと、やはりこの予算的なことで難しいとか、あるいはまた、給付金の1000万円の制限というふうなものについては、98%が1000万円以下ではないかという

ふうな論理で答弁をされている状況がございます。

○吉田 勝廣君 議長、休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時31分休憩

午後5時31分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今議員が言われるように、国会答弁では、予算上の問題があるというふうな言い方をされております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 今度は、基地の立入調査について。

これはもういわゆる地位協定、あるいは基地の立ち入り前と立ち入り後の財政的支援が違ふから、これもそういうところに問題があるのですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 基地の立入調査については、恐らく地位協定だとか、そういうふうなものとかかわってくる難しさがあるのかなというふうに考えております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 だから、その難しさを克服するわけです、この軍転特措法は。だから、どういうふうに解決していくかということなんです。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 9月26日の基本方向の中で少しばかりですけれども触れられております、この軍転特措法。その中で少し進歩が見られたのが、実はあっせんの窓口ぐらいの話です、基地の立ち入りについて。今のところそういう意味では地位協定の中身に入るほどの、そのところまでの検討は国においてはまだされていない。だから、県としては、やはりそのところも含めて働きかけをしないと、結局のところは、跡地利用に長い年月がかかってしまう。特に、普天間みたいな広大な面積を持つところであればなおさらのことです。そこが一つポイントになっていくんだらうというふうに思います。

○吉田 勝廣君 休憩。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後5時33分休憩

午後5時34分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（川上好久君） ここの部分は、まさに地位協定であれば、日本政府がいかにアメリカ政府に働きかけるかという問題があるわけですが、ただ沖縄県

の側から考えてみたときに、やはり戦後66年間、基地として使われ続けたものをどのような形で返してもらふべきなのかというふうなところから、今回の新しい法律案というふうなものも県のほうから問題提起をしてくているだろうというふうに考えています。そのところはやはり県としてはしっかり理解できるように主張していくというふうなことになるかと思いません。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 もう一つ、北部活性化事業。これは25億・25億、非公共・公共認められましたので、5年見直しと。これについてどう評価しますか、企画部長。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 北部振興事業につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、やはり県土の均衡ある発展を図る観点から必要だというふうに県としても理解をしています。

今般の内閣府の概算要求というのは、これは県のほうと調整をしての話ではない。調整をして概算要求全体が事業として整理をされているわけじゃないわけです。しかしながら、県土の均衡ある発展を図る観点から、そういう考え方というものが、内閣府もその必要性を理解をしているのかなというふうな認識を持っております。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 非公共と公共、25億、5年間見直しと。この5年間見直しというのがまたみそだから、この辺はうまく政府がまたいつも言う言葉ですから。これで落ちつくんですか、この活性化事業は。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） 今回の概算要求にある事業が5年間、毎年50億円というふうなことでありまして、県は、この北部活性化事業も含めて、全体を一括交付金としてまず要望をしております。それでもその中で北部振興事業というのは必要性は認めているわけございまして、これについては一括交付金の中で検討していくというふうなスタンスでございます。

○議長（高嶺善伸君） 吉田勝廣君。

○吉田 勝廣君 そうすると、非公共は20億・20億だから、一括交付金にすると70億円にも、あるいは100億円にもなる可能性があるということになるんですか。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

○企画部長（川上好久君） それについては何とも申し上げられないんですけれども、少なくとも先ほど申

し上げましたように、その事業につきましては、北部12市町村の意向を踏まえて実施できるように連携をしていきたいというふうなことでございます。

○吉田 勝廣君 終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

〔仲田弘毅君登壇〕

○仲田 弘毅君 通告に従い、所見を交えながら一般質問を行います。

1、自然災害について。

台風12号と15号、そして東日本大震災による犠牲者の皆さんに心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様へのお見舞いと一日も早い復旧・復興を願ってやみません。

よく天災は忘れたころにやって来ると言われます。あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災から半年が経過いたしました。福島原発事故も重なり、復旧・復興も地域によっては十分進んでいるとは言えず、長期化を強いられているのが実情であります。改めて防災に対する意識改革が重要であり、その対策の見直しが急務であることを実感しております。

又吉公室長は、公助・共助・自助の立場で、科学的見地にに基づき、しっかりした想定必要性を訴えています。私たちは、防災・減災を推進する立場から、大震災を対岸の火事とすることなく、大きな教訓として県民一人一人をどのように守っていくのか検証し、対応・対策を立てることが最も大事だと考えております。

そこで伺います。

(1)、県は、防災計画の見直しに向け、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を開催しておりますが、基本的な考え方を伺います。

(2)、県の市町村及び学校関係への指導と連携のあり方について伺います。

(3)、ハザードマップの作成と進捗状況についてお聞かせください。

(4)、災害発生時に救難作業を担当する消防隊員の数、国指針の53%という低い充足率が課題として指摘されております。見解を伺います。

2、観光産業について。

リーディング産業である観光産業の動向が本県経済に及ぼす影響は大きいものがあり、去る3・11東日本大震災の後を受けて、県入域観光客数の落ち込み等が懸念をされているところであります。また、修学旅行が本県観光産業に占める役割も大であると同時に、体験学習を取り入れた新たな沖縄観光の形として注目されております。しかし、全国都道府県教育委員会にお

いて、生徒1人当たり旅行費用は削減傾向にあり、航空運賃に左右され、遠距離に位置する本県の不利性が指摘されております。

そこでお聞きします。

(1)、大震災が沖縄観光に与えた影響と現状はどうか伺います。

(2)、観光商品の開発と海外からの誘客、増加対策をどう考えていますか。

(3)、観光客の受け入れは、年間を通して平準化することが望まれておりますが、所見をお伺いします。

(4)、平準化における修学旅行の果たしている役割と現状について伺います。

(5)、修学旅行費用に占める航空運賃の割高が指摘されており、実態と県の見解をお伺いします。

3、農林水産業の振興について。

(1)、農地及びかんがい施設等の保全管理、再整備について。

ア、復帰後、農業生産基盤が整備され、農業振興を図る上で大きな役割を果たしてきました。しかし、老朽化が進んだ施設は更新等の事業導入が必要であります。県ではどのような取り組みを実施しているか伺います。

イ、うるま市津堅島においては、水源施設、かんがい施設が老朽化により農業用水に支障を来し、再整備が必要となっております。施設更新のための事業導入について、県としての指導・支援の取り組みを伺います。

ウ、うるま市与勝土地改良区は、県と管理協定を締結し、地下ダムを初めとする農業用かんがい施設の維持管理を行っております。その経費は、土地改良区の運営に大きな負担となっており、県として新たな制度の創設等を含め支援策が必要と思いますが、県の御所見を伺いたい。

エ、うるま市宮城島農道は、島の幹線道路として、また、地域住民の生活道として重要な路線であります。農道のり面崩壊に伴い片側通行を余儀なくされておりますが、その改修計画について伺います。また、全面通行が可能になるのはいつごろになるかわせて伺います。

(2)、漁港、港湾整備について。

ア、うるま市平敷屋漁港と津堅島を結ぶ大型フェリーは、現在の平敷屋漁港のフェリー岸壁では狭く、安全係留や積み込み作業に支障を来しております。岸壁の延伸等の改良が必要だと考えておりますが、県の整備方針について伺います。

イ、津堅港において、北側からの波浪によりフェ

リーが接岸する泊地の静穏度が悪いとの報告もあり、
港口北側に防波堤が必要との要請がありますが、県の見解をお伺いします。

4、自動車運転代行業に対する指導について。

本県における運転代行業は、平成15年6月の改正道路交通法による飲酒運転に対する罰則の強化に伴い、
着実に利用客が伸びております。飲酒運転撲滅運動への貢献は大いに喜ばしいことであります。反面、自動車代行業法違反で書類送検されるなど、利用者に対して安全性がどのように確保されているのか、県民は正しく知る必要があります。

そこで伺います。

(1)、運転代行業者による違法白タク行為が指摘されておりますが、実態はどうか。また、指導は実施されているのか伺います。

(2)、公安委員会認定後、業者の損害賠償保険の加入や二種免許保持者等について確認指導は行われているのか伺いたい。

(3)、今後の違法行為に対する指導計画と対策、そして指導対象事業者は公表すべきとの意見もあるが、見解をお伺いします。

5、医療福祉行政について。

(1)、社会保険診療報酬に係る非課税措置について。

沖縄県内の医療機関においては、県立及び民間の連携による県内完結型の医療提供体制が確立されており、県の保健医療行政に大きく貢献していることは言うまでもありません。

このような中、国においては、社会保険診療報酬に係る非課税措置の見直しが議論されていると聞いております。この見直しが実施されますと、医療関係の経営基盤が揺らぎ、結果的に地域医療の混乱を招くことが危惧されております。

そこで伺います。

ア、社会保険診療報酬の事業税見直しの経緯について伺います。

イ、非課税措置の現状はどうなっているか伺いたい。

ウ、現状を踏まえ、県の考え方を伺います。

(2)、看護職員確保対策予算について。

本県における地域医療を支える看護職員の確保は、県民の生命と健康を守る観点から、国の大きな責務であると考えております。看護職員確保対策予算の削減は、看護職員を養成する看護学校の運営に大きな支障を来すことが懸念されます。

そこで伺います。

ア、看護学校運営に関する県独自の補助金支給につ

いて見解を伺います。

6、教育問題について。

残念ながら、公務員としてあるまじき不祥事が県民から強い指摘を受け注目されております。特に、身を挺して子供たちを守るべき教師が、あるいは生徒の模範となるべき教諭が、青少年保護育成条例違反や飲酒運転等で県警察から摘発され、保護者や学校現場、そして県民の信頼を著しく損なうような事件がありました。このような違反行為は決して許されることではありません。

教師は、子供たちに学問や人としての生き方を教えるはぐくむという、ある意味では聖職であります。指導の中で潜在能力を高め、将来に向けて人格形成に大きな影響を及ぼし、時として人生を左右するような重要な職業でもあります。本県の次代を担う子供たちの人材育成に、日夜、一生懸命頑張っている多くの先生方を思うとき、まことに残念でなりません。今こそ、教師は職の重みを自覚し、親も地域社会も率先垂範、最大限の努力と頑張りが求められております。

そこで伺います。

(1)、これまでの事象と経過について伺いたいします。

(2)、どのような対応・対策が取り組まれたか伺います。

(3)、「教職員評価システム」の意義について伺います。

(4)、県民に信頼される学校運営について教育長の御所見を聞かせてください。

7、我が党の代表質問との関連について。

(1)、浦崎唯昭議員の一括交付金創設について関連して質問を行います。

ア、新たな制度としての一括交付金化の要請とは別に、通常予算要求の1カ月おくれは県民生活に影響はないか伺います。

イ、一括交付金化することによって、沖縄にしかない高率補助は廃止されるとも言われておりますが、見解を伺います。

ウ、県と市町村への配分について説明会が行われました。状況と各首長さんの反応はどうか伺います。

○議長（高嶺善伸君） ただいまの仲田弘毅君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時50分休憩

午後6時11分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

休憩前の仲田弘毅君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲田弘毅議員の御質問に答弁いたします。

まず第１に、観光産業に係る御質問の中で、大震災が沖縄観光に与えた影響と現状についての御質問にお答えいたします。

東日本大震災の影響により、今年度の入域観光客数は、８月までの累計で対前年同期比約28万人の減、パーセンテージにして11%の減少となっております。しかしながら、減少幅は縮小傾向にあり、回復基調が出てきております。

今後の見通しにつきましては、国内客は、修学旅行の振りかえ需要や個人旅行を中心に緩やかな回復傾向で推移するものと見込んでおります。また、外国人観光客につきましては、中国人観光客に対する数次ビザの発給効果や新たな定期航空路線の増加、そして世界のウチナーンチュ大会の開催などにより、今後は増加に転ずるものと考えております。

同じく観光産業に係る御質問の中で、観光客の平準化についての御質問にお答えいたします。

観光客の平準化は、観光産業の安定化はもとより、県経済の発展と雇用の創出に大きく寄与するものと考えております。このため、沖縄観光のボトム期となります５月、６月や冬場において、修学旅行やスポーツキャンプ等の誘致、そして各種イベントの開催支援等を促進し、観光客数の平準化に努めているところでございます。今後は、MICE誘致の強化や沖縄の自然、文化等を生かしました多様で魅力ある観光体験の提供を推進し、さらに年間を通して多くの観光客が訪れる観光地づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の振興に係る御質問の中で、平敷屋漁港フェリー岸壁の整備についての御質問にお答えいたします。

平敷屋漁港は、モズクの陸揚げ加工拠点漁港であるとともに、港湾的性格を持っている漁港であります。これまでに防波堤や岸壁、そして船揚げ場等の漁港施設を整備するとともに、津堅港と結ぶフェリーの係留岸壁を整備してきたところであります。

平敷屋漁港のフェリー岸壁の整備につきましては、フェリーの大型化に対応するため、延伸等の改良工事を年内に発注し、23年度内の完成を目指すこととしております。

同じく農林水産業の振興に係る御質問の中で、中城湾港津堅地区の防波堤整備についての御質問にお答えいたします。

中城湾港津堅地区は、港口からの進入波により港内静穏度が悪く、定期船等の乗りおりに支障があり、また台風時に停泊ができず、地元から静穏度改善の要請があります。このため、港口北側の防波堤設置につきまして、去る９月２日の地方港湾審議会の議を経て、平成24年度新規事業として上げていく方向にいたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 自然災害についての御質問の中で、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」における検討についてお答えいたします。

県におきましては、東日本大震災を踏まえ、沖縄県地域防災計画の見直しに着手しております。このため、本年６月に琉球大学教授等の専門家で構成される「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、９月12日に開催された第４回委員会において取りまとめが行われたところです。同委員会におきましては、１点目、今後、想定の対象とする地震・津波として、科学的知見に基づくものと歴史的知見等に基づく最大クラスのもの２つのレベルを想定する必要があること、２点目、防災計画見直しの方向性として、住民の「地震・津波からの避難対策」や「防災意識の啓発・普及」が重要であること、３点目、最低限度の浸水域として海拔５メートルより高い場所への避難が最低限必要である一方、歴史に学ぶ最大クラスの津波からの対策も可能な限り講じるべきであること、４点目、県においては、海拔高度の明示などにより、市町村における避難対策の強化や住民が地理的特性を把握できるよう支援する必要があることなどの御提言をいただきました。今後は、同委員会の御提言や国の防災基本計画の見直し状況も勘案しつつ、市町村等関係機関と連携し、沖縄県地域防災計画の見直しを早急に進めてまいります。

次に、防災対策見直しに係る市町村への指導と連携についてお答えいたします。

県におきましては、６月21日に市町村防災担当課長会議を開催するとともに、９月16日には「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の取りまとめについて市町村に通知し、県内市町村と連携して地域防災計画の見直しを進めているところであります。

国においては、国や地方公共団体における防災計画の見直しの方向性等について9月28日の中央防災会議専門調査会で取りまとめられ、今後、年末を目途に防災基本計画の見直しが行われる予定です。

県としましては、今後も市町村防災担当課長会議を開催するなどにより、国や市町村など関係機関と十分に連携しながら、防災計画の見直しを進めてまいります。

次に、ハザードマップの作成状況についてお答えいたします。

平成23年4月1日現在、地震・津波などの災害発生時の被害想定区域や避難場所の情報等を地図上に示したハザードマップは、県内41市町村中22市町村で作成されております。

次に、消防職員の充足率についてお答えいたします。

平成21年度の消防庁実施調査によりますと、県内の消防職員数は、国の指針が示す目標数に対して53.1%の充足率にとどまっており、消防職員の充実を含む消防防災体制の強化は重要と考えております。

県としましては、消防職員の定数が市町村の条例で定められるものであること、現在進めております消防広域化による現場要員の増加効果等も勘案しつつ、今後の東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策の見直しの中で、消防職員の増員につきまして県内市町村等と連携し検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 自然災害についての御質問で、学校関係への指導と連携のあり方についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、各学校独自で作成した地震・津波の危機管理マニュアルの内容の充実を指導しているところであり、特に避難訓練については、日常的に避難経路の安全点検等を含め完全実施に向けて取り組んでいるところであります。今後とも、関係機関と連携した講習会や防災教室等を通して児童生徒の危機回避能力の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育問題についての御質問で、教職員の不祥事についてお答えいたします。

今年度9月現在、不祥事により懲戒処分を受けた教職員は9名であります。そのうち、児童買春による懲戒免職が1名、酒気帯び運転による停職が5名、欠勤による停職が1名、万引きによる停職が1名、住居侵

入による戒告が1名となっております。

次に、不祥事の防止対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成19年3月に「教職員の不祥事防止対策アクションプラン」を策定し、教職員個々の倫理観、法令遵守意識の確立を図っております。具体的には、不祥事防止の研修の徹底、全職員への人権ガイドブック及び飲酒運転防止ステッカーの配布、懲戒処分基準の周知徹底等を行っております。また、学校においては、毎月の「安全管理の日」や「人権の日」の設定、不祥事防止の校内研修等を実施し、服務規律の確保に努めております。

次に、「教職員評価システム」の意義についてお答えいたします。

「教職員評価システム」は、教職員の資質向上を図り、児童生徒の学習権を保障するとともに、学校全体を活性化させ、教育力を高めるために実施されるものであります。また、各学校においては、管理職との面談を通じたコミュニケーションの充実による意識改革、自己申告書の作成による業務内容の整理・点検・改善等の成果があり、教職員の資質向上等につながっております。

次に、県民に信頼される学校運営についてお答えいたします。

児童生徒を指導する立場にある教職員が不祥事を起こし、児童生徒や保護者、県民の信頼、信用を損ねたことはまことに遺憾であり、大変申しわけなく思っております。この場をおかりいたしまして、改めておわび申し上げます。また、教育公務員として一人一人がみずからの行動を厳しく律していかなければならないと痛感しております。

このような状況にかんがみ、県教育委員会としましては、庁内に不祥事防止対策委員会を立ち上げ、これまでの取り組みを検証し、さらに一歩踏み込んだ新たな対応を検討・実施してまいりたいと考えております。今後とも、信頼される学校運営の実施及び教職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光産業についての中、観光商品の開発と海外からの誘客、増加対策についてとの御質問にお答えいたします。

県におきましては、新たなメニューの開発等による付加価値の高い旅行の促進や外国人観光客誘致の強化を戦略に掲げ、積極的な取り組みを展開しております。

す。具体的には、文化観光戦略推進事業やスポーツツーリズム推進事業、医療ツーリズム促進事業等を実施し、芸能や文化、スポーツ、医療サービスを観光資源として活用する新たなメニューの開発に取り組んでいます。

また、外国人観光客の誘致につきましては、重点地域でトップセールスを行うとともに、有力メディアや旅行会社の招聘、チャーター便の誘致活動などを実施したほか、新規市場の開拓にも取り組んでいるところであります。さらには、外国人観光客対応力の強化や銀聯カードの導入促進など、受け入れ体制の整備にも現在取り組んでいます。

県としましては、これら取り組みを展開しながら、官民一体となった推進をさらに加速させ、時代潮流や天候・災害の影響に左右されることのない魅力ある観光商品の創出を図ることで、今後とも外国人観光客数の増加等につなげてまいりたいと考えております。

同じく観光産業についての中で、観光の平準化における修学旅行の役割と現状についてとの質問にお答えいたします。

沖縄への修学旅行は、観光客の比較的小さい時期を底上げる大きな役割を果たしており、本県の入域観光客の年間を通じた平準化に寄与してまいりました。

平成22年の修学旅行の実績につきましては、沖縄観光のボトム期と言われる5月及び6月は中学校、12月は高等学校を中心に年間2562校、43万8194人の修学旅行が実施されております。なお、今年度の修学旅行につきましても、昨年度を上回る2553校、45万616人の実施が予定されており、人数におきましては過去最高となる見込みであります。

続きまして、修学旅行費用と航空運賃についてとの御質問にお答えいたします。

沖縄への修学旅行は、議員御指摘のとおり、交通手段が主に空路となることから、航空運賃が旅行費用全体に占める割合は、陸路の交通手段もある本土の修学旅行と比較して高くなっております。

このようなことから、県では、平成23年1月、2月及び4月に航空会社と国関係機関に修学旅行運賃の引き下げを要請いたしました。これら要請の結果、先般、各航空会社におきまして、2013年度の修学旅行運賃につきましては、最大で片道4600円の引き下げが発表されたところであります。と同時に、全国に先駆け新たなスタイルの新たな教育旅行のプログラムの創設と提案も重要であると認識をしており、県としましては、今後とも航空会社を初めとする関係機関と連携し、修学旅行の誘致に向けた取り組みを強化すると

ともに、沖縄らしい魅力あるメニューを創出し、従来にない感動体験を提供するなど修学旅行の積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 農林水産業の振興の中で、農業生産基盤施設の更新事業の導入についてお答えします。

農業生産基盤整備につきましては、復帰後約40年が経過していることから、貯水池、ため池、用排水路等の農業用水利施設の一部に老朽化が進んでいます。

県といたしましては、これら施設について、地域農業水利施設ストックマネジメント事業等により農業用水利施設保全計画を策定し、計画的に対策工事を実施してまいります。

次に、うるま市津堅島の水源施設及びかんがい施設の更新についてお答えします。

津堅島の水源施設、かんがい施設については、土地改良総合整備事業等により、昭和51年度から54年度にかけて整備を行っております。これらの施設については、老朽化が進行していることから施設の更新が必要となっております。

県といたしましては、同施設の更新等を行うため、平成25年度の県営かんがい排水事業採択に向けて、うるま市等関係機関と調整を進めているところであります。

次に、土地改良施設の維持管理に対する支援についてお答えします。

県営事業で造成された農業用かんがい施設の維持管理につきましては、県と土地改良区と管理協定を締結し、土地改良区が実施しております。現在、県においては、維持管理に係る助成は行っておりませんが、他県の状況等を含め調査研究していきたいと考えております。

次に、宮城島農道の改修工事と全面通行についてお答えします。

宮城島農道の改修工事については、県営通作条件整備事業を活用し、現在、調査測量設計を実施しているところであります。改修工事については、本年11月に工事発注する予定となっており、平成25年度までに工事完了し全面通行する計画としておりますが、可能な限り工期短縮に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 自動車運転代行業に対する指導についての御質問の中で、運転代行業者による白タク行為の実態と指導の実施についてお答えいたします。

自動車運転代行業者による道路運送法第4条第1項違反、いわゆる白タク行為につきましては、これまでに一部業界から指摘があることは承知をしておりますが、一般県民からの白タク行為による苦情や通報は把握しておりません。

また、自動車運転代行業者に対しましては、立入検査実施時等において、白タク行為に関する指導や法令に基づく遵守事項等についての指導を行っているほか、交通指導・取り締まりの中で違反行為の有無を確認しておりますが、これまでに自動車運転代行業者による白タク行為の検挙はございません。

次に、公安委員会認定後の業者に対する確認・指導についてお答えいたします。

自動車運転代行業者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、利用者の保護を図るための措置として、国土交通省令で定める基準に適合する車両保険に加入することが義務づけられております。この損害賠償措置は、自動車運転代行業の認定要件の一つであることから、認定申請時における確認のほか、自動車運転代行業者に対する立入検査の実施時に保険契約証書を閲覧するなどして確認し、指導を行っております。

また、利用客の車両である代行運転自動車を運転する者は、道路交通法第86条の規定により第二種免許を受けていなければならないことから、交通指導・取り締まり時の運転免許証の確認や自動車運転代行業者に対する立入検査実施時の従業員名簿の確認などにより第二種免許の有無を確認し、指導をしております。

次に、今後の違法行為に対する指導計画等と指導対象事業者の公表についてお答えいたします。

県警察では、自動車運転代行業者を指導監督するため、随時、警察職員による立入検査を実施しており、その実施回数は、本年8月末現在で158回となっております。

引き続き、県警察では、自動車運転代行業の適正化を図るため立入検査を強化するとともに、交通指導・取り締まり時等における違反行為の有無の確認を徹底し、法令違反を認めた場合には厳正に対処していく所存であります。

また、指導対象事業者の公表につきましては、現在、公表に関する法令上の規定はなく、全国的にも指導対象事業者の公表を行っている例はないと承知して

いることから、今後、全国的な動向などを踏まえた上で検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 宮里達也君登壇〕

○福祉保健部長（宮里達也君） 医療福祉行政についての中、社会保険診療報酬の事業税見直しの経緯と現状についてお答えいたします。5の(1)のアと5の(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

社会保険診療報酬は、国民皆保険制度と地域医療を支えるため全国統一の公定価格としており、公共性が高いものとされております。そのため、同診療報酬の事業税については、昭和27年から非課税措置がなされてきたところであります。

しかしながら、国においては、税源の拡充を図るため、同診療報酬の事業税の非課税措置を見直す方向で検討しており、「平成23年度税制改正大綱」では、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされたところであります。今後、国で検討が進められるものと考えていますが、現段階では、その詳細が明らかになっておりません。

続きまして、社会保険診療報酬に係る非課税措置の見直しに対する県の考え方についてお答えします。

これまでの厚生労働省の見解においては、「国民に必要な医療を提供する体制を確保するためには、医療の公共性を踏まえ、社会保険診療報酬に係る非課税措置を引き続き講じることが有効である。」としております。

沖縄県としては、適正な地域医療の確保を図る観点から、厚生労働省の見解を踏まえた十分な議論が重要と考えており、国の検討状況を注視していきたいと考えております。

続きまして、民間の看護学校の運営費に関する県独自の補助金支給についてお答えします。

民間の看護師養成校の運営費補助については、国庫補助制度を活用し、その基準額の2分の1を県が負担しているところであります。次年度の国の予算については、去る9月20日に概算要求基準が閣議決定されておりますが、看護師養成校運営費の補助額は明らかになっておりません。同補助金は、全国の看護師養成にかかわるものであり、国の責務で適正に予算措置されることが重要かと考えております。

現状では、独自の補助制度の創設を検討する状況にはありませんが、県としては、国の動向を注視するとともに、必要に応じて、全国衛生部長会を通じて適切な予算措置を国に要望していきたいと考えておりま

す。

以上であります。

○議長（高嶺善伸君） 総務部長。

〔総務部長 兼島 規君登壇〕

○総務部長（兼島 規君） 我が党代表質問との関連のうち、概算要求のおくれによる県民生活への影響についてお答えいたします。

国においては、東日本大震災の本格的な復興対策を盛り込む平成23年度第3次補正予算の編成作業等の影響により、平成24年度予算の概算要求が例年より1カ月おくれしておりますが、政府予算案は例年どおり年内に決定する予定とされており、県民生活への影響はないものと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 企画部長。

〔企画部長 川上好久君登壇〕

○企画部長（川上好久君） 我が党代表質問との関連についての御質問の中で、一括交付金化後の高率補助制度についてお答えいたします。

沖縄県は、これまで高率補助制度に基づき措置されてきた内閣府沖縄担当部局予算に加え、新たな沖縄振興に必要な予算を含めた3000億円を沖縄振興一括交付金（仮称）として措置するよう国へ求めてきたところであります。このことから、新たな沖縄振興に係る予算額を含めた総額が確保されるのであれば、現行の高率補助制度のかさ上げ等の趣旨は反映できるものと考えております。9月20日に閣議決定された平成24年度概算要求組替え基準や、9月26日に開催された沖縄政策協議会の沖縄振興部会において政府から示された「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」の中で、沖縄振興一括交付金の予算規模と制度設計については「予算編成過程において検討する。」とされております。

沖縄県としましては、高率補助制度の趣旨が反映された制度となるよう、引き続き国へ求めていくこととしております。

次に、市町村長との意見交換における市町村長からの意見などについてお答えいたします。

去る8月9日から12日にかけて、沖縄振興一括交付金（仮称）の創設について、沖縄県知事と41市町村長との意見交換を行いました。その意見交換会の中で、市町村長からは、社会保障関係費や防衛省関係予算の取り扱いや、国の財政状況が厳しい中、総額3000億円を確保できるか、沖縄県を経由し配分することで、沖縄県の権限が強くなるのではないかなどの意見があったところであります。

これらの意見に対し、沖縄県知事からは、内閣府沖縄担当部局に計上された沖縄振興予算の全部を一括交

付金化の対象とすること、新たな沖縄振興のための施策を沖縄県及び市町村が主体的かつ効果的に展開できるよう、3000億円の予算額の確保と使途の自由度の高い交付金の創設が必要であること、制度の構築に当たっては、沖縄県と市町村が対等の立場で今後も協議を行うことなどを説明し、市町村長の理解と協力を求めたところであります。

この意見交換を通して、3000億円規模の自由度の高い交付金の創設等について、沖縄県知事と41市町村長との間で意見の一致を得たところから、去る9月7日に沖縄県知事、翁長市長会会長及び城間町村会会長と共同で記者会見を行ったところであります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 まずは、農林水産部比嘉部長、土木建築部の当間部長に、うるま市平敷屋漁港、中城港湾津堅地区の両方の質問に対して、目鼻がついたということに対して感謝を申し上げたいと思います。

御案内のように、津堅航路のフェリーは、従来19トンしかなかったフェリーが、今100トン余りのフェリーになっているわけです。その100トン余りのフェリーが、従来の19トンしかなかったフェリーの船着き場を利用していただけたわけです。ですから、係留もそうありますし、また荷物の積み込み作業も大変厳しい状況であったと。これが、平敷屋漁港に関しましては、今年度から来年度までにほとんど目鼻がついたということ、それから、津堅は24年度新規事業として取り入れられるということであります。感謝申し上げたいと思います。

同じく農林水産で、比嘉部長、津堅はニンジン、それから芋生産、両方の生産部会がありますけれども、2月議会でもお願いしましたが、あのかんがい用水設備は、昭和54年の施設なんですよ。ビニールシートはもうほとんど穴があいて、雨天のときにもまず水がたまらない。そして、御案内のように津堅島は山がありません。地下水はあるけれども、地下水をくみ上げると海水がわいてくる。もう水やり農業では津堅ニンジン、それから今県の大きなお力添えをいただいている、イモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶のモデル地域として津堅島は頑張っているわけですが、その中においても、どうしても水が必要だと。そういうことにおいても、津堅の農業生産基盤整備にしっかり力を入れていただきたいなと要望しておきます。

地震・津波想定検討委員会についてであります、公室長、5メートルを一つの基準としてというお話が

ありましたけれども、今、私たちうるま市の中で10メートル以下の学校施設というのは大変厳しい状況なんです。ですから、そういったところの把握も含めながら、この地震・津波想定検討委員会は、どの程度の地震とどの程度の高さの津波を想定しているのでしょうか。

○議長（高嶺善伸君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず津波でございますけれども、先ほど御答弁さしあげたように、最低5メートルというような想定でございます。ただ、これはこれまでいろいろな記録から残っている津波の高さ、これが一つ。それと、やはり明和の大津波といったような形で、記録の上ではいろいろな説がありまして、その痕跡が残っているとかなんかというような部分も勘案して、やはり両方に対応していく必要があるだろうというようなことで、今、最低5メートルということにしております。

また、地震につきましては、これは平成21年度に地震・津波被害想定調査というものをやっておりますが、現時点では、石垣島西方沖でマグニチュード7.8といった形でございまして、震度6程度を想定しているところでございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 教育長にお伺いします。

学校関係で、今公室長からお話がありましたけれども、10メートル以下の地域に所在する学校数、それからその学校に対する対応策、今現在どういうふうになっておりますか。

○議長（高嶺善伸君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 海拔10メートル未満の学校なんですけれども、県内の小・中・県立学校合わせましたら、152校ございます。

私どもこれまでも効果的な避難訓練をしてまいりました。8月31日現在の避難訓練の状況ですけれども、幼稚園で83校、小学校で96校、中学校で36校、県立学校で18校が、防災月間の11月に実施する予定でございます。また、今後もさまざまな視点で、児童生徒の危機回避能力の育成を推進していくために効果的な避難訓練を実施していこうと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 仲田弘毅君。

○仲田 弘毅君 ことしの8月25日に、文科省から全国の各学校関係の耐震に関するいろんなデータが集められたようでございますが、全国は80%が耐震化がもう既に済んでいる。しかし、残念ながら本県は、2.9ポイント増加しているにもかかわらず、まだ76%台だ

と。そういったことも含めて、今回の検討委員会の中で、まず学校というのは子供たちが安心して生活しながら学びやとして一日の大半を過ごすところでありまして、こういうふうな災害に向けても完全に安全性が保たれるような状況でなくてはならないというふうに考えています。残念ながら、今回の東日本大震災で——これは3県のいずれかだと思うんですが——学校関係で、津波が押し寄せたときに地域住民と学校側の意見が合わなくて、学校側はもっと高いところに避難すべきだと。地域の人は、今まで来たことがないんだから絶対に大丈夫と。この学校の6割、7割の子供たちが犠牲になったという事例が明らかになっているわけです。そうした意味からいっても、やはり学校の耐震化、あるいは津波に対する対応・対策をしっかりとやる必要があるかと思います。

時間がありませんので、知事、最後に一つだけ聞かせてください。

去る26日の沖縄政策協議会沖縄振興部会の中で、一括交付金制度の一応ある程度めどみたいなものは立ちました。そして、9月30日に内閣府からの概算要求も2437億円という数字は出たわけですが、私たち沖縄県の自立型経済を達成するための3000億円というのが、まだちょっと宙ぶらりんをしているわけです。そういった中において、今10月、11月、12月、最後の予算編成の過程の中で、知事が本当に頑張ることが一番大事だというふうに考えています。知事の決意表明をお伺いして終わります。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今、議員おっしゃったように、内閣府のほうで概算要求組替え基準が出た中で、しかし、要求は昨年度と同じような要求を実際はやってあるわけです。これは10%カットして、1.5倍まではまた要求できる、これが2400億円。要するに、そういうあれでやっているわけですし、幾つか我々のほうから職員にいろいろ話を聞いたりしながら、ああいう2400億円をまとめているんだらうと実は思います。ですが、事項要求で一括交付金という話は出てはおりますけれども、実際我々は、まずふやして3000億円だということと、そして全部を一括交付金にしてくれと、こういう要求ですが、そういう方向は、基本的な考え方として踏まえるけれども、まだ設計もやりながらということで、さらに一体この3000億円が確保できるのか、重点化枠といいましたか、幾つかの項目の中で沖縄振興も入ってはいるんですけれども、どこまでこれが100点満点がとれるのか、90点なのかなどなどというのはこれからだと思います。

ですから、まさに今議員おっしゃったように、ぜひ議会のお力も得て、前の沖縄担当大臣の枝野さんは「段階的に」という言い方とか、幾つか全体をおっしゃっているのか、国直轄の事業の部分を書いておられるのかわかりません。ですが、いずれにしても我々は、ビジョンを実現するためには、これまでの40年と違ったやり方をしたほうがいい。そのためには、まず県に一たんこの3000億円というものを渡して、無論そんなに極端に違っはこないと思います、継続もありますし。そういう中で、我々是我々に、必要なところをきっちと市町村と一緒にやって手当てをしてやっていこうという構想を持っています。ただ、この初年度といいですか、設計元年みたいなところで、どこまで実現できるかは、これから二、三カ月の勝負だとは思いますが、何とかこれを100点に近いような方向に向かってまとめて、いろいろ政府、それから政権与党の皆さんを初め、よく相談をして、主張すべきは主張して、何とかいい形でまとめられればと思っています。議会の御支援よろしくお願い申し上げます。

○仲田 弘毅君 ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 グスーヨー、こんばんは。

一般質問を行います。

1 番目に、「第32回全国豊かな海づくり大会 美ら海おきなわ大会」の開催についてお尋ねをいたします。

沖縄県は、日本の最南端に位置し、東西1000キロ、南北400キロに及ぶ広大な亜熱帯性地域に点在する160の島から成っております。周辺地域は、黒潮の影響を受け、サンゴ礁漁場やマグロなどの回遊魚の好漁場が形成されております。

この地理的・自然的条件のもと、かつて琉球王国時代、そして明治、大正期において中国への海産物等の輸出を通して、万国津梁の精神により海外との交流が盛んに行われ、独自の伝統文化が引き継がれました。加えて、この海域条件を生かした追い込み網や一本釣り、引き縄などの沿岸漁業やカツオ一本釣り、マグロはえ縄などの沖合漁業が営まれ、各島々の地場産業として重要な役割を担ってきました。これからの漁業は、サンゴ礁海域特有の水産物を提供し、本県独特の食文化の発展に大きく貢献しています。

また、サンゴ礁は、自然の防波堤として台風等による高波から暮らしを守るとともに、「浜下り」の場として県民に海に親しむ時間と空間を提供しております。しかしながら、近年の漁業を取り巻く環境は、資

源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化に加え、生産の基盤となるサンゴ礁も地球温暖化の影響による白化現象などにより厳しい状況にあります。

さらに、海は豊かな自然を提供する恵みの源である一方、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における大津波など、我々の想像以上の猛威を振るうこともあり、災害への対策が求められております。この災害では多くの方々が被災されました。今後、被災地における一日も早い復興が切望されております。

このような中、本県において「全国豊かな海づくり大会」を開催することは、県民一人一人の環境保全や災害に強い漁村・漁場環境づくりに対する意識の高揚とあわせて、本県の水産業振興と発展を図る上で大変意義深いものであります。また、本大会は、沖縄の豊かな美ら海を次世代に残していく大きな契機となるため、平成24年度、復帰40周年記念事業に位置づけております。

(1)、平成24年秋に糸満市で開催される「全国豊かな海づくり大会」の基本計画が決まったが、その大会概要はどのようなものか。また、1年前プレイベント準備はどのようになっているかお尋ねをします。

(2)、基本計画が決まった件について。

ア、水産業を活気づける美ら海づくり。

イ、未来に残す美ら海づくり。

ウ、「美ら海の恵み」魅力発信について。

エ、「東日本大震災」の復興支援への協力について。

(3)、「美ら海おきなわ大会」の展開方法はどのようになっていますか、お答えください。

(4)、大会後の展開についてはどのようになっていますか。

(5)、行事構成、式典行事、海上歓迎・放流行事、関連行事はどのようになっていますか。

(6)、天皇皇后両陛下を初め、県内外から多数の来賓をお迎えし、水産資源の確保や豊かな自然、環境を守り育てる取り組みを全国に発信する大会となっております。また、海や水産業への理解を深めるとともに、沖縄の魅力を満喫できる多彩な展示催事を展開することは意義があると思うか。

(7)、警備について、日程はまだ決まっていないようですが、どのような状況でしょうか伺います。

休憩してください。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時4分休憩

午後7時4分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○新垣 哲司君 2、糸満市三和地域における開発行為許可等（建物建築規制）の緩和措置について。

都市計画法の目的は、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」としている。さらに、基本理念として「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を定めております。

糸満市の三和地域は、那覇広域都市計画区域における市街化調整区域にあり、過疎化が進み若者が減少し、既存集落の活気が失われつつあります。これは、少子化・高齢化という時代の流れも一つの要因ですが、集落内での開発行為による建物の建築規制を初め、土地（農地等）建物の売買の規制、共同住宅の建築規制等の諸規制により、地元の若者や移住希望者の同地域への居住を困難にしているところも大きな要因となっております。

都市計画法が制定されたのは昭和43年ですが、制定当時と今とは、社会情勢が大きく変貌していると思われます。核家族化、離婚率の増加、晩婚・未婚に伴う少子・高齢化、人間関係の希薄化、若者の失業率の増加等の国民生活の根幹を揺るがす社会問題が、県民のみならず全国的に充満しております。今、多くの国民・県民は、社会を牽引する役割を持つ方々が、当該問題に対して柔軟で斬新な発想で対処することを熱望しております。さらに、地域住民も地方自治の意識を高め、地域のことは地域に住む住民が決める地域主権を推進していくことが肝要と思います。

そこで質問を行います。

(1)、糸満市三和地域の既存集落において都市計画法第34条11号区域（自己用住宅の立地緩和区域）または12号区域の区域指定について。

(2)、共同住宅建築規制の緩和措置（沖縄県開発審査会提案基準第14号に定める線引き前における宅地性を有する土地に限らず、当該法第34条11号区域または12号区域における農村集落に調和できる範囲での小規模共同住宅の建築を可能とする措置）について。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

3、農地冠水の抜本的な解決と農家の被災地対策を求めたい。

糸満市においては、農業生産効率を高めるなどの目的で土地改良事業が各地で進められ、国営地下ダムからの給水も始まり、沖縄県農業研究センターの転入も決まって今後の農業生産の拡大が期待されております。

ところが、農業生産基盤の整備が進むにつれ、逆に大雨による市内各地の畑の冠水規模が大きくなっております。特に、平成11年9月の台風18号や平成19年8月の集中豪雨では、県営で事業を行った真壁南や真栄平南の土地改良区を中心に甚大な被害を受けました。

このため、糸満市においては、国営地下ダムの建設との関連を指摘し、農林水産省や沖縄県に対し原因の究明と対策を要請したところでありますが、残念ながら、今年8月の台風9号でも大規模な農地冠水が発生し、農家に大きな被害を与えているところであります。

農業全般にわたる生産活動にも支障を来しており、国・県においては、冠水の原因は国・県が行った農業生産基盤の整備にあるという農家の疑念を晴らすためにも、対策の一部として予定されている事業を前倒しし施工することはもとより、当該地域の農地冠水の抜本的な解決を図り、被害を受けた農家への対策が必要となります。

そこでお尋ねをします。

(1)、真栄平南地区及び真壁南地区冠水対策についてお尋ねをいたします。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣哲司議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、「第32回全国豊かな海づくり 美ら海おきなわ大会」開催の意義についてという御質問の中で、「美ら海おきなわ大会」の意義と概要、そして1年前プレイベントの準備状況についてという御質問にお答えいたします。1の(1)と1の(6)が関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

「全国豊かな海づくり大会 美ら海おきなわ大会」は、天皇皇后両陛下をお迎えし、平成24年秋ごろに糸満市において開催される予定であります。そして、去る9月6日に大会の基本計画を決定したところでございます。

沖縄県でこの大会を開催することは、県民一人一人の海の環境保全、そして災害に強い漁村・漁場環境づくりに対する意識の高揚とあわせて、沖縄県の水産業振興と発展を図る上で大変意義深いものと考えております。

大会の概要は、式典行事、海上歓迎・放流行事、そして沖縄の農林水産物の紹介等を行う関連行事となっております。また、大会テーマは「まもろうよ きせ

きのほしの あおうみ」、大会キャラクターは「アバサンゴ」でございます。参加者数は、約 5 万人を見込んでおります。

1 年前のプレイベントは、11月12日、13日に糸満漁港において開催する予定で、大会キャラクターのお披露目、そして稚魚の放流、海の企画展示などなどを行うことで準備を進めているところでございます。

同じく「全国豊かな海づくり大会」に関連しまして、「美ら海おきなわ大会」の行事構成についての御質問にお答えいたします。

「美ら海おきなわ大会」の行事構成として、式典行事では、豊かな海づくりのために功績があった団体などの表彰、漁業後継者の決意表明、大会決議などを行う予定であります。そして、海上歓迎・放流行事では、漁業関係者らの協力を得て、漁船等による海上歓迎行事を行うとともに、海への感謝の心を養い、次世代へ豊かな海を継承するため、それぞれが願いを込めてタマンやアーラミーバイの稚魚の放流を行う予定となっております。最後に、関連行事では、沖縄の海や水産業、そして環境保全に関する活動などを展示するとともに……

ちょっと失礼します。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後 7 時 18 分休憩

午後 7 時 18 分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

○知事（仲井眞弘多君） 最後の関連行事では、沖縄の海や水産業、そして環境保全に関する活動などを展示するとともに、沖縄の特産品の試食販売、そして伝統文化の紹介などを通して県内外の参加者に沖縄の魅力を発信していきたいと考えているところでございます。

次に、糸満三和地区における開発行為許可等に係る御質問の中で、糸満市の都市計画法の区域指定についての御質問にお答えいたします。

現在、三和地域の既存集落の多くが人口減少等により過疎化が進展いたしていると聞いております。このような状況を踏まえ、県では、都市計画法第34条第12号の規定に基づく自己用住宅の立地緩和につつまして、他県の事例を参考にするとともに、関係市町村等との調整を進め、条例の改正の必要性の有無など、そして区域指定に向けて取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（高嶺善伸君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 比嘉俊昭君登壇〕

○農林水産部長（比嘉俊昭君） 「第32回全国豊かな海づくり 美ら海おきなわ大会」開催の意義についての中で、「美ら海おきなわ大会」の基本方針についてお答えいたします。1の(2)のア、1の(2)のイ、1の(2)のウ、1の(2)のエは関連しますので一括してお答えいたします。

「美ら海おきなわ大会」の基本方針としては、5つの項目を定めております。1点目の「水産業を活気づける美ら海づくり」については、温暖できれいな沖縄の海で行われている特色ある水産業が沖縄の魚食文化を支えてきたことを踏まえ、海の大切さを伝えるとともに水産業を活気づけること。2点目の「未来に残す美ら海づくり」につつましては、多種多様な生き物をはぐくむサンゴ礁の海を水産資源の利活用の場として保全し、未来永劫残していく取り組みとすること。3点目の「美ら海と共生する次世代の人づくり」につつましては、生命の起源とも言われる海は、子供たちにとってもかけがえのない財産であることから、海とともに生きていく心を次世代に伝える人づくりに取り組むこと。4点目の「美ら海の恵み」魅力発信」につつましては、海の恵みによってはぐくまれてきた個性豊かな沖縄の水産業と水産物の魅力を全国及び海外へ発信すること。5点目の「東日本大震災」の復興支援への協力」につつましては、東日本大震災で被災された地域の復興支援への協力につながる大会とすることとしております。

これらの基本方針に基づき、今回の「美ら海おきなわ大会」を通して、海の環境保全に関する意識の高揚や本県の水産業の振興と発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、「美ら海おきなわ大会」の展開方法についてお答えします。

美ら海おきなわ大会の展開方法につつましては、本県水産業の課題である水産資源の減少、漁業所得の低迷、漁業者の高齢化、水産基盤施設の老朽化などの現状を踏まえ取り組むこととしております。そのため、今回の大会を契機として、赤土等の流出防止やサンゴ礁の保全活動、水産加工の振興や防災意識の啓発・高揚、教育機関と連携した体験学習の実施、サンゴ礁など海洋資源のPR、東日本大震災の復興支援への協力などを通して、大会後の水産業の振興につなげていきたいと考えております。

次に、「美ら海おきなわ大会」後の展開についてお答えします。

「美ら海おきなわ大会」後の展開といたしまして

は、今回の大会を踏まえ水産業の振興に取り組むこととしております。具体的には、水産資源の回復・増大などによる「美ら海の資源の持続的維持・利用」、おきなわ型のつくり育てる漁業や6次産業化の推進などによる「豊かさが実感できる漁業の振興」、就業支援制度の充実などによる「夢のある漁村の形成と人材育成」、水産施設の更新などによる「災害に強い漁村の形成」などを図っていきたいと考えております。これらの施策につきましては、新たな振興計画に位置づけ取り組んでいきたいと考えております。

次に、農地冠水の抜本的な解決と農の被災地対策の中で、真栄平南地区及び真壁南地区の排水対策についてお答えします。

去る8月4日から6日における台風9号による真壁南地区及び真栄平南地区の湛水被害については、日雨量で225ミリメートル、1時間最大雨量が54ミリメートル、連続雨量が447.5ミリメートルと大雨によるものであったことや、排水の処理を行うドリーネ内に土砂の堆積や雑物等の流入があり、排水能力が低下したことによることが考えられます。

県といたしましては、当面の対策として、排水機能の回復を図るため、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業等により、沈砂池等に堆積した土砂や雑物の除去を引き続き進めるとともに、ドリーネ内部に堆積した土砂等の除去やのみ口の改修に努めてまいります。また、排水の処理を行うドリーネに雨水が短時間で集中しないよう、平成21年度から水質保全対策事業により、上流域内で浸透池等を整備しているところであります。効果的な排水対策としては、トンネル等による排水路案、排水機による強制排水案、沈砂池等による貯留拡大案の3案が考えられます。このため、今9月議会でかんがい排水調査計画費900万円を計上し、施設規模、構造、事業費を算定する予定としており、糸満市や地元関係者と調整を進めながら事業化に向けて取り組んでいるところであります。

被災農家への支援としては、湛水後の被害を防ぐため、農業改良普及センターによる巡回指導を強化するなど栽培技術指導を実施しております。また、台風被害農家への融資としては、農林漁業セーフティネット資金や農業近代化資金等の制度資金があり、これらの資金を借り受けた農家に対して利子助成を行うとともに、既に借り受けた資金についての償還猶予に対応することとしております。

県といたしましては、今後とも被災農家が営農活動を継続できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 「第32回全国豊かな海づくり 美ら海おきなわ大会」開催の意義についての御質問の中で、警備の現状についてお答えいたします。

「全国豊かな海づくり大会」は、例年、天皇后陛下の御臨席のもとに開催されていることから、その準備業務を推進するため、県警察におきましては、本年9月1日、警察本部警備部内に40名弱の体制で警衛対策課を設置したところであります。

県警察といたしましては、今後、県など関係機関と連携し、同大会の安全で円滑な進行の確保と会場周辺における交通対策等に万全を期する所存でございます。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 糸満三和地域における開発行為許可等の緩和措置についての御質問の中で、共同住宅建築規制の緩和措置についてお答えいたします。

共同住宅は、戸建て住宅に比べ人口増加が大きいこと、市街化を促進し、また、道路、排水等の公共施設への負荷が増大するおそれがあることから、建築規制の緩和を図ることは今後慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 まず、「第32回全国豊かな海づくり大会」について。

知事、本当に心から御礼を申し上げたいと思います。これは、平成5年の「全国植樹祭」を糸満市でやったあの当時から、十七、八年かけてこの海づくり大会をやろうと沖縄県、漁民の皆さんがやったんですが、今日までできなかったんですよ。それを知事がしっかり、いわゆる沖縄県の水産業の振興のためということでこのようにできるということは、また、知事初め農林水産部長、関係者に糸満市を挙げて本当に感謝しています。特に、漁業振興の皆さんもそういう思いでございますので、いわゆる1年前プレイベントも決まっていますし、しっかりこれも成功させて、どうぞ万全の態勢でこの沖縄県を全国にアピールしてください。お願いいたします。ありがとうございます。

もっとつけ加えると、糸満市民からは、知事が元気なうちは知事をやってくれと、4年に一遍ですが、

ずっとやってくれという願いがよく聞こえます。市長にもこういうふうに質問をしましたよとしっかりとっておきたいと、きょう議員団も見えていると思いますが。そういう意味で、ぜひよろしく願いたいと思います。

それから冠水について。

私は、同じ部落ですから、自分の生まれ育ったところですから、つまり五十数年前から一緒なんです。僕は62歳ですが、小学校の低学年時から見ていますよ、三和中学校がここにあるものですから。摩文仁とか米須とかは県道が通って、あるいは市道、農道があるわけですが、こういうふうに学校に来られない場合もあったんですよ。これが蓄積してビニールとか、それから農業の肥料を包んでいたごみとか、ずっと何年間という長い間蓄積をして、流れる川を封鎖していると。こういう状況じゃないかというふうに思っています。

これは真壁ですが、また真栄平は質問があったようにゴルフ場を開発したり、あるいは舗装をしたり、一極集中でこういうふうに昔とは違ってなかなか浸透しないという状況です。それで、沈砂池をつくってやろうかというふうなお話があったんですが、私は、知事が現場を見ることが一番大事だと思うんですよ。知事、見たことはございますか。

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時33分休憩

午後7時33分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） まだです。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 何年か前に安里副知事がお見えになりました。県議団もバスを借りて行きました。何回も行っています、この地域には。今、知事は行っていないようですから、大雨のときに部長と一緒に——もう200ミリ降ったら必ず浸水しますので——知事はここに来て視察していただきたいとお願いしたいんですが、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ぜひ参りたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 知事が行けば、これはもう一発で解決しますよ。そういうふうに私も思っています。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後になりますが、規制緩和について。

建築の緩和については、市町村との関連も進めなが

ら条例の改正を緩やかにやっていきたいというんですが、このめど、私、陳情したときにはことしいっぱいにできるのかということを申し上げたんですが、ことしいっぱいにできますか、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 条例改正については、年度内をめどに取り組んでいきますが、条例に基づく地域の指定については、条例改正後、来年度早期に実施したいと考えております。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 早急にやることを約束できますね。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 現在、関係市町村と意見交換をして、県の事例もしっかり調べております。他県も実施していますので、集落の活性化とかコミュニティの維持のためにも県でもしっかり取り組んで、年度内に条例を改正するまでは精力的に取り組みたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 日本語ははっきりしてくださいよ。

もう一つ、びっくりしました。この共同住宅には人口がふえて都市化が進んで予算がかかるというような、部長、今こういうような答弁だったんですよ。これは田舎軽視ですね。もう一回、もうちょっと言葉の言いようがあるはずですから、やはり田舎も農地から外すところは外して、できるところには建てるというのが常識であって、もうこれ決めつけたらだめですよ、どうですか。

○議長（高嶺善伸君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 先ほどの共同住宅の件だと思いますけれども、12号もそうなんですけれども、あくまでも、市街化の促進のおそれがない区域を指定しますので、共同住宅の場合は、糸満市からは小規模な共同住宅の考えだということは聞いてはおりますが、やはりまだそういうインフラの整備の負担もありますので、慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長（高嶺善伸君） 新垣哲司君。

○新垣 哲司君 慎重には結構ですよ。とにかく、やることはしっかりやっていただきたい。そして、答弁もしっかりしてください。発展したら公共施設への負担が大きいとか、金額がかかる、こういう答弁はやめていただきたい。県道みんな一緒に発展することが沖縄県の発展につながります。

そういうことで、しっかりこれからも仲井眞知事を先頭に沖縄県の発展を願いまして質問を終わらせてい

たきます。ありがとうございます。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって通告による一般質問及び議案に対する質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

決算については、9月12日の議会運営委員会において17人から成る決算特別委員会を設置して審議することに意見の一致を見ております。

よって、ただいま議題となっております議案のうち、認定第1号から認定第23号までについては、17人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付してあります名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔決算特別委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 次に、お諮りいたします。

乙第7号議案「財産の取得について」及び乙第8号議案「財産の取得について」は、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案及び乙第8号議案については、観光振興・新石垣空港建設促進特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま各特別委員会に付託されました議案を除く甲第1号議案から甲第3号議案まで、乙第1号議案から乙第6号議案まで、乙第9号議案から乙第14号議案まで及び諮問第1号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 休憩いたします。

午後7時39分休憩

午後7時41分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

日程第3 陳情第139号、第140号、第144号、第150号、第156号及び第157号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情6件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議案整理のため、明10月5日から12日までの8日間休会とすることにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、明10月5日から12日までの8日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、10月13日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時42分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬

平成23年10月13日

平成23年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 8 号）

平成23年
第 6 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 8 号）

平成 23 年 10 月 13 日（木曜日）午前 10 時 2 分開議

議 事 日 程 第 8 号

平成23年10月13日（木曜日）

午前10時開議

- 第 1 乙第 1 号議案、乙第 2 号議案及び乙第 4 号議案（総務企画委員長報告）
- 第 2 乙第 3 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 3 乙第13号議案（総務企画委員長報告）
- 第 4 乙第11号議案（経済労働委員長報告）
- 第 5 乙第10号議案及び乙第12号議案（文教厚生委員長報告）
- 第 6 乙第 5 号議案、乙第 6 号議案、乙第 9 号議案及び乙第14号議案（土木環境委員長報告）
- 第 7 諮問第 1 号（土木環境委員長報告）
- 第 8 乙第 7 号議案及び乙第 8 号議案（観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長報告）
- 第 9 甲第 1 号議案（総務企画委員長報告）
- 第10 甲第 3 号議案（文教厚生委員長報告）
- 第11 甲第 2 号議案（土木環境委員長報告）
- 第12 軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書
- | | | | | |
|---|----------|----------|---|----------------|
| { | 玉城 ノブ子さん | 中川 京貴君 | } | 提出 議員提出議案第 2 号 |
| | 座喜味 一幸君 | 辻野 ヒロ子さん | | |
| | 具志 孝助君 | 仲宗根 悟君 | | |
| | 当銘 勝雄君 | 渡久地 修君 | | |
| | 前島 明男君 | 瑞慶覧 功君 | | |
| | 玉城 満君 | 玉城 義和君 | | |
| | 新垣 安弘君 | 吉田 勝廣君 | | |
- 第13 新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求める意見書
- | | | | | |
|---|--------|---------|---|----------------|
| { | 当銘 勝雄君 | 島袋 大君 | } | 提出 議員提出議案第 3 号 |
| | 照屋 守之君 | 翁長 政俊君 | | |
| | 浦崎 唯昭君 | 仲村 未央さん | | |
| | 渡久地 修君 | 糸洲 朝則君 | | |
| | 奥平 一夫君 | 赤嶺 昇君 | | |
| | 上里 直司君 | 山内 末子さん | | |
| | 吉田 勝廣君 | | | |
- 第14 陳情第115号（総務企画委員長報告）
- 第15 陳情平成21年第105号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第36号、同第56号、同第59号、陳情第109号、第118号、第129号及び第154号（経済労働委員長報告）
- 第16 請願第 3 号、陳情平成21年第145号、陳情平成22年第 2 号、同第76号、同第185号、同第200号、陳情第30号の 2、第59号から第61号まで、第63号、第95号及び第152号（文教厚生委員長報告）
- 第17 陳情平成20年第138号、陳情第80号、第104号及び第147号（土木環境委員長報告）
- 第18 陳情第74号、第84号、第85号、第156号及び第157号（米軍基地関係特別委員長報告）
- 第19 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案
乙第1号議案 沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例
乙第2号議案 沖縄県税条例等の一部を改正する条例
乙第4号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 乙第3号議案
乙第3号議案 沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例
- 日程第3 乙第13号議案
乙第13号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 日程第4 乙第11号議案
乙第11号議案 交通事故に関する和解等について
- 日程第5 乙第10号議案及び乙第12号議案
乙第10号議案 交通事故に関する和解等について
乙第12号議案 損害賠償請求事件の和解等について
- 日程第6 乙第5号議案、乙第6号議案、乙第9号議案及び乙第14号議案
乙第5号議案 工事請負契約について
乙第6号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第9号議案 訴えの提起について
乙第14号議案 那覇港管理組合規約の一部変更について
- 日程第7 諮問第1号
諮問第1号 軌道敷設の特許申請に伴う意見について
- 日程第8 乙第7号議案及び乙第8号議案
乙第7号議案 財産の取得について
乙第8号議案 財産の取得について
- 日程第9 甲第1号議案
甲第1号議案 平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 甲第3号議案
甲第3号議案 平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 甲第2号議案
甲第2号議案 平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書
- 日程第13 新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求める意見書
- 日程第14 陳情第115号
陳情第115号 美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情
- 日程第15 陳情平成21年第105号、陳情平成22年第15号、同第19号、同第36号、同第56号、同第59号、陳情第109号、第118号、第129号及び第154号
陳情平成21年第105号 サッカー専用スタジアムの早期建設に関する陳情
陳情平成22年第15号 含みつ糖振興対策に関する陳情
陳情平成22年第19号 含みつ糖振興対策に関する陳情
陳情平成22年第36号 含みつ糖振興対策に関する陳情
陳情平成22年第56号 沖縄黒糖市況対策に関する陳情
陳情平成22年第59号 含みつ糖振興対策に関する陳情
陳情第109号 漁業用燃油に係る軽油引取税の免税等に関する国への意見書の提出を求める陳情
陳情第118号 胡屋地区商店街商業環境整備事業への財政支援に関する陳情
陳情第129号 沖縄県文化協会への負担金見直しに関する陳情
陳情第154号 沖縄三線の伝統工芸品指定に関する陳情

- 日程第16 請願第3号、陳情平成21年第145号、陳情平成22年第2号、同第76号、同第185号、同第200号、陳情第30号の2、第59号から第61号まで、第63号、第95号及び第152号
- 請願第3号 沖縄県障がい者スポーツ協会基盤整備に関する請願
- 陳情平成21年第145号 県立久米島高等学校園芸科の存続に関する陳情
- 陳情平成22年第2号 県立宮古病院の脳神経外科医師の確保に関する陳情
- 陳情平成22年第76号 遺骨収集に関する陳情
- 陳情平成22年第185号 B型肝炎問題の早期全面解決を国に求める陳情
- 陳情平成22年第200号 離島におけるがん患者支援対策に関する陳情
- 陳情第30号の2 本県の伝統的しっくい赤がわら屋根施工に係る技能の保存・継承・発展の具体的な施策の実施を求める陳情
- 陳情第59号 島尻教育事務所の存続に関する陳情
- 陳情第60号 島尻教育事務所の存続に関する陳情
- 陳情第61号 島尻教育事務所の存続に関する陳情
- 陳情第63号 島尻教育事務所の存続に関する陳情
- 陳情第95号 対馬丸記念館に係る管理運営費の補助に関する陳情
- 陳情第152号 島尻教育事務所の存続に関する陳情
- 日程第17 陳情平成20年第138号、陳情第80号、第104号及び第147号
- 陳情平成20年第138号 古島団地の建てかえに関する陳情
- 陳情第80号 糸満市三和地域における開発行為許可等（建物建築規制）の緩和設置に関する陳情
- 陳情第104号 沖縄県男女共同参画センター「ているる」職員の継続雇用を求める陳情
- 陳情第147号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書の提出に関する陳情
- 日程第18 陳情第74号、第84号、第85号、第156号及び第157号
- 陳情第74号 米軍大型車両の通学路への進入に関する陳情
- 陳情第84号 普天間基地の嘉手納統合案に反対する陳情
- 陳情第85号 米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」声明に抗議し、その撤回を求める陳情
- 陳情第156号 キャンプ・ハンセン軍用地の一部細切れ返還に反対する陳情
- 陳情第157号 キャンプ・シュワブレンジ10における実弾射撃演習による山火事に関する陳情
- 日程第19 閉会中の継続審査の件

出席議員（47名）

議長	高 嶺 善 伸 君	13 番	當 山 眞 市 君
副議長	玉 城 義 和 君	14 番	吉 元 義 彦 君
1 番	上 原 章 君	15 番	座喜味 一 幸 君
2 番	島 袋 大 君	17 番	玉 城 満 君
3 番	中 川 京 貴 君	18 番	仲宗根 悟 君
4 番	桑 江 朝千夫 君	19 番	崎 山 嗣 幸 君
5 番	平 良 昭 一 君	20 番	西 銘 純 恵 さん
6 番	仲 村 未 央 さん	21 番	新 垣 清 涼 君
7 番	照 屋 大 河 君	23 番	新 垣 安 弘 君
8 番	渡久地 修 君	24 番	前 島 明 男 君
9 番	瑞慶覧 功 君	25 番	新 垣 良 俊 君
10 番	山 内 未 子 さん	26 番	仲 田 弘 毅 君
11 番	上 里 直 司 君	27 番	照 屋 守 之 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	28 番	辻 野 ヒロ子 さん

29 番 嶺 井 光 君
 30 番 赤 嶺 昇 君
 31 番 当 銘 勝 雄 君
 32 番 渡嘉敷 喜代子 さん
 33 番 前 田 政 明 君
 34 番 玉 城 ノブ子 さん
 35 番 奥 平 一 夫 君
 36 番 比 嘉 京 子 さん
 37 番 金 城 勉 君
 38 番 糸 洲 朝 則 君

39 番 翁 長 政 俊 君
 40 番 浦 崎 唯 昭 君
 41 番 池 間 淳 君
 42 番 新 垣 哲 司 君
 43 番 具 志 孝 助 君
 44 番 當 間 盛 夫 君
 46 番 新 里 米 吉 君
 47 番 嘉 陽 宗 儀 君
 48 番 大 城 一 馬 君

欠 席 議 員（１名）

16 番 佐喜真 淳 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 査 佐久田 隆 君
 主 査 嘉 陽 孝 君

政 務 調 査 課 長 知 念 正 治 君
 副 参 事 大 村 浩 三 君
 主 幹 上 地 聡 君
 主 幹 前 田 敦 君
 主 幹 宮 城 弘 君

○議長（高嶺善伸君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

10月4日の会議において設置されました決算特別委員会の委員長から、同日の委員会において委員長に前田政明君、副委員長に新垣清涼君を互選したとの報告がありました。

次に、昨日、玉城ノブ子さん外13人から、議員提出議案第2号「軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書」及び当銘勝雄君外12人から、議員提出議案第3号「新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求める意見書」の提出がありました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 日程第1 乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の条例議案3件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、知事公室長、総務部長及び警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第1号議案「沖縄県防災会議条例の一部を改正する条例」は、3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、沖縄県の防災体制のさらなる強化を図るため、沖縄県防災会議の委員の数を増員することから、条例を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、現行の県防災会議条例では、委員の数について1号から3号まで内容別に定めているが、改正案では単に人数をふやすだけではなく、内容別の枠を外してプールにして40人以内としている。40人の枠組みとした理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、東日本大震災を踏まえ、これまで委員

に入っていなかった方々を災害対策基本法第15条の第7号委員としてきちんと位置づけることができるような体制にし、県がある程度裁量をもって指定公共機関、指定地方公共機関から任命できるようにするためであるとの答弁がありました。

次に、乙第2号議案「沖縄県税条例の一部を改正する条例」は、地方税法が改正されたことに伴い、沖縄県税条例等の一部を改正するものである。

改正の主な内容は、個人県民税の寄附金税額控除の適用下限額を5000円から2000円に引き下げること、個人県民税の配当割及び株式等譲渡所得割に係る軽減税率の適用期限を2年延長し、平成25年12月31日までとすること、不申告等に関する過料を3万円以下から10万円以下に引き上げること等であるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正が出てきた背景は何かとの質疑がありました。

これに対し、条例改正の背景には、公益活動は地域で支えていくべきであるという「新しい公共」の考えがあり、市民が行う公益活動を資金面で支えるのが寄附金税制であるとの答弁がありました。

次に、条例改正の効果を出すためには、新しい公共の普及啓発を進めないといけないと思うが、周知はどこが担うのかとの質疑がありました。

これに対し、県民生活課が新しい公共を担うことになるので、総括して寄附文化を高める努力をしていきたいとの答弁がありました。

次に、平成15年度から平成22年度までの株式等譲渡所得割及び配当割の減税額のトータルは幾らかとの質疑がありました。

これに対し、株式等譲渡所得割は604件、軽減額は県税、国税合わせて30億3815万3000円である。配当割は3万6316件、軽減額は県税、国税合わせて59億1385万7000円であるとの答弁がありました。

次に、不申告に関する過料が3万円から10万円に引き上げられる意味は何かとの質疑がありました。

これに対し、今回の過料の改正は、社会経済状況の変化に対応して、課税の適正化と税制の信頼を確保するということで、地方税法の改正に伴うものであるとの答弁がありました。

次に、乙第4号議案「沖縄県警察組織に関する条例の一部を改正する条例」は、那覇市宇栄原地区の一部について住居表示が実施されたことに伴い、同地区を管轄する豊見城警察署の管轄区域を定めた本条例の一部を改正するものであるとの説明がありました。

本案に関し、今回の条例改正により豊見城警察署の

管轄区域、業務が拡大することはないかとの質疑がありました。

これに対し、住居表示、地番が変わるだけであるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち共産党所属委員から、乙第2号議案に関し、反対する旨の意見表明がありました。

採決の結果、乙第1号議案及び乙第4号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、乙第2号議案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第2号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 私は、日本共産党県議団を代表して、ただいま議題となりました乙第2号議案「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」についての反対討論を行います。

今回の乙第2号議案は、6月の地方税法等の一部を改正する法律に伴って県税条例等の一部を改正するものとなっています。

本条例には、NPO法人への寄附金を個人住民税寄附金税額控除の対象とする項目も含まれておりますが、本条例改正の目的は大資産家に対する証券優遇税制を温存し、延期するものであり、この県税条例の一部を改正する乙第2号議案に反対するものです。

今回の地方税法等改定は、株式等の配当、譲渡益（本則20%、所得税15%、住民税5%）を一律10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）を2年間さらに延長するなど、上場株式等を大量に所有する大資産家・大金持ち優遇を拡大するものであります。

証券優遇税制は、政府税調でも金持ち優遇税制と批判され、廃止すべきものとされ、自公政権時代から廃止の方向も検討されていたものです。

総務企画委員会の質疑を通して、沖縄県内での具体

的な大資産家・大金持ち優遇の株式譲渡割の減税と配当割減税の実績など個人県民税、所得税の株式譲渡所得実績、配当割の課税実績を明らかにすることができました。

総務部税務課の試算によりますと以下の内容となっています。

株式譲渡割の減税の件数と減免額は、細かい数字になりますけれども、平成16年度は62件で県民税減税額は6291万2000円、国税の所得税減税額は2億5164万8000円で、県民税と所得税の減税額は3億1456万円で1件当たりのこの年の減税額は507万3000円となっています。平成17年度は91件で、県民税減税額は1億8728万5000円、所得税減税額は7億4913万9000円で県税と所得税の減税額は9億3642万4000円で1件当たりの減税額は実に1029万円となっています。平成18年度は96件で、県民税減税額1億2468万8000円、所得税は4億9875万2000円で、県税と所得税の減税額は6億2344万円で1件当たりの減税額は649万4000円です。平成19年度は102件で、県民税減税額は1億1011万円、所得税は4億4044万円で、県税と所得税の減税額は5億5055万円で1件当たりの減税額は539万7000円。平成20年度は68件で、県民税減税額は4003万3000円、所得税は1億6013万3000円で、県税と所得税の減税額は2億16万6000円で1件当たりの減税額は294万3000円。平成21年度は78件で県民税減税額5105万5000円、所得税が2億421万9000円の減税額はトータルで2億5527万4000円で1件当たりの減税額は327万2000円。平成22年度は105件で県民税減税額は3154万5000円、所得税減税額は1億2617万9000円で県税と所得税の減税額は1億5772万4000円で1件当たりの減税額は150万2000円となります。この減税対象の大資産家・大金持ちの利用件数は実数よりも少ないと言われてい

ます。そういう面で平成16年度からまとめますと平成22年度までの県税の株式譲渡の減税額が6億763万1000円、国税・所得税減税額は24億3052万3000円で、県税と国税の株式譲渡割の沖縄における減税額は約100名以内で、30億3815万4000円でこの間の減税額1人当たり実に3000万円の減税となっています。また、株式配当の減税額は、平成16年度から平成22年度までの株式配当割の県民税減税額11億8277万1000円で所得税減税額は47億3108万5000円、この間の株式配当割減税額は、県民税と国税の所得税の減税額は先ほどありました59億1385万7000円となります。

このように、沖縄県における大資産家優遇の株式等株式譲渡割の減税額と株式配当減税額の合計、この県

税と国税の減税額は何と89億5201万円となるものであります。

こういう面で、これらの世界の先進地と比べても極めて異常な株式譲渡税率の低い割合、例えば1億円の実効税率はアメリカでは26.4%、イギリスでは27.1%、フランスは31.3%、ドイツは26.4%に対し、日本はわずか10%という極めて異常な事態となっています。皆さん、日本ほど大金持ち天国はありません。庶民の預金の利子などには20%の課税を行いながら、額に汗して働く人よりもいわゆるぬれ手でアワで、株でもうけた人の税金が軽いのは正さなければならぬのではないのでしょうか。このような上場株式等を大量に所有する大資産家優遇制度は直ちに廃止すべきであります。

乙第2号議案に反対する第2の理由は、この条例改正には、納税者に対する罰則の強化を盛り込んでいるからです。全国の地方税等の徴収現場では、個人や個人事業者への人権を無視した税務調査や滞納処分、差し押さえなど、乱暴な権力行使が広がっています。零細企業や庶民が申告を1日でも間に合わなかったら、10万円の過料を科することができる租税刑罰の大幅な強化は、これは行うべきではありません。罰則の強化で徴税強化をすべきものではありません。罰則強化に反対するものです。

今この税制の問題を含めて大きな問題としては、東日本大震災のかつてない地震・津波災害に原発被害が加わるという、未曾有の規模の大災害に対し、復興財源の規模もあらかじめ予想できない巨額のものとなることは間違いありません。

このような中で、どのような財源を確保するか、この財源問題を解決する上では、地震と津波によって引き起こされた災害からの復旧・復興財源、一般の復興のための財源と原発事故によって引き起こされた災害に対する除染・賠償などを進めるための財源、原発災害対策財源をそれぞれ確保する方策が必要となっています。

日本共産党は、大震災・原発災害の財源として、以下の2つの提案を行っています。政府は、復興財源として、所得税と法人税を軸とする臨時増税を打ち出しました。しかし、法人税は5%減税した上で、その範囲内で付加税を3年間に限って課するというもので実質2%の減税と大企業には日本経団連の求めに応じて11兆6000億円の減税となるものです。サラリーマンと自営業者などだけに10年間で約8兆8000億円の増税というのは、余りにも不公平ではありませんか。我が党はこうした庶民増税には反対であります。

一般の復興のための財源については、第1に、不要

不急の大型公共事業の中止、米軍への「思いやり予算」やグアムへの米軍基地建設の税金投入の中止など、歳出の浪費にメスを入れること。例えば「思いやり予算」などの米軍関連経費3000億円、政党助成金3200億円を中止するだけでも、10年間で3兆3000億円の財源が生まれます。

第2に、今この条例にかかわっております法人税減税と証券優遇税制の延長——大企業と大資産家への減税ばらまきをやめること。政府が計画している法人税減税を中止すれば年間1兆2000億円、証券優遇税制をやめれば本則の20%に戻すだけで5000億円、合わせて年間で1兆7000億円の財源、10年間で17兆円の財源を確保することができます。これらの歳出歳入の見直しによる財源の一部を充てれば、庶民増税なしに復興財源を確保することは可能であるということを私どもは提案しております。

今、国際的にも庶民大増税ではなくて、アメリカでも、ヨーロッパでも、富裕層に増税すべきだという議論が、当の富裕層から沸き起こり、投資家ウォーレン・バフェット氏を初め、欧米では大金持ちの人たち自身が「私たちに増税してくれ」と次々と発言しています。イタリア、フランス、ポルトガル政府は、富裕層増税を打ち出しました。アメリカのオバマ大統領が富裕層を中心に10年間で100兆円を超える増税を提案しております。

ところが日本では、日本共産党は大資産家への大減税である証券優遇税制の延長に反対しましたがけれども、震災後の6月の国会で多数で可決して強行しております。地方税法の一部改正に関連して、県条例の一部改正ということで、大資産家・大金持ち優遇の証券優遇税制を延長する乙第2号議案の「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」がただいま議題となっております。世界でも恥ずべき大資産家・大金持ち優遇の証券優遇税制は廃止すべきであります。

東日本大震災からの復旧・復興を初め、現在の厳しい経済情勢や雇用情勢に対応するためにも何よりもまずとるべき道は大企業、財界、大資産家への減税と厚いやりではなく、国民の暮らしと雇用を優先することです。国民生活を破壊する消費税増税や庶民増税は行うべきではありません。

以上の理由から、ただいま議題となりました大資産家・大金持ち優遇の証券優遇税制を延長する乙第2号議案「沖縄県税条例等の一部を改正する条例」に反対するものであります。

議員各位の御賛同を訴えるものです。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わ

りました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第1号議案、乙第2号議案及び乙第4号議案の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第1号議案及び乙第4号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案及び乙第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第2号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第2 乙第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（条例） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第3号議案の条例議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の

概要等について申し上げます。

まず、乙第3号議案「沖縄県保健所運営協議会条例の一部を改正する条例」は、地域保健法の一部改正が平成9年から施行されたことに伴い、保健所運営協議会の設置根拠及び組織に関する規定を新たに定める必要があるため条例を改正するものである。

主な内容は、保健所運営協議会の設置根拠、委員の定数及び構成を定める、施行は公布の日であるとの説明がありました。

本案に関し、保健所運営協議会の年間の開催状況及び今年度の開催実績はどうかとの質疑がありました。

これに対し、同協議会は基本的に年1回、場合によっては複数回開催されることもある。今年度は条例改正後に行う予定であるとの答弁がありました。

次に、平成9年度から平成22年度までの保健所運営協議会開催の法的根拠はどうなっているか、行政手続上問題はないかとの質疑がありました。

これに対し、地域保健法に改称される前の保健所法にも同様の規定があり、それに基づき条例改正手続をとらずに開催していた。当該期間に開催された保健所運営協議会は、結果的に法律に基づかない任意の協議会ということになる。長期間、条例改正を行わず同協議会を開催してきたことは、行政手続上、非常に反省すべきことであるとの答弁がありました。

次に、保健所運営協議会の担当事務は何か、市町村への保健所の移管についても協議されるのかとの質疑がありました。

これに対し、同協議会は地域で抱える保健行政上の問題に保健所がどう対応すべきかを地域代表者により協議する場である。保健所移管に関する協議は別途行うとの答弁がありました。

そのほか、条例改正が未実施であることを発見した理由、市町村への保健所移管の方法及び県と那覇市との協議の状況などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第3号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。

・ ・

○議長（高嶺善伸君） 日程第3 乙第13号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長 當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました乙第13号議案の議決議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、警察本部警務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

乙第13号議案「車両損傷事故に関する和解等について」は、旧運転免許課庁舎の管理瑕疵による事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、平成23年5月28日午後9時ごろ、那覇市西3丁目7番1号、旧運転免許課庁舎前路上において、沖縄本島に來襲した台風2号の突風により、旧運転免許課庁舎の技能試験場コース出入り口の門扉が開き、通行中の車両の右側後部を損傷させる被害を与えたものである。

本議案は、本件事故の一切の損害賠償として、車両の所有者に10万円を支払うことを内容とする和解であるとの説明がありました。

本案に関し、旧庁舎の事故当時の管理はどうだったのか、また、現状の管理はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、事故当時、旧庁舎の管理は運転免許課から会計課に引き継がれており、管理、施設の保守・保安管理のため会計課職員が旧庁舎に出入りしている状況であった。本件事故発生後は、既存のかぎに加え、門扉に鎖を巻きつけるなど、再発防止に努めてい

るとの答弁がありました。

次に、今回、議案として提出されているが、専決処分という方法ではできなかったのかとの質疑がありました。

これに対し、交通事故で保険に加入している事案については、専決処分もあり得るが、今回の事案は損害額10万円すべての支払いが発生するものであり、これまでの事例とは異なるとの答弁がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、採決の結果、乙第13号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第13号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第4 乙第11号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました乙第11号議案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、農林水産部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明の概要等について申し上げます。

乙第11号議案「交通事故に関する和解等について」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関し、

相手方との当該事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

事故の概要は、走行中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は相手方に損害賠償金として19万3000円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要ですが、採決の結果、乙第11号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第5 乙第10号議案及び乙第12号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺昇君。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺昇君） ただいま議題となりました乙第10号議案及び乙第12号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、福祉保健部長及び教育長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明の概要等について申し上げます。

まず、乙第10号議案「交通事故に関する和解等につ

いて」は、職員が公用車運転中に起こした交通事故に関して、相手方との当該事故に関する和解及び賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事故の概要は、停車中の相手方車両に公用車が接触し、相手方車両の一部が破損した交通事故に関し、県は、相手に損害賠償金として18万9000円が自動車保険により支払われたことを確認したとの説明がありました。

次に、乙第12号議案「損害賠償請求事件の和解等について」は、係争中の訴訟事件に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

事件の概要は、平成20年4月に県立中部農林高等学校のグラウンド内で生徒のクラブ活動中に発生した負傷事故に関し、県は相手に損害賠償金として96万7789円を支払うとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要であります。採決の結果、乙第10号議案及び乙第12号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第10号議案及び乙第12号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第12号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） この際、日程第6 乙第5号議案、乙第6号議案、乙第9号議案及び乙第14号議案及び日程第7 諮問第1号を一括議題といたします。

各議案及び諮問に関し、委員長の報告を求めます。
土木環境委員長 當山眞市君。

末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） おはようございます。

ただいま議題となりました乙第5号議案、乙第6号議案、乙第9号議案及び乙第14号議案までの議決議案4件並びに諮問第1号について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第5号議案「工事請負契約について」は、国道507号高津嘉山トンネル新設工事について工事請負契約を締結する必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の主な内容は、入札方法は総合評価方式、仮契約金額は7億1610万円、契約の相手方は株式会社大城組、株式会社沖永開発特定建設工事共同企業体であるとの説明がありました。

本案に関し、低入札価格調査基準価格と失格基準価格及び落札額の割合は、予定価格に対して何%かとの質疑がありました。

これに対し、低入札価格調査基準価格は、予定価格の約90%で約7億1000万円、失格基準価格は予定価格の約70%で約5億5400万円、落札率は95.2%であるとの答弁がありました。

次に、総合評価方式入札における技術評価点の根拠は何かとの質疑がありました。

これに対し、総合評価入札においては、価格以外に技術評価として工事に関する施工計画、企業の施工実績、配置予定技術者の技術力及び地域貢献度等の点数をつけているとの答弁がありました。

次に、総合評価入札の落札者はどのように決定するのか、今後の課題は何かとの質疑がありました。

これに対し、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした業者に対しヒアリングを行うとともに、技術評価点を勘案し、契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合、請負契約ができると判断して落札者が決定される。今後の課題については、県として、総合評価方式は品質確保のための重要な入札方式として積極導入を図っているが、業界からは手続などが複雑との理由により改善の要望が出されているので、他県の事例等も参考にしながら検討をしてい

〔委員会審査報告書（議決事件及び諮問） 巻

るとの答弁がありました。

そのほか、県内企業育成のための入札参加実績の取り扱い、入札参加資格要件などについて質疑がありました。

次に、乙第6号議案「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」は、平成19年第4回沖縄県議会（定例会）で議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため議会の議決を求めるものである。

変更の主な内容は、儀間ダム本体工事において、堤体の基礎面に転石や不連続の亀裂、湧水等が確認されたため基礎処理範囲を追加する必要があること、堤体点検の確実性と除草等の維持管理に要するライフサイクルコストの縮減を図るために堤体のり面保護材料の変更を行う必要が生じたことから、契約金額を当初の31億4790万円から36億4650万円に変更するものであるとの説明がありました。

次に、乙第9号議案「訴えの提起について」は、県営住宅に入居する長期家賃滞納者に対して、建物の明け渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

訴えの主な内容は、入居している県営住宅を明け渡すこと、未納家賃及び損害賠償金を支払うこと、訴訟費用は被告らの負担とすることであるとの説明がありました。

本案に関し、訴訟後、強制執行に至ったものは何件か、その家族構成と母子家庭の件数は何件かとの質疑がありました。

これに対し、昭和62年から平成23年7月末までに1303件を提訴し、その中で強制執行に至ったものは450件、約34.5%である。また、家族構成と母子家庭の件数については、強制執行に至った家族構成等についての資料は整備していないが、今回の法的対象者の世帯状況は、一般世帯31件、生活保護世帯1件、障害者世帯1件、母子世帯21件、父子世帯3件、単身世帯10件、その他16件の合計83件であるとの答弁がありました。

次に、県営住宅使用料減免措置の適用は何件か、指定管理者制度の導入による相乗効果はどういうことで効果があらわれたのかとの質疑がありました。

これに対し、平成18年度から平成22年度までの5年間で258件の減免措置申請を受け付けている。また、指定管理者等においては、家賃徴収率を高めるためにお互いのノウハウの情報交換を行ったり、口座引き落としの時期を変更するなどの収納率の改善に向けた取

り組みを行っているとの答弁がありました。

次に、不納欠損処理を行う基準と額は幾らかとの質疑がありました。

これに対し、不納欠損処理は、基本的に破産宣告を受けた者を対象に行い、平成20年度から22年度までの3年間で5件、金額にして316万円であるとの答弁がありました。

そのほか、訴えの提起の重要性、指定管理者制度の導入による費用対効果、生活困窮者や母子世帯等に対する生活保障の必要性などについて質疑がありました。

次に、乙第14号議案「那覇港管理組合規約の一部変更について」は、那覇市及び浦添市と協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

変更の主な内容は、那覇港管理組合において、平成24年度から浦添埠頭のコースタルリゾート地区の事業に着手するため、那覇港管理組合の事業について組織団体の負担割合を決める必要があることから、地方自治法第286条の規定に基づき那覇港管理組合規約の一部変更を行うものであるとの説明がありました。

次に、諮問第1号「軌道敷設の特許申請に伴う意見について」は、沖縄都市モノレールの延長整備に伴い、軌道法施行令第2条第1項の規定により、内閣府沖縄総合事務局長から知事の意見を求められているので、同条第2項の規定に基づき議会の意見を求めるものである。

主な内容は、路線の起点、那覇市首里汀良町3丁目25番2地先から、終点の浦添市前田3丁目1600番までの区間において、県道4カ所、総延長697メートルの区間について議会の意見を求める必要があることから、軌道法施行令第2条第2項に基づき、平成23年10月20日までに意見を求めるものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、乙第9号議案については、共産党所属委員から反対する旨の意見表明があり、採決の結果、乙第9号議案は、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

乙第5号議案、乙第6号議案及び乙第14号議案の3件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

諮問第1号については、全会一致をもって本件に異議ないものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終

わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

乙第9号議案に対する討論の通告がありますので、発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 私は、日本共産党県議団を代表し、議題になっています乙第9号議案「訴えの提起について」について反対する討論を行います。

この議案は、県営住宅の家賃の長期の滞納者83世帯に対して、1、県営住宅を明け渡せ、2、未納家賃と明け渡すまでの期間について「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額」の損害賠償金を支払えということです。

なぜ、こんなに家賃の長期滞納者が多いのか実態を明らかにする必要があります。その理由の一つは、全国一高い失業率があります。働きたいのに仕事がない、家賃が支払いできないという生活困窮者はますますふえるばかりです。そういう厳しい経済状況の中で、家賃の支払いができないために県営住宅を追い出されたら、それこそ死活問題になります。

さらに、未納家賃と明け渡すまでの期間について「近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額」の損害賠償金を支払えというのは余りにも酷であります。これまでに既に450件が立ち退きの強制執行をされ、住居を奪われています。

もともと県営住宅は、低額所得者の居住権を保障する制度です。そういう低所得者が安い県営住宅を追い出されて、高い民間のアパートに住めるはずがありません。このような強制退去は、憲法や公営住宅法の本質からも認められないものであります。

そもそも憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と個人の生存権を確認し、さらに「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。

公営住宅法は、これを受けて第1条に「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮

する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」することにより、「国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と宣言し、低額所得者の住宅難の解消を図るため、公営住宅の供給を国の施策として確立することを企図したものであります。また、同法第3条では、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。」と供給責任を明確にしています。そして、同法16条で家賃の減免措置をとることができることが明記されています。これまで、県は、この家賃の減免措置の制度の活用をしてきていますが、救済するにはまだまだ不十分です。同法19条では、「特別の事情がある場合」には家賃等の徴収猶予をすることができることをうたっています。ところが、これまでこの制度の活用がされていません。この制度も最大限に活用を図るべきであります。

家賃滞納者の多くが、沖縄が戦後67年にわたる日米両政府による軍事的・植民地的支配の広い意味での犠牲者という側面もあると考えます。多くの矛盾が生活弱者にのしかかっています。それだけに地方自治体がそれこそ救いの手を差し出すべきです。

生存権を保障するために、基本的にはすべての住民に住宅は保障されるべきであります。憲法第13条は、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重をうたっています。住宅を追い出されるのは人間の尊厳を踏みにじるものであり、まさに屈辱的な仕打ちをするものだと思います。

したがって、県は、憲法や公営住宅法の本質で減免や徴収猶予など、家賃滞納者の救済のためにもっと努力すべきです。そのことを指摘して討論を終わります。

○議長（高嶺善伸君） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（高嶺善伸君） 再開いたします。

これより乙第5号議案、乙第6号議案、乙第9号議案、乙第14号議案及び諮問第1号の採決に入ります。

議題のうち、まず乙第5号議案、乙第6号議案及び乙第14号議案の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案、乙第6号議案及び乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、乙第9号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高嶺善伸君） 起立多数であります。

よって、乙第9号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 次に、諮問第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、本件に異議はない旨答申すべきというものであります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

．．

○議長（高嶺善伸君） 日程第8 乙第7号議案及び乙第8号議案を議題といたします。

各議案に関し、委員長の報告を求めます。

観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長比嘉京子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件） 巻末に掲載〕

〔観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長比嘉京子さん登壇〕

○観光振興・新石垣空港建設促進特別委員長（比嘉京子さん） ただいま議題となりました乙第7号議案及び乙第8号議案の議決議案2件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、乙第7号議案「財産の取得について」は、平成25年3月から供用開始予定の新石垣空港に配備する空港用化学消防車を購入するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、品名は「空港用化学消防車（6000リットル級）」、数量は1台、契約金額は1億7850万円、契約の相手方は帝国繊維株式会社であるとの説明がありました。

本案に関し、空港用化学消防車の契約方法、対象業者数及び参加業者数はどうなっているか、当該車両の県内空港への配備状況はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、当該車両の契約方法は一般競争入札である。対象業者は国内に3製造業者あり、3社が応札した。県管理12空港のうち、伊江島空港を除く11空港に配備されているとの答弁がありました。

そのほか、当該車両を現空港の2台から新空港の3台へふやす理由、耐用年数及び今後の購入計画などについて質疑がありました。

次に、乙第8号議案「財産の取得について」は、新石垣空港に配備する空港用救急医療搬送車を購入するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

契約の内容は、品名は「空港用救急医療搬送車（125型）」、数量は1台、契約金額は6489万円、契約の相手方は株式会社オカノであるとの説明がありました。

本案に関し、空港用救急医療搬送車の配備は、空港の規模等による配備基準があるか、県内ではどの空港に配備されているかとの質疑がありました。

これに対し、当該車両の配備は、国土交通省航空局が定める配備基準による。県内では現在那覇空港に配備されており、新たに新石垣空港に配備する。その他の県管理空港には順次配備する計画であるとの答弁がありました。

そのほか、那覇空港への配備台数、当該車両に空調機が必要な理由などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、乙第7号議案及び乙第8号議案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより乙第7号議案及び乙第8号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案及び乙第8号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第9 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「平成23年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」は、沖縄特別振興対策調整費を活用して実施する事業のほか、災害等への対応など当初予算編成後の事業変更により緊急に対応を要する事業について必要な予算を措置するものである。

補正予算の総額は、歳入及び歳出ともに41億7663万5000円で、これを既決予算額612億2205万8000円に加えると、改予算額は6169億9869万3000円となる。

歳入の主な内容は、東日本大震災における被災者支援のための被災者生活再建支援基金拠出分として措置される特別交付税が10億4610万6000円、地域医療再生臨時特例交付金など16億8542万3000円、地域医療再生基金繰入金など6億8055万1000円及び地域総合整備資金貸付金元利収入など3億7256万2000円である。

歳出の主な内容は、普通建設事業費の単独事業が、地域医療再生基金を活用した医療機器の整備や地域温暖化対策基金を活用した公共施設高遮熱塗装の整備など2億8032万7000円、そのほかの経費のうち、物件費が、地球温暖化対策基金を活用した海岸漂着物処理対策費や沖縄特別振興対策調整費を活用した国内外の企業誘致促進費など4億4298万2000円、投資及び出資金が、被災者生活再建支援基金拠出金として10億7909万2000円、積立金が、地域医療再生基金や減債基金の積立金として18億4496万円、貸付金が、沖縄都市モノレール株式会社への長期無利子貸付金や看護師等就学資金として2億2168万4000円であるとの説明がありました。

本案に関し、防災対策費の内容はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、防災対策費は大きく分けて2つある。1つは、地域防災計画見直し等のための基礎調査の委託費で、県内の地理的特性等を踏まえ、地震・津波からの避難に係る調査・分析を行うための費用、住民の地理的状況の把握、市町村の避難対策を講じるための海拔高度地図の作成のための費用を計上している。もう一つは、東日本大震災の被災地支援のために放出した備蓄食料を補てんする費用を計上しているとの答弁がありました。

次に、被災者生活再建支援基金への拠出金の内訳、財源はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、拠出金の内訳は、東日本大震災に係る追加拠出分が4億1937万4000円、積み戻し分が6億5971万8000円、合計で10億7909万2000円となっている。財源は、追加拠出分は100%、積み戻し分については95%が地方交付税となっているとの答弁がありました。

次に、海岸・砂防調査費に関し、津波による浸水害の想定範囲等調査に要する経費とあるが、防災対策費の海拔高度地図との兼ね合いはどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、海岸・砂防調査費は、東日本大震災を踏まえ、本県においても地震・津波についてシミュレーションを見直すものである。内容は、本県における地震・津波の実態を把握するとともに、学術的知見により考えられる地震や計算モデルを設定した津波の解析計算を実施し、市町村が作成する津波ハザードマップのための浸水データを提供するものである。一方、防災対策費で作成する標高の地図は、県内全域の標高を、例えば5メートルごとに色分けするなど地図上にあらわすものであり、県のホームページ等で公表

するとともに、市町村にも配りたいとの答弁がありました。

次に、過去の大津波を加味し、30メートルから40メートルまで津波が押し寄せる場合の対策を検討しているかとの質疑がありました。

これに対し、県の地震・津波想定検討委員会の取りまとめにおいても、科学的見地から想定される頻度の高い地震のほか、歴史に学ぶ最大級のものに備えるべきということで、明和の大津波等を考慮に入れた対策を今後講じていくとの提言がされているとの答弁がありました。

次に、看護師確保対策費7805万円のうち、学生への資金対応は幾らか、昨年度の修学資金貸与実績はどうなっているかとの質疑がありました。

これに対し、補正額のうち、修学資金の分は4320万円である。平成22年度の県の修学資金貸与額は6107万4000円であるとの答弁がありました。

次に、雇用対策推進費の事業の内容について質疑がありました。

これに対し、インターンシップや合同説明会などこれまでの出口的な対策に加え、高校、大学7年間連続して受けられるような高校生、大学生のキャリア形成支援プログラムを新たに作るものであるとの答弁がありました。

次に、学校がつくったキャリア教育学習プログラムがあるならば、これを生かすべきではないかとの質疑がありました。

これに対し、これまで教育庁、県内の8つの大学と聞き取り、調整等を行ってきた。今後、具体的にどのようなプログラムにしていくなについては、教育庁、大学現場と調整しながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、那覇市の中核市移行に伴い、県中央保健所を有償で譲渡する考えのようだが、無償での話し合いはできないかとの質疑がありました。

これに対し、中央保健所はできてまだ数年なので、譲渡すると国庫補助金の返還が残っている。県の立場もあって有償となった経緯があるとの答弁がありました。

そのほか、科学学術振興費の内容、うるま市交通センターの状況、工業開発推進費の内容、遮熱化事業の効果、地域医療再生基金の額と主な事業、海外事務所の開設、家畜畜産物流通対策費の財源、健康パイオ関連産業振興費の内容、商業振興対策費の内容、結核患者管理費の内容、身体障害者スポーツ振興費の補正理由、備蓄食料の活用、未熟児等養育費の内容、外国人

観光客向け観光情報ガイドブックの内容、信号機の台風被害状況、LED式信号の省電力効果、救急医療対策費の内容などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要であります。採決の結果、甲第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第10 甲第3号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺 昇君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺 昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺 昇君） ただいま議題となりました甲第3号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、病院事業局長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第3号議案「平成23年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）」は、まず、沖縄県地域医療再生臨時特例基金を活用し、第2条の収益的収入及び支出の予定額に関し、助産師外来の充実に向けて助産師の研修を実施するため120万3000円の補正増を行う。また、第3条の資本的収入及び支出の予定額に関し、医療機

器の整備を行うため3490万円の補正増を行う。次に、第4条の他会計からの補助金に関し、一般会計からの補助金が120万3000円増額したことにより、35億5280万4000円に改めるものであるとの説明がありました。

本案に関し、助産師外来の充実に向けた助産師の研修のための補正額はどのような内容かとの質疑がありました。

これに対し、補正額の内容は、助産師の研修を実施するための旅費及び参加負担金である。県立北部病院及び県立中部病院からは県外へ、県立八重山病院からは他県立病院への研修派遣を予定しているとの答弁がありました。

次に、第3条の資本的収入及び支出の建設改良費はどのような内容かとの質疑がありました。

これに対し、建設改良費は、県立宮古病院の医療機器の整備のための資産購入費であり、脳外科用の顕微鏡を購入するとの答弁がありました。

そのほか、研修予算を補正で措置する理由及び次年度以降の対応状況、新県立宮古病院におけるがん治療体制などについて質疑がありました。

以上が委員会における説明及び質疑の概要ですが、甲第3号議案は、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第11 甲第2号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 當山眞市君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山眞市君） ただいま議題となりました甲第2号議案の予算議案1件について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、土木建築部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明の概要等について申し上げます。

甲第2号議案「平成23年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、平成23年度消費税納付に係る予算現額4284万8000円に対し、平成22年度決算の結果、年間6989万1000円の納付が必要となり、2704万3000円の不足となったため増額補正するものであるとの説明がありました。

以上が委員会における説明の概要であります。採決の結果、甲第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第12 議員提出議案第2号 軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

玉城ノブ子さん。

〔議員提出議案第2号 巻末に掲載〕

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん ただいま議題となりました議員提出議案第2号につきましては、10月6日に開催した経済労働委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、軽油引取税の課税免除措置の存続について、それぞれ関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第2号「軽油引取税の課税免除措置の存続を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第13 議員提出議案第3号 新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

当銘勝雄君。

〔議員提出議案第3号 巻末に掲載〕

〔当銘勝雄君登壇〕

○当銘 勝雄君 ただいま議題となりました議員提出議案第3号につきましては、10月11日に開催した沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求めることについて関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第3号を朗読いたします。

〔新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

なお、意見書につきましては、その趣旨を関係要路に要請するために議会の代表を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） これより議員提出議案第3号「新たな「駐留軍用地跡地利用推進法」（仮称）の制定を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高嶺善伸君） ただいま可決されました議員提出議案第3号に関し、提案理由説明の際提出者から、その趣旨を関係要路に要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第3号につきましては、去る10月4日の会議において派遣決定がなされた「沖縄振興一括交付金（仮称）の確保を求める意見書」の派遣議員にあわせて要請させることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第14 陳情1件を議題といたします。

本陳情に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長當間盛夫君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 當間盛夫君登壇〕

○総務企画委員長（當間盛夫君） ただいま議題となりました陳情1件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情1件を採決いたします。

お諮りいたします。

本陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情1件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第15 陳情10件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

経済労働委員長玉城ノブ子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔経済労働委員長 玉城ノブ子さん登壇〕

○経済労働委員長（玉城ノブ子さん） ただいま議題となりました陳情10件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情10件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情10件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第16 請願1件及び陳情12件を議題といたします。

請願及び各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長赤嶺昇君。

〔請願及び陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔文教厚生委員長 赤嶺昇君登壇〕

○文教厚生委員長（赤嶺昇君） ただいま議題となりました請願1件及び陳情12件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております請願 1 件及び陳情12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

請願及び各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの請願 1 件及び陳情12件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第17 陳情 4 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

土木環境委員長 當山 眞市君。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔土木環境委員長 當山 眞市君登壇〕

○土木環境委員長（當山 眞市君） ただいま議題となりました陳情 4 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 4 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 4 件は、委員長の報告のと

おり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第18 陳情 5 件を議題といたします。

各陳情に関し、委員長の報告を求めます。

米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん。

〔陳情審査報告書 巻末に掲載〕

〔米軍基地関係特別委員長 渡嘉敷喜代子さん登壇〕

○米軍基地関係特別委員長（渡嘉敷喜代子さん） ただいま議題となりました陳情 5 件につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおりに処理すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（高嶺善伸君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これよりただいま議題となっております陳情 5 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

各陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの陳情 5 件は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（高嶺善伸君） 日程第19 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（高嶺善伸君） 各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおりに閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高嶺善伸君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

————— . . . —————

○議長（高嶺善伸君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位に

は長い会期中、連日熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝申し上げます。

なお、今期定例会における議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第6回沖縄県議会（定例会）を閉会いたします。

午前11時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 嶺 善 伸

会議録署名議員 翁 長 政 俊

会議録署名議員 大 城 一 馬